

昭和四十三年九月

四日市市議会定例会目次

ページ

第一号（九月九日）

会議録署名議員の指名について……………一〇

会期の決定について……………一一

昭和四十二年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
報告……………一一

昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてその他
議案説明……………一二

第二号（九月十一日）

一般質問

伊藤太郎君
東名阪国道の建設と地域開発についてその他……………三二

安垣勇君
三重用水事業の推進についてその他……………五七

伊藤信一君……………

畜産公害についてその他	七四
伊藤金一君	
道路政策と学校営繕及び人員配置についてその他	一〇二
六平豊司君	
計画性と実行についてその他	一一〇

第三号（九月十二日）

一般質問

豊田稔君	
四日市の産業政策に対する基本構想と考え方並びに関連する事項についてその他	一五一
藤井泰治郎君	
市行政の各課連携についてその他	一七二
後藤藤太郎君	
市財政の見通しについてその他	一八五
吉垣照男君	
都市計画についてその他	二一五
昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてその他	

質疑：委員会付託

第四号（九月二十日）

昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてその他	二六四
委員長報告：質疑、討論、議決	
昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第二号）その他	二六七
委員長報告：質疑、討論、議決	
公平委員会委員の選任について	二七七
議案説明：質疑、討論、議決	
教育委員会委員の任命について	二七九
議案説明：質疑、討論、議決	
人権擁護委員の推薦について	二八七
議案説明：質疑、討論、議決	
公有水面埋立の追認についての意見についてその他	二八七
議案説明：質疑、討論、議決	
陳情書等審査結果報告	二八八
日程追加緊急質問公害対策協議会について	二八九
	二九四

昭和四十三年九月九日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

昭和四十三年九月四日市市議会議事録 第一号

米田好兼速記

昭和四十三年九月九日(月曜日)

○議事日程 第一号

昭和四十三年九月九日(月)午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第六号 昭和四十二年四日市港開発事業団特定事業

会計決算の報告について……………報告

第四 議案第七〇号 昭和四十二年四日市立四日市病院事業決

算認定について……………議案説明

第五 議案第七一号 昭和四十二年四日市市水道事業会計利益剰

余金処分並びに決算認定について……………”

第六 議案第七二号 昭和四十三年四日市市一般会計補正予算(

第二号)……………”

第七	議案第七三號	昭和四十三年度四日市市基金特別會計補正予算(第一号)……………	議案説明
第八	議案第七四號	昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別會計補正予算(第一号)……………	〃
第九	議案第七五號	昭和四十三年度四日市市公共下水道特別會計補正予算(第一号)……………	〃
第一〇	議案第七六號	昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別會計補正予算(第一号)……………	〃
第一一	議案第七七號	昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別會計予算……………	〃
第一二	議案第七八號	昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業會計第一回補正予算……………	〃
第一三	議案第七九號	昭和四十三年度四日市市水道事業會計第一回補正予算……………	〃
第一四	議案第八〇號	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………	〃
第一五	議案第八一號	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………	議案説明
第一六	議案第八二號	四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について……………	〃
第一七	議案第八三號	四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について……………	〃
第一八	議案第八四號	四日市市交通災害共済条例の制定について……………	〃
第一九	議案第八五號	四日市市中央緑地運動施設使用条例の制定について……………	〃
第二〇	議案第八六號	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	〃
第二一	議案第八七號	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………	〃
第二二	議案第八八號	土地の取得について……………	〃
第二三	議案第八九號	市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について……………	〃
第二四	議案第九〇號	字の区域の変更について……………	〃
第二五	議案第九一號	工事請負契約の締結について……………	〃
第二六	議案第九二號	工事請負契約の締結について……………	〃

第二七 議案第九三号 市道路線の一部廃止について……………議案説明

○本日の会議に付した事件

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第六号 昭和四十二年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 第四 議案第七〇号 昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 第五 議案第七一号 昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定について
- 第六 議案第七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 第七 議案第七三号 昭和四十三年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)
- 第八 議案第七四号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 第九 議案第七五号 昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 第一〇 議案第七六号 昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 第一一 議案第七七号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算
- 第一二 議案第七八号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 第一三 議案第七九号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 第一四 議案第八〇号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

- 第一五 議案第八一号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 第一六 議案第八二号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 第一七 議案第八三号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第一八 議案第八四号 四日市市交通災害共済条例の制定について
- 第一九 議案第八五号 四日市市中央緑地運動施設使用条例の制定について
- 第二〇 議案第八六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第二一 議案第八七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第二二 議案第八八号 土地の取得について
- 第二三 議案第八九号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について
- 第二四 議案第九〇号 字の区域の変更について
- 第二五 議案第九一号 工事請負契約の締結について
- 第二六 議案第九二号 工事請負契約の締結について
- 第二七 議案第九三号 市道路線の一部廃止について

○出席議員(四十一名)

味岡一郎君	天春文雄君	荒木武治君
-------	-------	-------

山 矢 安 六 宮 松 增 前 藤 日 日 早 服 長 野 生 豊 坪
 中 田 垣 平 田 島 山 川 井 比 冲 川 部 川 崎 川 田 井
 忠 繁 豊 良 英 辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平 妙
 一 郎 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫 弘 元 芳 蔵 稔 子
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

辻 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 笠 大 大 岩 伊 伊 伊 伊
 橋 積 上 藤 林 林 霸 野 村 田 谷 島 田 藤 藤 藤 藤
 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 七 喜 武 久 信 太 泰 金
 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 深 衛 正 雄 雄 一 郎 一 一
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（三名）

山本 照男 勝君
吉垣 照男 勝君

加藤 定男 君
山谷 專九 君
山口 信生 君

○議案説明のため出席した者

市長公室長 谷沢 文男 君
収入 役 庄司 良一 君
助 役 加藤 寛嗣 君
助 役 岩野 見齊 君
市 長 九鬼 喜久男 君
総務部 長 平井 清三 君
税務部 長 伊藤 涼一 君
産業部 長 阿南 輝彦 君
厚生部 長 小西 忠臣 君

衛生部長 中山 英郎 君
土木部長 三輪 喜代司 君
建設部長 園浦 和己 君
副収入 役 村木 喜代次 君
教育 長 栗林 武男 君
次 長 滝 伝之助 君

市立事務局長 天野 正春 君

水道事業管理者 城井 正義 夫 君
次 長 鷺野 正和 君
技術部 長 加藤 弘君

消防 長 富山 光三 君

代表監査委員 森 新八 君

○市議会事務局

事務局長	菊地英也君
次長	森正太郎君
議事係長	小坂靖君
主事	柴田静良君
主事	坂崎大之丞君

午後二時四分開会

○議長（伊藤泰一君） ただいまから昭和四十三年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員は、三十八名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。
要求いたしましたおきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。
なお、教育委員長は裁判のため欠席いたしましたから、ご了承願います。

○議長（伊藤泰一君） これより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤泰一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により議長において川村君及び前川君を指名いたします。

日程第二 会期の決定についで

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から九月二十日までの十二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は十二日間と決定いたしました。

日程第三 報告第六号昭和四十二年四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告についで

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第三、報告第六号昭和四十二年四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告についでを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

報告第六号は、四日市港開発事業団特定事業会計決算について関係書類を地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

○議長（伊藤泰一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

別段、ご質疑もありませんので、報告第六号は了承することにいたします。

日程第四 議案第七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について、ないし

日程第二十七 議案第九十三号市道路線の一部廃止について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第四、議案第七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし日程第二十七、議案第九十三号市道路線の一部廃止についての二十四議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第七十号は、昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業の決算であります。

まず、決算報告書、収益的収入及び支出において、収益的収入の決算額は、医業収益及び医業外収益を合計して四億七千六百六十五万七千四百七十七円となり、予算額に比し一千百三十三万七千八百五十三円の収入減となりました。これは、医業収益中の外来収益において医師の欠員等が原因して、予算を下回ったことによるものであります。

収益的支出の決算額は、医業費用、医業外費用及び准看護婦養成所費用を合計して四億八千六百五十四万三千五百六十五円となり、予算不用額百四十五万一千四百三十五円を生じました。これは主として医業費用で一般諸経費の節減に伴い生じたものであります。

期間外収入及び支出において、期間外収益の決算額は四万五千三百六十三円、期間外費用の決算額は九十四万九千

八十三円となりました。これは、過年度損益修正事項として前年度繰越利益剰余金の増減となっております。

資本的収入及び支出において、出資金の収入決算額三千二百六十一万四千九百九十四円に対し、建設改良費及び償還金の支出決算額は六千四百五十四万三千七百九十九円となり、決算上収入不足となる三千百九十二万九千五百二十五円は、当年度分及び過年度分損益勘定の留保資金並びに減債積立金及び建設改良積立金をもって充て、なお不足する額は、引き継ぎ基本資産で補っていたしました。

次に、損益計算書において医業関係では、医業収益が医業費用を下回った結果、一千二百五十二万四千九百九十九円の医業損失を生じ、医業外関係では、医業外収益が医業外費用及び准看護婦養成所費用を上回ったが、医業損失を差し引き九百八十八万六千四百八十八円の当年度純損失となりました。

剰余金計算書において、利益剰余金では、前年度繰り入れの減債積立金百万円及び建設改良積立金一千万円はいずれも当年度で資本金に組み入れ、残高は零となりました。

また、未処分利益剰余金は、当年度純損失九百八十八万六千四百八十八円のうち前年度繰越利益剰余金年度未残高五百七十二万二千百十六円を補填し、残り四百十六万四千三百二円が当年度未処理欠損金となりました。

資本剰余金では、寄付金五十三万円及び補助金九万七千五百円はいずれも前年度繰り越しに係るもので、当年度未残高合計六十二万七千五百円が次年度へ繰り越しとなりました。

欠損金処理計算書において、当年度未処理欠損金四百十六万四千三百二円は、繰越欠損金として翌年度で処理することとなりました。

次に貸借対照表において、資産では、固定資産及び流動資産の合計五億四千九百六十八万五千二十二円、負債では固定負債及び流動負債の合計一億一千六百三十九万二千六百九十二円、資本では、資本金及び剰余金の合計四億三千

三百二十九萬二千三百三十円となりました。前年度末の資本合計四億二千四百八萬二千四百六十八円に比し、九百二十萬九千八百六十二円の資本増加になりました。

なお、四十一年度に完成した新病棟九十九床の増床と相まって、四十二年度には厨房室の増築工事等内部施設の充実をはかり、新しい医療機械器具等を整備して市民の診療に万全を期すべく医師、職員一体となつての努力を続けておりますが、四十二年度決算においては、前述のとおり結果的には、九百八十八萬余円の欠損金を生ずるにいたりました。これも皮膚泌尿器科医師の欠員補充が困難であつたこと及び病室の内部改装のため一時的に入院患者を抑制した期間があつたことに原因するもので、眞止むを得なかつたものでありまして、四十三年度においては、これを解消するよう措置するとともに今後とも市民のための総合病院として一段の発展策を講じ、もつて経営成績の向上に資したい所存でございます。

以上、昭和四十二年度市立四日市病院事業決算の概要であります。

次に、議案第七十一号、昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算についてご説明申し上げます。

まず、決算報告書において、収益的収入の決算額は、五億七千一萬三千五百四十七円で収益的支出の決算額は、五億二千四百五十七萬九千四十二円となりました。

収益的収入は、予算額に比較して二千三百八十八萬一千五百四十七円の増収となりましたが、これは主として給水戸数の自然増加と、生活水準の向上による使用水量の上昇に伴う水道料金収入であります。

収益的支出は、一千九百四十五萬一千九百五十八円の予算不用額を生じましたが、この主な理由は受託給水工事が一部翌年度施工となつたことによる材料費、工事請負費と企業債前借並びに一時借入期間が予定より短縮されたこと

による借入金利息の不用額であります。

期間外収入及び支出は、過年度損益修正事項でありまして、いずれも繰越利益剰余金の増減を行ないました。

資本的収入の決算額は、三億九千四百七十九萬九千九百二十三円で、予算額に比較して、一千八百八十四萬七千七百十七円の減収となりましたが、この主な理由は、建設改良費の一部が翌年度繰り越したことによりその財源である企業債のうち二千萬円の借入れを延伸し、昭和四十三年度において借り入れることとしたためであります。

なお、企業債収入のうち、三百四十萬円は、翌年度繰越工事の財源として留保いたしました。

資本的支出の決算額は、五億二千三百八十八萬三千五百円で、地方公営企業法の規定による繰越額二千三百四十萬円を加えますと、五億四千七百二十萬三千五百円の支出総額となりおおむね予算どおり執行いたしました。

収入決算額のうち企業債留保分を差し引いた純収入額に対し支出決算額が一億三千二百四十萬三千八百八十二円超過することとなりますので、この補てん財源は、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額、前年度繰越損益勘定留保資金及び繰越工事資金を充たいたしました。

損益計算書につきましては、収入額五億七千一萬三千五百四十七円、支出額五億二千四百五十七萬九千四十二円で差し引き四千五百四十三萬四千五百五十五円の純利益であります。

剰余金計算書は、各剰余金の年度内における増減を科目別に表示いたしましたもので、当年度未処分利益剰余金四千七百三十七萬七千二百一円、次年度繰越資本剰余金三億九千二百十二萬三千九百十三円となりました。

剰余金処分計算書は、前述の計算書により、当年度未処分利益剰余金の処分方法を定めるものでありまして、地方公営企業法の規定により四千五百萬円を企業債償還のため減債積立金として処分し、残額二百三十七萬七千二百一円は、翌年度に繰り越すことにいたしたいと存じます。

貸借対照表は、資産総額二十八億五千二百十二萬六千二百七円、負債総額一億三千六百一十一萬一千三十円、資本総額二十七億一千六百一萬五千七百七十七円であります。

以上が、昭和四十二年水道事業会計決算の概要であります。

議案第七十二号は、本年度本市一般会計補正予算第二号案であります。今回補正の主なる内容は、国県費補助金、市債、その他特定財源の決定または見通しを得たもの二億七千二十五萬五千円、特別職報酬等の改正分並びに職員の希望退職者に対する手当金七千六百四十九萬六千円、中央緑地、体育館等の事業に対する各企業寄付金を財政調整基金への積み立て措置にかかるもの二億八千六百八十四萬三千円、その他緊急に実施を要する市単独事業その他やむを得ないもの二億五千九十六萬四千円等七億八千四百五十五萬八千円の追加補正と、これに関連した債務負担行為並びに地方債の補正をお願いしているものであります。補正後の歳入歳出予算総額は、六十二億五千五百六十八萬七千円と相なるのであります。

第一款議会費は、議員報酬の改正に伴う所要額と乗用車の買いかえ費を計上したものであります。

第二款総務費は、特別職の報酬等改正による所要額と本年度希望退職者に対する手当金、工場誘致用諸資料作成費その他を計上したほか、ロングビーチ市からも経費の分担を受け都市提携記念碑を建設したいと存じここにお願いを申し上げます。

諸費におきましては、今回国庫補助の決定をみました歩道橋その他通学施設整備事業費、塩浜大治田線塩浜交差点交通信号機設置費負担金、追分町ほかの公会所建設費に対する補助金等を追加し、中央緑地及び体育館建設費に対する企業寄付金を次年度以降における同事業費償還金に充当すべく一時財政調整基金に積み立てるための基金特別会計への繰り出し、また、来る十月一日から実施予定の交通災害共済事業特別会計への繰出金を計上いたしました。

徴税費は、市税に対する前納報償金の不足見込み額を追加し、選挙費、統計調査費の追加は、県委託金の増額決定等によるものであります。

第三款民生費のうち社会福祉費は、市社会福祉協議会に対する補助金の増額分を追加し、県費補助金の決定に伴い心配ごと相談所の運営費補助金及び小牧西児童遊園地設置工事業費を計上いたしました。

児童福祉費は、四日市厚生会の設置にかかる母子寮及び保育園の改築費に対する補助金等と今回起債承認の見通しを得たあさけが丘保育園新設費その他保育園整備工事業費等を追加したほか、篤志寄付金による公私立保育園に配備予定のテレビ購入費その他各施設の備品購入費等を追加計上いたしました。

母子寮の改築については、市内には公営施設がありませんので、国県費負担金を除く設置者負担分全額を市において助成することとし、本年度に四百三万円を計上、明年度以降二十九年にわたり九百三十二萬八千円を助成しようとして、債務負担行為をお願いしております。また、厚生会保育園については、市の補助基本額から国県費負担金を控除した三分の一相当額を助成いたしたいと存じます。

第四款衛生費は、じんかい収集処理に要する臨時人夫賃及びブルドーザー使用料等の不足見込み分と泊山清掃終末処理場整備工事業費を追加したものであります。

第六款農林水産業費のうち農業費では関係委員会委員報酬の改正と、農業委員会関連業務組織の改革に伴う追加補正と、県支出金の決定をみました農家労働力調査費及び農作業委託関係調査費とを追加し、また、市内貝家町地内の農業構造改善事業について、農林省の承認を得るに至りましたので今年度より三カ年計画で事業を実施することとし本年度分工事費及び事業補助金を追加計上いたしました。

農業研究施設費においては、前年度市内各企業からの都市環境整備指定寄付金を財源として樹木育成施設の拡充を

行ない一そう都市緑化の推進をはかるべく、苗圃用地の購入費、その他を追加いたしました。

畜産業費は、と畜場食肉市場特別会計への繰出金をお願いしたものであります。

農地費は、今回県費補助の割当が決定いたしました市営土地改良事業にかかる生桑及び尾平農道工、羽津水路工、下野揚水機工等の追加補正を行ない、受託土地改良事業については、桜園場整備事業は県費補助事業費の決定により高角外二件の事業費は実施設計の結果に基づきそれぞれ追加補正を行なうほか、新規に尾平区画整理事業費を追加し土地改良区解散に伴う利子補給金の減額及び井堰樋門の維持管理費を追加いたしました。

水産業費では、磯津漁港内における水路工事及び樋門工事費等を追加いたしました。

第七款商工費では、本市内各企業のますます深刻化する労働力不足に対処するため常に各方面にわたり求人開拓を強力に推進する必要がありますので、これに使用する本市紹介映画の製作費をお願いいたしました。

第八款土木費のうち、土木管理費は、霞ヶ浦土地株式会社から競輪場改修工事にかかる設計管理の委託を受けましたので、この事務費その他を計上したものであります。

道路橋梁費におきましては、市道及び橋梁の維持修繕費の不足見込額及び水道局その他の道路路面復旧受託工事費を通知し新たに舗装材料常温混合プラント建設費を計上して、作業の能率化をはかりました。

また、道路新設改良費では、今回国庫補助の決定をみた踏切構造改良事業費の追加のほか、道路改良及び舗装促進のため、市単独事業費を増額し、橋梁新設改良費では、国庫補助の決定による新山分橋の事業費の補正と、市単独事業として走下り橋と新鹿化橋を継続事業として実施すべく本年度分工事費の追加計上を行ないました。

河川費につきましては、修繕工事費の不足見込額を追加したものであります。

都市計画費では、プライオリティー調査負担金、及び街路交通情勢調査費並びに西浦土地区画整理事業特別会計への繰出金を追加し、街路事業につきましては、国庫補助金の決定をみました子酉・八王子線跨線橋架設工事、千歳町・小生線及び金場・新正線街路舗装工事等の追加補正を行ない、新たに新尾上橋架設工事、稲葉町内部線街路舗装工事等の事業費を追加いたしました。なお、子酉・八王子線跨線橋架設工事については、一部明年度国庫補助の承認を得て施設工事を行ないたいと存じ今回追加をお願いいたしております。

また、西浦土地区画整理事業にかかる管理者負担金については国庫補助金の減額決定に伴いこれを補正いたしました。公園費では過般全員協議会にご了承を得ました大協和石油化学株式会社指定寄付金による霞ヶ浦海没地埋立復元工事費その他を追加し、また中央緑地費は体育館の完成に伴う式典費及び管理運営費並びに競技用備品購入費等を追加いたしました。

都市下水路費につきましては、市内一円にわたる排水路維持修繕費等の追加と、落合都市下水路事業に対する国庫補助の減額決定による補正を行ない、市単独事業費として磯津ポンプ場の新設を計画し、本年度内に基礎工事及び上屋工事の完成をはかり、その他排水路改良工事費の追加をお願いいたしました。

第九款消防費は、総合防災訓練費、消防団員の報酬改正及び公務災害補償等共済基金の負担率の改正に伴う所要経費と工業用水道消火せん設置工事費について追加したものであります。

第十款教育費のうち、教育総務費は、教育委員会委員報酬の改正所要額及び希望退職者に対する退職手当金、並びに私立こひつじ幼稚園増築費に対する補助金その他を追加いたしました。

小学校費、中学校費では、教職員の勤務の負担軽減のため、宿日直代行員備人料、校舎等補修整備費及びさきに全員協議会においてご了承を賜わり急遽実施させていただきました小学校簡易プールの設置費並びにこれに伴う維持費等を追加したほか、児童生徒の机、いす並びに特殊学級新設に伴う備品等の購入費の追加がおもなものであります。

なお、宿日直代行員の経費については、二分の一の県費補助を歳入に計上いたしております。

幼稚園費につきましては、高花平地区に明年度から幼稚園の新設をいたしたいと存じその準備として仮設園舎の建設費、その他各園舎の補修費を追加したものであります。

社会教育費、保健体育費では、関係各種委員の報酬の改正所要額と体育施設の管理費を追加しました。

第十一款災害復旧費は、去る七月五日発生の中豪雨による農地農業用施設災害復旧費を計上いたしましたものでありまして、特定財源として、地元負担金、県費補助金、施設事業にかかる地元立替金等を歳入に計上いたしました。

第十二款公債費は、災害復旧事業債の一部を国の施策に従って繰り上げ償還するため追加したものであります。

第十三款諸支出金は、霞ヶ浦海没地埋立復元工事実施のため本市開発公社所有地を五カ年賦をもって購入いたしたいと存じ、うち本年度分の支払い額を計上いたしましたものでありまして、次年度以降の支払いにつきましては、債務負担行為としてお願いをいたしました。

以上、歳出について概要のご説明を申し上げますが歳入につきましては、歳出各科目で申し上げます特定財源をそれぞれ計上いたしましたほか、当初予算においてお認めいただいた体育館建設事業費の財源として基金特別会計からの繰り入れについては、その後の財政状況を勘案してこれを見合わせることにいたしたいと存じ財源補正をいたしております。

次いで一般財源としては、市税収入、前年度繰越金、自動車取得税交付金、地方交付税等を追加計上して収支の均衡をはかったのであります。

なお、ここで前年度繰越金の使用についてご了承をお願いいたしたいと存じます。本市財政調整基金条例によれば、前年度実質剰余金の二分の一を下らない額を積み立てることになっておりますが、本市財政の現状からいたしまして、

本年度も同条例第五条の規定を適用し、積み立てを停止いたしたいと存じますので何とぞご了承を賜りますようお願い申し上げます。

議案第七十三号、基金特別会計の補正は、さきに申し上げましたとおり基金から体育館建設事業費の財源として一般会計への繰り出しを見合わせ、中央緑地及び体育館建設に対する寄付金を財政調整基金積立金に積み立てたいと存じお願いしたものであります。

議案第七十四号、と畜場食肉市場特別会計の補正は、このほど汚水処理施設の整備について起債の見通しを得ましたのでここに追加計上をお願いしたものでありまして、財源につきましては前述の市債収入のほか前年度繰越金、一般会計繰入金等を充たいたしました。

議案第七十五号、公共下水道特別会計の補正は、業務費にありましては、日水処理場、阿瀬知ポンプ場等諸施設の維持修繕工事費の不足見込み分の追加及び今回県費負担の決定をみました泊山住宅団地内の管渠清掃委託料その他を追加したものであります。

建設改良費につきましては、まず日水処理区においては国庫補助事業費の決定に従い、本年度は終末処理場築造工事を見送ることとしたため全額これを減額し、管渠工事の追加とこれに関連した単独事業費の追加を行ない常磐ポンプ場築造工事及び西浦地区の管渠布設工事を推進することにいたしました。

また、泊山処理区については今回県費負担の決定をみた残管渠工事等を追加いたしました。

なお、歳入につきましては国庫補助金を減額し前年度繰越金、市債収入の増額見込み分、県支出金等を追加計上いたしましたのであります。

議案第七十六号、西浦土地区画整理事業特別会計の補正は、関係者各位のご理解ご協力により家屋移転事業が急速

に伸び当初計画をはるかに上回るに至りましたので移転補償費の増額をお願いしたものであります。

歳入については、管理者負担金を国庫補助額の決定に基づき減額補正し市債の増額見込み分、前年度繰越金その他一般会計繰入金をもって充当いたしました。

議案第七十七号、交通災害共済事業会計予算につきましては、交通災害共済条例の制定並びに特別会計条例の改正について別案ご審議をわずらわすことになっておりますが概要を申し上げますと、共済の対象者として本市に居住されます方の約二〇%のご加入を予定し、共済給付につきましては、それぞれの事故の件数、傷害の程度等過去の実績を勘案して見舞金を積算いたしておるのであります。

歳出運営費は、事務運営に要する諸経費を計上したのでありますが、専任職員の給料等については特に本年度は一般会計において支弁することにいたしましたと存じます。

共済費につきましては、会費は年額で収入され、共済期間は次年度にわたりますので本年度内に支払いを予定されますもののほかは一応予備費に計上することにいたしました。

次に、歳入につきましては共済会費及び一般会計からの繰入金等を計上したのでありますが、事務運営にかかる人件費及び初度調弁費並びに保護世帯に対する市負担分等はすべて一般会計から繰り入れることにいたしております。また、債務負担行為につきましては、共済期間が本年度内に終わらないため翌年度に支出予定の見舞金をお願いしたものであります。

議案第七十八号、市立四日市病院事業会計の補正は、当初予算においてご決議をいただきました旧厨房室の改造工事が近く完成しここに事務室を移転させることとなりますので、かねての整備計画に基づき外来棟、第一病棟の一部並びにエックス線室の改造工事費の追加計上と小児科病棟手術室その他の器械備品の購入費をお願いしようとするものであります。この資金調達につきましては長期借入金を予定したのであります。

議案第七十九号、水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出につきましては現在建設中の四日市港第二埠頭における給水工事の受託に伴い追加計上したものであります。また、資本的収入及び支出については、市内各所の給水を円滑にするため配水管布設工事費の追加をお願いするものであります。収入には受益者からの寄付金を追加し、なお不足分については前年度繰越損益勘定留保資金をもって補てんいたしました。

議案第八十号、農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の改正案は、本年七月二十日、新しい町として県知事の告示がなされました。富田、富洲原地区の富双一丁目及び富双二丁目をそれぞれ第一選挙区に加えようとするものであります。

議案第八十一号、市役所出張所設置条例の改正案は、本年七月二十日から富田、富洲原地区において新しく町を設定いたしました富双一丁目及び富双二丁目について、富双一丁目を富田出張所の、また富双二丁目を富洲原出張所の所管区域に加えようとするものであります。

議案第八十二号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の改正案は、地方公務員災害補償法施行規則の一部改正により遺族補償の暫定措置に関し、前払い一時金にかかる年金の支払い停止期間の始期等について改正が行なわれたことに伴い、これに準じ本市の関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十三号、議員退職手当支給条例の改正案は、昨年新しく制定された地方公務員災害補償法に基づき、職員の退職理由が公務によると認定する場合の基準を同法の規定に準拠することとしたこと及び地方公務員法における在籍専従職員についての規定が本年十二月十四日から適用されることに伴い、これに準じそれぞれ本市の関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十四号、交通災害共済条例の制定案は、交通事故による災害を受けた市民の救済と福祉の増進に寄与するため本年十月一日から交通災害共済制度を市の事業として実施するに際し、共済の会員、共済会費並びに共済見舞金額等、事業実施に必要な諸事項を規定するため本条例を制定しようとするものであります。

また、本事業を特別会計制度により運営いたしたいと存じ、特別会計条例の一部改正をあわせて行なおうとするものであります。

議案第八十五号、中央緑地運動施設使用条例の制定案は、現在日永地内に造成中の中央緑地公園の施設のうち、市の単独事業である体育館が、ようやく完成の運びとなりましたので、これが使用について、明年三月完成予定の同公園内の他の運動施設をも考慮して必要な事項を定めようとするものであります。

体育館は、貸館的使用を基本方針として運営することとし、使用料は専用使用と個人使用に分けて定め、専用の場合のアマチュア・スポーツを第一義的に考慮して金額を設定しております。

議案第八十六号、消防団員等公務災害補償条例の改正案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正により精神、神経機能の障害を適正に評価するとともに労働者災害補償保険法等関係法令による障害等級区分との均衡をはかるための改正が行なわれたことに伴い、これに準じ本市の関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十七号、非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の改正案は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正より非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給の基礎となる勤務年数の算定並びに退職報償金の支給額についての改正が行なわれたことに伴い、これに準じ本市の関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十八号、土地の取得については、本年度建設予定の市営住宅八十八戸分の建設用地一〇、〇〇〇平方メートルを市内坂部が丘に二千八百八十万円をもって、四日市市開発公社から取得しようとするものであります。

議案第八十九号、新たに土地を生じたことの確認並びに町区域の変更は、昭和四十一年三月三十一日三重県指令港第四五二号をもって埋立竣工認可のありました千歳町九番の一地先公有水面埋立地について、新たに土地を生じたことを確認するとともに、同区域を千歳町に編入しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十号、字の区域の変更は、四日市市下海老土地改良区が実施する土地改良事業の施行により、下海老町字百々、字牛谷及び字北登のそれぞれ一部について字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十一号、工事請負契約の締結案は、市内曙町地内における常磐幹線シールド工事請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額一億五千五百二十万円をもって名古屋市中区錦一丁目十三番二十四号佐藤工業株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事の請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第九十二号、工事請負契約の締結案は、市内曙町地内における常磐ポンプ場築造工事請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額六千五百五十万円をもって名古屋市中区南武平町一ノ十二ノ一三井建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事の請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第九十三号、市道路線の一部廃止は、市内曙町地内における常磐ポンプ場建設用地内に介在する市道の一部について、その用途を廃止しようとするもので、所在につきましてはお手元の図に示すとおりであります。

以上、九月定例会に提出いたしました各議案についてご説明申し上げますが、具体的なことにつきましては、委員の進行に伴いご質疑に応じてご説明申し上げます。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして本件に関する審議は、留保いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる九月十一日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十三分散会

昭和四十三年九月十一日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和四十三年九月十一日 四日市市議会定例会会議録 第二号

米田好兼速記

昭和四十三年九月十一日(水曜日)

○議事日程 才二号

才一 一般質問
昭和四十三年九月十一日(水) 午前十時開議

○本日の会議に付した事件
才一 一般質問

○出席議員(四十二名)

味岡一郎 天春雄 荒木治 伊藤君 藤木君 金武君 一治君

山 矢 安 六 宮 松 增 前 藤 日 日 早 服 長 野 生 豐 坪
 中 田 垣 平 田 島 山 川 井 比 冲 川 部 川 崎 川 田 井
 忠 繁 豐 良 英 辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平 妙
 一 郎 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫 弘 元 芳 蔵 稔 子
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

辻 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加 笠 大 大 岩 伊 伊 伊
 橋 積 上 藤 林 林 霸 野 村 藤 田 谷 島 田 藤 藤 藤
 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 定 七 喜 武 久 信 太 泰
 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男 衛 正 雄 雄 一 郎 一
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（二名）

山本 勝君
吉垣 照男君

谷口 專九君
山口 信生君

○議案説明のため出席した者

市	助	助	収入	市長公室	総務部	税務部	産業部	厚生部	衛生部
長	役	役	役	長	長	長	長	長	長
九鬼喜久男君	岩野見齊君	加藤寛嗣君	庄司良一君	谷沢文男君	平井清三君	伊藤涼一君	阿南輝彦君	小西忠臣君	中山英郎君

土木部長 三輪 喜代司君
建設部長 園浦 和己君

教育委員長 杉浦 西太郎君
教育長 栗林 武男君
次長 滝 伝之助君

市立四日市事務局長 天野 正春君

水道事業管理者 城井 義夫君
次長 鷺野 正和君
技術部長 加藤 弘君

消防長 富山 光三君

代表監査委員 森 新八君

○市議会事務局

事務局長	菊地英也君
次長	森正太郎君
議事係長	小坂靖君
主事	柴田静良君
主事	板崎大之丞君

午前十時五分開議

○議長（伊藤泰一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十四名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり各会派から通告がまいっております。
発言の順序は、一覧表のとおりであります。

なお、議事説明者中、副収入役は欠席いたしましたので、ご了承を願います。

日程才一 一般質問

○議長（伊藤泰一君） それでは、日程才一、一般質問を行ないます。

自由クラブの伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 一般質問の先陣を承りまして、まことに光栄に存じ上げます。自由クラブを代表いたしまして、通告の点に基づきまして、ご質問申し上げます。

才一問でございますが、すでにご承知のように、東名阪国道がだんだんと建設をされますので、これに基づいて地域の開発をされなければならない、この点でございます。

申すまでもなく、西部山間の一帯の住民はもちろんのこと、全市民あげて東名阪国道の達成を待望しておるのでございますが、きわめて順調に進捗いたしましたので、桜地区までの用地の買収も終わったとのことで、近く実施の運びに相なることは、ほんとうにご同慶にたえないのであります。さらに一日も早く東に伸びて、桑名に達する日の早いことをお願いいたします。

こうして、東名阪国道の建設こそは、何か考えてみるというと、当市に発展の一つの光を投げたように感じられるんでございます。この機会を十分に先かしていただいて、全市がうんと前進する機会にこれをせられたいと思うのであります。

私は、常に市政を推進するにおいては、ムードというか、チャンスをとらまえることが最も必要であると、こんなに考えておりますので、こうした観点から私どもの会派でいろいろと話し合いを重ねてまいりました結果、大きく分けて次の二つの点についてだけ、お尋ね申し上げたいと思います。

まず、その一つは、あの東名阪国道を中心にして、東西道路網の大整備であります。その中でも、前々からときどき論議をされてまいりました、当市としては多額の経費を投入して、その造成を推進いたしております霞ヶ浦海没地の復元に伴うところの一大緑地帯の造成、さらに、その前面に建設を急いでおります四十万坪の埋め立て、これら

考えたときに、ほんとうに四日市史上のいままでにならない私は事業であると思えます。その饅ヶ浦一帯と名阪との間にごどのような道路計画があるのか、以前からたびたび聞かされてはまいりましたが、一向にそれについての具体策を承ったことがございません。この点について、お聞かせを願いたいと思えます。

さらに、この道路網の整備につきましては、菰野街道と国道一号線ないしは名四国道との円滑な連絡がどのように考えられているのか。

いつもこの壇上におきまして、近鉄高架の問題が論議されてまいりますが、いつも何か模糊として、どうも結論がはっきりしないのでございます。この点につきましても、明快なお示しをいただきたいのでございます。

次に、才二間といたしまして、内陸向きの企業の誘致がこの東名阪国道に光を添えるものであらうと考えられます。公害の憂いのない、いわゆる内陸向きの企業を誘致することは、きわめて重要な点と考えられます。一つには、市民の生活の安定をはかり、一つには市財政をつちかうことにも相なると考えられるのでございます。

この点につきまして、どのような構想なり、あるいは具体的な計画があるのか、承りたいのでございます。下野保々あたり、あるいは水沢、小山田あたり、県方面には相当に広い原野があるように存じておる次才でございます。

次に、大きく才二間。団地の造成並びに地盤沈下の対策についてでありまして、多少その内容がはっきりしない点は、非常に申しわけなく存じております。ご質問申し上げたい趣旨は、団地造成に伴う雨水の処理、あるいは地盤沈下という事実に対処する方策、こういうような意味でございませう。

住宅団地の造成は、住宅対策として、さらには用途地域をはっきりするうえにきわめて緊要であることは申すまでもないことですが、このここに雨水の処理が最終まで考えられているのかどうか。水下の地域が、これがために甚大な被害に悩んでいることをご存じであるうとは考えますが、この点についてはどんなような方途を講じられて

おるか。従来は、雨が降っても上のほうの丘陵地の緑地帯、あるいはその付近にある田面が湛水池の役目をいたしまして、緩和のために非常に役立って、そのもとに下流の排水施設が整備されてきたことはご承知のとおりであります。

ところが、普通の天候ならばそれでもこと足りるんでございますが、ちよっとした雨が降り続くというところ、ちまちま湛水池帯を失ったこれらの排水路はどつとあふれまして、鉄砲水が土手を越えて住宅地帯に流れ込んで、住民を悩ましておることは、各所に見られるのでございます。

特に、羽津の丘陵地区なんか、ずいぶん土地が造成されて、現に造成中のところもございませうが、その下のほうを承っておる、ここに源を発しておる米洗川、あるいは泊山の団地、前田町のあのすでもうでき上がってしまっておるあの一帯の住宅地帯、この辺の水を集めて流れておる、海星高校の南を流れておる小屋下川と申しますか、これらはその最も著しい例ではなからうかと考えるのであります。

あの小屋下川のごときは、幅三メートルぐらいの平生は小川でございませうが、ちよっと雨が降りますというところ、川岸を乗り越えて、そうして下流雨池川となって、その土手を越えてあの付近の住宅地に流れ込むことは、年に一度や二度ではないのでございます。そういう点についての具体策をお持ちであるならばお聞かせを願いたいののであります。次に、よう似たようなことですが、地盤沈下についても同じことが申されます。この点につきましては、数年前よりよく研究をせられまして、あるいは地下水の過当くみ上げであるとか、あるいは自然の沈下であるとか、いろいろ論議はありましたが、地下水くみ上げ規制などもできまして、いろいろご配慮をわずらわしておるのではあります。沈下したというその事実はなかなか元へ戻るものではございません。そこに、それに対する対策をどうしてお願いしなければならぬのでございます。

富洲原遠洋漁業基地のあの上屋のところも、沈下のためにずいぶん水がのぼってまいったんでございますが、メートル余りかさ上げをされたので、あの辺だけはまずその盆潮から免れるでしょうけれども、あの国道西あたりのほうにおいては、何らいまだにその施策がなされていない。

この富洲原漁港と同じような状況にあるのが磯津町でございます。あそこは、元は満潮時二メートルぐらに高い土地でございますが、私、ちよっとしたことから、去る七日の夜七時ごろ、ちよつと磯津の東町を通ったのでございますが、その時刻はいわゆる盆潮というときやそうでございまして、七時過ぎちよつと満潮のどつ盛りでございます。かわいておつた道を急いで私が帰るために歩いておりますと、マンホールからポコポコポコとききます。あれと思つてびっくりしまして、向こうのマンホール見ても、向こうからもやってきます。みるみる間にあの狭い道路は池のようになつた。川のようになつた。もう風呂から帰つた人はびっくりして、その中にじやんと入るといふうなありさまであります。ほんとうに気の毒でならなかつたのでございます。

これは数年前からのできごとでございますが、いまだにそれを繰り返しておる。その間に一部に逆流どめが設置はされました。いつかからか、小型のポンプも一台置いてありましたが、とてもまかないきれないのがこの間の盆潮の状況でございます。

ほんとうにこんなあわれなことがいまあつてよいのでありましようか。これは、地盤沈下が何から起こつたということはさておきまして、この事実に対処することが私は目下の急務であると考えます。この点についても、具体的なご方策を承りたいのであります。

才三番目、公災害対策についてでございます。

ちよつと三十五年ごろからこの公災害がクローズアップされて、いろいろと市当局においてもそれについての施策を講じていただいたことは、感謝をいたしております。あの当時に比べて、見ることでできなかった青空も、秋晴れも今日見ることができるようになつたことは、よく承知をいたしておるでございますが、どうも施策が五年、六年、十年と続いてきますというマンネリ化するといひますか、それに慣れ切つていくような感じがございしますので、この点については格段の努力をお願いをいたしたいのでございます。

ご承知のように、公害基本法が制定されて、それについての関連法規である大気汚染防止法とか、あるいは騒音防止法、近くは被害者救済法なんかも制定されようとしておりますし、環境基準も制定されようとしております。まことに私たちも国家の力においてこれを育成しようということに対して、非常な喜びを感じるのでございます。

そこで、私たちが具体的に手にしておるのは環境基準の答申案でございます。あれをよく読んでみますというところ、○・二PPM以下の日が年間九九多であればよいと、そして年の平均が○・〇五PPMであればよいということが中核になっておるのでございます。

さて、そういうようなまなこでこの四日市地区の公害を凝視したときに、はたしてそれでいいのでありましようか。九九多、○・〇二以下でよいということは、一多だけは○・〇二PPM以上であつてよい。年間というところ、九十分間ぐらひは○・〇二以上であつてよろしいということになります。○・〇二以上というところ、これはもう切りのないことでございます。あるいは一・〇でも、あるいは○・五でもそれは一向に差しつかえない。年の平均さえ○・〇五であればよいと、こういうことに相なりますと、いままでも私どもが非常に懸念いたしておりました四日市地区の特色という瞬間濃度から見るといふと、非常に何らのこれで押さえにもならないような気がしてならないのでございます。それに対して理事者においていま一つ中央に働きかけて、何とかそれに策を施していただくような方法はないものかお尋ねするのでございます。

さらに、ご承知のように、南部の工業地帯の中を縦横に走っておるパイプラインが設置される時に、これらの寿命は私の聞き間違いかもしれませんが、八年ないし十年が安全性が強いのだということを知りておりましたが、もうぼつぼつその時期が迫ってきておりますので、その安全性があるのか、いま大丈夫なのかということを知りてお尋ねをしたいと思います。さらに、これをもしも取りかえる機会があるならば、海軍道路の北側のように凹字型のみぞに露出の形式を取って、どっかへまとめてもらうということができないのか。そういう点をお願いをし、それについての対処方をお尋ね申すのでございます。

なお、私どもが耳にしておりますと、国においてはこのごろ工場地帯には公共の排煙道を設置する。その場合には国が二分の一の補助をするとか、よく耳にするのでございますが、そういう点についての工場側との話し合いとかご研究がなされているのか、お尋ねを申す次第でございます。

次に、公害対策についての小さく二つ目に畜産公害でございます。畜産公害については、最近、住居地域であるにかかわらず養豚がぼつぼつと始まっており、これが非常に悪臭を伴いますので、市民の非常な苦痛が大きいのでございまして、いつかの本会議にも私、お願いをしたことがございます。もちろん、ハエの発生やら、非常に汚物が流れるやらほんとうに見るに忍びぬものがございますが、保健所なんかこれに措置をお願いするというと、こういうことを言われます。旧市内は、これは衛生特定地域に指定されておるから私たちの力が及びますが、旧市内でないところは市のほうがこの特定地域に指定をお願い出ておらぬので、私たちはただ単に指導するだけです、取り締まることのできないんですと、こういうことを聞いて、私、実はびっくりしておるんでございます。ずいぶん前からこの点がかましく論議されておるのに、なぜ市におかれてはこの衛生特定地域の拡大をなぜ県に申請をして、県知事の認定が得られなかったんであろう、私残念でならないのでございます。この点についてのご見解を承りたいのであります。

ます。

二つ目として、養豚団地をつくるご意思はないのか。隣の楠町でさえもりっぱな養豚団地をつくられて、もう養豚いわゆる畜産公害から解放されていらっしやるにかわらず、この文化都市を誇る四日市に養豚団地がない、そのままに野放しになっておるといふことは、私残念でならないのでございます。この点、どうかよろしくひとつご意見を拝聴いたしたいのでございます。

次に、大きく四番目でございます。住民基本台帳の実施と行政機構の改革についてでございます。

近年、役所の事務は非常に複雑化してまいりまして、これは窓口に来た市民も非常に当惑しておる場面を、私たびたび目撃したものでございますが、これは全国的なものであったと思ひまして、住民の利便を増進するために、あわせて地方団体の行政の合理化をはかるというこの二つの大きな目的を掲げて、住民基本台帳法というのが昨年の九月発布せられておることはご承知のとおりでございます。これの実施せられることによって窓口がぐっと整備されて、市民はこの台帳のところでは居住関係の交渉はもちろんのこと、選挙人の名簿のことから国民健康保険の加入、さては年金の加入、あるいは教育委員会関係の事務の処理、すべてがここでなされなければならない、こういうようなことになっておりますので、これらにつきましてどのようにいわゆる簡素化、合理化をお考えになっていらっしやるのか、この点は出張所との関係もいろいろご考慮があるのだと思ひますから、この点について特に承りたいのでございます。基本台帳のオ三条に、市町村長はこの法に基づいて事務の処理の合理化につとめなければならない、とちゃんと明記されております。すでに昨年の九月実施されておりますので、お考えをひとつ承りたい。

小さい二つ目ですが、住民の利便ということがこの基本台帳にはつきりとオ一条に掲げられておりますので、それに基づいてか、あるいは社会の実情を見てか、各地で共かせぎとか、あるいはなかなか平日役所に出られない方の

ために、差しあたりの事務だけを処理するいわゆる日曜に市民の窓口を開けてやると、こういうことがなされていることはご承知のとおりでございますが、当市においてはこの点どのようなお考えがあるのか承りたいのでございます。次に、大きく才五番。衛生行政の徹底と住民検診の実施についてでございます。

すべての行政は、私は単にこれを計画し、形式的に実施するだけでは私は価値があるのではないと思えます。底まで届かなければいけない。底まで届くことが非常に尊いものであると私は常に信じておりますが、毎年行なわれております結核の検診でございますが、これは市民の健康保持のために、市民の福祉をほんとうに増進するために、まことに尊い私はあれは行事であると思っておるのでございますが、この行事が何か底に届いていないような感じがして残念でなりません。もちろんこれは県が実施するのではございますが、市民のために県が勝手にやんねやからどうでもええというておってよいのでありまっしゃるか。すなわち、統計を見ますというと、四日市市は結核の罹患率、かかる率は人口十万として三六六・三と、こういう比率でありまして、菰野よりも川越よりも、楠町よりも朝日町よりもずば抜けて一番でございます。全国平均に比しても四日市は多いし、県全体の平均から見ても四日市は多い。しかるに検診を受けに来る人はどうか、四十年にはたった一割です。一〇％。四十一年にも一〇・三％、四十二年にやっと二・六、お隣の楠町なんかは八三・三といえます。こういうような点に、私は底に何か届いておらぬものがあるような気がしてなりません。

以上、大きな問題として五つを掲げましてお尋ね申し上げたいんですが、何とぞご回答を賜りたいのでございます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

東名阪国道につきましては、桜までの土地買収がおかげさまで円滑に進みつつありますことは、まことに喜ばしいことと存じておる次第でございますが、ご心配のようにこの東名阪国道が通じた場合の国道一号線と名四国道の連絡をどうつけるかということにつきましては、たいへん重大な問題であって、なおかつ非常に難問の多い問題としてわれわれも非常に事態に処するのに困っておる次第でございますが、一応国道一号線と名四国道の連絡道路として考えられるものは、四日市市・土山線と四日市・関ヶ原線のこの二線でございます。しかしながら、名阪国道に直接入りうるインターチェンジになるのは校でございますので、いわゆる四日市・土山線、菰野街道が最もその国道一号、名四国道、あるいは名阪国道と結ぶ一番基本的なパイプになるとわれわれは考えておりますが、なお、この関ヶ原線等につきましては側道というものを、東西の連絡道路以外に側道というものをつけることによって、この東西の連絡をさらに円滑にしたいと考えておるわけで、側道の設置につきましてはわれわれは努力をしておるわけでございまして、ことにこの四日市・土山線につきましては、病院の前の道路というものは一番幹線になるわけでございますが、ご指摘のように近鉄の高架の問題、あるいは地下道の問題等がございますが、ともかく病院前の道路は二十七メートルに完全舗装をいたしまして、二年計画で一応水道局の上二十メートルぐらいのところまでが二年計画で完了することになっております。

なお、この地下道にするかどうかということにつきましては、西浦の開発の事業と関連してはっきりとした考え方を出したいと思っておる次第でございます。

なお、この三滝川以外に、三滝川のこの菰野街道につきましては、三滝川岸の高架道路というものにつきまして、県などとただいまその事業計画について話をいたしておりますが、何ぶん二十億の資金がかかる高架道路でございます。

すので、容易なことではないと思いますが、三重県などこの点につきまして話しております。なおそのほかに、三滝川の川底と申しますか、川底を利用するような道路を利用できないものか等につきましていろいろと検討をいたしておる最中でございます。

この東名阪国道というものが桜までは四十六年までに入っておりますので、どういたしましてわれわれといたしましては、四日市・土山線を少しでも田滑に流れるように対処いたしたいと考えております。

東名阪国道の建設に伴いますところの内陸の開発につきましては、ご指摘のとおりでございます。四日市の工業発展が大体、港を中心といたしました臨海型で発展いたしておりますので、この内陸型に都市型の工業というものを誘致して、われわれは内陸部の発展に資したいと考えておりますが、やはり問題となりますのは、工業用水と道路が一番問題になると思いますが、われわれといたしましては二つ三つの企業と、この丘陵地立地についていま折衝中でございますので、今後とも引き続き努力をいたしたいと思っております。

それから、桜地域につきましては、このインターチェンジとともにやはりターミナルとしての発展をするのではないかと。トラックターミナルと、集積地にもまきましても国道一号線と名阪国道のトラックターミナルという考え方でいろいろと検討をされておりますが、この桜のインターチェンジの場合も、本格的なトラックターミナルというものをいろいろ考えてくるのではないかと考えますので、そういうような内陸型の工業と同様に、流通的な一つの中心的なセンターとしてわれわれは開発をいたしたいと考えておる次第でございます。

団地造成に伴いますところの雨水の処理でございますが、現在まで行なわれておりますところの団地造成につきましては、すべて公共下水で処理をいたしております。したがって、その点につきましては問題はないうけでございますが、今後できまする団地につきましても、完全な公共下水処理ができますようにいろいろ指導をいたしております

ただ、いろいろの民間の団地ができてまいります。雨水がすぐ川に流れて鉄砲水のような作用をするとか、あるいはまた、従来の農地のところに住宅が建って、湛水したところが住宅化することによって、たとえば茂福だとか羽津のような地域はそういうようなのに該当しておりますが、その雨水のはけ口がないという点がございしますが、これらにつきましてもいろいろと検討中でございます。

米洗川の改修もさしていただいておりますが、泊山あるいは前田町の小屋下川、雨池川等の連絡につきましても、雨池川の流量が大きくなるようないろいろの検討をいたしておる最中でございます。

地盤沈下の対策でございますが、ご指摘のように工業用水のくみ上げ、あるいはビルの冷暖房用の井戸水のくみ上げ等によって、どの都市でも大なり小なり地盤沈下をいたしておるのが現状でございます。ことに最近の東京都の発表によりますと、東京都の内陸部が年間十センチも地盤沈下をしておるといような事実も出ておりますように、全国的な問題としてこの地盤沈下の問題が考えられるわけでございまして、ことにご指摘のように富洲原、あるいは磯津等におきましては非常な地盤沈下をいたしております。

結局、四日市市ではこの地盤沈下はどうしても防ぎようが、対症療法としては防ぎようがございませんので、予防的な措置を講ずる以外にはないわけでございますが、対症療法といたしましてはやはりポンプ所を充実して、下水の水を完全に、また雨水の水を完全に出すということであろうかと思えます。磯津等につきましても、今度の予算でポンプ所の充実をお願いいたしておるわけでございます。

結局、根本的には予防措置として深井戸規制の強化ということになると思いますが、企業グループからは十一万トン以上の工業用水をくみ上げたいという要望が強く出ておりますが、通産省等の指導では七万トン以下に押さえるということ、われわれといたしましても工業用水というものが、井戸水による場合には非常に温度の一定した冷たい

また、安価なよい水が得られるわけでございますが、地盤沈下によって工業用地がむだになるということを考えましたならば、どうしてもある程度の深井戸の規制ということは当然のことであると思っておりますので、われわれもその点につきまして、通産省等にもその意見を具申しておるものでございまして、また、冷房用水等につきましても、この四日市市内につきましても非常な最近増加数でございまして、これらすべてまた下水道に流れてまいるわけでございまして、下水料金の徴収等の関連もございしますが、冷房用水もできる限り水道用水を利用していただいで、循環的に利用していただくということでは根本的な解決にはならないのではないかと考えておる次第でございまして、公災害対策でございますが、いろいろ従来から論じられておりましたが、ご指摘のように公害基本法に關連するところの諸法律の整備であるとか、また環境基準の答申案が出ておるといような現段階でございまして、われわれとい

たしましては、この基準というものが地方自治体といたしまして、それが行政的に指導できるものであると、また企業としてもそれが守りうるものであるということではなれないと思っております。幾らきつい規制をいたしまして、それが不可能のような規制であってもどうにもなりませんし、また、企業の努力の限度もございまして、それが守りうる場所の最高値にきめられるということが望ましいのではないかと考えております。今後ともそういう点につきましましては、厚生省等ともいろいろこの点で協力をいたして善処したいと思っております。

パイプラインの安全性についてのご質問でございますが、露出配管がよいのか埋設配管がよいのかということでございますが、現在では埋設配管が一番望ましいということになっております。埋設配管はただいまは耐用年数が大体二十年が基準として設計されておりますので、二十年間は大丈夫であるということがいわれております。ことに埋設配管につきましては、地震等の圧力に対して弾性が十分考えられておるのに対しまして、露出配管につきましては、どういたしまして地震等による場所の震動に対処することができないと、無理が生ずるといふことでございまして、

て、したがって地震等の場合は埋設配管に対して露出配管は、非常に破損が大きいという数字が出ておりますので、今後は埋設配管に重点が置かれてそのようなことになるのではないかと思います。

しかしながら、埋設配管でございますと、たとえば油が漏れるとかガスが漏れるときの心配がございしますが、その場合には流量計であるとか、あるいは圧力計等の低下することによって自動的に警報装置がつけられておるのでございますので、自動的にそれがすることができるとか、また自動緊急用に閉塞弁がつけられておりますので、流量であるとか、あるいは圧力が低下する場合には、電磁弁によって自動的にそれが閉塞することになっております。また、ガス漏れの場合には、ガス検知工によって定期的に巡回してガスの検知がされておると。また、定期的にパトロールを実施いたしておりますので、あるいは臭気が漏れるとか、あるいは肉眼によって探知されるものは、すべてそういうような定期的パトロールによって、これがかまれておるといふのが現状でございますので、ガス配管につきましては、ただいまの技術的な情勢では埋設配管が一番望ましいのではないかと考えられる次第でございまして、

せんだっても防災訓練が実施をされましたが、ああいうような実地に基づきまして沿道の問題であるとか、いろいろのガス爆発、あるいは火災等に対処いたしましたして、今後ともことしのような様式をさらに充実、強化して実施をいたしまして、公災害の万全を期したいと考へておる次第でございます。

畜産公害の問題でございますが、畜産公害につきましては、虫だとか、あるいは蚊、ハエというような公害、あるいは悪臭の公害、あるいは泣き声等による場所の騒音の公害、さらに大小便等の洗うことによる場所の汚水の公害というような、この四つの問題が考えられることができると思っておりますが、養豚団地をつくるというようなことにつきましても、楠町等では団地をつくられておるようでございますが、四日市市等の場合はいろいろ検討しておるんでございますけれども、住居と飼育場が離れるとか、いろいろの点がございまして、規模の格差があるとかい

ろいろの点がございまして、ただいま検討いたしておる最中でございまして、衛生特定地域の拡大等につきましても今後この地域の一般衛生行政の強化になるような線で、ご指摘のような点につきましては養豚団地の、あるいは養鶏団地をつくるというような点につきましても、飼育業者なんかと十分相談をして解決をさせていただきたいと考えます。

住民基本台帳等の点につきましては、岩野助役から説明をさせていただきたいと思っております。

衛生行政の徹底と住民検診の実績等についてでございますが、ご指摘のように結核レントゲンの受診率というものが、県全体の水準から見ても、あるいは隣近所の町村から見ても、四日市市の受診率がご指摘のように一二・六％と低うございますが、しかしながら、これは一概に言えないので、町村等におきましては一般の住民の方々、農業に従事されておるような方で一般的なそういうような機会の検診を受けられるわけでございますが、四日市市等におきましては事業所が非常に大きいので、事業所の検診が義務づけられておりますので、こういう検診の受診率というものはただいまの数字に入っていないと。したがって、学校、事業所等における検診が考えられる場合には、そう比較したって見劣りはしないということがいえると思っておりますが、最近、四日市市の婦人会等におきましても衛生保健婦人会等が組織されました、この結核の問題に対処いたしておりますので、われわれといたしましても非常に喜んでおるわけでございますが、さらにこのような婦人会の衛生保健運動にわれわれといたしましても組織強化につきまして、全面的に協力をさしていただくとか、あるいはまた公害患者の検診等の機会に、このような検診の成果を出すような努力をいたしたいと考えております。今後とも、この衛生行政がさらに徹底いたしまして、工業都市として恥ずかしくないような成績を上げうように努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 才四問のご質問にお答えをいたします。

四日市市におきましては、昨年十一月の十日から施行せられました住民基本台帳法の規定に基づきましていろいろ困難はございましたが、着々その整備につとめております。現在までに完成いたしましたものといたしましては、旧住民表を個人表に改正いたしましたして、これに印鑑登録、配給、国民健康保険、国民年金の資格事項を記入する作業が終わっておりますが、このあと選挙資格の記載が終われば、基本台帳が必要としております要件はすべて備わることになるのでございます。そして、この選挙資格の記入につきましても、たぶん本年度中には完了する予定でございます。

次に、住民基本台帳制度と窓口事務との関連について申し上げますと、本市におきましては、基本台帳法が実施せられます以前から、おもな業務につきましては総合的な窓口を設けておったんでございまして、この法が施行されました後は、さらに関係業務の受け付け、連絡処理の体制を強化いたしましたしてその管理を正確にするとともに、事務能率の増進とサービスの向上につとめておる次第でございます。

この台帳制度につきましては、当市は比較的以前からかなり注意してやっております、その内容あるいは整備といった点はかなり高い水準にあると私は確信しております。

なお、日曜窓口の点につきましては、ご承知のように四日市におきましては出張所をこまかく配置しておりますので、一番多いこの本庁の住民登録の人口でさえも大体三万八千人程度でございまして、全市にわたって日曜窓口を開きますことは、人員の配置の上からも困難でございますし、この本庁だけに日曜窓口を開きましても、その意義がわりに少なく、また全市民に均てんさせるといふことにつきましてもいろいろ問題があると存じますので、この点につ

きましては、いましばらく猶予をいただきまして、慎重に検討を進めたい、このように考えております。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 一点説明漏れをいたしましたので、付言させていただきます。

霞ヶ浦の埋め立て地の新しい産業用地と、名四国道あるいは国道一号線、あるいは名阪国道等の連絡の点についてでございますが、すでに計画といたしましたのは、百メートル道路というような構想がございますが、なかなか容易なことではございませんので、長期的あるいは計画的に見れば、この道路がなければ非常に将来災いになるということはおわかっておるわけでございますが、当面といたしましては、三重トヨダと四日市製作所の北側にございましてこの道路を拡充強化いたしまして、国道一号線と名四国道を結びつけるというような道路網によって、一応の道路能率が上がるような努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時八分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私のお尋ねに対して、先ほどは市長並びに助役から詳細ご答弁をいただきまして、非常に喜んでおり

ます。なお先ほどの質問を申し上げた中に、公害環境基準について、○・二というのを○・〇二と申し上げたようでございますので、この点謹んで訂正をさせていただきます。○・二でございます。よろしく願います。

大きく才一間につきまして、市長からいろいろな点ごまかく承ったんでございますが、まず才一番の霞ヶ浦の海没復元地からずっと東名阪に届く道路の建設についての件でございますが、この点につきまして市長は、とりあえず名四国道、さらに国道一号線まで続けると、こうおっしゃいましたが、まずきょうのこととしてはそんなことでございまして、あつた点でございますので、そうしていま考えてみると、名阪がいよいよできるについては、なるほど先見の明があらたなとも考えられますので、百メートルそのままというわけにはいくまいと思えますけれども、将来非常に大きな拠点となるであろうと考えられますあの海没地帯、それからその四十万坪（三二六・四エーカー）の埋め立て、これらと名阪とを結ぶ道路としてぜひともこれは建設をされたいのでございます。特にこの点についてご要望を申し上げておきたいと思うのでございます。

その次の孤野街道と申しますか、あの桜のインターチェンジができますあれと、一号線、名四国道との連絡についても非常に綿密なご検討がなされているように存じましたのですが、まずあの保健所の側の踏切が何とか解決せねばならないということは、市長もおっしゃったとおりでございます。

この点につきまして、私どもの会派では先にも申し上げましたように、いろいろと再三これは問題としていろいろ研究したんでございますが、何としても近鉄の高架、特別に早いあいうものを上へあげる、これはもう一番に金がかかるけれどもよい方法だと、こんなに考えるんでございます。いろいろその筋の方々のご意見を聞きましたも、やっぱり高架に踏み切るよりほかには道がない。百年の大計ということをいえば高架だと。しかも一番ぐあいのよい方

法は、市長が、市長でなくてもいいわけですが、説得力を十分に發揮されて県とタイアップして都市計画の路線として何とかあれを取り上げるべきやと、そうしたら国庫補助が三分の二つくやないか、こういうようなことも先刻上京のときに強く聞かされてまいった点でございます。十分に考えれば、やるという決意を持ってお考えになるならば、何とか道が開けそうな感じがしてならないのでございます。ぜひともこの高架の達成を重ねてお願いをしたいものと思ひます。

次の内陸向きの企業の誘致についてでございますが、この点についても市長におかれましては十分ご研究をさせていただいておるようでございまして、たいへんにけっこうに思うのでございます。私どもよく山間部の方に聞きましても、内陸向きの企業が来ることを非常に待ちあぐんでいらっしやいます。これがために、この間の市長の議案説明の中にも資料をつくるために総務費に非常に準備をされておることを見たんですが、私が聞くところによると四日市にはそういう適切な資料がなかなかもえない。ただ、あの市の構想図一枚示されただけでは、行こうにも行けないというようなことを聞いたことがございます。まことに、今度資料を整えるということのご説明がこの間もあったことですが、ぜひとも誘致する工場がゆいところと届くと思われまでの私は資料が必要であろうと思ひます。ただ従来のように構想図だけとか、あるいは説明だけでは私は不十分であると考えております。労働力の問題とか、あるいはエネルギー源の関係とか、交通とカ通信、あるいは気候、気温、雨量の点、災害の有無と回数そういうようなものを丹念に書き込んだそういう資料が非常に望まれておることは、ご案内のとおりだと思います。ぜひともこの点についてひとつ推進をしていただきたいのでございます。

次に、団地の造成並びに地盤沈下の対策についてでございますが、なるほど市長のおっしゃるように公共下水の処理場はできておるのでございますけれども、全部ができておるのではなくて、あるいは私が特に例としてあげました羽津地方、あるいは前田町の付近にはそういうものもあまり見ないのでございます。なお、田んぼがほとんど埋め立てられ住宅化していくに従って鉄砲水の災いというものが、実に大きいのでございますので、何とかしてこの点は毎年繰り返さなくてもよいような施策をお願いをしたいのでございます。この点、特に具体的な計画がございましたら承りたいと、こんなに思っておる次第でございます。

地盤沈下につきましては、一時これは工業用水の過当くみ上げであると、あるいは八万トンのところを十八万トンもくんでおるとか、いろいろ聞かされたんでございますが、そういうように工業企業の地下水のくみ上げだけが原因じゃないと思ひます。自然の沈下ということもそりやあると思ひますが、沈下した事実としてお手当てを願ひたいし、ただポンプ所が設置されるだけではなくて、その排水路がぐっと低くなり過ぎて、もう排水の役をしないという点も多々ございますので、その点についても格別のご配慮をお願いしたいと思ひます。

公災害対策につきまして、露出よりも地下埋没のほうが耐用年数も多いし安全性もあると、こういうようなお答えでございましたが、あるいはそういうふうに見られるのかもわかりませんし、専門家の方々はそういうようなご見解であるんでございましょう。しかしながら、あの地下の線が道路の舗装の下に八重無縦に入っておるといふことは、とにかくそこに住む市民にとりましては決して安心しておられるものではございませんので、何とかこれはそういう取りかえる機会には地下でもけっこうでございますので、どっかにまともていくというような方法がないものかそういうような方途を関係の地区民は非常に望んでおるのでございます。この点も要望をいたしたいと思います。

畜産公害でございますが、亜硫酸ガスが何ほどあると、あるいはききようは〇・五だと、こう言ひましてもなかなかわれわれにはびんと来ないのでございますが、いつかの質問にも申し上げましたように、悪臭はわかるけれども、なかなかそれはわれわれのこの敏感な鼻でも、嗅覚でもなかなかわからない。ところが、養豚とか養鶏、特に養豚にな

るというともうたえられないのでございます。それがしかも市街地の住居地域のどまん中に飼っておるということになりますと、ほんとうにこれは、私は何とかこれはしていただきたいと思うんでございます。

で、保健所の方が申されますように、衛生特定地域の指定を市から申請してもらってほしいと、こういうことを切望していらっしゃると思いますので、検討中と市長はおっしゃいますんでございますけれども、だいぶ前に以前からの問題でございますので、もうこの辺でひとつ特定地域の指定の拡大を申請していただきたいものであるということをおもうんであります。なお、この点につきましていろいろの事情がありましたら、もう一度この点承りたいと思っております。

養豚団地はいま申し上げましたようなことで、隣の楠町におきましてもたび重なるいろいろな苦情で、ついにあの養豚団地に踏み切ったんやそうでございますが、いまのところ現地も私見しましたが、非常に清潔で、非常に衛生的で、非常に近代化されておるのに驚いておるんでございますが、何とかならぬものかなと思っておるもんでございます。付近の人たちは、何とかしてこれは特定地域をまず何が何でも申請していただきたいというのが念願でございます。

住民基本台帳法の施行と行政機構の改革でございますが、一例を申しますと、保険に加入するというような場合でも出張所へ行ってお願いをする。すると、出張所の方は、あんな幾ら急いだかて一月や一月半はかかりますなといわれますそうです。ところが、その間にその保険証書の必要が生じる。なかなか何べん通うてもらえない。あんなもう本庁へ行かなあかへんぞと、こういわれるそうです。本庁へ行くときまだ受け付けておらぬと、こういうようなことで、あっちへ行くとかこっちへ行くとかというように非常に困ってみえたという事実も聞いておりますんで、何とかこれはその基本台帳法の才一条の目的に沿うように、あるいは才三条の、市長がこれを基にして市の機

構の合理化を、事務の合理化を処理の合理化をはかるべきやというようなことをあげておる点を十分にお考えくださいまして、さらにこの点が円滑にいくようにお考えを願いたい。

何かある都市によっては、特に住民基本台帳に関係があるその課といいますが、それを集めて住民部というのを設置されておるところもあるということをお聞きしております。こういう点について、さらにご研究をわずらわしいと思えます。

次に、才五の衛生行政の徹底と住民検診の実施という点でございますが、この点につきまして先ほど市長のご説明によりますという、四日市市内は事業所が多い、だからそこで検診を受けるから一二％でもそれはそれで大体ええのやないかと、こういうようなご意見かと思っただんですが、一軒のうちでみんなが事業所へ行っておるわけございませんし、楠や川越や朝日のほうもみんなうちにおるといってわけではございませんのに、その半分にも三分の一にも及ばない、ただ一〇％というときがあった。私ももよほど気づけておりますけれども、なかなか用を見つけませんが、行ってしてもおらん、こういうことなんでございますが、もちろんこれは先ほど申し上げましたんでございますが、県がやる、県がやるのではあるけれども、市ももっと強力な同調するといえますか、市民のために努力をしていただきたいと、こんなに思っています。

以上、ご答弁くださったに對しまして、一、二さらに改めてお伺いを申し上げた次才でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ただいまの再質問並びに才一回の質問事項のうち、市長から答弁された問題について衛

生部長から補足説明をさしていただきたいと存じます。

才三問のうち、畜産公害に関連する問題でございますが、この地域を拡大するについての申請という問題でございますが、この根拠法令につきましては、へい獣処理場等に関する法律という法律でございます。この法律に基づきまして四日市市域におきましては、昭和三十五年九月の二日付の三重県告示によりまして地域が指定されておるわけでございます。

これは、行政区域のたとえば共同、同和、港、浜田というふうに行政区域単位のほかに、具体的に町名まで指定されておるわけでございます。これを平たくいいますと、一々町名をいうことは差し控えますけれども、大きな地区といたしましては、大区分といたしましては共同、同和、港、浜田でございますが、具体的にわかりやすいえば、三滝川の右岸から阿瀬知川というのが昭和三十五年九月に指定された地域でございます。

それで、ご質問のありましたこの法令に基づきますところの指定の根拠は、伊藤議員がおっしゃられたとおりでございますが、現実指定されたのはその地域でございます。そこで、特にお尋ねのございました、なぜ市はこれを地域拡大ということについて申請をしないかということでございますが、これは申請は必要といたしません。これは国の法律で当然この権限が知事が行使するわけでございますが、当衛生部といたしましてはこの問題につきましては、四、五年前より県下の衛生課長会議という会議を持っております。これについて四日市市より提案したこともございます。それからまた、各市も特に津市だとか、これに悩んでおる市も同調して、県に改正すべきであるという決議を取っております。これにつきましても、機会あるごとに四日市では公害問題と引っかけ善処を要望しております。これは設定することによって既存の飼っている人あたしからの反対、それから、それに対する転換の方法ということがめどがつかないのでよう踏み切らないというのが実態でございますが、私どもの見解といたしましては、申請はいたす必要はございませんが、要請なり、あるいは衛生課長会議の段階での要請がきかなければ、市長名なりあるいはこういう問題は、市長会のあたしで今度は正規に持ち出していくことによって、一段重みのかかったことで処理していくのが適当であろうというふうに私は考えております。

この要請の根拠といたしましても、一面、環境を阻害することについては、広いほどけっこうだと思えますが、先般もいろいろ都市公害対策委員の方、あるいは産業部の委員の方が、苦情の発生しておる地区をご視察賜わったようでございますが、さらにそういう点で拡大への方向といたしまして、申請ではなしに要請という形で強めたいというふうに考えております。

で、この地域の区域につきましても、産業部あたしとの協議のうえでその方向を、方途を、地域をきめたいというふうに考えております。

それからもう一点は、次の才五問の衛生行政の徹底と住民検診のことでございますが、これに關しまして市長は、働いておる者が云々ということばがございましたけれども、一応対象人員といたしましては、検診率というものは事業所は事業所主体が結核検診の責任になっております。それからもう一つは、学校学童につきましては学校管理者が責任主体になっております。市自体の責任を有するものはそういう人を除いたもので、われわれはこれを大体七万人と想定しております。したがって、県の統計で出しておりますのは七万人に対してどうかと、こういう検診の率でございますので、訂正させていただきます。

それから、伊藤議員の発言中、県の仕事だということで、市が協力する、もっと協力すべきであるというふうなご意見でございますが、これは市が責任を持っておりますので、保健所が主体ではございません。われわれどもの仕事は主体でございますので、これも訂正申し上げます。ただ、三歳児検診だとか、そういうものについては保

健所が主体ということで、混同された感でございますので、改めて訂正申し上げます。

それで、参考までにこの結核検診の率が低いということが、いま数字を伊藤さんから上げられたわけでございますが、それはそのとおりであります。結核の罹患率、死亡率といったものを、これは保健所の発表でございますが、見てみますと、結核登録患者に対して有病率というものは、四日市、菰野、川越は大体同率で、菰が少し低いという程度になっておりまして、死亡率のごときは川越町が少し高く、むしろ四日市、菰野、楠町の倍程度になっております。というようなことで、検診率と罹患率あるいは死亡率といったものにつきまして、ちょっと結びつかないという現実性がございますことも、この席でご参考のために発表いたしておきます。

それで、もう一つの現在の状況をお知らせ申しますと、現在、四日市の世帯は五万五千、全部含めまして五万五千世帯でございますが、昭和四十二年の十二月末現在の結核患者の登録数は、三千七百二十二名ということでございまして、これは全市でございますが、四十二年中に結核の新患発生者が八百十五名と、こういう実績になっております。四十二年中に公害検診で検診を実施した人が市内で九百二十一名、市の機関で実施したものが二千八百二十六名その他の医療機関で任意的に行かれた人が五百十七名、開拓団の検診が八十二名、その他の任意の住民として事業所あたりが取り扱ったものが一千八十四名、計八千八百五十九名、大体九千名というのが、これが実績でございます。市長が申し上げましたようにこれは実数でございますが、検診率が低いということは事実でございますので、市長も申し上げましたように、一昨年からは保健衛生婦人会の手なり、あるいは公害検診と結びつけた施策でさらにこの検診率を上げて、早期発見ということに努力いたしたいと、こういうように考えます。以上。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま衛生部長から、畜産公害の衛生特定地域の指定云々ということについていろいろご説明を願ったんですが、養豚による公害というものは、ずいぶん前から論議されていたものでありますので、そういうような県下の衛生課長会議で論議をされるような機会があることとありますので、ひとつ全力を尽くしてこの点の解決に邁進していただきたいし、さらにその特定地域を拡大するように一段のご努力を要望するものであります。

なお、結核検診の率の向上につきましては、私はいつも県の車が来ておるので、あれは県かしらんとこう思っておりますが、いま部長のご説明では責任者は市やということをおっしゃいまして、これはまことに相すまんだと思っておりますが、それならばなおさらのこと、ひとつその検診率の向上にご努力を願いたいのでございます。私は非常に遠慮して申し上げておったのですが、ほんとうにもうぜひともお願いを申し上げます。いつ来たんか、いつまでおるのかさっぱりわからないというのが実際でございます。私はもう来たたら、必ずこれを逃がさぬというふうな気をつけている。それでもいつの間にもやらもうおらぬ。場所が変わっておる。なかなか困難でございますので、それはもう市に責任があるのやったら、ひとつ格別部長でひとつご配慮を懇望いたす次第です。

たいへんいろいろと申し上げましたが、何とぞこのお尋ねした点が実現をいたすことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 安垣君。

〔安垣勇君登壇〕

○安垣勇君 自由クラブを代表しまして、ご通告申し上げました二問について質問いたします。まず第一に、三重用水事業の推進について。

三重用水事業もいよいよこの九月三十日をもって国営事業は打ち切りとなり、来たる十月一日から水資源公団の手によりまして愛知用水公団方式に準じて、木曾川水系自然開発計画の一環として施行されることになりました。水源開発公団施行の場合、現在国営事業（基幹工事）と県営事業（支線工事）と一貫して施行されるので、各末端地区へ早く配水ができ、また一般会計の総花的予算にならず、大型予算によりまして執行されるので短期間に完了するのであります。すなわち昭和四十七年度完了予定であるので、昭和四十八年には水が末端にまで受益できることとなります。

そこで、三重用水の実情を考えますとき、その中心となるものは四日市市及び鈴鹿市であります。鈴鹿市にはすでに鈴鹿用水があり、鈴鹿市は主として工業用水にウエイトを置いておられるので、四日市市は農業用水、工業用水、さらに上水道も四十八年ごろには三重用水に期待しているので、必要水量からいっても、受益地面積からいっても四日市市が三重用水の根幹であり、才一位であります。

もちろん、三重用水土地改良区及び県側におきましては、本年じゆうに受益地の確定を終わって、近く受益地から分担金を徴収するという段取りになっていることを聞いております。現在は、土地改良区の分担金及び三重用水推進協議会の費用を市のほうで負担していただいているが、いよいよ受益者から徴収することになると、現在のよう耕地区の片手間的なやり方では、この大事業の推進ができないのではないかと考えるのであります。

すでにお隣の孤野町におきましては、町が中心となって孤野町三重用水推進協議会というのを組織して、着々この仕事を進めているようであります。また、鈴鹿市におきましては鈴鹿市の内部機構も三重用水のほうのしくみができておるように承っております。なお、各河川による溪流取水の問題についても、当然市としてこの解決に一役買わなければならないことと思えます。この点、理事者は今後三重用水の仕事をどのような形で考えていられるのか、お伺いしたいのであります。

先にもちよつと述べましたごとく、来月一日から公団施行になるのであります。国は最初、本年度国営予算を三億円しか組んでいなかったものであります。それを昨年末から本年初めにかけて盛んに陳情した結果、やっと水資源公団施行となり、国営予算が一億円でこの九月まで運営され、いよいよ十月からは八億円の予算で公団施行にきまっております。さらに聞くところによると、来年度は二十六億円程度の予算が予定されておるようであります。これが国営ですと年々約十億円程度で、百二十億の三重用水事業が十年もかかるのであります。ところが、公団施行の場合には先ほど申しましたように、短期間に完成するのであります。末端受け入れ態勢を整えなければならないのであります。すなわち、団体営事業として末端工事が必要になってくるのであります。

これと同時に、営農方面の指導におきましても、水を利用することによって大きく栽培技術も変わり、これが研究指導が必要とされるのであります。県及び土地改良区におきましては、すでに昨年から基幹農場を三重郡孤野町小島に設定しまして、畑地かんがいによる営農指導の研究、展示圃をつくっております。

市においても、三重用水の受け入れ態勢の指導とその営農指導ということについて、いまからばちばち準備せねばならぬと思うのであります。その点について市としていかなる計画があるか、また構想があたりでしたらお聞かせ願いたいと思えます。

次に、都市用水の中で上水道の問題については、水道局において三重用水側と常々交渉を持っているので心配はないのであります。工業用水については先ほど伊藤議員の質問にもありました内陸向き企業の誘致とありましたが、丘陵地帯の開発問題、さらには先ほど市長のおっしゃった地下水規制の問題等がありまして、工業用水を三重用水にたよらなければならぬと、その必要量を早く確保せなければならぬのであります。この点はたして計画ができ

ているかお尋ねいたします。

いよいよ水資源公団が施行されますと、これは請負式の仕事でありまして、計画変更がなかなかむずかしいのでありますから、まずもって綿密な計画をしておかなければならぬと思います。

才二点、清掃問題と町の美化についてであります。

四日市市をきれいな住みよい明るい町にするために清掃問題の中、特にごみの収集並びにその処理についてお伺いいたします。市中を歩いてよく聞くことは、ごみ集めに来るのが非常におそい。また、ごみの取り扱いが不親切であるというようなことでもあります。市全般のごみ収集の計画とその処理の方法についてお伺いしたいと思います。そこで、各戸にあるごみ箱の問題であります。その形がまちまちで、さらに大きさも大小種々雑多であり、はなはだしいものになると街路樹の下に盛ってあったり、あるいはビニールの袋に入れて放置されてあるので破れて散らばっている現状も見受けられます。町的美観という点から、大きさ形等一定したものを整然とのき下に並べられないものだろうかと思っております。

次に、焼却場施設の充実という点であります。現在、南部と末永の二カ所ではどうにもならぬ。もうそろそろ北部、あるいは西部にも焼却場を計画しておられるように伺っておりますが、この際思い切って能率のよい大きな施設をされるように要望するので、その構想がございましたらお伺いしたいと思います。

ところで、聞くところによりますと、私どもは最初、南部焼却場のできたとき、実にすばらしい近代設備であると拝見したのですが、最近では完全燃焼ができないとか、あるいは能率がよくないとかということをお伺いするのがあります。はたして完全燃焼ができないのか、あるいは能率が低下しているかということをお伺いしたいと思います。

才三点は、準特掃地区といて週何回かごみの収集を奥地のほうもやっておりますが、今後さらに必要に応じて地域拡大をお願いできるか、現時点では不可能ではあるか。

実は私のほうもごみの問題、あるいはし尿の問題でたいへん困っておりますので、要望があったらこれ拡大ができるかどうかということをお伺いしたいと思います。

もう一つの問題は町の美化であります。私どもが他都市を視察に出かけた際、常にその町の美化ということが頭に浮かぶのであります。その点、残念ながら四日市市は非常に無関心であるといいたのであります。

最近、七十メートル道路、市の玄関ともいうべき目抜き通りは比較的手入れがよくできて、そのていさいができてきたのであります。これはたいへん喜ばしい現象であります。また町を歩いてみると、先ほど申しましたように街路樹の下にごみが一ぱいためてあったり、あるいは石ころが積んであったり、歩道のすみずみには雑草がおい茂っている。あるいは、ところによっては下水道のふたがなかったり、側溝に紙くずが一ぱいたまっております、はなはだ醜態をあらわしておるところが多々見受けられるのであります。

先年、岐阜市にまいりました際、道路の両側にきれいな赤、黄の草花、すなわちサルビヤとマリーゴールドであります。植え込まれてたいへん気持ちよく感じたのであります。近く中央緑地公園もできることであり、また、市内にはたくさん児童公園もあり、なお、指導所あたりの話を聞いてみますと、市内の会社方面から造園相談、あるいは造園計画の依頼がたくさんあると聞いております。市の公園係を増加して公園課でもつくって、大いに町の美化と公害対策の一石二鳥をねらったらと考えるのであります。理事長のお考えはどうかお伺いしたいと思います。

以上、二点についてご答弁をお願いします。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

三重用水関係で展示圃、団体営等にかかわるところの営農指導につきましては、産業部から、また工業用水上水道等につきましては、水道局長からお答えをさせていただきます。

三重用水事業はご指摘のように十月一日から水資源公団の事業として、いよいよ発足するわけでございますが、一番大きな問題といたしましては三つの問題がございまして、中里ダムの問題と牧田川取水の問題と、溪流取水の問題でございます。

中里ダムにつきましては、ただいま調査中でございますが、私も一度現地へまいりましたし、三重県知事等も住民と折衝をいたしまして、いろいろの条件を提示いたしまして住民の納得をうるような、ただいま一生懸命努力をいたしておる最中でございます。

牧田川の取水につきましては、養老町が非常な反対をいたしておりますが、これらも時期、あるいは取水量等につきまして解決の方向に向かっておるといふことを聞いております。

溪流取水につきましては、非常に地域の反対がございしますが、これもやはり取水の時期、あるいはその取水の量の問題が問題でございますが、これらについて今後とも折衝を重ねなければならぬものかと考えております。

この三重用水は、単に三重用水だけではなしに、長良川河口堰の問題、あるいは濃尾用水の問題と、三つの関連する問題でございますが、われわれといたしましても先ほどご指摘のように、農用水といたしましても、また工業用水といたしましても、また上水道といたしましても、昭和六十年ごろには必ずこの用水が必要なわけでございますので、われわれといたしましてもこの事業の推進に合わせて、四日市市の責任に応じた体制を整えるような努力をいた

したいと思っております。

孤野町等でそういうことをやっておるといふ点でございますが、ただただいまの段階ではそう急激にそういうことをしなくても、事業の推進に合わせて私は四日市市の担当者を充実していけばよいのではないかと考えておる次第でございます。

清掃問題につきましては、だいぶん詳しい説明がございましたが、焼却機的能力等につきましては衛生部長からご答弁をさせていただきますが、やはりこの清掃問題全般が都市環境の整備、あるいは町の美化等につきまして最も重要な問題であるという点につきましては、全く同感でございます。何と申しましてもごみ収集、あるいは処理を能率的にやるということが大切でございますが、先般も各都市のごみ収集車、あるいはごみ処理方法、あるいはごみ収集の期間等の数字を拜見いたしますと、四日市はわりにもいいのではないかと、私は考えておるわけでございますが、それらの点につきましても衛生部長から詳しい説明があるかと思っております。

また、ご指摘のように海蔵川以北等におきまして焼却場を新しく設置するということが、当然考えられなければならないわけでございますが、最近、し尿処理場等とあわせてのごみ焼却場等につきましても非常に地域の反対が強うございますので、われわれといたしましても、この北部にはぜひ一つ、一カ所適当なところに設置をしたいと考えておる次第でございますので、関係地区の議員の皆さんには格段のその節にはご協力をお願いしたいと、この席からお願い申し上げる次第でございます。

なお、最近はこの焼却場、あるいは焼却せずに一定の場所に捨てるか、それ以外に圧縮機というのがございまして、川崎市であるとか、山梨県の甲府市等ではこの圧縮機というものを採用しておると。また外国におきましても、シカゴ等におきましてはこの圧縮機を採用されておる。日本製でございますが、されておるといふことでございませ

て、先般衛生部等におきましても、川崎とかそういうところを視察いたしておりますので、これらの点についても今後検討いたしまして、十分ごみ収集の効率が上げうるような努力をいたしたいと考えております。

公園課等の充実化につきましては、遮断緑地もできることとございますし、また、午起の海没地の復元地にも公園もできることとございますので、公園係等の充実につきましては、先般もこの席で申し上げましたが、精薄児を作業員に採用するとか、組織を強化するというような点につきましては、今後、十分公園行政の実が上がるように努力をいたすよう考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時休憩

午後一時三分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 先ほどのご質問の中での三重用水に関連した営農指導についての考え方について、ご説明をいたします。

三重用水事業が計画されたこの北勢地域は、歴史的に水の問題に長年悩まされてきたようでございます。年々干ばつたびにいろいろな施策が講じられて、かなり状況はよくなっておりますもの、やはり昨年のような大干ばつに遭遇いたしますと、私も貴重な経験をしたのでございますが、流血の惨事を引き起こすような事態にまで追い込まれておると。したがって、三重用水に期待するところがきわめて大きいというような状態であるわけでございます。そこで、三重用水ができた場合、四日市における農業関係の受益面積は、田について六百六十ヘクタールが計画されております。また、畑については八百ヘクタールの計画でございます。田につきましては、昨年のような干ばつ時における補給水としての役割りが三重用水に期待されるわけでございまして、特にこの畑関係についてはいろいろな研究を重ねられておるのが現段階でございます。

四日市を候補地ということもあつたんでございますが、結局、現在、菰野の朝上地区に小島というところがございしますが、そこに昨年からの三重用水畑作の試験圃場といえますか、基準圃場を約五ヘクタール設定をいたしましてそこにかんらんとか、加工用のトマト、里いも、それから飼料作物、それから畑作の水稲あるいは陸稲、あるいは麦そういった作物を国が指定いたしました。ただいまの五ヘクタールの圃場整備、これは融資対象になっております。国費でめんどろを見ておりますのが井戸、ポンプ、配管、スプリンクラーこういったものを国が貸し付けをいたしまして、昨年の圃場整備に引き続きして、ことしから作物の植えつけをやっております。

これらの成果を約五年ぐらい続けることになっておりますが、県の改良復旧所が中心になって現在の指導を行っておりますが、その成果を遂次、国あるいは県関係市町村でその成果等を常に協議しながら、この三重用水の完成に伴う営農指導体制、指導方針そういったものを作成していくことになっております。

四日市としては、そのほかにも現在国が指定してやっております作物以外に、大根とかキュウリ、ナスといったような水を非常に利用する畑作物を検討していきたい。

なお、今回の追加補正にも計上いたしております貝家の農業構造改善事業、これはやはり水を利用した畑作を実施するわけでございますが、そういったこれら二つをモデルとして、遂次、営農指導方針といえますか、指導方針を策

定をしていきたいというふうに考えております。以上。

○議長（伊藤泰一君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 安垣議員のご質問のうち、三重用水事業関係の工業用水の問題について、ご説明させていただきます。

工業用水は三重用水の中で考えられておりますのは、日量十五万トンでございます。このうち三重用水の幹線から取水する計画が四万八千七百トンでございます。もちろん日量でございます。なお、鈴鹿川の自給水が十万一千三百トンと、こういうことになっておりまして、三重用水の幹線から四日市に対しましては、一応、一万七千トンということになります。この水量につきましては、通産局等々の調整がなされております。

なお、この単価でございますが、いまのところ原水コストに給水コストを考えますと、現在、試算いたしました十円四十八銭というような高い金になるわけです。現在の工業用水が五円五十銭というような問題がございますので、工業用水全般につきましては、県企業庁が実施をすることはご承知のとおりでございますので、この関係は今後とも県企業庁との調整を進めて、企業庁及び三重用水事業と、こういうような関係で推進していく考えております。市といたしましては、毎年ご審議をいただいておりますように一万七千トンに対します推進協議会の負担をもって、この事業の推進を進めているわけでございます。

なお、内陸開発等に伴います工業用水につきましては、本三重用水をはじめ河口堰ダム、あるいは濃尾才二用水等の事業が着々計画実施に移そうという段階でございますし、また企業庁としましては、差しあたったの拡張水源として、員弁川水源から約七万トンの取水をして今後の四日市等の北勢地域の工業用水に対処する考えでございます。以上です。

○議長（伊藤泰一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ごみの問題についてお答えを申し上げます。

才一問の計画とその方法についてということでございますが、当初予算ご審議の際、基本的な方策については申し述べたわけでございますが、その後の状況と、それに変化をした点についてを総論的に申し上げます。

当初予算をご審議賜わりまして、所要の増車分及び借りかえ分の車両は、六月末をもって全部購入済みで配置にいたしました。それで、そのときに申し上げましたように、中心部にございましたコンテナを市営住宅、あるいは公営住宅、社宅というふうな、まとまった団地へ全部配置転換をするということを申し上げたのでございますが、それは七月二十日をもって全部完了いたしました。なお、新しき新規のコンテナのボックスにつきましては、百個分の購入を完了いたしました。大体現在二百数十個のものを配置を完了いたしております。七月二十日をもって切りかえたわけでございます。

したがいまして、現在の体系といたしましては、収集だけによりますと中心部、駅前でございますが、これは毎日収集、それから従前コンテナのごございました近鉄駅から四日市駅に至る間のコンテナを配したところは、週三回ないし二回というふうに変更して現在実施中でございます。

そのほかにつきましては、コンテナを置いた団地ないしは公営住宅の集団的なものは、一週間に一べんというふうな実施しております。これを今年度の方針といたしまして、一昨年から続けておるわけでございますが、地区の方と話し合いによりまして、全部ではございませんが、大体七割程度日をきめて入ると。豪雨でない限りは入ると。い

わゆるこれをわれわれは定期収集と称しておりますが、約束に基づくところの、何曜日にはこの地区に行くというふうな定期収集を本年度は強化しております。したがって、日曜日に行くといった場合に豪雨で延びるということ、一日二日のずれがございまして、特に苦情をいたしましたは、七月の下旬八月の下旬において豪雨のために遅延いたしましたこと、それから切りかえ時に、いま申し上げました切りかえ時にいささか班の編成がえをいたしましたので、そこを来たしました以外は、私どもの計画量、及び住民苦情からいけば、ほぼ順調に、計画どおりに推移したというふうに考えております。

なお、これが裏づけにつきましては、昨年十月以降実施しております婦人会の手による清掃モニター、毎月これはし尿、ごみの収集につきまして、その地区の実情をレポート、通報によって清掃課長を経て私の手元に来るしくみになっておりますが、その通報を見ましても、大むね苦情は苦情ではっきり書いてありますが、それについても原因のはっきりしておるもので答えるものは答えると、返事をするものはすると、改善するものはするというところでございますが、総合的に見ましてもあまりほめられたことはございせんが、ここ二、三年出てまいりました傾向として、定期収集をやって態度も少しくなったということ、われわれといたしましては喜ぶべき現象が、この定期収集に切りかえて出てきておるといふ状態でございます。なお、荒っぽい扱いだとか態度の不満ということもございしますが、定期収集を実施しましたので、これがだれであるか、どの地区であるか、ほんとうであるか、オーバーであるかというような判定もすぐつきましますので、それはそのつど注意するようになっております。

これが総体論でございますが、ごみ処理の方針といたしましては、三月のときにも申し上げましたが、現在の末永焼却場、それから南部清掃センターの焼却場を基幹として運営しておるわけでございますが、市長も先ほどのご答弁で触れられたわけでございますが、北部ないし西部に一所ごみ焼却場の用地をほしい。特に先般、特掃地域の拡大ということ、保々地区、三重地区、県地区に全部やれというご要望がありまして、私もこの壇上から、焼却場用地の確保の時点において考慮したいという答弁を申し上げたわけでございますが、これが具体化につきましては、本年度五月以降、図上の策定なり、あるいは現場を通してということ、ある程度候補地の区域、それから候補地に適用するようなことをしばらくつづけてございます。

この用地につきましても、先般も西部の自治会長会議がございまして、その席上、私並びに市長から用地の確保について協力をお願いした次才でございますが、まだ、どの地点で何坪を保有するという段階に至っていませんが、候補地についての実測、あるいは地元的所有者の方の折衝という段階に九月以降入りたいというふうにご考えております予定といたしましては、候補地の取得は本年度どうしても取りたいというふうにご考えております。

蛇足でございますが、交渉の際には、市長も申し上げたわけでございますが、担当者といえども絶対なるご協力、ご支援を賜りたいというふうにご願ひいたす次才でございます。

それから、次の具体的な問題といたしまして、ごみ箱の大小を都市の美観から一定にせよと、する考えはないかというふうなご質問でございますけれども、私どもの考え方といたしましては、統制的に一定にするということについては無理があるというふうにご考えておりますので、現在の運営では、いままでコンクリート箱は市で撤去するからこれを使わんでほしいというふうな態度できております。それで、ポリバケツでもけっこうですし、それからカン箱でもけっこうです。ただ、人の力で運ぶために大容量のものはこれにかえてほしいという要望で進めております。ごみ箱の一定ということとは非常に理想論でございますが、市がこれに助成するとか、あるいは収集の形態なり、運用の方法が刻々変わってまいりますので、こういうふうにご一定の方式を示してやって、変更になった場合に非常に支障があると。住民にそむくということを考えますので、ごみ箱の一定化、大きさの一定並びに色の統一というこ

とは、いまのところ非常に実行が困難であるというふうに考えております。特に大きさにつきましては、各家庭の状況などがございまして、一定化するということには、無理があるように考えておりますので、いま考えてないというご答弁を申し上げます。

次に、焼却場の整備の問題で、いま少し用地の確保ということで触れましたが、それに付随してどういう大きなものかというご要望でございしますが、どの方式が一番適当であるかということにつきましては、結論的には現段階においては慎重にあらゆる角度から検討中でございます。先ほども市長のご説明ございましたように、私並びに才一清掃課長は甲府並びに横須賀のプレス式のごみ処理の方策を見てまいりました。これの可否につきましてもある程度めどはついておりますが、運営費、あるいはこれが厚生省における補助対象の問題、それから改善の問題等がございまして、さらに検討を要するというふうに私は考えております。

機械炉のほうにつきましては、従前から南部清掃センターの実績なり、それから市長も午前中触れましたが、川崎が大容量の、日量四百トンの焼却炉を三十億でつくっております。大阪には変わった方式で四十億でつくっておりますが、大きいということもいろいろございますが、私どもの中間的結論といたしましては、都市に見合う規模のものでなければならぬというふうに考えておりますので、必ずしもトン量の多いものを必要とはしないんじゃないかとということ、交通の状況の悪化と、私どもの観念では、道路の整備状況から見ても、団地が飛散化することから見て、単純に収集して単純に焼却場へ車で運んで燃すということが非常に、実際的にも統計的にも非常に困難になっておりますので、将来につきましては中継搬送ということをどうしても考えざるを得ないという観点から、焼却場は分散方式が既設の南部清掃センターと新しくする焼却場、あるいは処理場といったものと二つの拠点にしたい、すべからずである。ことに細長い市街化した当市にかいては、それが適当であるというふうな中間的な結論を得ております。

機種につきましては、機械炉につきましては、従前から検討しておりますが、中市向きのもので、セミ機械というものの比較をしたいというふうにして考えておりますが、どちらがいいかと、プレスがいいかセミ機械がいいかということについては、さらにいま実務的にも検討中の段階であるというふうに申し上げておきます。

それから、南部清掃センターのことだと思えますが、完全燃焼をしておらぬんじゃないかと、能率が低下しているんじゃないかというご指摘でございますが、南部清掃センターに関する限りは東京都の清掃研究所の勧告どおり実施いたしました結果、定期修理並びに資格を得た技術管理者の配置をいたしましたので、性能どおりの運営をしておるないし八時間燃焼三十トン炉二基のものをほぼ九〇〇の程度で運用できるということをここで説明申し上げます。

末永焼却場につきましては、公称一日七十八トンでございますけれども、実質は四十五トン程度の焼却を実施しております。これは修繕費に相当金が食いますので、将来につきましてはこれも本議会なり、あるいは総務衛生委員会などでたびたび言明いたしましたところでございますが、将来は廃止というふうに考えておりますが、交通その他の関係から、むしろ中継基地として、焼却処分はしないけれども中継拠点として非常に利便なところにあるので、中継基地として一つの役割りをして脱皮をしたいという考え方を持っております。

次に、準特掃地域の拡大という問題でございますが、この問題につきましては一昨昨年以来、行政上の運用といたしまして、特別清掃区域以外に運用問題といたしまして、朝明川から上へのぼる方法、それから三滝川から西へのぼる方法、内部川から西へのぼると、三つの方法で拡大していくということを言明いたしておりますが、それを大体実施いたしました。現在時点では行政区別では全然入っていないところが保々地区、あるいは泉地区、水沢地区というふうに、あとは一部団地なり、一部収集に入っているという実情でございます。これが全地区への問題につきまして

は、さらにこれを実施したいというふうに考えております。

それから、町の美化の問題につきましては、清掃部門のほかに、考え方としては管理主体の各課において行ない、清掃部門はこれを協力していくという態勢でいきたいというふうに考えております。

以上で終わります。（「親切丁寧な」「簡単に」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 安垣君。

〔安垣勇君登壇〕

○安垣勇君 ただいまはたいへんど丁寧な回答を得まして、ありがとうございます。よくわかりました。

まず第一番の三重用水の問題では、きのうの新聞にも出ておりましたように、水資源開発審議会の答申によりまして、木曾川水資源の確保は完全にこれは今月じゅうに実施されるような運びになるというようなことを承知しております。先ほど市長から言いましたように、牧田川の取水問題が非常にこじれておりましたが、これも県と岐阜県との話し合いで岐阜県側が責任をもって解決をするというので、近くこれは好転すると思えますし、中里ダムも数年来地元の反対で立ち入り禁止になっておりましたが、ようやく立ち入り調査の段階まで進みまして、これも追って話がまとまるということを確認しております。

溪流取水の問題につきましては、ちょうど五カ所ありまして、この四日市の関係地区は非常に多いのであります。田光川、朝明川、三滝川、内部川と、これは非常に問題のあるところもあります。追って公団と地元の話し合いさらには県、市がこの中に入りましてうまく解決をしていただかなきゃならぬ問題が起こると思えますが――。

さらに、調整池が二つありまして、福王山にあります宮川池、それから水沢にあります木曾谷池、この問題につきましては、宮川池のほうは地元が非常に熱意を持って早くしてくれというふうなふうに進んでおりますので、公団が

実施することになりますと、まずこの幹線水路の四五・五キロメートル、これはほとんどが山ろくをトンネルでいくような方法になりますので、この工事が早く進められ、さらにいま言いましたような宮川池の調整池というようなところを、どんどん進められて、そうして思うたよりも早く実際に水が利用できるんじゃないかと、こう思います。

それで、先ほど部長からも管農方面の指導の話がありましたが、この際管農法と同時に四日市の特産物をひとつ育成するという意味におきまして何かひとつご指導が願いたい。こうしてだんだん三重用水が進められる段階になりましたので、午前中にも申し上げましたように市として十分ご研究をお願いして、そうして対処をしていただきたいと、こう考えるのであります。

次に第二問のほうでございますが、いま雑草の問題なんか話してきましたが、これはどこの主管でやっておるかちょっとわかりませんが、市内を歩いてみると非常に雑草が多い。これらは市の広報なり、何かの方法をもって市民にPRをひとつしていただいて、より美しい町、住みよい町になるような啓もうが必要だと思えます。

それから、ごみの収集の特掃地域の拡大につきましては、いまお話を聞きましたたいへん満足に思うんですが、将来、全地域にわたってぜひともごみ収集の実施をしていただきたい。

そして、思い切って部長は当市に見合うものをつくりたいとおっしゃったんですが、将来を見越して、現在の四日市でなくして三十万都市、あるいは五十万都市という将来を見越して、そうして焼却場というような小さい考え方でなく、ごみ処理工場といった大きな、大型化するところのものをつくるようなご研究を願って、そうして将来どこでもまらわれるごみの処理についてつくるごときにひとつ十分お考え願って、もう悔いを残さないようならばなものをひとつご研究願いたいと、こう要望します。

最後に、公園指導者の問題でありますが、これは一日も早く早く機構を整えられて、市全般の美化のためにひとつ尽力願うような機構を早く立てていただきたいと、こう思うのであります。

以上で私の質問を打ち切ります。

○議長（伊藤泰一君） 公友会伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 公友会を代表いたしましたして、ご通告申し上げました三点について、お尋ねいたしたいと存じます。

第一問の畜産公害につきましては、先ほど自由クラブの伊藤先生からご発言がございましたので、簡単にお尋ねいたしてまいりたいと存じます。特にこの問題は、公友会におきましても種々論議され、そしてまた問題の方向もある程度見きわめておりますので、その立場なりあるいは考え方なりについて触れてまいりたいと、こういうふうに考えております。

都市の急速な進展は、これは現代の著しい特徴だと、こういうわれておりますが、その都市の急速な進展に伴って豚やにわたりの飼育というような問題が、今後大きく浮かび上がってくるのではないかとということが予想されております。現に、昨年ですか、鶏や豚に対する苦情が一件もなかった苦情が、公害対策課のほうへすでに十七件来ておりますのでございます。もちろんこの問題は先ほど部長の説明にありましたように、保健所の所轄事項でございますので、保健所の分をあわせますとおそらく数十件の問題が起こっておるんじゃないかと。急激にこういう問題がなぜ起こってきたか。おそらくこれは先ほど申しました、急速な都市の進展でないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

この問題は、したがってこの都市化の進展につれてますます問題も大きくなり、あるいは深刻になっていくのではなからうかと、こういうふうに考えておりますのと、それからもう一つは、現在本市の当面しておりますところの石油コンビナートのいわゆる産業公害が、初期において適切な対策を講じておたならば、今日ほどの混乱したような状態になっていないのではないかとすることも考えられるわけでございます。

そういう意味で、この性格はだいぶ違いますけれども、そういう意味でやはりこの際この問題についての将来なり、あるいは今後の問題について研究しておく必要があるんじゃないかと、こういうふうに私の会派では判断を下したわけでございます。

こういうことから、公害対策課でこの問題をどう処理しておるか、こういうふうに聞いてみますと、出てきた問題はほとんど処理できたと、こういうふうに聞いております。それじゃどういふふうに処理をしたかと聞きますと、お話をそれから指導でございます。しかし、話し合いや、あるいは指導で解決できるような問題であればよろしいがおそらく規模の大きくなりつつあるところの養鶏場とか、あるいは豚の飼育場とかそういうような問題についてはおそらくそういう問題で解決できるのではないかと、こう思うんであります。そういう問題に對しましては、今後飼育場の設置の問題とか、あるいは設置基準の問題とか、あるいはそれに対する防除の施設の問題とか、あるいはそれに対するところの補助の問題とか、あるいは団地造成、先ほど伊藤先生からおっしゃった団地の問題がございませうけれども、それに対しても造成の指示とか、あるいは補助の問題とか、あるいは飼育場指定の問題とか、こうした対策も今後講じておかなければ、十分な指導なりあるいは方策が講じられぬじゃないかと、こう思うんであります。

なお、こういう問題に關しまして、直接関係のある農林課では、産業奨励の立場にありながらこういう弊害が伴ってくる。こういったような奨励とそれからこれを抑制していく矛盾をどう解いていくかと、こういった問題も私の会派で問題になったわけでございます。だから、この問題は抑制することも考えなければならぬし、同時にまた奨励

しなければならぬということもございますので、早急にこの対策は練られないけれども、今後こういう問題が盛んに起こってくるということを予想すれば、やはりこれに対する方策というものを将来のために考えていかねばならないと、こういうふうに判断したのでございます。

先ほど市長の答弁、あるいは衛生部長から答弁いただきましたが、この問題はむしろ産業部の大きな問題じゃないかと、こういうふうに考えますので、非常にこうくどいようでございますけれども、一応産業部長のこれに対するお考えを承りたい、こういうふうに思っております。

次に、市民へのサービスの工事の問題でございますが、近代的な都市づくり、こういうものにはどんなに金があってもあり余るということはございませんが、しかし、その限られた予算の中においてこうした都市化に伴う改造なりあるいは新設なり、そういった事業を遂行をしていかねばならぬところの理事者の立場は、私たちもよく理解できませんが、しかし一般の市民におきましては、こういった事業には比較的関心が薄く、それよりもむしろ日常の自分の生活に直接関係のある事柄に関心が深く、そしてまたその問題に対しては敏感でございます。道路が悪くなったり、あるいはいたんだり、あるいは水はけが悪かったり、ごみの回収がおくれたりするというと、すぐに小言や失言が伝わってくるわけでございます。この小言や失言をもってそれぞれ関係者の方に問いたしたり、あるいはその善処方を要望するわけでございますが、その要望したり、あるいはお願いしたりした問題が、すぐ処理できたりあるいは理解できたりすることができれば、こうした問題が出てこないわけでございます。六月の議会に高橋議員が土木関係のこの処理が遅々として進まないのて問いたしましたように、私の会派でも、一番身近なこの問題が問題になってたびたび議論されておるわけでございます。

先ほど申し述べましたように、一般の市民は自分の生活に近いところに関心が濃いいし、またそれにいろいろ要望も持つておるわけでございますが、特に土木関係では道路舗装の問題とか、あるいは路面修理の問題とか、あるいは砂利の問題とか、あるいはがけくずれの修理の問題とか、あるいは排水、石積みのこわれ、道路のいたみ、路肩のいたみ、そういったような比較的小さい仕事、いわゆる市民へのサービスの重要な要素の濃い仕事がいづれおくれがちで、遅々として進んでおりませんので、仕事がわかったなら即刻その修理の工事に着手できる用意なり、あるいは態勢を希望するわけでございます。このことは土木関係ばかりでなく、市の政治姿勢としても大切な問題であります。現実の問題になりますと、お役所仕事といわれる仕事になってしまっているのであります。

そこで、問題の土木関係について、なぜスムーズにいかないかという問題をただしていくために質問の焦点を、予算の問題とそれから人の問題と機構の問題と資材の問題、この四つについてお尋ねをしたいわけでございます。

まず予算の問題であります。土木の関係は九月の追加を加えて約十三億になります。先ほど申し上げましたサービスの工事にはどれほど予算が含まれておるか。もちろん広い意味では十三億そのものが市民のサービスでございますが、いわゆるサービスの的と考えられる小修理の、あるいは小工事に充てる予算でございます。こうした質問を申し上げるのは、こんな工事がとか、あるいはこれだけぐらゐの額がと思われるのに予算がないといわれる場合が往々あるから、申し上げるわけでございます。また、地区の要望、たとえば若干の側溝なり、あるいは小工事などの区域を修理してほしいというこういう問題を何回話してみましたが、なかなか実現いたしてまいりません。大きい事業に経費を使っているから、こんなわずかな仕事には予算が少ないのかと、こういうふうに私たちも理解せざるを得ないし、また議員の立場として、そうした予算の内容であれば大事業はあと回しにしても市民のサービスの工事のために予算を多く取るべきだという意見も生じてくるわけでございます。この予算の内容が遅々として進まぬ原因の一つではなからうかと思ひから、その点についてお伺いするわけでございます。

次に、人の問題と申しますか、あるいは仕事の分量と申しますか、このことでございますが、土木課の維持係一人
で六地区も七地区も担当しておりますが、仕事の進まない原因の一つはここにあるのではなからうかというふうに感
じるわけでございます。

一人で六地区も七地区も担当して、問題があれば現地へ飛んでいき、そして測量をやり、それから係長、課長
に報告をして、そして図面を書いてそれから起案をして、決裁をもらって、調達課へこれを回して、それから業者へ
というぐあいで、これだけ並べただけでも仕事のおくれるのはこれは当然でいたしかたないと、こういうふうに思
いますけれども、いたしかたがないというて済ませる問題でございませんで、姿を変えたり、あるいは形を変えたり
ことばを変えたりしてこういう質問になってくるのでございます。うわさでは、一人の負担が多いので予算を消化し
切れないというふうにも聞いておりますが、この問題についてのお考えを承りたい。

次に、機構の問題でございますが、現在土木部は都市計画、西浦区画整備、下水、土木と四つの部門から構成され
ていることは、ご承知のとおりでございます。しかし、現実の土木関係は、交通問題が大きく問題点として浮かび上
がってまいりますと、道路問題が一きわ重要になってきたこと。それから、公害問題につれて都市改造というむずか
しい問題、それから海岸部の先ほど問題になっておりました地盤沈下について排水問題、こういった問題が、現実の
大きな問題が浮かび上がっておりますので、この現実の大きな問題を考え合わせて部課の編成がえと申しますか、あ
るいは機構改革と申しますか、そういうことよって四日市の近代都市への脱皮をはかる機会をつくることもまた、
いまの市民サービス面への流れをスムーズにする結果が生まれてくるのではないかと、こう思われます。

次に、資材の問題でございますが、サービスの工事ではすぐに砂利が問題になってまいります。これまでのよう
に鈴鹿川の砂をたよりにしておつては、いつ搬入できるやら、またいつ閉鎖されるやらわからないものをたよりにす
るぐあいにもいきませんので、この問題をどう解決していくか、これについてもお伺いいたしたい。
最後に、スピーディに仕事をするため設備の問題もありますが、特にこの質問に関連した道路補修のための舗装材
料混合プラントの購入をされることは、こうした問題を漸次解消していく一つの手段となるであろうというふう
に期待をしております。

以上の点につきまして、非常に具体的な問題でございますので、土木部長からご答弁をいただきたいし、それから
機構の問題は市長のご意見を賜わっておきたいと、こういうふうに思っております。

次に、特殊教育の問題でございますが、教育というものは非常に金のかかる問題でございます。そして、今日のよ
うに教育がますます個別化して、そして細分化してまいりますと、なればなるほど経費のかさむことは目に見えてお
ります。

で、これからお尋ねいたしますところの特殊教育、すなわち身体障害者の教育も、しよせんは金の問題になってく
るでありましょうが、時の流れ、あるいは教育の流れを見つめた場合、金がかかろうとかかるまいとおのずからこの
道をたどらざるを得なくなる問題でございますので、あえてこれからの考えもまじえましてお尋ねをして、この道へ
のスムーズな流れをつくっていただきたいと思っております。

さて、戦前の教育はご承知のように年齢別に、能力も考えないで画一的に、いわゆる集団的な教育が主として行な
われておつたのでございます。この教育の方法は、日本全体の教育のレベルを上げるためには非常に大きな役割りを
果たしてあるのでございますが、明治初年学制が公布されてからわずか百年の間に、この短い間に日本の教育水準は
世界のトップクラスに躍進いたしております。そして、ご承知のように日本の頭脳は、海外から請い求められるほど
のすばらしい才能をっております。このすぐれた頭脳から生み出される日本の技術は、今日の繁栄を築いておりま

す。そして世界のトップを躍進してあるのでございます。この優秀な頭脳を証明するかのように、一九六六年に行なわれました国際数学標準テストでは、欧米諸国をたんに離して第一位を獲得いたしております。

しかし、全体のレベルを上げるのに役立つたこの教育も、人間一人一人の能力を尊重し、その一人一人の才能を開発していくためには、もはやこの集団教育の方法は過去のものとなりつつあります。先進国、あるいは後進国を問わず、全世界はよりよき教育を旨として教育の大革命を進行中でございます。しかも、その改革の方法というものは、すべての人に完全な教育を、一人一人の個性を見出す教育を目標にしているのでございます。これからただしまいりたいと考えております特殊教育も、こうした教育の中で、あるいはこうした教育の立場から申し上げるのでございます。

はなやかな学校教育の中にひっそりと、しかも取り残されたように、置き忘れられたような形になっている知恵おくれの子供、あるいはIQの低い、精神薄弱児と呼ばれておるこの子供でございます。からだの弱い子供、あるいは四肢の不自由な子供、目や耳の悪い子供の教育の問題でございます。

文部省の最近の実態調査によりますと、知恵のおくれた子供が二・〇七％、それから目の悪いものが〇・〇八％、それから耳の悪いものが〇・一一％、からだの不自由なもの〇・一％、からだの弱いもの〇・四九％、言語障害児〇・三三％、情緒障害児〇・四三％、百人に約四人の心身障害児があるといわれておるのでございます。だから、この子供は一般の子供と分けて、特殊学級として特別の教育をすることもできますし、また、この子供ばかりを集めた学校、養護学校をつくることも、学校教育法第七十一条から第七十六条までに規定をされておるわけでございます。

現在、四日市で取り入れておるものは、知恵おくれの子供たちのために特殊学級が、塩浜とそれから浜田と富洲原と、この三小学校に三学級と、それから中部中学に一学級がございます。この学級数は、各県の様子なり、あるいは本県の様子からながめてみて非常に少ないのでございます。確か四日市市内には六百名ぐらいのいわゆるIQの低い知恵おくれの子供がございます、ということですが、本年六月、四国の高知へまいりましたところ、市内ほとんどの学校に特殊学級がありまして、しかも市には市立の養護学校がございました。これは、市費の負担の関係もございましょうが、この学級増をはばむどんな事情があるのか、もちろんこれは文部省からの割り当てもありましようが、高知市と比較した場合、非常に何かこうもの足りないというよりも、これでよいかという、こういう不安感を私は感じるのでございます。

それでは、その特殊学級に関連して、この学級に入りたいと考えられる正確な児童数が市内にどれだけあるかという問題。それから、その該当者があるのにどうしてこの特殊学級に入れないのかと、入る意思がないのか。あるいはこの学級へ現在入っている児童、生徒には、入級する際何か基準というものを設けているかどうか。それから、この学級に収容しているところのIQはどんな状態か。それから、この知恵おくれの子供たちのためにどれほどの教育予算を年間持つているかと、こういったことについてお伺いいたしたいんでございます。

次に、言語障害児の治療教室でございますが、その治療教室は来春、教育委員会でも開設したいと準備を進められておるようでありますので、非常にこれは期待を持っております。しかし現在、市内にこの言語障害のある子供がどれほどあるかと、あるいは、その治療教室が将来何カ所ぐらいつくるべきだと、あるいは来春開設のための予算はどれほど必要であるか。あるいはまた、どんな形でその教室を運営していくか。こういった問題について、できるだけ詳細にこの問題についてお伺いをいたしたいんであります。

次に、目の悪い子供、耳の悪い子供のための特殊学級は、これは今後の問題でございますが、弱視、難聴が学級でも指導も考えられますが、それ以上は聾啞学校、盲啞学校として津に県立の学校がございますので、四日市の周

辺からもたくさん小さい子供が通っております。それで私は、そのいたいいけな子供が電車の中でこう手まねをしたり、こうやってゐる。目の見えない子供がこうやってゐる。そういう様子を見てですね、しかも駅までおかあさんたちが送ってくる様子を見ておつて、これはどうしてもかわいそうだからやはり分校をつくってやらなければいけないというので数を調べて、そして県のほうに働きかけをしてやっておりますが、ある程度分校ができそうになってまあ、分校がでなくなつた事情がございますが、一度市長もあの電車の中で騒いでゐることはよくご覧になつたと思われまゝので、ああいり子供を見たらですね、一応四日市ぐらい、北勢の中心地の四日市として、盲学校、聾学校の分校を四日市に設置する運動をしていただいてもいいんじゃないかと、こう思いますので、機会がございましたらひとつその問題を市長にお願いいたしたいと、こう思うんであります。

ところが、こうした教育はアメリカが一番進んでおりますので、で、アメリカの学校では普通学校の中にこういう特殊学級を、弱視学級をつくつて、そして他の子供と勉強しながら一日数時間を弱視学級で暮らして、そして特別の勉強をいたしております。もちろん、この部屋は一番明かるい部屋で、そして弱視の子供が勉強しやすいように、机にすわれば机が自然に上になつてくるようなそういうしかけになつておつて、本はみんな大きい活字でございますし、普通十八巻ぐらいあるような百科大事典が三十巻ぐらいに増大して、そして版がつくつてあつたり、あるいはノートの罫が非常に広かつたり、アメリカにはそういう弱視のための教材会社もあるそうですが、やがてあとから申し上げますけれども、文部省もいよいよこの問題に本腰をあげておりますので、やはり日本にもこういった特別の会社も出てくるんじゃないかと。同時に、こういった教育もより推進されていくのじゃないかと思つております。

次に、からだの不自由な子供の教育でございますが、中部西小学校の校地の一角に、肢体不自由児のための療育センターがあるということをご存じのとおりでございます。で、からだの不自由な就学前の子供さんが母親と一緒に来ては、動かない手足を一生懸命にこうするための訓練をいたしております。見ておつても、非常に涙ぐむような状況でございますが、このセンターについても一言いたしたいが、まあこれはまたの機会といたしまして、この子供さんがやがて小学校へ入つてまいります。で、資力のある子供は、やがて昨年県立でできました、養護学校ができましたので、ここへ入校いたします。しかし、他の子供は普通の小学校へ入つてまいります。ところが、普通の小学校へ入つてまいりましても特別の施設がございませんので、喜んで入学はしたもののいつの間にか姿を消していくんじゃないかと、私は想像してゐるんでありますけれども、この三月に肢体不自由児の父親が私のところへやってきました。実はうちの子供がことしの四月学校へ入るので、学校へ招集されていきましたところが、一人の先生が、この子供入学できるんやるか、と、暗にこう来るな、来たら困るといふそぶりを示したらしいんです。それで、学校へ入れてもらえんのですかというようなことで、まあ男泣きに泣いておりましたが、担任の教師になつてみればですね、手数もかかることだし、うれしいことではございませんが、しがし入学は拒否できない以上、普通学級へ入らなければならぬのでございますが、おそらくこの市内に肢体不自由児の子供が何人在学してゐるでしょうか。ひよつとすると入学はいたしましても途中でいろいろの関係をやめてしまつて、一人も在学してゐないかもわかりません。しかし現実、療育センターに通つてゐるあの人たちの姿を見ればですね、ないということない、あるはずなんです。そういう子供がどうなつてゐるかでですね、一応この問題も教育委員会にお尋ねいたしたいんでございます。

たとえ一人の子供にでも明るく道をあけておくことが、これが政治の道であり、あるいは教師としてあなたかく接してやるのが、これが教師の道でございます。どうぞこういった子供を見捨てることなく追求しながら、この子供たちの教育を考えてやっていたきたいと、こう思うんであります。

次に、からだの弱い子供、いわゆる虚弱児とこういうやつ。知恵おくれに次いで多いのがこの子供でございますがおそらく特別学級もないし、あるいは特別学校もない以上、せいぜい肝油ドロップを飲まして、そしておさなりに過ごしておるのが現状じゃないかというふうに想像されるんでありますが、これと同時に市も、あるいは教育委員会も真剣にひとつ考えていたきたい問題がございます。それは、公害病認定児童の問題でございます。

小学校の児童九十三人、中学校生徒六人、これは六月の二十五日現在でございます。このたくさんの認定児童に対して空気清浄機を設置したり、あるいはうがいをしたり、あるいはプールで泳がしたりするだけで解決のできる問題じゃございません。治療と、それから学習を合わせて考えなければなりません、特にこの中でも考えられることは塩浜の三十二人、三浜の十八人だけについては、学校教育法第七十五条の六項を適用して、この児童のための特殊学級が設置されると考えられますが、市教委はこの問題について、県教委あるいは文部省と話し合いをしたことはないかどうかという問題、特に公害病に対する文部省自体の姿勢にこの問題があることを、あるいはこの問題が重要であるということを知らせるためにも、ぜひ文部省、あるいは県を通じての交渉をやっていたきたいと、こう思うんであります。

この問題につきましては、ご答弁によりましてまたあわせて私の考えを述べさせていただきますが、よろしくご答弁をお願いいたしますと存じます。

この質問の内容は、全部教育の具体的な内容の問題でございますので、教育長からご答弁をお願いいたしますと存じます。よろしく願います。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五分休憩

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時二十分再開

産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 畜産公害の問題についてお答え申し上げます。

ご存じのように、食肉の需要、もちろん畜産の中には養鶏、したがって鶏なども入ってくるわけでございますが、そういった需要が伸びるにつれまして四日市市でもそういった飼養農家、あるいは飼養頭羽数も年々伸びてきているわけでございまして、しかし、そういった畜産農家といえますか、そういったものは市街地の中に最近になって入ってきたというものはないわけでございまして、市街地が畜産農家のある方向に入ってくるにつれて、近づいてくるにつれて、畜産公害がいわゆる苦情という形であらわれてきたわけでございまして、衛生部などとも連絡はとっておりませんが、この二年ほど来から盛んに問題になってまいりまして、私ども畜産振興をあくまで共同をいたしまして、無関心ではおれないということで、特にこの七月、八月あたり、県・市連絡をとりまして共同をいたしました。そういった問題のサンブル調査、その畜産をしている農家にも行き、またその経営者、あるいは近所の方々にもお会いするなどして、いろいろその実態の究明につとめてまいりました。ほぼその全貌も明らかになってきています。でございますが、ご存じのように畜産事業そのものは、非常に盛んになってきておりますもの、決して採算性の高いものではないわけでございまして、養鶏の問題にいたしましたも非常にニューカッスル病その他のいわゆる耐病性といえますか、そういったものが非常に弱い。あるいは、卵価にいたしましたも非常に不安定な状態にあるわけです。

乳牛にいたしましたし、乳価が決して十分じゃない、不安定な問題もありますし、肉豚あるいは肉牛これにいたしましても、特に飼料高というような庄迫要因もありまして、非常に奨励をいたし、また実際ふえておりながらも採算性の問題については非常に問題があるわけでございます。しかし需要が高まるのにつれて、やはり消費者行政という観点からもいろんな方策を講じて振興しなければなりません。その辺の先ほど伊藤議員のご指摘も振興と抑制という矛盾といえますか、ジレンマといえますか、そういったことについて常々悩んでいるわけでございますが、やはり愛されながら、もうかりながら成長してもらいたい産業としてわれわれは今後とも政策を続けていきたいというふうに考えております。

畜産団地の問題、先ほど午前中も伊藤太郎議員のほうからも団地の問題が出ておったんですが、かねてから私ども上司からも畜産団地の問題を検討するように常々いわれておりまして、まだわれわれその一つのめどといえますか、方向を上司に報告するに至ってはいないんですが、一応検討してまいりました内容などについて、若干触れてみたいと思います。

先ほど補の例も出ていますのでございまして、ほかにもありますので、決して畜産団地がむずかしい、不可能とは考えておりませんが、畜産団地を本格的なものをやる以上は、本格的なものをやらなければいけない。そのためには立地条件といえますか、条件を幾つか検討しなければなりません。考えられますのは、出荷の問題、あるいは飼料の輸送の問題等考えて交通の便ということを考えなければなりません。それから、輸入等の飼料以外にやはりその周辺で十分な牧草地、採草地を持たなければなりません。そういう条件もあるわけでございます。それから、もちろん用水並びに排水の条件も考えなきゃいけない。それから、畜産公害のことを配慮すれば、当然できるだけ近くに一般の民家がないというようなこと。それから、地価の問題があるわけでございます。最初申し上げましたように、畜産業の採算

性の非常にむずかしさ等から見ましても、地価についても一つの限界があるのではないか、高い土地を買ってまでしてはなかなか成り立たない。

そういう幾つかの条件等を勘案いたしますときに、四日市市ではなかなかむずかしい。一つをつくるにしても、その土地の選択がむずかしい問題、それから市長が最初のご質問にお答えしておりましたように、四日市市でも養鶏について、あるいは養豚についてきわめて企業的な大きな事業者といえますか、専業者もあるわけでございますが、大多数がやはり農業と畜産業といった形で、兼業といえましょうか、副業的な形で行なっております。したがって、畜産部門だけを一カ所に団地に集めるということについては、本業といえますか、それから農業との距離的な問題等もありまして、現在四日市にありますが畜産が乳牛、あるいは肉牛、肉豚、養鶏あわせて全市的に、市街地部分はほとんど例外でございまして、大多数全市的に広がっております。どうしても団地をつくる場合にも、ある程度のもとまりといえますか、何カ所かに分散しなけりやならぬ。そういう幾つかの問題もございまして、われわれとしても上司の再三の指示にもかかわらず、適切なわれわれはめどをいまだに見出し得ない段階でございまして、これらにつきましましては、鋭意今後とも検討を続けていきたいと思っております。

それと、いまの畜産公害との関連では、繰り返し申し上げましたように、やはり採算性ということから現在は畜産振興という立場で市をいたしましたが、あるいは国、県も種々の振興策、あるいは育成、助成を行なっておりますが、さらに公害対策ということになってまいりますと、畜産業に適切などいいますか、安価な対策施設といえますか処理施設が現在の段階でまだないために、畜産農家が容易にそれを導入することは、現在の経済情勢からいってむずかしいというようなことから、別途の考え方をやっぱり導入しなければ公害問題の解決にはなかなかむずかしいんじゃないだろうか、しかしご指摘のとおり、将来に向かってますますわれわれの伸びてもらいたい畜産業が、愛さ

れながら伸びるためにはそういう形を研究しなければならない。また国、県に対してもそういう助成の制度、そういうものを要望していきたいというふうに考えております。

以上、私どもの考え方を説明申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 土木費の中で、直接市民と直結いたしておりますいわゆる道路維持を重点にした予算の総額でございますが、維持費といたしましては、四千六百三十二万九千円。これはこの追加予算のいまだ審議のたぐいであります。この追加予算の中で、七千六百三十二万九千円というのが上がっておりますが、この中には水道局その他の路面復旧委託費が当初とここで千九百八十九万五千円、それから当初一千万でございますので三千万を引きます。差し引きまして四千六百三十二万九千円でございます。それから舗装費が当初八千万、それから追加でお願いいたしておりますのが一千万で、九千万。それから改良が市内一円でございしますが、これが当初千五百五十万、それから追加で三百万、合計千四百五十万、それから橋梁関係の維持補修でございしますが、これが当初五百三十万、それから追加で五百万、合計一千三十万、それから河川が当初四百万、追加で百万、五百万。合計いたしますと、一億六千六百十二万九千円でございます。これだけがいわゆる維持でございます。この中で、舗装につきましては個所等もございしますので、その点お含みおきをいたしたいと思います。

それから次に、人員でございますが、道路維持を担当いたしております職員は、現在この土木課の中、すなわち本庁の中におりますのが係長以下六名、それから野田の作業所に主幹以下四名おりますので十一名でございます。お説のとおり、地区を六人で担当しておりますが、中には五地区、六地区という地区を持たしてあるのもございます。

これはいろいろの関係で、こういうふうな配置をしなければならぬのでございまして、われわれもこういうことはでき得る限り近い将来においては、地区を少なくして真剣に、慎重に見られるように持っていきたいと思っておりますが、職員も非常によくやっておってくれておりますので、現在のところ先回の議会で高橋議員からも指摘がございましたような、いろいろおくれてございましてご迷惑をおかけいたしておりますが、どうか回っておるといふふうに考えております。満足はいたしておりません。

それから機材でございますが、機材は現在グレーダーが一台、それからブルドーザーが一台、それからシャベルローラーが一台、ダンプが四台がおもな機材でございます。それと、今回の予算で計上してお願いいたしておりますプラント五百万というものが増設されるわけでございます。お認めいただきましたならば、増設されるわけでございます。

それと、この人員と予算との関係でございますが、これにつきましては現在まで一応われわれといたしましては、いただいた予算は全部使わしてもらっております。こういうことでございまして、これは決算であらわれてまいります。工事費につきましては全部使わしていただいております。まだもっとやれと、足らぬもっとやれというお声もたびたびいただいております。

こういうことでございまして、現実問題といたしましては、いま私が申し上げましたとおりでございますが、私といたしましては、これで決してただいま申し上げましたように満足もいたしておりませんし、市民の方々にもご指摘のようにいろいろご迷惑をおかけいたしておりますのも承知いたしておりますので、今後努力をいたしまして将来に向かってこういういま伊藤議員からご指摘がございましたようなことがないように、漸次前進的に解決策を見出ししていきたい、はかっしていきたい、努力したいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） たいまご質問にお答えいたします。

先ほど伊藤議員のご指摘では予算、人、機構、資財という四点から質問でございましたが、予算、人、資財等につきましては部長がお答えいたしましたので、機構についての考え方を概要申し上げさせていただきます。ただいまご承知のように、土木は四係、下水は五係、都市計画は三係、そのほかに西浦区画整理事務所と中央緑地の管理事務所がございます。結局、機構の問題と申ししても人の問題であるかと私は思います。そうしてまた、人の問題と同時に機械力の問題であり、機動力の問題であると考え次第でございます。したがって人の問題といたしましては、研修制度を強化するとかいろいろのことをやっておるわけでございますが、やはり量ばかりでもまいりませんので、質的な充実をはかるとともに機動力、機械力というものを先ほど申し上げましたような、土木部長が申し上げますような線でも今後とも強化していきたいというふうに考えておるわけでございます。西浦事務所を一例にとりまして、三十人以上なければこの事業は円滑に行なわれないというのが、現在二十二名でやっておるのが実情でございます。そういう面でもかなり無理な人の使い方をしておる面があるかと思いますが、今後とも市民のサービースに十分こたえ得られるような人の充実、あるいは機械力の充実、機動力の強化ということを考えたいと思ふ次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 一つ申し落としましたのでおそれ入りますが、砂利の問題でございます。

砂利につきましては、現在建設省の許可をいただきました。一部川砂利を河原田から搬入いたしました。同時に、今回の予算でも追加をお願いして、材料費として八百万円いただいておりますが、これは全部砂利に持っていくわけにいかぬと思えますけれども、こういうようなところで一部購入をしたいと思います。なお、将来の計画といたしましては、これもこの前の議会でご答弁いたしましたわけでございますが、宮妻ということが考えられるのでございますけれども、名阪の工事とか、距離の問題とか、設備の問題とかいろいろございまして、これは検討いたしております。

したがって、今後はやはり全面的に内部川のいわゆる川砂でございます。川砂利でございます。これにたよっていくということは非常にむずかしいと思っておりますので、一部購入、一部川砂利を取るといふふうなミックスした考え方で、方針を進んでいかなきゃならぬのではなからうか、このように思っております。

以上でございます。（「無理やな、それは」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 特殊教育についてお答えを申し上げます。たいへんこまかい点までご質問がございました。私途中で聞き漏らしたような点があるかと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。再度のご質問をいただければたいへん申しわけないことですが、お答えを申し上げます。

伊藤議員がおっしゃいますように、今年の八月に国は四十二年の六月に第一次の心身障害児もしくはそれのおそれのあるものというものを調査しまして、さらに四十二年の十一月にそれらの中から二割を抽出しまして、そして出現率を確定をいたしております。で、これは先ほど伊藤議員が申されたとおりでございます。

總體的に申しますと、言語障害と情緒障害を新しい二つのタイプとして四十二年に調査をいたしました、それ以前はこの二つが抜けておりました、出現率は全体で六・一四でありましたが、新しい出現率は三・六九と、こうなつておるわけでございます。したがって、その新しい出現率について、現在四日市に在籍しておりますところの小学校の生徒一万九千三百九十人、これは六月末の現在であります。それから中学校の在籍が八千六百八十であります。それらを新しい出現率をあげますというと、視覚の障害で小学校におきましては十六人、聴覚の障害にありましては二十一人、これは小学校であります。精神薄弱におきまして四百一人、肢体不自由が三十五人、病弱、身体虚弱が九十五、言語障害六十四、情緒障害が八十三、合わせて小学校におきましては七百十五人と推定されるのであります。

中学校におきましては、視覚障害が七人、聴覚障害が十人、精神薄弱が百八十人、肢体不自由が十六人、病弱、身体虚弱が四十三、言語障害が二十九、情緒障害が三十七、合計いたしました中学校には三百二十二人と推定されるわけであります。

これはもちろん、出現率を現在の在籍の生徒数に掛けてそのような数が推定されるということでございますので、現在、教育委員会におきましては各学校にその実態を調査をいたしております。

したがって、この数はあくまでも推定の数とご承知を願いたいと思ひます。したがって、四日市にどのくらいあるかということ、いまのは推定であります。現在四日市の教育委員会といたしましては、各学校にこれらの心身の障害児の実数について確かめておりますので、できましたらあとでご報告を申し上げたいと存じます。

次に、四日市におきましては、特殊学級が少ないのではないかと、それはそのとおりでございます。人口二十万の都市としまして、文部省が一応基準として設けておりますのは、小学校につきましては六学級、中学校につきまして

も六学級と、こういうことになっておりますので、現在の設置されておるところの学級数はこれは少ないと思ひつております。

しからば、その阻害する原因は何かというようなことでありますが、このことは将来、問題解決の一つの方途にもなるかと存じますので、その阻害する原因について、これは私の私見と申し上げておきたいと、こういうふうに存じます。

その一つは、先ほど伊藤議員も申されましたように、県の文部省からのもらつてくるところのワクが少ないということでありまして、昭和四十二年におきまして国は特殊学級を千三百学級設置するように、予算化しております。その内訳は、小学校におきまして五百四十学級、中学校につきまして七百六十学級ということで、千三百学級を国は予算化しております。しかしながら、三重県でこのワクから先生の数は、たぶん二十三人であつたかというふうに記憶をいたしております。いづれにいたしましても二十三人前後であろうかと思ひますが、とにかくそういう点で、何よりもまず国からもらつてくるワクが少ないということが一つの原因と考へられます。

次にもう一つは、特殊学級というふうなこのような学級を担当いたしますところの教師は、それだけの研修なり、あるいは力をつけていなければならぬわけでありまして、現在国で内地留学をさせておりますところの先生の数は、たぶん昨年百五名であつたかと存じます。そういう点におきまして、千三百学級に対して百五名という教員の養成というのは、きわめてその実数が少ないというふうに考へられます。このことは、指導者が教員の養成の員数が少ないと、もちろんこれは現在、それぞれの学級、あるいは生徒数に対して教員が配当されておりますので、余分にそれだけの先生を出すことはなかなか財政的に困難なことでありまして、そういう点については理解できるのでありますが、いづれにしても教員の養成の数が少ないということはこれは確かなことでございます。

て、四日市市といたしましては、本年度は京都大学に特殊学級の教員といたしまして、半年であります前期と後期に分けて二人の教員を派遣するようになっておりました、これは画期的なこととございます。なお、教育委員会といたしましては、言語障害の研修のために長期研修で千葉県の千葉市のほうへ、これも派遣をいたしております。そういうわけで、教員の養成についての対策が不足しているのではないかとというふうに考えられます。

で、第三番目は、何と申ししてもこれは父兄の協力と理解が大切なこととございまして、確かに現在の教育がその適性、能力に応じて社会的な貢献をし、同時に自分が生活を営んでいくというふうな、そういう方向にありますので、これらの子供にもそれらの適性、能力を伸ばして、そうして社会復帰をしていくということが教育におけるところの、たいへんに大事な点でございますが、何と申ししてもそういうふうな子供自身について、そういうような理解があります。さて、これを特殊学級とかそういうところに入れるということになりますと、家族の社会的地位とか、いろんな点で家族の間になかなか踏み切れないような点がございまして、したがって、何と申ししてもこれは父兄の協力と理解を得るように私ども、努力をしてみたいらなければならぬというふうに考えております。

第四番目に申し上げられることは、これはやや不確定なこととございまして、判定におきましてやはりいろいろの問題があるようにございます。ことに精神薄弱におきましては、低学年におきましてはその出現率は少ないのであります。上になるに従って出現率が多いというのが一般でございます。と申しますことは、そういうような判別に対する表現能力とか、あるいは能力差というものはっきりしてくるのが、一年生なり、あるいは二年、三年と進むに従ってはっきりしてまいりますので、出現率そのものも幾ぶんかは年齢によって差異があるように考えるのであります。幸い本市には北勢児童相談所もできておりますので、現在教育研究所でこれらの判別をやっておりますが、そういう北勢児童相談所とかそういうところで確かな判別をせらうと、安心して特殊学級に入れるような、そういう

措置を講ずるといふような点で、この阻害する原因が幾ぶんか除かれるのではないかとというふうに考えるのでございます。

その次に、特殊学級におきまして、現在四日市に入っておりますのは、精神薄弱のものだけでございまして、それらの基準はどうなっておるか、こういうことでございますが、精神薄弱児で特殊学級へ入れるものはどういふものと申しますという、これはもうすでにご承知と存じますが、IQが五十から七十五程度、通俗で申しますというと魯鈍程度、こういうふうなのでございまして、それを二つに分けて社会的適応性の著しく乏しいものというのが養護学校、そのないところが特殊学級へ入れるということ。それからその他ということで、境界線児、特殊学級へやったほうがいいたるうといわれるようなものが入っているというふうな現状でございまして、それがIQとして一つの基準になっていると、こういうふうにご承知しております。ただし、現在四日市に入っておりますのは、それよりやや低いのも収容しているような現状でございます。

その次に、予算がどのくらいかかるかというふうなこととございましたが、一般的に申しまして、国は特殊学級を設置しますとき、特殊学級だけのいろいろな教員が要るわけでございまして、たとえば小学校では木工類とか、あるいは大工の器具とか、栽培飼育の道具とか、工作台とか箱型の積み木というふうな、そういうものが必要でありますので、国は八万円、二分の一の助成をして八万円の助成があるから、したがって特殊学級を設置するということになります。普通学級の経常費と、同時にそういう特殊な設備を備えるための十六万の予算ということになるかと思えます。中学校におきましては、さらにそれに職業訓練をいたしますので、職業訓練としまして十四万ほどのものがかかります。

したがって、特殊学級を設置する場合、その教員は国と県が負担をいたしますので、特殊学級を運営するための予

算としては三十万前後かと思いますが、その他は一般の学級と同様のようには考えております。

その次に、言語障害とか、あるいは目の悪い子供とか、それから耳の悪い子供、そういうようなものに対する対策でございますが、これは先ほど申したような大体推定の出現率になりますので、それらをさらに実数を確かめて、その度合に応じて養護学校へ入るなり、あるいは特殊学級をつくるなり、そういうような現実的な課題を解決するような段階に入っていくと、こういうふうに考えております。ただ言語障害につきましては、調査をいたしてございますが、現在、言語障害はいわゆる言語障害、養護学校へ入らない言語障害としまして、喉音障害、それから口蓋破裂といいますが、いわゆるみつくちというようなもの、それから声の障害、それから吃音と、そういうものを入れていられる言語障害として重いとみられるものが大体、中学校で十九名、小学校で十三名というような、これは学級担任とか養護教員によって調べられたものですが、そういうようなものが出ております。

ただ、言語障害の場合は、出現率は先ほど申したとおりであります。言語そのものは練習によってよくありますので、一年生のときの言語障害と二年、三年になるにしたがっての言語障害の度合いというものは、低くなっていく傾向があります。それは精神薄弱とはやや違う傾向であります。

したがって、そういう点も加味してこれは特殊学級でやるか、あるいは普通学級でこれを收容するかというようにすることについては、今後の問題として考えていかなければならないというふうに存じております。

その次に、公害の生徒でございますが、公害病は先ほど小学校で九十二人、中学校で六人というような数が伺ったわけでございますが、これらについて、特殊学級をつくることについて文部省なり、県に話をしたことがあるかどうかというような問いでございますが、これはまことに申しわけのないことでございますが、県とか文部省へ問い合わせをいたしてないのでございます。ただ、これは類別にいたしますというのと、病弱者あるいは身体虚弱者に該当

するもんだというふうに考えております。

そこで、これらの生徒をどのように考えるかということ、公害対策課とかそういうような関係のところ、あるいは専門のお医者さんとかそういうところ、まあそういうところと十分に話し合って、その実態を十分つきとめてみたいというふうに考えます。で、もしもこれらが六カ月未満、いわゆる病弱者であって六カ月未満の生活規制を必要とするもの。それからもしくは、身体虚弱者でこれも同様に六カ月未満の生活規制を必要とするもの、いわゆるいい生活習慣をつけたり、あるいは栄養というものを考えて直せるものであるならば、これは特殊学級かあるいは普通学級で留意して教育するところの部類に入るのでないかというふうに考えます。そして、六カ月以上の医療または生活規制を必要とするものとか、あるいは虚弱者で、これも六カ月以上の生活規制を必要とするものとなると、これは養護学校へ送るといふいうような形になるんじゃないかと思っております。実際問題について、それらの生徒の虚弱なりあるいは病弱の実態というようなものにつきましまして、関係の部局なり、あるいは校医なり、専門のお医者さんに相談をしまして、その実情に即するような対策を立ててまいりたいというふうに考えます。

最初に伊藤議員が申されましたように、昨年十一月から文部省が本格的にこの問題を取り上げまして、特殊教育の振興について前向きな姿勢をとってあるわけでありまして、この問題はきわめてシリアスな問題であろうかと思っておりますので、私どもも特殊教育につきましましては十分な配慮と、そして対策を立ててこれに対処してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 たいぶ興味のない問題を詳しく教育長から説明がありましたので、皆さん非常にお疲れと思えます。

れども、私もできるだけ簡単に先ほどのご答弁によりまして、再びこの問題をご質問申し上げたいと存じます。

第一番の問題は、産業公害の問題でございますけれども、これは将来の問題でございますので、今後このことにつきまして関係のある公害課なり、あるいは保健所なり、あるいは農業共同組合、そういった各方面の方ともよく連携をとってこういう対策を講じておかないというところ、将来に悔いを残すような問題が起こるんじゃないか。あるいは、とうてい解決のできない問題が起こるんじゃないかと、こう思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、この問題を私の会派で討議いたしましたとき、具体的問題として、專業畜産業者は種類別に団地をつくってそして経営させることとか、あるいはそれに対する補助金の問題とか、そういったようなことを考えたらどうかとか、あるいは小規模の養豚、養鶏をやっておるものに対しては、一番問題になるし尿でございますが、そういったものの処理、あるいはその堆肥の処理、臭みの出ない堆肥料をつくることとか、あるいはそれを集めてそして始末する処理場、そういったものをつくった場合にはある程度の補助金を出すとしまして、そうして少しでも人に迷惑をかけるような方策を早急にこれは講じていくべきじゃないかと。将来の問題は将来の問題として、すぐに処置のできる問題はそういうふうに考えていくべきが当然じゃないかと。特に、初めて申し上げましたように、この問題は昨年度まで一件もなかったものが急速に四、五十件も出てくるという問題は、この問題が非常に大きくなってきた証左だと思っております。したがって、来年度の予算の中にそういったものを勘案して、そして予算的にこれを考慮していくということも考えていたたたきたいんでありますが、この問題について答弁は要りませんけれども、よろしく願ひ申し上げます。

それから次に、土木の問題でございますけれども、これは先ほども申し上げましたとおり、姿を変え形を変えことを変えて申し上げておりますけれども、市民の最も自分に近い、環境に近いそういった問題、道路とかあるいは排水とか、そういった問題はできるだけ多額の金を投じて、そしてそういった問題に重点を置いて処理していくのが、これがほんとうの道じゃないか、もちろん大工事も必要であるけれども、やはり市民に直接生活に関係あるところのそういった問題に力を注ぐべきじゃないかと、こういうことを申し上げておるのでありますから、次の予算編成の場合にも、重点的にそういったことに頭を置いてやっていただきたい。たとえば私の付近がほとんどもう町並みをつくっております。四日市の旧市内とほとんど変わらないような形になっておりますけれども、毎年側溝がわずか三十メートルかせいぜい五十メートルしか進んでいかない。十年たつても三百メートルか五百メートル。こんな状態では不平の起くるのは当然であります。都市化の進展が非常に早いで、その進展におくれないような対策を講じていくことが土木の仕事としても非常に大事じゃないかと思っておりますので、どうぞこの点につきましては部長はもろんのこと助役、市長においても土木の工事の予算の立て方について、十分考慮をしていただきたいと、こういうふうに思うんであります。

それから次に、身体障害児の問題でございますけれども、委員会で質問するようなこまかい問題を申し上げて非常に恐縮でございましたけれども、どちらかと申しますと、そういった身体障害児の子供というのは、義務教育である以上はやはりこれは教育の問題として取り上げるのがほんとうでございます。

しかしながら、今日までの状態ではむしろこれは厚生部、福祉関係の問題を主として取り上げられておるように、私は感じておるわけでございます。その一つの証拠といたしまして、たとえばみはと学園でございますけれども、現在四日市にいわゆる精薄児、特殊学級を担任している先生があるわけでございますが、その先生方の指導というのはほとんど、みはと学園の中にある手をつなぐ親の会とともにいろいろ問題を考え、研究をして進んでおります。

それからまた、そのみはと学園のできることに ついても、これはもう過去のこととわかりませぬけれども

いま私も疑問に思っていることは、みはと学園というものが先行するものであるか、あるいはそれよりも養護学校としてこれは先行するのがほんとうであるかと。私はそのときの教育委員会がどういう態度を持っていったか、非常にこれは疑問に思うわけでございます。過ぎ去った問題でありましたが、福祉施設としてみはと学園をつくる、それよりもむしろ学校教育として、子供たちのための養護学校をつくるのがほんとうじゃないかということも考えられるわけでございます。

しかし、それができなかった理由の中に、先ほど私が質問申し上げました父兄の考え方に問題があるんじゃないか。あるいは先ほど教育長から説明がありました、その認定するという認定のしかた、確認のしかた、そういったところに問題があると思っております。

いずれにいたしましても、福祉の問題としてとらえるのが正しいか、教育の問題としてとらえるのが正しいか、これはもちろん私は教育だと思っております。しかしながら、教育にいたしましても、先ほど教育長は特殊学級における子供は七十五からと、こういうふうに話が、もちろん七十五でけっこうでございますけれども、しかしその七十五という知能指数というものは、これは七十五という指数が正確なものでございませぬ。知能指数というものはこれは人が測定するのであって、誤差は十ございます。だから、七十と八十です。七十と八十の間でございますから、七十と判定すれば非常に悪い。八十と判定すれば非常に高いわけです。だから、その判定に問題がございます。

だから、この入級するかしないかという問題につきましてもですね、ただ先生が学校で、ことばは悪いがしろりとが、先生はしろりとでないけれども一応はしろりとでございます。が、その測定をして、そしてそのままを取り入れてですね、あなたの子供は知能指数が低いから特殊学級へ入りなさいというようなことではですね、とても入ってまいります。やはりそれに対して七十五が出れば、その七十五に対してもう一度正確な調査をやり、さらにそのした

ものに対して、ただ知能テストというものは絶対なものでございませぬから、やはりその子供の生まれてからずっと今日までの成長歴というものを調べて、その成長歴を調べてそれとテストとを合わせて今度はこれを特別な審議会にかけて、そうしてその審議をやる。その審議が校長さんなり、あるいは特殊学級の担任であるなり、あるいはお医者さんなり、心理学者なりが入って、そうして権威のある審査会をつくってそこで判定をして、あなたのお子さんはこういうふうでございませぬから特殊学級へ入れたほうがあなたの子供のためですよといえはですね、納得する。おそらく私がこの四月、六月四国へまいって、そうして高松で、高知でいろいろお聞きしたその中にもそういう説明がございました。笑っております。四日市はそういう問題を教育でとらえないで福祉の関係でとらえておるんですかと、もちろんこれは教育の問題でとらえるべきですよと、こういうようなお話でございましたが、やはり高知が非常に特殊学級が多いということ。あるいは市自体にそういうものを持っている、養護学校を持っているということが、そういう段階の指導が大事でございます。

それから、先ほどの特殊学級の問題について、教育委員会がわりあいと無関心、文部省もそうです。先ほど教育長も説明しましたように、ことしになって初めて教師の指導の方法がわからぬから、その方法を確立するためにということで、総合教育研究所をつくるわけでございますけれども、先生自身がどう指導してよいかわからないんです。指導ができません。それで文部省はいまままでほり出してあった。ところが厚生省のほうではずんずん進めております。だから、文部省はそういう態度でございませぬから教育委員会もしたがってこの問題はもう放任に近い形。だから先生方がいまの問題でこの精薄の問題を処理するために、どこでサークルをつくっているか。みはと学園でつくっている。これは筋が違ひ。もちろんこれは学校でせんならぬ。

ところが、先ほど教育長の説明もありましたように、いわゆる知恵おくれの子供は相当数、六百人近い子供がある

わけなんです。だから、どの学校にも潜在的にこういう子供はおらんけりゃならないんです。おるんです。だから、学級があるところ、この問題に対して先生というものは関心を持たなけりゃならない。だから、ない学校の先生でもある学校の先生でも、集めて一つのサークルをつくってその知恵おくれの子供をどうするかという問題を検討していくのが先生の仕事であり、それを指導するのが教育委員会の指導なんです。教育委員会がそういうことをやらないからですね、先生方はもうしょうがないから、手をつなぐ親の会のところへ行って、そしてみはと学園で研修すると。これでは四日市のその知恵おくれの子供の指導ということとは全然できないんです、これは。

そういうことを申し上げておつても切りございませんので、やめますけれども、私がこまかい質問を申し上げたということは、教育長はこういう事柄がわかっておるだろうと、そういう意味で申し上げたんでありますので、こまかい点を答えてもらおうとは思っておりません。しかし、先ほど教育長の答弁にありましたように、この問題について詳細にデータをあげて、そしてこれに対する方策を立てて、そして今後どうするかという問題を委員会のほうに提出していただければ、そこで皆さんともどもにこの問題を検討したいと思っておりますので、おっしゃったようにこの問題をまとめて常任委員会に出していただければ、私が申し上げた非常にこまかい問題でございますが、さらにこまかい問題を出しまして、そうして検討していきたいと、こう思いますのでよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤金一君。
〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 伊藤信一議員に引き続きまして、通告の順に従いましてお尋ねをいたします。私のお尋ねいたしたいことは、ごく簡単であります。先ほど来いろいろ質問がありましたので重複するところを避けたい意味におきまして、まず二、三点といたします。

まず第一点といたしまして、経常費中重点施策を織り込まれたこと。すなわち道路政策についてでございます。この道路政策につきましては、いつも重点中の重点として理事者は他に優先して取り上げ、予算も多額に計上され、着々事業は進んでいるように思われますが、陳情、請願等の件数も多く、また同僚議員各位におかれても念頭にすることは、この道路対策のことでございます。土木課に参上されない議員はないといっても過言ではないと思っております。日参してもなかなかかはかどらず、業を煮やすことが多いのであります。ご承知のように、一部を除いて四日市の道は全くなっていないと私は言いたいのでございます。市民が満足した道がどこにありますか、役所周辺のみだけではございませんか。理事者は四日市の道をくまなく歩いたことがありますか。ことは悪くしていえば、車が通れば穴、雨が降れば池となるような道では、大四日市という名に涙がこぼれます。道路パトロールセンターという実りっぱな名を持った事務所がございしますが、名はハイカラで聞かえはよいのであります。実際にここを拝見いたしましたとき、泣きたくなるような思いがいたします。なぜここをもっと充実しないのですか、今回の補正追加予算にも多少あります。名実ともに完備して活躍できるものにはできないものか、電話一本で飛んできて、補修さえしてくれたら何の苦情も起こらないのであらうと思えます。

市長は年度当初、重点施策をいろいろあげられて、われわれはたいへんありがたい次第と拝聴し、そのでき上がりを期待してある一人であります。これもことを悪くしていえば、いずれもしり切れとんぼのようなありさまでこの年にはこれこれとほっきりしたものができ上がらないものか、私の寿命のあるうちにぜひ実現してもらいたいものでございます。

その一つ目に関連いたしまして、学校、幼稚園の補修についてであります。今回の補正においても、若干工事費の追加がされておりますが、なぜ追加しなければならぬのか。なぜ当初予算に計上しないのか。それとも教育委員

会の予算の要求に漏れがあったのか、現場で見落としていたのか、ここで四日市の学校、幼稚園その他厚生部の施設で、校舎を維持するための修繕費がどれほど要するのか、はっきりと数字で示されたい。「そのとおりや」と呼ぶ者あり）当初要求したが削られたでは済まされない。学校、幼稚園は市民のもので、市の貴重な財産である。このことは承知のはず。なぜ貴重な財産をなおざりにしておくのか、何を以てても将来をにやう児童、生徒の勉強をするところが一番大切なことはわかり切っておる。皆さんもそのとおりだと思われましょう。トタン屋根はさび、といは落ちたまま、水路は詰まったまま、数限りない修繕箇所がほんとうにちびつた金で修理されるはずがない。思い切ったことができないものかと痛感をいたします。

次に、職員配置であります。端的に申し上げますと、学校の用務員さんは必要ですかということでございます。

用務員さんはいりっぱなばかりで、たいへんけっこうですが、用務員の仕事はいまどのような仕事で、何時間ぐらい続けておられるのか伺いたい。私の承知してある範囲では、先生方のお茶わかし程度らしく、昔は学校から町、町から各戸まで手紙や連絡をしてもらいまして、たいへんありがたかったのですが、いまどきは全く陰も見ることがないようで、一回か二回出張所に向いてくるのが関の山というのではないのでしょうか。昔は学校では重宝がられ、何でも御用を受けたようですが、現在ではなかなかむずかしいようで、校舎の修理でも校長や教頭先生でないとい直すものがないというような情ない時代となっておりますので、もっと愛校精神があってもとつくづく思うものでございます。

使うものも使われる人も考え方を直してもらわないと、金で済む世の中とは申せ限りがあるので、一人用務員のことでなくて、もっと学校全体が公に奉ずる、そういう精神を再度認識されるようお願いいたします。

さて、本題でございますが、この際、用務員の必要性和その職務についてのご意見をお伺いいたしたい。

下水道とは、生活污水、工場排水などをすべての不用水を最終的に処理して、川や海に放流する施設であり、公共用水路の水質、汚濁を防止し、またわれわれが人間生活を営む上からも必要欠くべからざるものであります。四日市においては、昭和二十九年より公共下水道事業をおこし、昨年度末までに二十三億弱の巨費を投じ、いままた四十二年度から新五カ年計画を制定、この費用二十九億を事業費として整備するという。また一方においては、年々数千万円を投じ、都市下水の不全箇所を解消、整備しつつあります。すでに市内に五千余個の水洗便所も可能になっております。処理場四カ所、ポンプ場十六か七カ所の運営、維持、管理等々の関連業務に支障を来たすおそれなきにしもあらず。

本年度は、予算五億八千八百余万円の事業費を計上しております。至急、機構を改革して、部制を制定して環境の整備をはかり、健全なる都市の発展を期せられたい。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、出張所問題でございますが、地区により種々事情もあり、内容も違います。今回は質問を見送りいたします。(笑声、「遠慮するな遠慮するな、やれやれ」と呼ぶ者あり)

次に、大阪競輪場車券売り場の件についてでございます。近鉄駅裏の松阪場外車券売り場所移転問題についてであるが、その後の運行状況はどうなっているのかお聞きしたい。聞くところによると、新正地区、霞ヶ浦競輪場などいろいろの方法があげられているが、橋北地区にある旧東紡四日市工場あとを松阪市当局がひそかに東紡側と折衝しているやに聞き及んでいるが、市長はご承知なのでございますか、この点お聞きいたします。旧東紡あとは、橋北地区民がいこいの場所として願っている緑地公園化の唯一の土地であり、市長も十分ご承知のことと思う。この緑地計画についても、最近の市長のお考え方について再度お聞きしたい。

以上、簡単でございますが、それぞれのご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十九分休憩

午後三時三十三分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの伊藤金一君の発言中、通告のなかった事項に対する答弁はいたしませんから、ご了承願います。（「答弁せよ」「答弁してくれよ」「おまけといるのがあるんやぜ、頼むぜ」「雑誌にも付録というものがあるよ」と呼ぶ者あり）

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 野田の作業所、伊藤議員のいまのご質問の中では、道路パトロールセンターということばがございましたのですが、野田の作業所と思います。野田の作業所につきましては、今回の追加予算、いまおしかりを受けたんですが、追加予算の中でプラントをお願いいたしておりますので、これができましたら多少なりとも近代化されたものになると思います。

なお、追加予算のことで当初にどうして組んでおかないかということ、私のほうにも関連してご質問があったと思いますが、われわれは当初予算では大綱的なものを、大きなものを組まして、とっていただきまして、追加につきましてはその手直しと申しますか、まあどういふことばで申し上げたらいいかわかりませんが、実はきめのこまかいと申しますか、荒削りて出しておりますので、それをきめこまかく持っていくたい、こういうような形で追加予算をお願いしておりますと同時にまた、補助その他の関係で変更等もございまして、そういうものにつきまして

は追加補正という形をお願いしてあるような次第でございまして、今後とも予算の中におきましては私たちは追加でもお願いをしなきゃならぬ問題が多々あると思いますから、その点よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） お答えいたします。

学校営繕の予算措置の追加の点でございます。この点はご指摘のような修繕、小工事、こういうものが相当これまでに十分でなかったというふうなことがございまして、かねてこの点について教育委員会といたしましても、市のほうへもお願いし、また議会のほうのお力添えも得ましてやってまいったわけでございます。ご承知のように昨年はその方面の予算として三千五百万ほど、追加予算も得ておるわけでございます。本年もそれに引き続きこの補修、小工事、これに重点を置くように努力してまいったわけでございます。幸い、当初に二千二百ほどおきめ願ったわけでございます。しかし、それでもって教育委員会としても十分だと考えておりませんところへ、市のほうでも今回その点をご斟酌いただきまして、またさらに七百万の追加をしていただいたと、こういうことでございます。

その間、予算的な財源の問題いろいろあったわけでございますが、結局さような方法で漸次、この需用が満たされていくというふうなことでございますので、今後この点について一そう教育委員会といたしましても、市のほうと十分に連絡をしたらうで、議員の皆さんのご協力も得てこの補修、小工事を十分にお説のような市の財産の維持、保全を十分にいたしていきたいと考えますので、ご了承をいただきたいと考えます。

次に、用務員の問題でございます。ご質問は、用務員の必要性、それからその職務内容ということに尽きるかと思えます。

ご承知のように、この用務員と申しますのは明治の昔から現在まで、学校の組織の中の一員として現在まで存続してまいっておるわけなんです。ご指摘のような昔の用務員という人々の働きぐあいと、現在の用務員という人の働きぐあいの内容は相当、時代の移り変わり、変遷もあって変わってきておるように考えております。この職務内容と申しますのも、別段学校教育法で定まっていると、あるいは管理規則で定まっているといたうことではございませんので、校長の指示に従って学校の雑務をすると、こういふふうなようになっておるようになってございます。

具体的に申しますと、戸締まりであるとか、清掃であるとか、あるいはいろいろな書類の教育委員会との間の送付であるとか、さような雑務をするようになってございます。また、お茶をわかすとか、お茶をくむとかいふふうなことも、まあ職員室関係のほうを現在やっておるようなふうでもあるようになってございます。

要は、お目にとまるような点があると思ひますことは、従来、用務員は住み込み制でございましたけれども、数年前からこれを通勤制にしたほうがいいんじゃないかと、こういふことで、用務員の中には自分のうちを持ってそこから通ってくるというふうなことで、結局八時間勤務というふうな方向に、職務内容がきまったような方向になってきておりますので、その間に従来のような昔のような、当直の先生と一緒に校内を巡視するとか、あるいはその手助けをするというふうなこともない面も出てきておるかと思ひます。

いずれにしても、要はその人と運営の問題ではなからうかと考えます。年齢的に相当現在の四日市の教育委員会の構成を見ますと、高齢化しているというふうな点もそういう活動が活発でないという例の一つとも考えられるようになってございます。適当なときに、活動力のある人と入れかえるというふうなことも考えて、今後の用務員の活動と申しますか、学校でのいろいろな仕事の面での充実を期していきたいと、かように考えております。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 下水道のご質問にお答えいたします。

下水道の下水道部への昇格等の問題でございますが、下水道の仕事が近来非常に盛んに行なわれて充実してきておるといふことは、ご承知のとおりでございます。すでに昭和二十九年から第一次計画で二十七億円の工事を完了した第二次五カ年計画昭和四十二年から四十六年までの計画のものを、予算二十九億円でただいま実施中でございます。橋北の一部並びに常磐排水区の下水道がこの第二次計画によって完成することは、ご承知のとおりでございますが、現在下水道課は正職員が八十八人、臨時職員が四人おりました合計九十二人、ただいま本庁の職員が教育委員会を除きまして七百二十五人になっております。そういう数字から考えましても、また今後の都市環境整備によりますところの下水道の重要性から考えましても、近い将来におそらくや下水道部というものを実現しなければならぬ日が来るのではないかと考えておる次第でございます。その節には何とぞひとつよろしく願ひたいと思ひます。

東洋紡の競輪場の話は、全く聞いておりません。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤金一君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 ここで市長にお願いしたいことは、幸いなことに競輪事業がますます盛んで、ここからありがたいお金が生まれております。毎年一般会計には多額のお金を繰り入れを願っており、関係者や競輪愛好家に感謝しておりますが、繰り入れた金は、ただ一般会計にこれだけ要るよ、はいといったようなもので、いままでに大きな財源、競輪から得た金がどのように使ひ、どれだけ効果を上げたかと伺ったことがないのであります。

次に、市長は重点施策を追加し、ことしは何来年は何、たとえば競輪の金で道路補修を徹底的に行ないます。学校

等の施設も修繕を徹底的に行ないますと、年度目標を立てられないものか。こうしてもらえば市民もわれわれ同僚も安心しまして、競輪愛好家も満足していただけるのではなからうかと私は思いますし、またお願いをいたします。

いま一つお願いしたいことは、去る八月じゅうに朝三時半、四時というふうに、三たび夏季消防演習に参加途中、路上駐車が多いこととございます。車庫がなければ許可できない、不許可と聞いておりますが、路上駐車が相当あります。消火せんの一メートルぐらいの駐車もありました。市当局より関係機関に対し、取り締まり方を要望いたします。

私の質問を終わります。

○議長（伊藤泰一君） 革新クラブの六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 今日、私たちのまわりには国の政治のまずさからくるひずみが、直接市民を苦しめております。先ほどまで出ておりましたように、各種の公害、交通地獄、物価高、住宅難、中小企業の方々は人手不足に悩み、これが大企業にも及んでおり、農家は経営が成り立たず、人口は都市に集中し、日の当たらぬ人たちを救い上げる政策はあと回しにされ、弱いものいじめの政治がまかり通っております。多くの国民が平和に生きていくためには産業の発展や、これに伴う構造の変化も必要ですが、政治の指導性や確たる見通しのない政策では、末端の国民は苦しみを増すばかりになります。

市長はじめ理事者においては、市民の幸せを守り、地域社会の建設に対し日夜努力して、いることとは思いますが、さまざまな現実を見ると多くの疑問を持つものであります。

限られた時間内ですべての問題については質問することは不可能ですが、通告いたしました事項につきましまして、革新クラブの代表第一陣としてご質問いたします。

質問の第一は、計画性と実行についてであります。今日までわが会派の喜多野議員、自由クラブの服部議員をはじめ多くの議員からも質問がありました。しかしながら、市としての態度ははっきり示されたことがないわけです。部分的にはありますが、はっきり示されたことはありません。

今日までの市長の答弁によると、市長自身としては理想、または構想を胸中深く持っており、それを実行に移す気持もあるが、財源の問題、土地、地元の協力、緩急の度合い、その他いろいろな問題を調整し、その中で条件の整ったできるものから実行に移していくとの考えのようであると思えます。おそらく市長の構想はすべてにわたっており、それに要する財源もおそらく天文学的な数字になるものと思えます。今日までいろいろなプラン、マスタープランとか各種の開発計画、福祉総合計画、そのほかいろいろな計画文書やあるいは断片的な市長の答弁は聞くことができますが、このような計画、構想がどのようなスケジュールで実施され、それに要する財源や担当がどのようになっているのか等、具体的な問題は何もないわけです。今日まで出てきておりますりっぱな計画、答申が単なる文章や絵なのであるか、市としてその中のどれを受け入れて、市としての方針がどのようにきまって、どのように実施しているのかということについては、全く不明なのであります。

このようなことでは、先ほど伊藤議員も言っておりましたように、私たちが死ぬまでにはああいう文章や絵があるのだから何とかなるんだらう、そう思うしかないわけでございませう。これでは、市長の胸中に計画があっても、具体的な構想が示されていないわけですからないのと同じであります。もとより、計画そのものがつくる場合において、社会構造の変化等もあるわけですから、具体的な構想について何十年先のものまで実際にはできないと思えますし短期の構想でもその内容について当然弾力性が出てくることあると思えます。

自治体の任務は、市民福祉の増進が第一に掲げられるものであって、四日市として進むべき未来像を答申等をいかして、いかした中で市長の方針として示し、市の機構、議会あるいは市民の協力をもとにしてそれを実行していくということが一番大切だと思います。基本的な構想が確立され、それに付随する各計画がそれぞれ確立され、有機的なつながりをもって実行されることが都市の建設にとってぜひとも必要をわけてございます。

計画構想の中には、財政的な問題、物理的ないろいろな問題等克服すべき諸問題が当然出てくると思います。このような問題を含めて三年後、あるいは五年後、さらにできることならばより長期的な計画を立て、都市基盤整備、治山治水等の土地保全、生活環境の整備、教育文化施設の充実、産業振興などがどのようになるかを示し、具体的な問題をつくる必要があると思います。事業計画、着手の年度、終了の年度、資金の計画、人員の計画等を設定をして、われわれにぜひ発表していただきたいと思うものでございます。

そこで、次の点についてご質問いたします。

第一点は、短期長期の総合的な計画とその具体化のためのプログラムがぜひとも必要だと思いますが、市長はこういう問題についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。第二番目としまして、現在まで出ております答申文書ではなくって、それを市として消化をした基本的な構想があるのか、あるいは今後つくるのか、その点についてご説明願いたいと思います。第三点としまして、今日までいろいろな施策が行なわれてきておるわけでございますが、こういったような施策はそういう基本的な構想から発して実行されてきたものかどうか。

以上三点について、まず第一回は質問をいたします。

質問の第二につきましては、市民サービスの向上についてであります。私の前に伊藤議員もこういったような問題を言います、若干重複する点もあるかと思いますが、ご質問いたします。市民が切実に望んでいる問題に対する対策について、まず重点を置きたいと思えます。

当市におきましても、将来の大きな展望、そして当面の問題として関西線とか、伊勢線とか、あるいは名四国道の延長完成、名阪国道、市四日市港、朝明埠頭、四教道路、非常に大きな問題に取り組み、さらに夢のごとき日本横断運河、こういったような問題にも取り組んでおります。直接市から出す金はこのうちの一部だとは思いますが、非常に大きな公共投資を必要とする事業でございます。

こういったような問題につきましても重要なことと思いますが、これらの事業よりも以上に自治体として取り組む多くの緊急的な問題があると思います。伊藤議員もそういった点を主張し、一つの例として土木の問題をあげておりました。私が最初に申し上げましたとおり、多くの社会的ひずみの原因は、国の政策のまずさから来ているもので、今日では生産第一主義から、国民生活向上を第一義とし、社会経済全般にわたってバランスのとれた開発の方向に進むようにしております。

すなわち、国民生活に直結した社会開発に重点を移すべきだとの声が、大きくなってきておるわけでございます。当市の政策も市民福祉の向上に直結する施策が最も重要視されなければならぬと思います。当市におきましても、先ほど産業部長が言っておりましたように、雨が降らなければ干ばつ対策に農民は飛び回り、市民はちよっとの雨で水入り対策に苦勞をしているような状況であります。でこぼこの未舗装道路、あるいは穴だらけの舗装道路、狭い道さらにどろんこの道等、毎日の生活が阻害され、交通事故の元となるような条件が多くそろっております。女のくぼは楽しいものですけれども、道路のくぼは市民にとって必要がないわけでは

幸い本議会に多少の土木予算の追加がありましたので、今後は道路舗装や改造が能率的に促進されてくると思えますが、次の諸点について市長並びに理事者のご答弁をお願いいたします。

第一点、雄大な計画、あるいは幹線道路、より以上に市民が直接使用する道路の整備、すなわち道路の修理、拡張、舗装、通学路の整備、歩道橋をつくる、安全施設をつくる、待避場をつくり、緑地帯、信号機等の完成について具体的な年度計画を立て、何年度にはどれだけのものが完了をするのか、こういったようなことについて発表をし、やっていく意思はないかということにあります。こういったようなことについては各部にもあるわけですが、こういった点については基本計画の答弁いかによっては、各部長全員に質問してもよいと思います。

第二点、道路の維持、改良を促進するためには、先ほども出たようにいろいろな機構とか人員とか、そういったものが必ずありますが、具体的な当面の問題として、プラントができ、能率がどんどん上がっていると思いますが、いまのような人員ではプラントが腐ってしまふ、こういったような状態になるのではないかと思うわけです。当然、機械化されて能率がよくなったのですから、人員とかそれに伴う機材を十分準備して、今日までおこなわれている道路維持、補修、さらに改造、こういった方向にいままでのおくれを取りかえすような方向でやっていく必要があると思います。

それには、予算とか人員的な裏づけが当然必要なわけですが、そういったような気持ちで今後やっていき、行政水準の向上に対して市として努力をする意思があるかどうか。私たちは行政水準の維持ということは、年々予算がふえてあるわけですから、少なくとも物価の上昇分プラス行政水準の向上、こういった形ものが少なくとも進歩している四日市の行政水準の維持であると思っております。

こういったようなことで、毎年毎年多少はふえておりますけれども、さらに大幅な上昇をする必要があると思いたすが、こういった点についてご質問いたします。

第三点、市民に対するサービス機能の問題ですが、現在出張所があります。これの果たす役割りというのは非常に大きいと思っております。市長は出張所の数を減らすと、そういう方向であるというようにすることも一応聞いておられますが、地域社会の声を吸い上げ、行政が市民に直接はね返るためには、やはり出張所の強化が必要だと思っております。

出張所は市民の声の受け付け所であり、市政実行の窓口であることを今後も市民全般にPRをしていただいて、市民が出張所をより有効に利用する、こういったような態勢が必要だと思えます。道路の問題、あるいは下水の問題、こういったような問題でも出張所を窓口にし、さらに市民が直接市に希望を伝えるための一つの方法として、たとえば南警察署が各所に箱を用意して、それに市民の希望を入れやっておりますが、そういったような形でもいいわけです。自治会あるいは有力者が言う方法もありますが、市民の要求が直接市長のもとへ届くような方法として、そういったようなこともあるわけです。

しかしながら、要は出張所にもう少し権限を与え、たとえば道路維持、あるいは小さな下水の修理、あるいは拡張こういったようなものについては出張所に一定の権限と予算を与えて、出張所の権限で実施していく。先ほどの話ですと、土木の人の数が非常に少なくて手続がめんどりうでられるという、そういうような話もあつたわけですが、そういったような形で出張所の有効利用と、そういう権限を持たすということが必要だと思いたすが、こういった点についてどうするつもりか。さらに、今日までそのような問題についてなかなかサービスが行き届かなかつたわけですが、今後どういう形で市として市民の声を聞き、サービスの完備をしていくつもりなのか、その点についてご質問いたします。

第四点、未舗装道路の修理、あるいは破損道路の整備をするために道路修理夫をわれわれは各所に置くように言つたわけですが、なかなか検討をしてみるということで実現をしております。しかしながら、市が検討をしている最中でもほとんど道路は悪くなつていき、それによって負傷者も出ていることは明らかであります。これに対

処するには、先ほど市長も答弁しておりましたが、機動力の強化が必要だと思えます。現在の機械力は、大海の中に鯨が一匹泳いでいるようなもので、娘百人に婿一人というような状況で各所で引っぱり回されております。こういったような状態を少しでも救うために、そういう機動力の整備がぜひ必要だと思えます。

そういったようなことで、機動力の整備について具体的な方針、そういったものがあれば示していただき、そして直ちに実行をするようにしていただきたいと思っておりますが、その具体化についてご質問いたします。

第五点は、これもだいたい出ておりますが、下水道面排水の改善の問題ですが、これも市として積極性がないと思えます。公共下水その他について第二次の計画が進んでいる。これについては非常にけっこうなんです。公共下水、その前にやるのがまだあるわけです。

先ほど申しましたように、道路と同じように水の問題では市民が非常に困っております。こういったようなことについて、市が積極的に住民と一緒に考えてやろう、そういう姿勢で担当者が地域に出かけて行って設計、あるいはその他の問題について相談をする、こういう姿勢がなければなかなか解決しないと思えます。市のほうに言ってくる人もあると思えますが、言ってこない中に多くの市民の不満があるわけです。ぜひそういう姿勢でやっていただきたいと思えます。

当然、財源と人員の裏づけがなければなりませんし、これにつきましても何年度までにはどのような形でやってくんだ、こういったような計画がぜひとも必要なわけです。こういったような問題について、水については四日市から退治するんだ、こういう姿勢でやっていただきたいと思うわけですが、この点について市としてどのように取り組んでいく考えなのか、ご質問いたします。

次に、ただいま申し上げたような直接の市民の声を聞く一つの方法として、出張所の利用のほかに市民へのサービスとして部課長クラスが一定の日の一定の時間に市民の前に出てきて、市民の苦情を聞き、それを実行に移していくこういったような姿勢を示していただきたいわけです。市としてそういったようなことで、部課長は非常に多忙であり、多忙であるということは市民から見れば非常にけっこうなことなのですが、横浜市のやっておるように市民が直接来る窓口、部屋の中や机の奥にいらっしゃるのではなく、市民が直接来る窓口日にちと時間をきめて、その時間に行けば必ず市の担当の責任者に会えるんだと、そういったような形で市民にサービスをする必要があると思うわけですけれども、そういうことが当然自治体としての義務であると考えられるわけですが、この点についてどのように考えているのかご質問いたします。

それから、これは検討事項になると思えますけれども、きょう出ましたように、単なる日曜窓口ではなく、市民の働く市民、あるいは忙しい市民がたまに出てきても市に直接要求が言えるという形で、日曜日半数全部市の機能が動いている、こういったようなことも含めてですね、単なる窓口だけではなく、そういったような面についてぜひ検討をしていただきたいと思えます。

当然、これについては労働組合もあります。労働組合の意向というのでも十分取り入れなければいけませんけれども市民へのサービスのためにはどちらが重要なのか、こういったような観点からもぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

次に、市民サービスの問題といたしましてごみの問題、あるいは尿処理について質問いたします。

私たちの会派でも多年にわたり清掃区域の拡大と、サービスの向上を要望してきました。先ほどの話ですと、川越に帯のように現在広がっているんだ、こういったような話がありました。しかし改善の歩みは遅々としております。都市化のテンポに即応した行政が進まない、サービスの低下が出てくるわけです。その他の問題については努力をし

ていることを認めるわけですけれども、次の点について質問いたします。

ごみ、し尿の回収計画について何年後には市内の何％を回収していくんだ、こういったような計画が当然なければならぬと思うわけです。こういったような点について、あと三年たったら九〇％になるのか、五年たったら九〇％になるのか、こういったような点について計画があれば説明していただきたいし、なければそういう形で、計画的に一年ごとによくなくなっていくんだと、そういう姿勢でやっていたらいいのかどうか、この点について質問いたします。こういったような地域格差をなくするということは、非常に大切だと思います。当然、人員とか、あるいは費用の裏づけが当然出てくると思います。

第二点については、広報四日市の九月号の第六面に、便所のくみ取りについてという末永の主婦の質問がありました。私は、清掃区域以内であれば特にことわらない限り、市が便所の回収をやっているのと思ったわけですけれども勉強不足で、個人が申し込まないと市は取ってくれないんだと、そういったようなことになってはいるんではないかと思うわけです。規則のたてまえはそのようになってはいるかどうか知りませんが、あまりにも官僚的であり不親切ではないかと思うわけです。こういったような業務は、申し込みがあるうとなかろうとその家がいらして来てもらわなくてもけっこうですと、そういったような場合を除き、当然し尿のくみ取りをする必要があると思うわけです。

くみ取りの期間が、以前と比べますと非常に長くなってきております。そういったことをよく聞き、私自身も経験を持っております。これに対処するためには、人員と車両の増強が必要だと思います。当然、いままでと同じこれが最低限度であると思います。さらに回数をふやすということになれば、当然そういったような配慮をしなければならぬわけですから、市としてどのようにするつもりなのか、お答え願いたいと思います。

それから、ごみ処理については現在無料でありまして、し尿については有料になっておりますが、地方自治法の間は、こういったものについては無料であるというのがたてまえであると思います。現在、し尿は個々の申し込みによる業務ということで、手数料が徴収されているんだと思いますけれども、将来は全域に広げ、自治法の精神に従って無料化するということが必要であると思うわけですけれども、市長はこういった点について見解はどのようなことになってはいるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、第四点としまして、先ほどコンテナ化の問題が出てきております。ごみの回収については個々回収が基本であり、回収地域の拡大とか、あるいは車の入らない、こういったようなところに限ってコンテナにすると、こういったようなことで、コンテナ化をすることによって現在までのサービスよりも低下をしてきたんではないかこういったような地域が新たにコンテナに配置された地域の中で出てきておるんではないかと思うわけです。こういった点について、今後はどういう形でコンテナ化していくのかどうかということ、団地に現在コンテナを持っていき、そして市民はそれによってサービスの低下を受けたという、そういう印象を持っておるわけですが、これについて今後どうしていくつもりなのか、ご質問いたしたいと思います。

次に、教育に関する諸点について質問いたします。

昨年十二月議会で教育委員長は、学校教育は学校の設備と教員と機動性の三つが一体にならなければならぬといっております。確かにそのとおりで、そのほかにも地域とか家庭とかの協力も必要であると思いますが、私たちは憲法で明示してあります平和で民主的な世代を築き上げるために努力する義務があるわけですが、義務教育が本来の姿で行なわれ、当市の子供たちが満足すべき設備の中で教育が行なわれているかどうかについて考えると、多くの疑問が出てまいります。そこで、次の諸点について質問いたします。

第一点は、義務教育無償の原則についてであります。本年度当初予算で二千万円の回収を見たといわれておりますが、まだ公然と各種の費用が市民の負担にされております。どのようなものが解消をされ、今後どのようなものを解消していくつもりなのか、その点についてご説明願いたいと思います。

第二点は、四日市独自の教材教具等諸設備の基準をつくると、教育長は前に明言したことがあります。その結果についてどのようなになっているのか発表していただきたいと思っております。

第三点は、設備格差の縮小撤廃について、市としてどのように対処していくのか説明してもらいたいと思っております。第四点、教育課程を消化するための特別教室等の不足が目立っており、これについてどのように対処するつもりなのか、ご説明願いたいと思っております。

第五点、学校規模の問題ですが、文部省の基準では生徒数と学級数の適正基準、そういったものをきめておりますが、これより以上の学校が四日市にだいぶあるわけですけれども、それをどのようにするつもりなのか説明願いたいと思っております。それからもう一つ、二部教育をやっているような学校もあるわけですが、こういったような点について今後どうするつもりなのか、ご説明願いたいと思っております。それから、学校が高層化されておりますが、給食を三階まで持っていく。そうすると、当然熱いものをこぼしてけがをする、こういったようなことも当然考えられるわけですが、けれども、こういったような点についてどのようにしていくつもりなのか、ご質問いたします。

次に厚生関係ですが、これについては伊藤議員のほうで大部分を質問いたしましたので、重複を避けましてなかつた点について質問いたします。

社会保障も見せかけだけは日本では完備しております。しかし、その多くの欠陥があるわけですから、血の通ったものにする努力が私たちには必要だと思っております。当市の第一線職員の中に熱意を持って努力している多くの人たちを私たちは知ってるわけですが、日の当たらぬ不幸な人たちに希望を持たせるのが、政治にとって一番大切なことと思っております。身体上の差別を義務教育からなくすという、そういったような観点で、ぜひ伊藤議員が申されましたような点、養護学級とかあるいはそのほかいろいろな病弱者問題、精薄の問題、言語障害、あるいは肢体不自由児、身体障害者、そういったような問題については、ぜひとも市として努力をしていただきたいということを要望いたします。まして、質問を省略いたします。

質問になかつた事項で、二、三点質問いたします。

一つはコロナの問題であります。今日までいろいろと論議をされ、話だけは水沢につくるとかそういったようなことをときどき聞くわけですが、これについて市がどの程度熱意を持って検討しているのか心配なのであります。こういった問題については、人員が少ないということであると回しにされがちなわけですが、たとえ水沢につくったような場合には茶園の作業による収入の期待もできませんし、さらに高知市におきましては、建物は公営で経営は民間で行なうという、公立民営の保育園などもあったわけですが、家族の奉仕等も期待できるわけですか。こういったような点も含めまして、具体化を一日も早くする必要があると思っております。これについて市の方針と現在どのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、その次にみはと学園の問題ですが、前回の議会でも坪井議員のほうからこの問題について出て、市は土地をこれから解決するんだ、こういったようなことを言っておりますが、これについても検討をします、しますといっている、だんだん時間が立つばかりなのであります。これについては、具体的にどういう計画で、何年度にはどうなるんだと、そういったようなことが当然示されていい時期じゃないかと思うわけですが、こういったようなことについて構想、その他を含めましてご説明願いたいと思っております。

なお、精薄の問題が出まゝだけれども、学齢期についてはみはと学園とか、あるいは特殊学級、こういったところに行くことができるわけですが、それ以下の子供たちの通う学校、義務教育にそういったような施設があるわけですから、義務教育以外でもそういったような施設があってもいいわけです。みはと学園その他、そういったような施設をつくるときにそういったような問題まで考えていただきたいと思うわけですが、こういった点についてのようにお考えなのか質問いたします。

それから次に、保育園の時間の問題ですが、今日、共かせぎ家族が非常に多くふえていて、大量な保育所が必要なので、その中で特に必要な地域については長時間の保育、保母が二部制で長時間保育をやるような、そういった保育所も当然必要になってくると思うわけですが、こういったような点について、市としてどのように考えるか質問いたします。

それから、現在幼児教育として公立の保育園あるいは幼稚園、それから私立の幼稚園、保育園がありますが、この保育料の差というのが非常に多いと思います。こういったような点について、市として各家庭にそういったような差ができておるわけですから、そういったような点について格差是正について市はどのように考えるのか。もちろん、教育内容の差もあると思いますが、金銭的な面から見た格差是正についてのどのようなか、お知らせ願いたいと思います。

それから、省略いたしましたして最後に一つ、現在、坂部のほうで遺跡の発掘をやり、あすあたりが期限日だと思いますが、こいつを延長をして市の工事に差しつかえないような時期まで延ばすと。そういったことが文化財保護の面、あるいは四日市の歴史を後世に残す、そういったような意味から必要だと思われたいわけですが、これについてのようにお考えなのか質問いたします。

非常に長い時間しゃべったわけですが、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後四時二十四分休憩

午後四時三十七分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの六平議員の質問にお答えをいたします。

ただいまの質問の冒頭に申されましたことの中に、日本の経済の非常な発展のほかに、いろいろな面です。面があるということは事実でございます。しかもこれが現在の国の施策が非常にまずいからだというお話でございますが、一概にそういうことをいうことは私はできないと思う次第でございます。

日本経済の発展と申しますものは、歴史的にこれを振り返ってみましたならば、殖産興業、富国強兵の強化にあつたということとはご承知のとおりでございます。そのためにすべての公共投資というものが犠牲にされてきたということも事実でございます。現在の非常な経済的な発展にもかかわらず、そのような下水道あるいは道路、上水道等の面において非常なおくれをとつておるといふことは、そういったような歴史的な遺物であるという事実も間違いないことでございます。東京府の初代の知事の末松謙澄の府会における説明の中に、道路、橋梁、河川は元なり、下水住宅は末の末なり、ということばがございますが、そのことばにも表されておりますように、すべてそういったような

公共的な面の施策というものが非常なおくれをとっておりまして、現在、千二百億ドルという国民総生産にもかかわらず、公共的な面で幾多のひずみがあるということも事実でございます。これらの現在の社会情勢、あるいは経済事情というものは、すべてこういうような歴史的事実の遺物であって、そういうような事実をわれわれは引き継いであるわけでございまして、したがって、戦後の日本の復活にいたしましたも、こういうような経済的な復活によってこの狭い島国に一億からの人が餓死することもなく生活しておるといふのも、こういうような経済的な発展に非常に依存してきたと、そのためにまた公共投資的な面がより以上におくれをとったということも事実でございます。われわれは皆さん方とともども、この公共投資的な面にさらに力を注いでこの問題の解決に当たらなければならないのではないかと考える次第でございます。

加うるにまた、国民性を見ましても、外国の通りを見ると非常に道路もりっぱだと、住宅もりっぱだということがいえますが、日本では粗末な家の並んで、道路が曲がりくねっておりまして、しかも各個人の家に入ると非常に清潔にしてりっぱにしておると。各個人は自分のうちはりっぱにするけれども、そして充実をしようとしませんけれども、そういうような道路をよくするとか、下水道をよくするというような知恵は昔から持ち合わせなかった。しかも最近では生活が充実してくるにつれてそういう公共的な面に各個人が目を向けるというのではなくして、レジャーのほうばかり目を向けているというのが現実でございます。

したがって、われわれといたしましてはこの自治体の理事者といたしまして、非常にやりにくい面があるわけでございますが、われわれといたしましては、先ほどから申し上げておりますような公共投資的な面のひずみというものをどのように考えておるかということと申し上げますと、まず第一に生活環境、都市生活環境の整備であるというように考えております。次に、工業用地というものを、用途地域の指定というものをこれからは十分考えていかなければならないと。次に、工業用水、あるいは道路等の基盤の整備というものを徹底的に考えていかなければならないのではないかと考えておる次第でございます。

先ほどのお話、生活環境の整備にしましても見るものがないというお話でございますが、たとえば都市改造の事業、非常に困難でございましたが、平和町の移転であるとか雨池町、あるいは塩浜町の中学校等の移転等につきましても、われわれは努力した次第でございます。また、区画整理といたしまして、西浦町の事業を三十三万坪という広い面積を二十二人の人員で、鋭意やりつつあります。また引き続いて、浜田南の区画整理事業をやるうとしておる次第でございます。また、住宅地といたしまして、高花平、あるいは朝明の団地をごらんになりましたも、三十万四十万の都市であれぐらひの私は住宅団地がりっぱに開発されておるといふのは、ほかの都市にも見られないことではないかと思う次第でございます。この計画に当たられた私はその当時参画せられた市会の皆さま、また市のその担当に当たった方々の功績に対して、私は敬意を表するものでございます。

また、道路、学校、下水道、公園等に見ましても、いろいろわれわれは皆さんのご協力を得まして、ただいま努力してある最中でございます。下水道にいたしましては第二次計画に四十二年度から入っております次第でございます。そのような計画に従ってやっております。また、公園にいたしましては中央緑地の公園をただいまご承知のとおり鋭意建設中でございます。体育館もすでに、やがて落成式を迎えるという次第でございます。文化施設等、あるいは下水、教育、住宅等につきましてもわれわれはこの都市生活環境を少しでもよくしようと、努力してあるわけでございまして、工業用地等の用途地域につきましても、霞ヶ浦の埋め立て地等につきましては十分これからはこういうことを考えていきたいと考えております。

また、この基盤整備事業であるところの最も大事な工業用水であるとか、あるいはまた道路の問題につきましても

三重用水であるとか、その他のいろいろの道路計画をもってこれに当たりたいと考えておるわけでございまして、長短期の計画があるのかということでございますが、もちろん長期の計画を持つということが非常に大切であろうと私は考えますが、あまり長期、少なくとも十カ年計画となるとある程度理想的になり過ぎる。したがって、どうしても短期的な計画で私は当たらないかならない社会情勢ではないかと考えます。

その根本的なことは、最近の社会経済というものが非常に流動的である、非常に社会環境というものが流動的に動いておるということでございまして、これは学校の計画を見ましても、また住宅の移動を見ましてもそういうことがいえるわけでございまして、学校を十カ年計画でいままからやるということは、もちろんやっぱりなことです。なかなかの流動的な社会情勢を追うことが困難であると。どうしても短期的にこの社会環境の変化についていかなければならぬのが現実ではないかと考えておりますが、しかしながらわれわれは、やはりこの流動的なときに当たっての下水道はじめ学校道路等につきましては、でき得る限り計画的に考えたいと、また実行していきたいと考えておるわけでございまして、この計画は立てても広くこれを公表するという考えは、いまのところ持つておりません。学校等につきましても、公表いたしますと非常に事業計画というものがゆがめられる可能性もございします。われわれはできる限り皆さんのご意見を拝聴いたしまして、計画的にできるよりに進めたいと考えておる次第でございます。

市民サービスの向上に関連してでございますが、先ほどから申し上げておりますように、公共投資が非常におくれておると、またこのような歴史的な条件の克服ということが一番大切なことではございますが、やはり何と申しましたもこの克服のためには大きな財源が要るわけでございまして、市の財政とのバランスということを考えなければならぬわけでございまして、最近におけるところの人件費等の消費的な経費が非常に増高して、ややもすれば投資的な経費を抑圧しつつあるというような現実でございますので、われわれはこの市の財政とのバランスを考えてこの計

画化、あるいは歴史的な条件の克服というものに対処いたしたいと考えておりました。具体的な計画も、したがってこの市の財政とのバランスを考えて、行政水準の下がらないよう考えたいと思っております。

したがって、市道整備あるいは信号機等、すべてのこの市民のサービスに直接つながるところの市道整備等につきますところの基本計画というものも一応は考えることができるんでございますけれども、これは計画的にどうするということ、市道をどうするということとはなかなか困難な問題がございまして、われわれも土木部、あるいは助役等とよりより、この市道整備等につきまして、いかに計画化して進めることができるかということを目下検討中でございます。

道路維持の改良等につきまして、人員の充実、予算の増額という強いご要望がございました。もとよりこの道路維持という問題は、私は学校、道路、下水道というものが、今後の公共投資の四日市市における一番大きな三つの柱であると考えておりますが、何と申しましても先ほどから申しましたように、一べんにこれをやればそりゃできぬことはいけません。ほかとのバランスを考えていかなければなりません。少なくとも道路舗装を重点的に考えていきたいということは、私の変わらない信念でございます。続く四十四年度の予算におきましても、道路舗装といものはやはり重点的に考えたいと考えております。

また、市民サービスに関連いたしまして、出張所を重点化して考えたらどうかということでございますが、私が当初から申し上げておりますように、出張所は少なくとも統廃合して、大型化してこれを広域的にやらなければ私にはならないのではないかと考えております。また、かねてから出張所へ人員を配置するとか、予算を配置して、道路維持管理等についてもっと注意したらどうかというお話でございますが、過去にはそういう事実もあった。ところが、やはりいろいろ矛盾があつてまた中央に寄せたという事実もございまして、出張所への権限の分有という点につきま

ては、目下そういうような考えは持っておらぬ次第でございます。

地域の住民の声を聞くということは、たいへん重要なことで、たとえば浜松市役所なんかにおきましては、一日市役所というようなものを随時開くとか、あるいはまた、小学校、中学校単位でいろいろの婦人会、あるいは青年団等の会合を開いて、民意を問うような機会をこしらえております。四日市市におきましては、例年自治会の研修会等でいろいろ出席してお話申し上げるんですが、ことしからは四日市市の全自治会が六地区に分かれて、自治会長等の研修会をやっております。その席でわれわれはいろいろの地区の橋梁、道路舗装等のいろいろの問題をあからさまに何っておるわけでございますが、すでに東西橋北の自治会の会合をいたしましたし、過日、県、三重、桜、神前、川島等の五地区の自治研修会をさせていただいて、地区民の声を聞いておる次第でございます。引き続き四地区に於いてこのような会合を持って、市民の声を伺って、市政に反映をさせていただきたいと考えておるわけでございます。過去の二会場におきましては市議会の皆さんも関係地区の皆さんは全員出席してお見えになりましたし、われわれは今後ともこのような機会に、地区民の声を積極的に聞かしていただきたいと考えております。

また、機械力、機動力を動員するという点につきましては全く同感でございます。やはりスピード化の時代でございますので、少しでも機械力、機動力というものが動員できるような態勢に持っていきたいと考えております。

下水道の問題でございますが、積極性がないというご指摘でございますが、何ぶん下水道と申しますものはいへん工事が手間どりました。道路の十倍はかかるということが昔からいわれておりますが、とにかく磯津であるとか、富洲原という地区におきましては水の問題、結局、地盤の沈下ということがございますので、どうしてもポンプによって排水しなければ根本的には解決をしない。下水道を幾らつけても最終的にはそれをポンプによって外へ出さなければどうにもならないという問題がございますので、この予算におきましては相当高額のポンプ場の設置の

予算をお願いいたしております。富田一色等におきましては、ポンプの設置をさせていただくことになっておる次第でございます。

休日開庁と、休日に市役所を開くという点につきましては、岩野助役からいろいろお話しさせていただきました。本庁では三万八千人ぐらしか住民がいなくて、どうしても支所の仕事をしなければ、開かなければ住民の期待にこたえられないという点がございまして、ただいまのところ日曜日、あるいは休日に市役所をやるということとはただいまのところ考えておらないのでございます。

ごみ、し尿処理の回収計画でございますが、これにつきましては衛生部長が申し上げましたように、一年ごとによくするという考え方で努力をいたしたいと思っております。地域格差の是正というお話もございましたが、市政の公平な使い方という点から見ましても、地域格差の是正ということは大切な問題でございますので、今後とも引き続きごみの収集、し尿の処理等につきましては努力をいたしたいと思っております。

便所のくみ取りにつきましては、朝明のし尿処理場が完成いたしましたので、従来のような船で海洋投棄をする必要がなくなりましたので、この朝明のし尿処理場に三億数千万円の金が投入されておる次第でございますが、この金が十分活用されますように今後とも充実をいたしし尿行政をしたいと考えております。この無料化は全く考えておりませんので、有料であればこそ私は市政の公平化が期せられておるのではないかと考えます次第で、無料化は今後とも考えておりません。

コンテナの設置につきましては、置く場所がいろいろと問題になる次第でございますが、地区によってはコンテナによるのが一番能率的であり、合理的であると考える地区もございますので、コンテナの活用につきましては今後とも十分よく検討させていただきたいと思っております。

精薄児のコロニーの問題でございますが、何ぶんご指摘のように社会福祉施設は全国的に見ましても、一番おくれてある面でございます。当市におきましても心身障害児の施設のおくれということはやはり同じでございますが、しかしながら、これはどうしても広域的な行政の網に乗せなければ非常に困難な面がございます。したがって、われわれといたしましてはそういう要望はたびたび伺っておりますが、四日市だけでこれをコロニーをするということは非常に困難なんではないかと考えております。先般、愛知県が三十三億円の予算でコロニーをこしらえました。また引き続き大阪府がコロニーの計画を実行しつつございますが、やはり少なくとも府県単位でなければコロニーというのは無理なのではないかと考えます。

結局、精薄児の収容は一応みはと学園に通園をさせていただいて、精薄者の対象となるものにつきましては、少なくとも今後みはと学園を少しでも拡充して、精薄者の方もそこでごめんどうを見させていただいたらどうかということを考えております。みはと学園を具体的には拡充の問題がどうなるんだということでございますが、土地代金の折衝が軌道に乗りましたならばさっそくにも買い取るような段取りにいたしたいと思います。何ぶん土地代金が折れ合わないの、目下行き詰ってある段階でございます。

保育園の時間の延長でございますが、ただいまは普通八時半から十六時まででございますが、現在七時半から十六時まで保育園の保育をやっておる次第でございますが、延長するといたしましても十八時まで延長をさせていただくことができるのではないかと考えます。十八時よりおそくなりますと、夕食を支給しなければならぬというように困難な問題がございます。代金も高くなるということでございますし、したがって十八時ぐらいまでは要望がございましたならば今後とも検討させていただきたいと考えております。

保育料の幼稚園との格差の是正の問題でございますが、幼稚園と保育園はご承知のように設置のたてまえが違いますので、当然差があつてしかるべきではないかと思ひます。また保育料等につきましても、所得段階に応じて十二段階に依りて保育料が格差があるというのもご承知のとおりでございます。設置のたてまえが違いますのでどうしてもこれは格差があるのが当然ではないかと考えます。

貝家の遺跡の問題でございますが、たびたび皆さまから要望がある次第でございますが、すでにご承知のように坂部の団地は九月の十五日から工事に着手することになっております。すでに入札が済みまして、土地業者もきまつたような段階でございます。それでわれわれといたしましては、少なくとも十二日までは、八月一ばいで終了するといふのを十二日まで延長させていただく。現在、八十万円ぐらいの資金がもうすでに、五十万円の予算が八十万円になって超過してあるわけでございますが、さらに三十万円追加させていただいてこの発掘に協力をさせていただきます。そのわけでございまして、すでに四十三年度の公営住宅の計画等の建設省、あるいは三重県等の話し合いもございまして、これ以上おくれるということは坂部の団地の開発計画に支障を来いたしますので、先般の開発公社の理事会におきまして十五日から着工するということをきめさせていただいたような次第でございます。しかしながら遺跡の発掘が今後とも、この坂部の団地に開発のない限り発掘に協力をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

なお、市民のサービス等につきましまして漏れた点がございましたら、部長から説明をさせていただきたいと思ひますが、ご趣旨によりますところの計画的に実行するといふ点につきましては、われわれも同感ではございますが、この計画の樹立と予算の立て方という点につきましても非常に問題がございます。長期計画と現在社会の流動的な面との矛盾という点もございまして、少なくともわれわれといたしましては、短期計画的に長期の理想を追求するような姿で計画の実現に進みたいと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 答えを申し上げます。

第一問の二千万円の父兄負担の軽減の内容を説明せよと、こういうことでございます。これにつきましては、二千万円のうち小学校費では約千二百万円を充てさせていただいております。その具体的な内容は、修学旅行関係の旅費であるとか、需用費、備品購入、給食関係、そのほかに環境整備、こういう面で合計千二百万円を振りあてておるわけでございます。中学関係におきまして約八百万円でございます。その具体的な内訳は、旅費、需用費、備品購入費、中体連への補助、その他環境整備等の諸費を合わせて八百万円と、こういうことになっております。

これが従来ともすればPTAのほうの負担になっておったと、こういうふうなことでございますので、この面で父兄の負担軽減をさせていただきたいと、こういうことで着々その実施に踏み切っておるわけでございます。今後、この面はなお一そう充実していきたいと。ことにPTAには需用費関係であるとか、あるいはその他の負担をかけるのと、こういうことを指示いたしておりますので、ご期待に沿えるようなふうに徐々に徐々になっていくと、実現していくんだと考えますので、さようにご了承をいただきたいと考えます。

次に、教材教具の基準の点でございます。前回、当議会で文部省の基準ができましたのでそれに基づいて教育委員会としてこの基準をつくりたいと、かようにお答え申し上げました。その後、教育委員会のほうでその点について検討をいろいろいたしてみただけでございますが、その当時、文部省の基準が出ましたにつきまして、地方財政調査会とこういう団体がございました。この団体が全国にアンケートで、どのように文部省の教具教材の基準が出たについて各市町村の教育委員会ではどのように取りまめるかというアンケートをいたしましたところ、大多数の市町村が文部省の基準に従うというふうな回答が出ておりました。四日市の教育委員会でも文部省の基準に従って、それから

さらに四日市独自のものをつくるという考え方もありますけれども、文部省の理想的な大型の基準を理想案として、それだけで近づくような方向で実際問題として教具備品を充実していったほうがいいんじゃないかと。なまじ四日市のほうで文部省の基準よりも少ないような、小型のようなものをつくるよりも、さような理想的な案を一応の四日市の基準として他の全国の市町村と同じような足並みをそろえて、それを一応四日市の基準と定めて、その基準にできるだけ合うようにひとつ備品を充実していこうじゃないかと、こういうことになりましたので、その方向で現在進めておるわけでございます。で現在、教材教具のほうは大体満足いただける程度に充実しておるかと思えます。ただ一般備品のほうがまだ不十分な点がございまして、目下委員会をつくりましてこの内容を具体的に検討しておると、こういう段階でございます。

次に、学校の設備の格差の問題でございます。これをどうするかと、こういうことでございます。確かに、各小学校にいたしましたも中学校にいたしましたも格差はございます。プールであるとか、あるいは体育館であるとか、その他備品の点について格差はございますけれども、これもいろいろ市のほうとの予算の関係であるとか、あるいは皆さま方のご協力によりましてでき得る限りそのような格差を是正していきたいと、かように考えております。

で、この問題はたとえば終戦直後にできた学校と最近できた学校、同じ鉄筋でもその内容なりあるいはその方式にいろいろ進んだところがあるというふうなことで、おのずから自然にさような格差的なものが出てくる場合もございまして、また先ほど来ご指摘をいただいております補修を怠ったというふうなことで、格差的なものが現実の問題として出てきている点もあるようにも考えますし、また、いろいろPTAの方々の熱心なところとそうでないところの格差が、過去にはあったようなふうにも考えておりますので、さようないろいろの点がたくさんございますので、現在のこの危険校舎の解消というふうなことを第一義に考えて、これを解消して、しかる後にいろいろさらに新しい構

想を考えておりますので、その機会もございまして、できるだけさような格差をなくするといふ方向に進んでいきたいと、かように考えております。

それから、その次の特別教室の不足の点でございまして、これもおっしゃるとおり、特別教室は不足をいたしておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、この問題の危険校舎の解消であるとか、青空教室の解消というふうな点が来年度大体終了いたしますので、これと並行してちようど過般、教育過程が改訂せられました、これが四十六年から実施の段階に入るわけでございます。数学であるとか理科であるとか、いろいろその教科の内容が変わってまいりましたので、特別教室もそれに伴ってまた構想を変えていかなければならぬといふふうなこともあるように思われますので、ちようど四十六年の教育課程の改訂の実施とにらみ合わせて、その特別教室の不足の解消もそれに合わせてやっていきたいと、かように考えております。

それから次の、文部省の適正基準をオーバーしているといふふうな学校があるけれどもこれはどうするか、こゝろいとお尋ねでございます。おっしゃる通りに、小学校では、日永とか常盤とか富田とか、また中学で申しますと南中学、文部省の適正基準である小学校が十八学級、中学校が十五学級、これが適正基準だといふふうにされておるわけです。これは確かに日永あたりでは三十三学級といふふうなことで、上回っておるわけでございます。

これも、皆さんご承知のような都市化の急激な発展であるとか、人口の移動であるとか、自然増であるとか、いろいろな団地関係の人口の加速化といふふうなことで、かようなオーバーな学校ができてまいっておるわけであります。これが各全市にわたって多くなったところ、少なくなったところ、そういうことが現在出てまいっておるわけであります。で、現在また団地関係で刻々と変動しつつあるといふふうなことでございます。

たいへんむずかしい問題なんでございまして、現在こういう基準をオーバーしております学校では、たとえば生徒指導であるとか、あるいは学習指導の面であるとか、あるいは行事を全部が一緒にするといふふうな面に支障もあるかと思ひますけれども、これも学校管理の面で運営をうまくやって、ひとつ差しあたりのところ、現在のままで根本的な規模の是正という時点までこのままでしばらく続けさせていただきたいと考へます。四十五年、六年、そのころに具体的にはっきり計画が教育委員会としても実施に踏み切れるんじゃないかと、かように考へておる次第でございます。

なお、お尋ねの中に二部教育をやっておるか、こゝろいとお尋ねがございましたけれども、四日市は二部教育はいたしておりませんので、さようにお答えさせていただきたいところであります。

それから、学校の高層化に伴って、たとえば給食なんかのときに熱いものをこぼす、いろんな事故が起きないかとこゝろいふことでございます。これは、一部学校でリフトを使って試験的にやっておるところもございしますが、なかなかむずかしい問題がたくさんございまして、四日市全部に現在のところリフトを普及するとか、使用するといふようなことはまだ最終的な結論には達しておりません。目下のところ、大体一階のほうは管理棟が主になっておりまして二階、三階と、こゝろいふことでございまして、で、低いところには低学年を入れて高いところには高学年といふふうなことで、事故その他のことのないように、また給食もさめないであつたかひものが食べられるよりなふうにひとつ指導していきたいと、かように考へておるわけでございます。

それから、養護学校あるいは身体障害児関係の特殊学級でございまして、先ほど教育長、あるいは市長からご答弁申し上げたような方向でひとつ進めさせていただきたい、かように考へております。

○議長（伊藤泰一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 市長からただいまいろいろとご答弁を願ったわけです。私たちはやはり、現在の世の中が悪いのは政治が悪いからだとそのように思っております。それからさらに、公共投資的なものが必要ではないと、そう言ったような覚えはありません。そういったものも必要ですけれども、より必要なことは、今日までいろいろと産業基盤整備ということとやってきておいて、そのひずみが現在私たちの生活を苦しめておるのだから、今度はそういったような生活基盤を整備していく、こういったようなことを重点にしていって、こういったようなことを言っているわけで、これは自民党もそのようにいっております。それからほかの学者も大体そのようなことをいっておるわけで、それと同じようなことを私は言っておるわけです。それで、市の市政におきましても大きな事業も必要ですけれども、より以上にそういったような市民の要望にこたえるようなやり方を今後ぜひ強化をさせていただきたい、そういったような趣旨でございます。

それから、計画の問題ですが、ほかの都市からいろいろな資料をもらいますと、少なくとも五年先はどうなんだとそういったような構想を持ってたいていの都市がやっております。四日市の場合にもこういう薄っぺらなダイジェストがあるわけですけれども、前期五カ年計画、後期五カ年計画ということで一応の規模と金額が出ております。こういうことでやっているのではないかと思うわけですけれども、これでは第何年度で住宅がたとえほどのくらい建つか、一年目にはどれだけ建って二年目にはどれだけ建つ、三年目にはどれだけ建って、前期の五カ年計画ではどれだけ建つんだということがさっぱりわからないわけです。

こういったようなことは、大きな計画を出しているのだから当然その積算の資料というのがあるわけです。そういったようなものは当然、発表できるのではないかと思うわけです。都市計画、あるいはそのほかのいろいろな問題につきましても一応のプランは出ておりますが、やはり第何年度ではこのくらいの見通しなのだ、そういったようなことが当然必要なわけです。

私も質問の中で申し上げましたように、計画というのはそのとおりに行くということはおそらく不可能だと思います。いろいろな条件があるために当然その計画は弾力性を持って、その年度年度でその計画の若干の手直しあるいは根本的な手直しはあると思いますが、そういう手直しをしたことにより市長が間違っている、そういったようなことを言うおうとは思っておりません。市民に明らかにそういったようなものを示して、四日市は二年後にはこうなり三年後にはこうなるんだと、そういう展望を持ってこれからの仕事をやっていかなければならないと思うわけです。

そういったような観点で、ほかの都市ではりっぱなものが出ております。四日市もできております。だけれどもあまり大きっぱで何がなんだかわかりませんので、そういったような計画をぜひ示していただきたいと思うわけです。教育の問題で、義務教育の負担について若干の回答があったわけですけれども、今日当然父兄が負担をしなくてもいい校長等の会議費、あるいは教員の旅費、図書費、そのほかいろいろあると思いますが、こういったものがまだ公然とPTAの負担になっております。こういったようなものを一日も早く解消をしなければならぬわけですが、ある都市では義務教育負担解消特別委員会、こういったようなものをつくり、具体的な資料として国、県、市別の条例の関係、財政基準の関係、施設への負担区分の関係、教材教具の具体的内容、教職員の旅費負担関係、小中学校の運営の具体的内容等を調べまして何カ年かでの問題を解決すると、そういったようなことをやっております。

校長との懇談、PTAとの懇談、そういったものをし、国あるいは県に出すべきものは出してもらい、そういったようなことをきめて具体的なプログラムをきめて、義務教育負担解消に取り組んでいる都市もあるわけです。四日市でこのようなものを現在の常任委員会でやるか特別委員会でやるかは別にしまして、真剣に取り組んで具体的な解消をしていくということが必要だと思っておりますが、再度このような計画で、本来の義務教育無償の原則に一日も早く

立ち返るような形でやっていくようなことを考えておられるのかどうか質問いたします。

それから整備計画については今後一応文部省の基準をもとにして、それに一日も早く近づくんだと、そういったようなことですけれども、学校の格差もまだありますし、直接視聴覚教育等におきましてはその地区の財政いかんによって教室にテレビがあったりなかったり、こういったような状況も当然あるわけです。そのほか音楽として体育とか、そういったような施設についても同じだと思いますが、当然市内で一番いい学校に近づくというそういう努力が必要なのですから、たとえばテレビがない学校には寄付を集めることができない、あるいはPTAの負担ができないというのであるならば、教育委員会が先頭に立って、市の力でそういう設備の格差を埋めていくというようなこともぜひ必要だと思っております。そういったようなことで、格差の是正につきましては、できるだけ早くやっていただきたいと思えます。

それから、市民の要求につきましては市長もだいぶ努力をすると、非常にそういったような答弁をなされておりますし、私もそういった点について市長を信頼いたしておりますので、そのほかのこまかい問題については一応省略いたしますが、特に時間もありませんので、義務教育負担解消の一点だけ再答弁をさせていただきます、その答弁によりましては質問を打ち切らさせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） お尋ねにお答えいたします。

義務教育の無償ということは憲法で定められておるわけでありますが、無償の内容と申しますか範囲と申しますかどの範囲のものが憲法に定めておる無償であるかということ。これはいろいろ解釈があるわけです。従来はご承知だと思っておりますけれども授業料が一応無償というふうなことだというふうに解釈せられておったわけですが、いろいろ時代が変わってまいりますと、授業料から最近では教科書というふうなことにもなってきたわけでございます。一般の方々の要望なり、父兄の要望というふうなことから考えてみますと、学用品あるいは給食費も、その他クラブ活動、そういうもの全部無償というふうなことから考えてみますと、しかしながら、一体その限度がどこまでいくことが理想的なのか、これがなかなかむずかしい問題で、現在国のほうなり自治体のほうでその問題をいろいろ検討もいたしておることだと思えます。

で、おっしゃる意味はよくわかるんでございます。われわれもPTAの負担をできる限りさような方向に持っていただきたいというふうなことでございます。この問題につきましては従来からいろいろ問題がございまして、PTAができてから約二十年になるわけでございますが、この長S二十年のいろいろな歴史的な積み重ねと申しますか、さようなこともございましてなかなかこれ、一挙にPTAの負担を全部なくするということには成りにくいのでしたがいましてこれをなくする方法として、先ほど特別委員会というふうなものをつくってこれを解消する意図があるかどうかということでございます。で、この問題は教育委員会だけで特別委員会をつくってどうこうということでは、できない問題だと思います。教育委員会ももちろんでございますけれども、学校当局であるとかPTAであるとか、一般の学識経験者であるとか、こういう人のご意見も反映させなければならぬというふうなことで、特別委員会方式でやるというしなればさような方々のご意向なり、また地区の方々の意向も伺わなければならぬというふうにも考えますので、一べんその問題につきましては、いまこの段階で特別委員会をつくって善処いたしますという事は即答いたしかねますので、しばらくその問題について検討する時期をお与えいたしたい、できればご意思に沿うような方向に考えてみたい、かように考えております。（「時間がなからやめます」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願いいたしますことにいたします。
明日は午前十時に会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後五時二十四分散会

昭和四十三年九月十二日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

昭和四十三年九月十二日 四日市市議会定例会会議録 第三号

米田好兼速記

昭和四十三年九月十二日(木曜日)

○議事日程 第三号

昭和四十三年九月十二日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第七〇号 昭和四十二年度四日市市立四日市

病院事業決算認定について……………質疑・委員会付託

第三 議案第七一号

昭和四十二年度四日市市水道事業

会計利益剰余金処分並びに決算認

第四 議案第七二号

定について……………

第五 議案第七三号

昭和四十三年度四日市市一般会計

補正予算(第二号)……………

昭和四十三年度四日市市基金特別

会計補正予算(第一号)……………

第六	議案第七四号	昭和四十三年度四日市と畜場食	〃	〃	〃
		肉市場特別会計補正予算(第一号)……	質疑	委員会付託	
第七	議案第七五号	昭和四十三年度四日市市公共下水	〃	〃	〃
		道特別会計補正予算(第一号)……	〃	〃	〃
第八	議案第七六号	昭和四十三年度四日市市西浦土地	〃	〃	〃
		区画整理事業特別会計補正予算(〃	〃	〃
		第一号)……	〃	〃	〃
第九	議案第七七号	昭和四十三年度四日市市交通災害	〃	〃	〃
		共済事業特別会計予算……	〃	〃	〃
第一〇	議案第七八号	昭和四十三年度四日市市立四日市	〃	〃	〃
		病院事業会計第一回補正予算……	〃	〃	〃
第一一	議案第七九号	昭和四十三年度四日市市水道事業	〃	〃	〃
		会計第一回補正予算……	〃	〃	〃
第一二	議案第八〇号	四日市市農業委員会の委員の選挙	〃	〃	〃
		区及び各選挙区において選挙すべ	〃	〃	〃
		き委員の定数に関する条例の一部	〃	〃	〃
		改正について……	〃	〃	〃
第一三	議案第八一号	四日市市役所出張所設置条例の一	〃	〃	〃
		部改正について……	質疑	委員会付託	
第一四	議案第八二号	四日市市議会の議員その他非常勤	〃	〃	〃
		の議員の公務災害補償に関する条	〃	〃	〃
		例の一部改正について……	〃	〃	〃
第一五	議案第八三号	四日市市職員退職手当支給条例の	〃	〃	〃
		一部改正について……	〃	〃	〃
第一六	議案第八四号	四日市市交通災害共済条例の制定	〃	〃	〃
		について……	〃	〃	〃
第一七	議案第八五号	四日市市中央緑地運動施設使用条	〃	〃	〃
		例の制定について……	〃	〃	〃
第一八	議案第八六号	四日市市消防団員等公務災害補償	〃	〃	〃
		条例の一部改正について……	〃	〃	〃
第一九	議案第八七号	四日市市非常勤消防団員に係る退	〃	〃	〃
		職報償金の支給に関する条例の一	〃	〃	〃
		部改正について……	〃	〃	〃
第二〇	議案第八八号	土地の取得について……	〃	〃	〃
第二一	議案第八九号	市の区域内にあらたに土地を生じ	〃	〃	〃
		たことの確認並びに町の区域の変	〃	〃	〃

更につらて……………質疑・委員会付託

- 第二二 議案第九〇号 字の区域の変更につらて……………
- 第二三 議案第九一号 工事請負契約の締結につらて……………
- 第二四 議案第九二号 工事請負契約の締結につらて……………
- 第二五 議案第九三号 市道路線の一部廃止につらて……………

○本日の会議に付した事件

第一 一般質問

- 第二 議案第七〇号 昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定につらて
- 第三 議案第七一号 昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定につらて
- 第四 議案第七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 第五 議案第七三号 昭和四十三年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)
- 第六 議案第七四号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 第七 議案第七五号 昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 第八 議案第七六号 昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 第九 議案第七七号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算
- 第一〇 議案第七八号 昭和四十三年度四日市市立四日市市病院事業会計第一回補正予算
- 第一一 議案第七九号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第二二 議案第八〇号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につらて

例の一部改正につらて

- 第二三 議案第八一号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正につらて
- 第二四 議案第八二号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の仕事災害補償に関する条例の一部改正につらて
- 第二五 議案第八三号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正につらて
- 第二六 議案第八四号 四日市市交通災害共済条例の制定につらて
- 第二七 議案第八五号 四日市市中央緑地運動施設使用条例の制定につらて
- 第二八 議案第八六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につらて
- 第二九 議案第八七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につらて
- 第三〇 議案第八八号 土地の取得につらて
- 第三一 議案第八九号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更につらて
- 第三二 議案第九〇号 字の区域の変更につらて
- 第三三 議案第九一号 工事請負契約の締結につらて
- 第三四 議案第九二号 工事請負契約の締結につらて
- 第三五 議案第九三号 市道路線の一部廃止につらて

○出席議員(四十三名)

味 岡 一 郎 君

六	宮	松	增	前	藤	日	日	早	服	長	野	生	豊	坪	辻	高	志
平	田	島	山	川	井	比	冲	川	部	川	崎	川	田	井		橋	積
豊		良	英	辰	泰	義	武	正	昌	鐸	貞	平		妙	誠	力	政
司	勇	一	一	男	郎	平	男	夫	弘	元	芳	蔽	稔	子	二	三	一
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

坂	後	小	小	訓	喜	川	加	笠	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天
上	藤	林	林	霸	野	村	藤	田	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春
長	藤	喜	哲	也			定	七	喜	武	久	信	太	泰	金	武	文
十	太	夫	夫	男	等	深	男	衛	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄
郎	郎	夫	夫	男	等	深	男	衛	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（一名）

谷口專九君
吉垣照男君
山本勝君
山中一君
山口信生君
矢田繁郎君
安垣勇君

○議案説明のため出席した者

市助 助 市
長 役 役 役 長
市長公室 入 庄 加 岩 九
谷 沢 司 良 寛 見 喜
平 清 文 男 一 嗣 齊 久
伊 藤 涼 一 君 君 君 君 君 君

産業部長 阿南輝彦君
厚生部長 小西忠臣君
衛生部長 中山英郎君
土木部長 三輪喜代司君
副収入役 村木喜代次君

教育委員長 杉浦西太郎君
教育長 栗林武男君
次長 滝 伝之助君

市立四日市市長 久野馨君
市立四日市市長 天野正春君

水道事業管理者 城井正義夫君
次長 加藤正和君
技術部長 弘君

消 防 長 富 山 光 三 君

代表監査委員 森 新 八 君

○市議会事務局

事 務 局 長	菊 地 英 也 君
次 長	森 正 太 郎 君
議 事 係 長	小 坂 靖 君
主 事	柴 田 静 良 君
主 事	佐 藤 正 俊 君
主 事	板 崎 大 之 丞 君

午前十時一分開議

○議長（伊藤泰一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十二名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

なお、議事説明者に市立病院長を追加し、建設部長は公務のため欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤泰一君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

豊田君。

〔豊田稔君登壇〕

○豊田稔君 持ち時間が三十分少々しかないようでありますので、きわめて簡単に質問をさせていただきますが、理事者側におきましても簡潔にまとめてご答弁をいただければ、たいへんありがたいと思っております。

まず質問の第一点でございますが、四日市の産業政策についてお尋ねをしてみたいと思っております。

四日市は、かなり古い時代から北勢の産業の中心として発展を続けてまいりました。現在ではわが国でも屈指の産業都市に数えられる状況でございます。で、市長は市民が将来継続的に四日市が大きく産業都市として躍進をするに期待をしておるのにこたえて、調和のとれた近代工業都市を建設するため、現在進行中のいろいろな施策を積極的に推進しながら産業基盤の整備に努力をするということを議会で度重ねていっておられるのでございます。

ところが、私も革新クラブが常々申し上げております全体的な構想と計画については昨日来いろいろとお聞きをしておるわけでありまして、きわめて断片的であったり、抽象的であったりするように見受けるわけであります。基本的な構想と考え方が明確であり、正確な資料に基づく計画決定があつて初めて希望する結論を求めることができると思うわけでありまして、こういった関係から、四日市の産業の現状認識がどのようになっておるのか、将来の展望はどのように踏まえておられるのか、そういった現状認識と将来の展望から、これから市が産業政策全体についてどのようになさるおつもりか。農林、水産、商工、それぞれの分野に非常に困難な問題があるということは昨日市長が説明をしておられますが、それでもやはりまとまった構想の中に確実な計画をつくりながら実施をする、そういうこ

とは理事者、議会、市民全体が十分に認識をする、受けて立てるといふ態勢のもとで全体がござって一つの方向を向いて歩み続けるといふことがきわめて大切であると思ひますけれども、前向きなこまかい産業政策についてのビジョンをどのように考えておられるか、できますれば、産業といひましてもそれをささえる複雑な諸条件があるわけでありますから、それぞれの政策とも関連づけて説明をしていただきたいと思ひるのであります。

私どもは日ごろ中小企業の皆さん方といろいろと話し合いをする機会もございまして、いろいろと説明を求められるチャンスもあるわけですが、農林水産費、商工費の予算総額の中に占める割合はご承知のとおりきわめて小さいウエートでございます。このような現状のもとで、特に中小企業の指導育成、大企業と中小企業の関連等々いろいろの問題があると思ひますけれども、先ほどご質問申し上げた全体的な大計を持った構想についてご説明をしていただければたいへんありがたいと思ひます。

関連する事項として、昨今非常に問題になっております雇用対策、労働者の定着対策についてお尋ねをしたいと思います。

一つの例をとってみますと、新中卒女子の就職希望者は昭和四十年と四十五年の間で半減をすといわれております。で、四十二年の中卒女子の就職希望者は全国で三十八万、うち紡績協会傘下の主要綿紡績の企業に雇用をいたしましたのが約二万三千であります。それが昭和五十年には就職希望の中卒の女子は十七万に減少をいたします。紡績協会傘下の主要企業が雇用し得る数字を非常に甘く見積りましても、一万五千という推定しか出てまいりません。で、これは紡績産業だけではなくて各産業分野で新しい学卒採用が非常に困難であるといふことはもうすでに十分にご承知であると思ひますが、市内の学卒者が市外に就職をする割合がかなりございます。これは教育機関を通じて、あるいは市の行政の諸機関を通じて市内の産業に雇用をさせ、定着をさせるという努力が必要ではないだろうかと思ひます。

いますが、この点について市のほうの考え方と施策を質問をいたしたいと思ひます。

さらに、県の行政組織あるいはいろいろな諸機関との関係が出てまいるわけでございますが、県内の学卒者が県外に就職をするという割合もかなり高いのであります。昭和三十五年以前は供給県の立場でありましたが、がらりと様相が変わりまして三十六年以降は非常に年を追って採用が困難になってきておりますが、県外の学卒者に対する対策これも一つの課題になってまいります。私どもは産業水道委員会では北九州の視察をさせていただきました。それぞれの都市で資料を求めまして推定をしてみますと、北九州の各都市から三重県へ就職しておる中卒就職希望者の割合は一ないし二%に過ぎないと推定をいたします。で、他の都道府県を見ますと県、市が相携えて県外求人非常に努力をいたしております。その結果が私どもが見せていただいた各都市の資料の中に散見されるわけでありまして、県内学卒者を県内に定着をさせ、特に四日市に持ってくる県外の学卒者に対する四日市市の雇用促進、さらには中高年齢層の雇用対策を具体的にどうするか、その他の余剰労働力の活用をいかように考えていくか、こういう問題について市の考え方をお尋ねをしたいわけでありまして。

さらには、労働者の雇用促進と定着対策のために、向学心に燃えながらいろいろな都合で中卒のまま就職をする人たちに對して、定時制高校の具体的な活用方法を考えるはどうか。一つの例としましては、紡績産業では三つの勤務形態がございますが、それに適用し得る三部制の授業についてはどうだろうか。さらに、進学率が非常に高くなつてまいりますから中卒の男女子の採用だけでは足りません。当然、高卒が生産現場の第一線に雇用されていくというふうに雇用形態が移り変わってまいりますから、それらの人たちを吸収するたとえば女子短大の設置と活用の問題が考えられると思ひるのであります。これはごく最近の事例といたしまして、岐阜とか大垣ではそれを実施に移して非常に大きな効果をあげておるといふふうに聞くわけでありまして、そういう考え方についてはどうだろうか。

それからさらに、労働者が四日市に来て安心して勤務に従事をする、生涯を四日市に定着して働く、こういうことのために労働者に対する各種の福祉施策がなければならぬと考えるわけがあります。で、これについては昨今、勤労青少年ホームでありますとか、中央緑地の活用でありますとかいろいろなことが説明がございましたが、私は住居の問題が大きなウエートを占めるであろうと思います。後ほど住宅政策についてはお尋ねをするわけですが、勤労者の福祉の充実と住宅対策を特に中心にして含めて全体的な考えをこの問題にしばってお尋ねをしたいと思います。

それから、今回の議案の中に四日市の産業紹介の映画をつくるために四十万の予算が編成をされております。提案をされておるわけですが、一片の映画をつくるということだけでは四日市の産業紹介は非常にむずかしいのではないかと。特に、公害で巨大なマスコミの力で宣伝をされました四日市の悪名をそぐ対抗策としては、これはきわめて現実的な着実な手を打たなければならぬと思いますけれども、四日市の産業紹介について映画にとどまらず将来いかにようにお考えになっておられるか、この点もお尋ねをしたいと思います。

それから、企業の側が雇用促進協議会という組織をつくっております。この組織に参加をしておる業種、企業の規模はそれぞれでございますが、四日市のそれぞれの産業分野にわたって各企業がきちんとした協力体制ができておるとは思いませんけれども、かなり力強い推進力があるのではないかと思います。先ほど申し上げました、全体の体制を整え力をまとめていくことについての指導ないしは助成が必要であると考えますし、企業側との綿密な連絡、提携が必要であるかと思いますが、これらに対してどのように努力をしておられるか、市の行政組織の中におけるそういった問題の取り扱いについても専任職員が十分に配置をされておるわけでもございませんし、予算措置が十分であるかとも思いませんけれども、将来行政組織の中における取り扱いと予算措置についてどのように考えておられるか。

以上、雇用と定着の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、中小企業に対する経営指導の問題について二番目にお尋ねをしたいと思います。簡単にはいたしません。

中小企業の企業者が大小それぞれあるわけですが、経理内容、経理面の取り扱いについて非常にご苦心が多い。税務処理についても知識が不十分である。特に金融の面についてはいろいろと苦勞が多い。こういうことを私どもはよく聞くわけがあります。で、こういう中小企業の困難に感じておられる諸問題、ときには労働問題が惹起をされます。さらには、企業が共同化を促進をする、それらに対する指導、育成、さらにそれらが育っていく基盤の整備、こういうものが要になるわけがあります。特に、市の金融対策としては一応額が設定をされ、それぞれ取り扱い制度がきまっておるわけですが、私どもが当事者の話を聞いておりますと、きわめて少額であり、もっと何とか条件を整えて借り安いようにしてもらいたい、こういう希望があるわけでありまして、金融対策についての現状に対する当事者の不満に対して拡大発展をする考え方はないのかどうか。それから、先ほど申し上げたいいろいろな問題に対する専門担当者を設けて中小企業を指導、育成をする、こういう相談制度ができればたいへんいいのではないか、かように思うわけですが、もちろん労働の問題にしましても、経理面の取り扱いにしましても、税務の問題にいたしましても、金を借りる、返済をするという具体的な取り扱いにいたしましてもきわめて専門的な知識を要する問題でありますから、当然、専門担当者を市が雇用するか委嘱をするということに相なるかと思えますけれども、そういった積極的な姿勢がないと私はいかんのじやないかというふうに思いますけれども、その点についてどのように考えておられるか、中小企業問題についてお尋ねをしたいと思います。

それから、三番目の質問でございますが、二次産業の育成と後背地の工業開発についてお尋ねをしたいと思います。四日市は古くから紡績産業が発達をいたしております。しかも四日市にある紡績企業は比較的大規模な工場を持って操業しておられるわけですが、一つ毛糸の関係だけをとってみましても全国で有数の梳毛の生産地であります。しかし、それを織りものにして染色加工にして製品していくという工程が四日市にはございません。お隣の岐阜とか愛知へ全部そういうものは原料として流れていっております。あるいは海外に輸出をされておられるわけでございますが、四日市にそういう二次産業がなぜ育たないのか。

昨今、石油化学を中心とした大規模な工場が誘致をされておられるわけですが、合成樹脂も二次部門は皆無といいたいほど関連企業が誘致をされない、すわっておられない、こういう状況でございます。昨日の質問の中でも、企業側が何を求めているかという発言がなされました。こういう問題について四日市が特に内陸部、後背地の工業開発について市長は特に公約として主張を述べておられるわけですが、最近、お隣の楠町とか鈴鹿市には内陸工業に適する産業、企業が続々と進出をしておられるわけでありまして、昨日の市長の答弁にもございましたように、二、三の企業といろいろ話し合いをしておることでございますけれども、総合的な工事開発計画、先ほどの労働人口雇用促進の対策、あるいは先ほど話がありました工業用水の問題、道路の整備、輸送機関の問題等々あると思いますし、それらをにわかにかね合してまとめ上げることともきわめて困難であろうと思っておりますけれども、市長が常々後背地の開発ということをおられるわけでありまして、後背地の工業開発と二次産業の育成について総合的にどのように考えておられるのか、考え方なり計画をお尋ねしたいと思います。

それから、四番目の農業対策の問題で畜産公害が話題に取り上げられておられるわけですが、これは昨日答弁がありましたので私のほうから特に申し上げる必要はないと思っておりますけれども、急いで検討をして具体的な計画をつくり、着実に実施をしていかないと時期を失うのではないかと、かように思いますから、早急に具体的な計画をつくらせて実施をされるように希望をいたしておきます。

それから、農産物の流通と価格の安定の問題でありますけれども、四日市で生産をされる農産物が四日市の市場に直接入ってきていないということが事実のようでございます。これはいろいろな市場の関係があって他へ流れていくことだと思いますし、四日市の農産物の流通関係に働く、あるいはその辺を担当する業者の方々が従来の慣例に従って作業をしておられるということもあるようでありますが、もっと地元を生産物を地元で消化をする、合理的に流通を考えて、供給の面でも需要の面でも安定をさせるということについてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次いで、水産業対策の問題でございますが、大遠冷蔵が進出をしております。産業水道委員会では、大遠冷蔵の実情について現状の作業過程を見せていただきました。で、現在までの経過の中で、地元であのような相当巨大な品物を扱うということについては不慣れではなからうか、もっと形を変えて、地元の人たちだけでやれないのならよそから有能な当事者を連れてくるなり、資金的な配慮をするなり、いろいろ具体的な体制を考えないと、大遠冷蔵が入ってきたからというてそう簡単に成果を見るわけにはまいらぬであろうと思っております。船の修理、あるいは点検等の問題を見せていただきましたが、設備がそう簡単にたやすくできるとも思えないわけですが、この辺は私どももあらためて認識をしなければならぬと思っておりますけれども、そういった受け入れの態勢について、いろいろな問題をとらえて市のほうはどのように今後態勢づくりをされるおつもりか、お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、従来沿岸漁業にたよっておりました四日市の水産業が、大規模な石油を中心とした工場誘致のために逐次締め出しを食っております。で、補償金をもらって転業をしていくというケースが非常に多いわけですが、

四日市の水産業の将来の方向づけをどうするのか、それに従って具体的な施策をどうするか、この点についてもお尋ねをいたしたいと思います。

以上が産業政策についての諸問題、基本的な構想と関連する諸問題について特に最近私が感じたこと、市中で市民の皆さん方とお話しをしておいて問題点であるところをまとめてお尋ねしたわけでありましたが、二番目の問題点として住宅政策に対する考え方をお尋ねしたいと思います。

四日市の産業が非常に早いテンポで発展をしていく、先般の市の庁舎建設の中でも、将来の人口をかなり大きく見積もっておられるわけであります。こういう人口が大幅に増大をしていくという傾向は将来も引き続いて継続をするでありましょうけれども、四日市の住宅政策については将来どうするのかということが、なお明確ではございません。昨日、他の同格都市に比べて非常に高い水準で住宅をつくっておるといふふうに市長はいつておられましたけれども、住宅がなくて困っておる人たちは市内には非常にたくさんございます。ですから、一段と水準を高めて構想を求めたいわけでございますが、従来の平均的な住宅計画だけではなくて、問題になっておりますスラムの解消をどうするのか、河川敷住宅の修理をどうするのか、母子寮に入っておられる方については年齢制限がございまして、ご承知のように子供が特定の年齢に達すると母子寮を出なければならぬ。しかしながら社会的にはまだ力がない。こういう一つの段階の過程をどのように市としてあたたかく社会に送り出してやるのか、こういうための住宅も必要であろうと思うわけであります。

さらには、大企業では比較的社宅を整備しておるとか、あるいは会社が住宅融資についてかなり昨今積極的でありますが、中小企業の皆さん方についてはその辺の企業の政策が、まだまだ水準が低いわけでありますから、特に中小企業の勤労者に対する住宅の措置を将来の産業開発と並行的にどのように考えていかれるか。富田、富洲原では非常に市街地が過密住宅の場所になっておるわけでございます。これは、核家族として分烈をしていく過程ででき得れば施策を立てて処理をしていくのが適当であると思うわけではございますが、こういう関連を住宅政策の中でどのように位置づけて処理をするか。それから、公害地の住宅の移転の問題が当然四日市としては課題になるわけでありますが、こういったそれぞれの問題点、住宅に対する課題を総合的に住宅政策の中で消化をしていくという姿勢が、私どもは必要であろうというふうに考えております。

そういう全体的な関係と基本構想、住宅政策の考え方についてお尋ねしたいと思います。

もう一つは、市で特にお考えをいただきたいということで希望をするわけでございますが、土地の造成、分譲、住宅分譲、これは年々歳々非常に価格が高くなってきておるわけでございます。こういうものの取得に当たって勤労者を中心として資金的なゆとりがないのが実情でございます。労働者団体で組織する労働金庫なり、あるいは金融公庫なり、あるいは銀行のローンなり、それぞれの人がそれぞれなりに判断をして現状に対処しておるわけでございますけれども、県ではかなり多額の資金を勤労者の住宅資金に融資をしておりますが、さらにそれを大きくささえていくという態勢で、市のほうで土地、住宅に対する資金の融資の方途を考えていただいたいへんありがたいと思うわけでございますが、そういう考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。(「議事進行について発言」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤泰一君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

四日市の産業政策に対する基本的な考え方とそれに関連する諸事項でございますが、四日市市はご承知のように、

港湾と工業というものを二本の柱として発展してまいりましたことは、ご承知のとおりでございます。港湾は、港湾機能のほかに臨海型の工業の立地というのを促進しております。したがって、そこには製油所であるとか、あるいは石油に関連いたしますところの石油化学、あるいは化学工業が立地してきたわけでございます。しかしながら、四日市市にはそのほかに、従来から都市型の工業といたしましても、また石油化学といたしましても、繊維工業といたしましても、あるいはまた機械工業といたしましても、その他のいわゆる工業というものが立地しておるわけでござ

いまして、港湾都市として、また工業都市として、この二本の柱の上に発展してまいりましたことはご指摘のとおりでございます。ただ、工業都市といたしましては臨海型の工業ばかりが多いということもちょっと片寄りがあるの

でございます。従来からございますものでは、たとえば家庭電気製品であるとか、ガラスであるとか、そういうものもござい

ますが、繊維化学、繊維企業と並んで都市型の企業というものを誘致する必要があるのではないかと考えます。したがって、また、その都市型の企業につながるころの中小企業というものを育成する必要があるのではないかと考えておる次第でございます。

そういうような考え方に立って、それではどのように産業政策を進めていくかということでございますが、昨日もちょっと触れさせていただきましたように、やはり工業都市としての基盤の整備事業が必要であると考えております。基盤の整備といたしましては、昨日も申し上げましたように、何と申しましても最近の工業というものが非常に工業用水をたくさん使用いたしますので、工業用水の整備であると。それからまた、道路というものが基本的なものであると

考えておるわけでございまして、このような基盤整備をしなければ企業というものは誘致してもなかなか来ないのではないかと。最近、二、三の都市型工業が四日市市に進出したいという希望がございまして、われわれは工業用水であるとか、道路等のいろいろの条件を提示いたしましたして、最近勧誘をいたしておる次第でございます。

そのほかに、都市環境の整備をする必要があるということも、四日市市の産業政策に対する基本的な一つの裏づけをなすものであると私は考えております。工業都市、あるいは産業政策といひましても、そこに工業都市としての都市環境の整備というものの裏づけがないことには、調和のある近代工業都市としての値打ちがないということとはご承知のとおりでございます。また、これはかねがねいろいろの方面から指摘をされておるとおりでございます。文化の施設であるとか、あるいは道路の整備であるとか、下水道、教育、あるいは住宅等のいろいろの慣例がござい

まして、こういうような都市環境の整備をしなければならぬと。昨日は都市環境の整備についていろいろの考えておる点を申し上げましたので、省略をさせていただきますが、基盤整備と並んで都市環境の整備をすることが私は、四日市市の産業政策に対する基本的な考え方として大切なのではないかと考えておる次第でございます。中小企業につきましても、四日市市にあるところの大企業が原料ばかりをつくると。そういう面が非常に強いでございまして、たとえば、ご指摘のように繊維にいたしましても、特に羊毛等におきましては四日市港に日本の六割が輸入されて、それがトップぐらゐまで仕上げられるだけで、そのあとの染色、整理、織布等はすべて津島であるとか、一宮、あるいは泉南地方等に持っていかれてそこで最終製品になるという事情がございまして。また、石油化学にいたしましても、ポリプロピレンにいたしましても、ポリエチレンにいたしましても、あるいは合成ゴム等にいたしましても、あるいはまたスチロール等にいたしましても、四日市で原料ができるだけで、それがほとんど近隣の第二次製品工場に持っていかれて製品になるという事情がございまして。

これらにつきましても、やはりいろいろの考え方があるのではないかと思ひますが、地元の資本が弱少であるとか、あるいはまた、以前から地元の投資意欲というものが、わりにその津島とか一宮等の地元の資本の動きに比べて四

日市市の地元の資本というものは非常にそういう積極さが無いということが、私は歴史的な淵源を持っておるのではないかと思います。戦前におきましても、四日市市の資本家というのにはある程度の規模に達しますと、それをさらに発展するというのではなしに、その企業を大企業に売るといような傾向がございます。また、堺であるとか大阪、あるいは名古屋等で事業をしておる人がございましたが、そういう方でも、ある程度の規模に達すると、戦時の統制期に入っておった時期ではございますが、おおむねそういうのを大化学工業であるとかそういう産業に売り渡したと、そうしてその資本の利益をかせいだという面が、四日市市の資本の動きにはございました。

そういう点で、四日市市に地元のそういうような中小企業として堅実に発展するものが非常に少なかったということとは、こういうような地元の一つの経営者、あるいは資本家の考え方を反映しておるのではないかと思います。そうしてまた、このような消極的な考え方は、名古屋の資本が、大体そういう地主の資本が、徳川家以来の地主というのが基本になって発展してきた形態が、名古屋の大体の資本家の系統でございまして、何にも仕事をしないのが一番金を残すのだという考え方を戦前は持っております。へたに商売をするとか事業をするよりも、預金利息でかせぐとか、あるいは配当で来るほうが、一番資本を子孫に残すのだという考え方が名古屋にはございまして、やはりそういうような四日市市には考え方が幾ぶんあって、地元の資本というものがこのような積極的な動きをしなかったというのが、今日の地元の産業の一つの傾向を見せておるのでございまして、大資本の植民地的な形態にまかせておるといのが現状で、まことに残念なことと思えますが、そういうような私は歴史的な動きがあったのではないかと考える次第でございます。

したがって、私がかねがね申し上げておりますように、特に繊維等につきましましては古いそういうような商品の流れのルートが別でございますので、ことに、この石油化学等におけるところの二次加工につきましましては、地元こういうような企業が起こつたらいいのではないかとということで、いろいろ組合等もつくりまして働きかけておりますが、何ぶん競争が激甚なために採算が合わないという点がございまして、行き悩んでおるのが現状でございます。大企業と中小企業を結びつけると、そして地元でそういうような大企業の生産品を加工する業態が起こるといことが、地元とまた地元資本と大企業とを結びつける非常に近道であるということもわかっておるのでございますが、なかなかそこに困難な問題があるのは事実でございます。

次に、中小企業に関連いたしますところの労働雇用対策の問題でございますが、雇用の問題は最近きわめて深刻な問題になっておることは、ご承知のとおりでございます。四日市市におきましても市内の学卒者、県内の学卒者、県外からの就職者というように分けて考えましても、非常に前途多難なものがございます。ことに市内の学卒者につきましては、四十三年度におきましては九一%の人が進学をいたしております。しかも阿南産業部長の話によりますと、大体内の中学校の九九%が四日市市の企業に就職しておるそうでございます。これは非常な職安の骨折りの結果であるということも阿南部長から聞いておるわけでございますが、そのような程度までいっておりますので、もうこれ以上市内の学卒者にたよるといことは、もう現状ではちよつと無理なのではないか。しかも進学が九一%も盛んであるということは、ほとんど進学した人が県内によい大学がございませんで、県外に流出する。四日市市の中学校、高等学校、あるいはは大学に進んでも、よい大学に行けばよい大学に行くほどですね、その学卒者は四日市市に帰ってこなくて、ほとんど大都市等に流出してしまうというのが現状でございます。

また、県内の事情につきましても、最近では真珠業者等の不景気によっていろいろ余剰労働力が大阪等に流れていくという事情もございしますが、最近では南勢地区に中小企業が進出いたしました。縫製品であるとか、あるいは繊維加工等の業態が、岐阜、あるいは大阪等から進出いたしました。ハマチの養殖に携わっている人、あるいは真珠に

携っておる人がみなそこへ奪われると。大体ハマチに従事している人は、日給が四百二十円から五百円ぐらいだそうですが、大体そこから出てくるところのそういう繊維加工業者は、六百円から七百円の日当を払うそうで、南勢地区においても、その地元においてその労働力を確保するというのが困難であるというのが、最近の事情であると同っております。

しかしながら、われわれも県内のまだ南勢地区の労働力というのが、あるいは和歌山に、大阪に流れる人がたくさんございますので、県の商工労働部等には熱心にそういう意見を具申いたしましたして、県内の労働力はぜひとも県内にとどめるように、そして、ぜひとも四日市等の北勢の労働力の給源にしていただくように、強力を骨を折っていただきようにお願いしておる次第でございます。県内につきましては、いろいろ努力をいたしておるわけでございまして、産業部といたしまして、部長、課長みな東北、あるいは九州、四国等をもうすでに回ってきたわけでございまして各地の職安等にいろいろお話をいたしております。また、私もこの九月の末には九州のほうへ出向いて、いろいろそういう関係の方にお願いをすることになっております。

そのような中卒者、あるいは高卒者がなかなか得がたいということで、中高年齢層の活用ということでございますが、四日市市の一部の企業におきましては、そういう家庭労働者の、家庭従事者の雇用ということで職場に保育所を設けるとか、託児所を設けるといようなことをやって成績をあげているそうでございますが、そういう面でわれわれといたしまして今後十分検討させていただいて、協力できる面におきましては、そういう託児所であるとか、保育所等においてご協力をさせていただきたいと考えております。

また、福祉施策といたしまして、ご指摘のように青少年ホームであるとか、いろいろの文化施設であるとか、そういうものをつくって少しでも四日市市のPRをし、また、そういう比較的恵まれない中小企業に従事されるところの若い労働力に対して、福祉を提供したいと考えておるわけでございますが、これらの点につきましては、ご指摘のように今後とも強力に進めたいと考えております。

公害等の問題につきましても、一月ほど前にも、遠隔地から就職されましたところの中高卒業者の座談会を商工会議所で開催いたしましたのでございますが、彼らの一致しているところは、四日市市はもう住むことができぬようにこの公害が悪いということを先生から、あるいは両親から伺ってきたと。一部の人は親にいわれ、また先生からいわれればいわれるほど反骨的な気持ちで四日市市へやってきて、来たところが案外空気がよいと。雨の日には確かに気流が悪くて一部のところでは臭いがするけれども、思ったほど悪くないというのが彼らの一致した意見であったと私は拝聴いたしました。

したがって、今後ともそういう面につきましては公害の除去等に努力いたしますとともに、ご指摘のような映画等もつくりまして、四日市市の産業社会等の一般的な情勢を広くPRをして、雇用の促進に資したいと考えておる次第でございます。

また、定時制高校等につきましても、先般皆さんのご協力を賜わりまして、北校というものを独立の校舎として茂福に設置いたしました次第でございますが、校舎等も完成いたしましたして土地も一部余分に買うことができなかったところが買うことができ、グラウンド等の整備をいたしておる次第でございます。

また、対外的なPR活動、あるいは雇用対策等を強力に進める点につきましては行政組織の中での取り扱い方とか、あるいは予算措置等の点につきまして、専門職員の配置等につきましてご指摘がございましたが、これらの点につきましても、人的な面でやはりまだ質的に足りる面があるのではないかと私は考えておりますので、今後十分この専門的な知識がいかなるような、あるいはまた、そういう体験のあるような人を活用するというような面で、十分考慮を

いたしたいと考えております。そのほかに女子短大等の話もございましたが、いろいろ検討はさせていただきますけれども、女子短大の面は設置の面におきましても、また短大に通われるところの生徒の体力の問題につきましても、稲沢等で調査をいたしましてもかなり無理な点があるのではないかと、目下検討をいたしておる次第でございます。

中小企業の経営指導の点についてでございますが、經理の指導あるいは税務指導、金融対策、労働問題等につきましては、非常に個々にわたって困難な問題がございますので、これはなかなか現在の四日市市の市の行政組織の中で取り扱うのは現状ではまた現在の組織では非常に困難がございますので、商工会議所にごさいますところの中小企業相談所等に、十分今後は積極的にもう少しタイアップをして進めなければならぬのではないかと、こう考えます。したがって、そういう面に予算措置をする必要が、強化する必要があると私は判断いたしておる次第でございます。

金融対策につきましては、小規模事業資金金融制度というのがかねてございまして、これは五十万円の融資が限度でございますが、これを百万円に増額したいというような線で、県といろいろ相談をいたしておるわけでございますが、信用保証等の問題がございまして、県、市の協調に至らないのが現状でございます。産業部長等が、商工労働部長等とかねがねこの話につきましては折衝を進めておる問題でございますので、できましたならば、そういうような融資の拡大の方法等につきまして、今後は考えさしていただきたいと考えております。

また、この共同化の促進、指導、育成、基盤の整備等につきましても、やはりこの中小企業というものはお互いに非常に競争意識が強く、また經理、経営等につきましてもそれぞれの考え方がございまして、なかなか調和のある動きをするのがむずかしゆうございますが、これらの点につきましても、今後は共同化ができる面につきましても、そういう指導ができますように努力をいたします。

後背地の開発と二次産業でございますが、これらの点につきましては、昨日も申し上げましたように都市型の鉱工業を実施したいと考えておるわけでございます。

農業対策でございますが、ことに団地の、畜産団地等につきましては、具体的な契約を早くやらないことには時期を逸するのではないかとお説でございますが、昨日も申し上げましたように、非常に困難な点があるわけでございますが、企業的にやっておる人は別としまして、でも式に、でも養鶏、でも養豚というような方々の考え方につきまして、もう少し産業部長におきましてその意向を調査をさしていただいて、計画を進めさしていただきたいと思えます。

農産物の流通と価格の問題でございますが、これはやはり何といひましても公営、私営の青果市場を設ける必要があるのではないかと考えます。名古屋という大きな市場と生産地がございまして、その名古屋市場に左右されるわけでございますが、この農産物の流通と価格の問題につきましても加藤助役、並びに産業部等におきまして青果市場の問題を検討いたしておる最中でございます。

水産業対策でございますが、ようやく大遠冷蔵の進出によって一応漁業基地としての活躍ができるわけでございますが、焼津等は昭和二十九年まではきわめて貧相な基地だったわけでございますが、二十九年から急激に整備、拡充されて、現在はマグロが五〇%、カツオが二〇%、サバが一五%ぐらいのパークセンテージで、もう確固たる遠洋漁業基地としての基礎を確立いたしております。現在、年間の水揚げ高が二百億から二百五十億に達しておるとい話でございますが、やはりそれなりの遠洋漁業基地としての努力が実ったものであって、しかも焼津の所屬の漁船はきわめて少なく、ほとんどが四国、三重県等の船であるという事実を見ましても、今後のこの持つていき方によっては、遠洋漁業基地として大きく発展をするのではないかと考えております。

しかしながら、受け入れ態勢等につきましては、大遠冷蔵の進出と見合わせまして順次考えさしていただきたいと考えております。

また、四日市の水産業の将来性と方向づけというお話でございますが、漁業の問題といたしまして、この四日市の近くはもとより、この伊勢湾沿岸、伊勢湾湾内におきましては、もう漁業というものがきわめて困難な情勢になっておりますので、四日市の水産業というものを維持していくためには、いわゆるヒラキの加工というようなものを除きましたならば、どうしても遠洋等にたよらなければ、もう漁業というものが不可能なのではないかと考えておりますのでございます。

時間の制限が来たという達しでございますが、まだ四日市の住宅政策のご質問がございましたので、これを簡単にお答えをさせていただきたいと思っております。

産業の発展の結果、人口の増大の傾向が住宅の非常な需要を起しておるといことは事実でございますが、最近、人口の増大の傾向も社会的な動きがなくなって、自然的な動きに移しつつあるのが現状でございますが、住宅の不足しておるのは事実でございますまして、四十三年度は百三十戸を建設させていただくことになっております。やはり何といひましても四日市市でやるものは、低所得者対象の住宅でございますので、最近の動きを見ますと、四十一年ごろには公営住宅の応募者が大体そのたびに六百人ぐらいおられました。四十三年度ぐらいでは三百人に減っておりますというのが事実でございます。これは人口増というものが若干落ちてきたということ、それから、所得水準が上がってきたために、所得の額の高さによる規定を受けて、低所得者住宅に入ることができないという点、第三番目に民間の鉄道会社、あるいは建築会社等が住宅団地を建てて、そういうような住宅ができてきたという点から、公営住宅に対する応募者というものが、約半分に減ってきておるといのが最近の状況でございます。

したがって、一般的な住宅といたしましては、四日市市に二千戸の公営住宅があるわけでございますが、そのうち四百戸がすでに老朽化をいたしておりますので、この四百戸の住宅をどのように再開発するかということがこれからの問題でございますまして、四十年からは、短期的計画に従って四十年からはこのような再開発というような建設計画に従ってこれを高層、中高層に変えていきたいというように考えておる次第でございます。

スラムの解消等につきましては、スラムというのがどこを指摘になっておるのか私ははっきりと伺うことはできないのでございますけれども、たとえて申し上げますと、北条等にはいまだにたくさんスラム住宅がございます。これは県の所管になっておる市営球場の回りでございますが、四日市のスラムといえればあそこであろうと考えますがこれらの点につきましては県のやり方もあることでございますので、今後はそういう点で十分検討、話をさせていただきたいと思っております。

河川敷住宅につきましては、全部が公有地であるわけではございませんので、一部民有地が入ってそこに建っておるわけでございます。これも県の土木と話しまして、一部の方は市営の、公営の住宅に収容した事実もございまして、今後とも河川住宅等が解決するような努力をいたしたいと思っております。

母子寮の取り扱い等につきましては、市営の住宅にも小家族住宅というのがございまして、三十年から三十四年までに七十二戸建てられております。母子寮よりも二十四世帯をこれまでに収容いたしておるわけでございますが、今後ともこういうような考え方で進ましていただきたいと考えております。

労働者住宅の建設でございますが、四十四年度には坂部の団地に、雇用促進事業団の住宅を八十戸建設させていただくことになっております。

次に、過密住宅の問題でございますが、過密住宅の問題は、こちらが過密だといっても向こうはこれでよいんだと

いう点もございませし、あるいはまた、消防車も入らないという面もございました。やはり、これは徐々に解決をさしていただかなければどうにもならないのではないかと考えておる次第でございます。

公害地区の問題でございますが、これらの移転対象地域といたしましては、浜田の雨の地域等につきまして、今後ここを区画整理事業で講じるような受け入れ態勢を固めさせていただきたいと考えております。

住宅対策につきましては、昨日の新聞にも建設省の計画が載っておりますが、建設省も積極的に取り組む意向を示しておりますので、国の歩調と合わせてわれわれといたしましても、できる限り住宅の建設に努力をいたしたいと思っておりますが、ご承知のように、千五百円ぐらいの日当が現在では三千円ぐらゐに上がっておるのが実情でございます。いろいろ予算内でできない問題がございますので、困難な問題があるのはご承知のとおりでございますが、でき得る限りの努力をいたしたいと考えております。また、建設資金の融資等につきましては、労働金庫等に市の金を預託するというような面で今後とも協力はさしていただければ、ぜひさせていただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩をいたします。

午前十時五十九分休憩

午後二時五十一分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事説明者中、教育委員長は裁判のため退席いたしましたから、ご了承願います。

この際、議会運営委員長から発言を求められていますので、これを許します。

山中君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 たいへん貴重な開会中の時間を、議会運営のために長時間浪費しましたことを委員長といたしまして厚く皆さまにおわびをするともに、恐縮に存じます。

先ほど休憩中に議会運営委員会を開きまして、議事運営につきまして協議をいたしました結果、議事運行に関する発言要求のあったときには、でき得る限りすみやかに取り上げていくということを申し合わせいたしました。よろしくご了承をお願いいたします。

以上でございます。（「了解」「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 豊田君。

〔豊田稔君登壇〕

○豊田稔君 たいへん私どもの討議の時間が長くなりましたけれども、幸いにいたしました先ほど山中委員長のご説明にございましたように、議事運営委員会のほうで種々討議をされまして、各会派を代表する議会運営委員会の皆さん方で適切な取りまとめをしていただきました。たいへんありがたいと思っております。さらにまた、重ねて発言の機会を与えていただきましたので、この際、若干私どもの意見を申し述べて質問を終わりたいと思っております。

私どもは昨日来、市の行政に関する基本構想についていろいろ申し上げました。私どもは、市民のたくさんの方々からご支援をいただいて議席を与えていただいたわけでありまして、当然市民の皆さん方のご希望に可能な限りこたえて、その任務を遂行したいというふうに考えておるわけでありまして、そのためには、私どもが主張しております長期あるいは短期にわたる基本的な将来構想というものが、そのことが市の理事者の皆さん方、市の職員の皆さん方、あるいはまた私ども議員が、さらには市民の皆さま方が十分にその構想を理解をし、考え方を腹の中に入れて

総合的に四日市市の発展についてものごとを常に考えていかなければならぬということであり、その趣旨については議会の皆さん方に十分ご承知をいただけたものというふうに考えておりますが、昨日からの市長の答弁の内容は私どもの質問と関連をさして考えてみますと、きわめて不十分でございますし、残念でございます。

で、過去の経過なり現状なり、現在進展をしております諸事業については、私どもは至らぬながら承知をいたしております。若干の将来に対する見解を述べておられますが、私どもがお尋ねしておりますのはもっと具体的な、充実した内容についてお尋ねしたいというふうに考えておったわけであり、そういうご答弁が具体的に私どもの前に出てこなかった。ここで私は特に、私どもの質問の趣旨にこたえていただきますように、できるだけ早い適当な機会にそういうものを取りまとめていただきまして、私どもにお示しをいただきますように希望をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 新風クラブの藤井君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 私是新風クラブを代表いたしましたして、通告による二点に対しまして質問いたします。理事者各位には、簡明なるご答弁をお願いいたします。

四日市市のケネディとうたわれておるはつらつとした壮年市長を軸に、縦の線は力強く伸びておりますことは、まことに喜ばしい限りであります。が、「ええこと言うね」と呼ぶ者あり横の線を見ますときに、弱々しく見えまことは、二十四万市民の心情は市行政にいささかのさびしさを感じるものであります。メガロポリスということばを最近よく聞きますが、横につながる各課が互いに連携をたもち、そして共通点を見出し、市民の信用を得つつ大四日市を発展さしていくよう望みますものであります。

質問の一、市行政の各課連携についてであります。これを四項目に分けて質問いたします。

一、水道局と耕地、下水、土木、都計各課のつながりであります。水道局は工事に際し、事前に関係各課と連絡を密にしているかどうかであります。現在の姿を見ますとき、私は疑問を抱くものであります。たとえば、水路断面中を水道管が横断している箇所を見ますと、有効水面の断面中に水道管が横断していることとあります。また、河川を横断している箇所を見ますとき、河川まで地下できた水道管が堤防兼道路の中間に出されて、そして河川を横断している事実であります。私の目の届くところに数カ所もありませんことは、広い全市には相当あるんじゃないかと考えられるのであります。これに並行してガス管も走っていることは、事実であります。

このような現状は、さっそく取り除く必要があると思えます。なぜならば、少しの降雨を見ても水道管にのみ、汚水がたまり、汚物がたまりまして、その近くの民家は水害のおそれたびたび起こっておるのであります。また、一方では通行に支障を来たしております。市は、将来一大災害を起こすこの施設物に対して、早急に除去する意図ありや、また意図あるならば、まず民家の密集している場所より本年度じゅうにおいて、始めてもらいたいと思つものであります。この点できるやいなや。

また、現実におきまして各関係課とどのように連携をとらえているか、この点もお尋ねいたします。

二番、土木課と耕地課及び下水課、水道局との連携についてであります。非常事態発生に伴い各課の連絡にいささか失望しておるものであります。そのことは去る七月五日ごろの迷走四号台風の接近のときであります。河川堤防の危険を感じた住民は、出張所長を通じて土木課へ一早く通報したのであります。土木課もこれを了とされ、直ちに係官を現地へ派遣され調査されたのであります。この行動は非常に機敏で、かつ適切な措置であったとして住民は喜んだのであります。問題はその後にあります。課に戻られた係官は協議中に気づかれたのではないかと思います。

が、その工事は現在、本年度からであります。耕地課が行なっておるので、この問題は耕地課の縄張りだということでしょう、私の思いますには。それまでにわかっていたならば、通報した時点におきましてそのことは私の課でない、耕地課へ申し入れられたいと答えていただくのがほんとうかと思えます。また、位置を確認してからというならば、現地確認の帰り道に出張所へ立ち寄りられることも可能であり、また課に戻られてからならば直接耕地課へ知らせていただくか、または出張所へ電話で連絡していただくか、方法は幾らでもあったのであります。

悲しいことには、無連絡のまま三日間放置されたことは、まことに遺憾に思います。この間にも断続的の降雨にこそ危険度は増し、不安の声にいま一度通報しますと、先ほど述べたごとく耕地課の責任区域であるという返事です。この非常事態発生に対し、一刻を争うときでもあり、地区は市長に直掟陳情をしたところ、市長みずから間髪を入れずに現地視察と、耕地課の機敏なる応急工事施行が相まって無事、危機を脱したのであります。市長どうもありがとうございます。（笑声）

さて、通報してより十日間にこの経緯で応急工事が終わったのであります。万一この間に災害が発生したならば、市民の市に対する不満は爆発し、市の重大責任になったことと想像するものであります。災害は忘れたころにやってきますので、今後この河川の、四日市に相当このような状態の河川があります。非常事態における応急工事の対策といたしまして、市は耕地課なれば地元負担金がありますが、このような非常事態の応急工事に地元負担金が必要なのか、ご答弁願います。

次に、パトロール中において、これは土木課のパトロールではございますが、舗装道路のまん中に大きな穴が空いているんです。パトロール中に発見されてその穴の原因は、水道管の水漏れと、もう一カ所は水道管の破損であることが明らかになったのであります。このことは、各課へ、水道局たとえば下水課などへ連絡していただいたのかどうか。この点あわせてご質問いたします。

か。このような危険な場所は直ちに連絡のうえ処置をいただくのがほんとうであり、また期間を置かなければ交通安全の意味から、点滅灯を設置するなり、その処置をとらなければならぬと聞いておりますが、通報してから一カ月たった今日でもまだそのままであります。現在、その個所には万古屋さんの使う木箱が置いてあります。

このようなことでもし交通事故が発生したと考えますとき、いかなる理由があっても許されないと思うのであります。よって、下水課、水道局の連絡不十分ではないのかと思えます。また、職員の不足による職務の過重であるのかどうか、この点あわせてご質問いたします。

三、事業における各課の規定、統一についてであります。土木課と都計課の道路新設事業に対し、立ちのき移転費を支払う場合、内金として都計課は四〇％を支払い、土木課は二〇％である、そのこと。同じ市であり同じ部の中においてこの差異のある理由、一体何でありましょうか。また、同じ性質、同じ規模の道路事業でも、耕地課が所管の場合には地元負担金として賦課することは矛盾したる施策ではないかと思っております。一部他の都市では、市一本化にまとめていると聞きますが、本市はいかにお考えになれるか、ご質問いたします。

四、耕地、下水、土木、都計、清掃各課共通責任個所の改修工事及び維持管理についてであります。各課はこの地に対していかなる責任があるのかをあげてみます。

耕地課はわずかに残された農地のために、また下水課は工場、住宅より汚水、下水、排水の流れるため、土木課は水路側に狭いながらも市道があるため、清掃課は一般処理及び一般家庭から流れる処理下水、及び工場より水洗便所から流れるところのし尿でございますが、またごみの投棄によるのであります。都計課は、この付近の土地計画に必要なためであります。以上各課は、共通点を持っていると私は思うのであります。

以上の性質を持った個所ゆえに、どの課においても私の課において改修工事及び維持管理をするのは困った変な縄

張り争いから、ここ十数年来見離されているのであります。わずかな農家は他に求める用水なく、泣き泣き水と化したるこの川を掃除してきたものであります。幸い昨年度は、下水課よりこの河川の新設人夫賃としていただきましたが、本年度はどうしてもこの川は、下水路と用水路を分離する必要に迫られてきたのであります。この現地へは各課の課長並びに公室長にも来ていただき、調査していただいたのであります。が、いまだにその結論が各課共通でありますのにも、協議されていないよしに聞いております。市は一体、このような時点をどのようにして改良するかまた維持するかお尋ねしたいと思えます。躍進四日市のあらわれでありますので、今後発展とともに各地にもそのようなことがあらわれるものと私は信じます。この問題をどのように善処されるか、お気持ちがあれば、また計画があればお知らせ願いたいと思えます。

次に、質問の二であります。税務課の市税徴収方法についてなんです。

これは、税務課が市民の貴重な税金を出張徴収するについて、出張勤務先時間を昨年午前九時でありましたのに、本年は午前九時半よりと変更されたことでもあります。普通の日なれば、また普通の月なればさしてよいのであります。七月、八月という月は出張所の職員も夏期休暇を取られております。そして一般の納税者も朝の涼を求めて朝早く行って税金を納めようという気持ちでまいりましたところ、昨年と違った半日間のずれがありますために、半時間も出張所の前に並んで待つておったという事実は、市はいかにこれを考えるのであります。

また、一般の市中金融機関は個人のうちまで行って集金をなし、預金者に対しては時間の延長も持って便利を与えておるといふことであります。市の税務課も一応金融機関に似た仕事であると思えますので、早朝勤務にしてください、早退というふうに変更はできないか。暑い七月、八月はぜひそのように変更していただきたいと思うのであります。もしできないということならば、そのできない理由をお答え願います。

以上であります。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

市の行政組織の横の連携が水道、耕地、土木、都計、各課にわたって非常に不合理だと、ないということでございますが、まことに申しわけないことでございまして、水路、河川に水道管が交差しておるとか、あるいはまた米洗川改修工事等におきまして三日間も放置されておって、これが急に処置されなかつた、あるいはまた舗装道路に穴があいておったとか、いろいろのご質問がございました。改良の意図はあるかないかどうかというようなお話もございましたが、水道管等の点につきましてはいろいろ技術的な点もあると思えますし、水道局等で十分検討させていただきますと思えます。

また、米洗川の工事等につきましては、これは国が四五％、市が四五％、地元が一〇％の改修工事でございます。農林省の工事でございます。受益者負担が原則となっておりますので、したがってその工事において、その工事によって崩壊したと、事故が起こったという場合は、その工事が地元負担になるということでございます。最初からこれは耕地課に連絡をしていたらございましたら、もっと早く処置されたのではないかと申しわけなく存ずる次第でございます。その事態が、そういう決壊等の非常の事態が起こった場合にはやはり地元負担になるのかというお話でございます。これは事故の程度によって判断すべきであって、その河川が大きく決壊して沿線に大きな事態を起したというような場合には、十分検討した結果、それが地元負担の程度を越えておる場合には、当然公費でやるべきではないかと考える次第でございます。

また、羽津用水等におきましては、改修、維持の管理が耕地はじめ下水、土木、清掃等にわたってどこに持っているか、その責任が明らかでないという点でございますが、これらの点につきましては、農業地帯あるいは農耕地帯が住宅地帯に移り変わる過渡的現象を起こしておる地帯におきましては、たとえば常磐でございますとか、あるいは羽津であるとか、茂福であるとか、あるいは阿倉川のご指摘のような一部の地帯におきましては、どういたしましてその過渡的な現象が起こってくるかと。

それは、いわゆる農業用水でありましたときには、その地元の利用者の奉仕によってこれがなされておったわけでございます。そこに土地の売買が行なわれて住宅が建設されたら、そういう場合にはどうしてもその河川の、あるいは側溝的なみぞのようなところが、その売られた地主はもう処理されないと。したがってそこが詰まるというようなことが起こりますわけで、このような一時的、過渡的現象に対しては、われわれも非常に悩みとしておるわけでございます。したがって従来そういうような農業地帯であった場合には、自然にそこに水がたまって鉄砲水が防がれたのが、家が建って埋め立てされたために、それが川に出てきて被害を起こすとか、あるいは農業用水が下水化するというようなことでございますが、これは地元とよく話し合ひまして、われわれのほうでもはっきりさせたいと思ひますが、かねがねいわれておりますところの羽津用水等におきましては、どこに責任があるのかと、耕地課であるのか下水であるのか、清掃であるのかという点でございますが、やはり地元の皆さんと十分話し合ひをして善処しなければならぬ問題だと考えております。

従来からいわれておりますのは、日本のいろいろの組織は大体縦の組織につながっております。これは何も市役所のみならず日本の官庁、あるいは会社、大学、研究所そういうものすべてが大体縦の組織が行なわれておって、横の連携がされておらないということは、もうつとに指摘されておるところでございます。四日市市におきましては、職員の研修のときなんかにも自分本位に、自分だけが成績上げたって、また自分の課だけが成績上げたってどうにもならないのだから、やはり相提携する課と横のつながりを十分とって、縦のつながりのみならず横のつながりを十分にするように、私といたしましても注意する次第でございます。今後とも十分注意をさせていただきますと思ひます。

なお、こまかい点につきましては、担当の部長から説明をさせていただきます。

税務徴収の話でございますが、三十分待っていただいたということは、まことに申しわけないことでございます。で、次年度からは待っていただかなくともいいように措置をさせていただきたいと思ひます。

○議長（伊藤泰一君） 水道局長。

〔水道事業管理者（城井義夫君）登壇〕

○水道事業管理者（城井義夫君） ただいま市長から方針としてお答えを願いましたので、水道のみについて簡単に回答させていただきます。

地下埋設する施設につきましては、道路の管理者の立場からいけば非常に迷惑をかけておりました。せっかく路面を直されたところを間もなくまた掘らしていただくということが間々あるんでございまして、気持ちの上では非常に申しわけないような気持ちもしておりますが、水道という施設の性格上、これもある程度お認め願いたいと思っております。ご指摘の問題でございますが、市内に各所そういった問題がございます。できるだけこれを改良しつつあるわけでございますが、まだ相当箇所ございまして、これは逐次地区の方とも連携を取りまして改修をいたしたいと思っております。

ただ、水路を横切っておるわけですが、これを上へ上げるか下へ下げるか、横に出すかという問題がございまして、こういったことは、地区との関係あるいは交通の問題等もございまして、ケース・バイ・ケースでやらしていただきたいと、こういうように考えております。

なお、主として市の土木課を中心にしまして年度の当初に、水道、ガスその他電電等、地下埋設に関係あるものが寄りまして、その年度のいろいろ計画を持ち合ってお互いに工事の進捗状況を承知しておるといふ打ち合わせ会を土木課を中心にしてやらしていただいておりますが、なお土木課のほうにもお願いいたしまして、そういった関係者の連絡会議と申しますか、運携をより一そう密にしまして、ご指摘のような問題の起こらないように、あるいはせつかく貴重な公共投資をしていただいたのをすぐ掘り返すということのないように、今後心がけたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） まず最初に、道路並びに水路の占用でございますが、いま水道局長から答弁がありましたように、道路につきましては年一回、これは総体的な道路占用の協議会を持っております。水道それから下水、ガス、電電、工業用水、大体そういうところが中心でございます。それ以外に道路占用をやっておりますところの、たとえばコンビニートの会社こういうようなものを入れまして年次計画の調整をいたしております。

それから、昨年の確か八月か九月と思います、毎月一回主としてたえず掘り返すというものと申しますところはやはり水道、それからガス、電電、これが大体掘り返しの多い機関でございます。で、こういうものと私のほうの道路会社である土木課と、係同士の協議会を持ちまして、そこで大体二月ないし三月程度のものの協議をして、こ

はこういうふうなんになる、こういうようになるということと協議をいたしておりますが、水路につきましては、水路を縦断するというのにはございせんもので、横断の場合でございます。したがしまして、これはいつごろこういうものが布設されたのか私存じませんので残念でございますが、新しいもの等につきましては、一応河川あるいは水路の占用許可と、あるいは協議というような形で出てまいりますので、そこで設計協議をする。なおまた、悪い、非常に断面をせばめておるようなものに対しては、話し合いのうえでこれをつけ変えさすとか、そういうような措置は現在取っております。場所、ちよっとご指摘ございせんので、またいずれあとでもお聞きいたしまして、水道局とも十分協議をして善処したい、このように考えております。

それから、パトロール中の発見の個所でございますが、これ私のほうへまだ私も聞いておりませんので、そういうことがありましたらこれは私のほうの手落ちでございます。したがしまして、早急に係のほうのほうへ、課長にも聞きましてさっそく、もし水道局のほうへ連絡がしなかつたら連絡するように、また今後そういうものを発見したならば早急に連絡をするように注意し、実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、補償費の関係でございますが、これにつきましては非常にいろいろとケースがございまして、問題もあるわけでございますが、国におきまして、あるいは県におきまして一応補償基準というものをつくっておるわけでございます。これは建設省並びに三重県でございますが、私のほうもこれは公共事業と、それから市単の事業とは一応公共事業につきましては、国のほうの指示等もありませんが、市単事業との関連においてある程度何と申しますか、内容的には多少のゆとりを持たしながら、補償基準というものをつくらなければならぬ段階に来ているんじゃないかと、こういうふうないま考え方でおるわけでございます。

したがしまして、その中におきましてたとえば家屋の移転補償をする場合には、前渡し金として二〇％なら二〇％

あるいは四〇%やると、あるいは五〇%以内にとどめる、いろいろなそういうことを他の県、並びに国の方針等ともならみ合わしまして考えていきたいと、このように思っております。なお、土地につきましては、これは農地の場合は農転が終わったときに四〇%、登記が終わりましたら六〇%というふうに一応の線は出ておりますが、正式な基準として出されておりませんので、こういうものも織り込みながら補償基準というものをつくっていきたいと、このように考えております。

なお、維持管理等につきまして非常に私たちも苦慮する場合がありますのでございます。いま市長から答弁がございましたように、特に市街地化されつつある地域につきましては耕地でやるか、あるいは下水でやるか、あるいは土木でやるか、こういうようなものがございまして、今後われわれの段階において協定のできるものにつきましては協議をして、決定し、それ以外のものにつきましては担当助役を中心にして協定をしていきたい、私たちはそのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 藤井君。

〔藤井泰治郎君〕登壇〕

○藤井泰治郎君 ただいまは、市長からまた理事者から詳しく説明をしていただきましたのですが、再度お尋ねいたします。

米洗川という川の工事がありますが、これは羽津の農家から申し入れたのと違いまして、羽津の住民から申し入れたのであります。ところが、早急にやろうとすれば、これは国の助成を受けてやったほうがいいということから、たまたま農耕地の多いため農地もよくなるということから、農家の方から申請なされ、許可を受け、事業に入った工事であります。

ところが、非常時災害における工事、応急工事、実際の工事ではなくして応急工事、この原因が約四百平米にのぼる垂坂、大矢知地域の開発によりあらわれる原因であります。決壊の原因は、みな上の土地造成によるものであります、それが何のために羽津の農家が地元負担金の賦課を受けなければならないかということでございます。この点、ご一考願いたいと思います。

次、これは羽津用水の海蔵地区でのことですが、各課関係の場所、これにつきましてどの課が担当するのかという質問に対してお答えにならないし、今後これをどうしてその付近の住宅、また万古業者に対してこたえるのであるか、そのお考えがあれば、わずかに残された羽津の農地もあわせて解決するのではないかと思っております。お答えをいただきたいと思えます。

次に、パトロール期間中のことですが、発見してから相当日数なつたとき、その間捨て置かれるということの場合、点滅機の必要をいかなさるか、このお答えもなかったと思えます。当然これは点滅機をもって交通安全防止に備えなければならぬと思えますが、その点お答え願います。以上。

○議長（伊藤泰一君） 市長

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 米洗川の改修の件でございますが、応急工事を当然公費で負担すべきじゃないかということでございますが、私もある現場を見せていただきまして、水量と水路の構造というものを考えました場合に、私は水路の構造が非常に低くなってよく流れるようになったために堤防に損壊を来たしたという事実には、私は間違いないことであると思えます。したがって、垂坂、大矢知が土地造成されたからその水が一べんに出るようになったということよりも、むしろ私は水路構造が変わったために、従来のままの接点と改良地区の接点との河床が変化する

とか、あるいは土手が変化したものであると私は判断して、一応あれは農林省の従来の工事の形態において、これを復旧すべきであると判断をいたしておる次才でございますが、さらに堤防が大きく決壊するというような事態になれば、あるいは公費でやるのが当然であるかと考える次才でございます。

ほかの問題につきましては、担当からお答えをさせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） パトロール中に穴があいておって、通報を受けて、そしてしかも長い間ほっとかれたということについては、たいへん申しわけないと思います。土木部のほうを督促をいたしまして、そういうことのないようにいたしたいと思いますが、修理が終わるまでについては確かにお説のとおり点滅機の必要があると思いますので準備をさせていただきたいと存じます。

それから、羽津の用水の問題でございますが、差しあたりましてはこれはやはり耕地課の所管であろうというふうに、私は考えております。なお、その改修について地元負担をかけるかかけないかということにつきましては、ケース・バイ・ケースで考えていきたい、かように考えております。ご了承いただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 藤井君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 ただいまの市長並びに助役の答弁でよくわかりました。が、今後このようなケースはたくさん出てきますのでありますので、質問なるまでに配慮してもらおうようお願いして、終わります。

○議長（伊藤泰一君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 新風クラブを代表して、藤井議員のあとを受けまして通告申し上げた順序に従いましてお伺いを申し上げます。

まず才一点は、市財政の見通しでございます。

当市の発展に伴い歳入歳出とも、年々伸びてまいりましたが、昭和四十一年度決算の資料としてちようだいいたしました主要施策実績報告書によりますと、昭和三十二年より昭和四十一年度までの歳入歳出それぞれ平均、年約一四・七％の伸びを見ております。また、硬直性きわめて強い人件費、扶助費、交際費等の占めるパーセントは三十二年に三九・五％、四十一年には四四・八％となり、年々上昇の一端をたどると記録されているとき、市財政の今後の見通しとして、歳入面で大きなウェイトを占める市税がどのように一般会計において数字を示してくるであろうか、また、歳出面においては先ほど申し上げた硬直性の分野がどのくらい占めるかとともに、市行政の市長の重点施策は何をお取り上げになるのか、この点について具体的にお示しをいただきたいと思ひます。

さらに市税の伸びに比して、給与並びに関連給与等を含めた歳出のみのかね合いについては、どのようにお考えになつておられるかをお伺い申し上げる次才でございます。

次に、才二点は道路行政と交通対策についてであります。

昨今の交通量の増加とともに、道路行政と交通対策は切り離すことのできない問題となっておりますことは、申すまでもございません。そこで、お伺いしたいのは、その一は子西・八王子線の全線開通の時期はいつか。その二は八郷・日永線の八郷・常磐間の計画と実施については、どのような位置のどのようになされるのか。また、子西・八王子線への結びつく日はいつであろうか。その三は千歳・小生線についてでありまして、この路線も国道二号線で

いまのところストップいたしております。国道一号線以西についてはどのような計画で実際にお進みになっていくのであろうか。その四は新正・金場線であり、路線名が示す新正・金場へのこの道路は通じておらず、路線名の変更すら考えなければならない地点ではないかというふうに考えますが、この開通を見るには、浜田地区と橋北地区にそれぞれ区画整理をしなければならないのではないかと思います、その計画と時期等についてお伺いをいたします。

その五は稲葉町・内部線ですが、前の議会に市長の説明によりますと、昭和四十五年に東名阪国道が桜インターチェンジまで開通することであり、交通量は現在の一日八千台が倍に、一万六千台程度までには届くのではないかといいことでございまして、申すまでもなく東名阪国道は国の手で進められておりますので、その交通量に対処する交通対策を市の手で考えなければならないということは、市にとってまことにつらいような気がいたすわけでございます。

そこで、通称新道通りと呼んでおります二級国道と、市道である稲葉町・内部線との振りかえをし、新道通りを市道に、稲葉町・内部線を国道二号にしていた方法についてはいかがかということでございます。この点につきましては、都市計画上の問題も含まれておりますので、いろいろの損得の問題があらうかと思いますが、その辺についてのご意見を拝聴したいと考える次第でございます。

その六は、中川原・六地蔵線ですが、これが完成はいつごろになるのか。その七は西浦地区七十メートルの延長であります、本件は、さきの六月議会で大先輩の山中議員よりの質問に対し、市長は幅員二十二メートル、その先は十六メートル幅ぐらいにはなると思うが、その延長は早い機会に考えるといっているが、早い機会とはいつなのかということをお示しをちょうだいしたいということでございます。さらに、西浦地区の都市計画で駅西

の広場等の計画もございましたが、お示しをちょうだいしたいということでございます。

その八は、西浦地区の都市計画と用途地域の指定であります、現在西浦地区七十メートル道路に面したところは坪当たり地価が約十万元以上と承っておりますが、この価格から考えるとき、当然、住宅地域としては無難かと考えますので、この際商業地域とのご指定をいただく必要があるかと考えます。この点についてお尋ねをいたします

その九は、四日市工業高校の移転について、さきの議会でこれが移転についてはお考えいただいていると承りましたが、これが見通しとその後土地利用についてはどのようにお考えをいただいておりますかについて、お伺いをいたします。

その十番でございますが、駐車場問題であります。当会派より昨年六月議会においてお伺いをした際、土木部長は警察当局とよく協議して、車をお待ちの方にできる限りご迷惑をかけない方法にもっていきますと、非常なうれしいお話を承りました。その後の結果はどうなりましたか。また市長は、私の持っている空地の利用についても十分検討させていただきますと、これまたうれしいお答えをいただいたのであります、昨年六月の時点においては民間の有料駐車場もかなりありておりましたが、その後一カ年余りを経過した今日においては、その駐車場も利用がふえてまいりまして、有料駐車場なりとても容易に駐車できがたい現状になってまいりましたので、さきの議会で阿瀬川にふたをして、その上を駐車場にしたいわけになりましたのであります、その計画についてはどのように進めていただいておりますかということでございます。

で、私がおことばを受けて下水道課のほうにまいったわけでございますが、現在の下水事情からいって、ふたをしてあふれることがないというように下水道課のほうではおっしゃってみえたことを付言申し上げます。また、諏訪公園を半地下にして、公園を上へ駐車場を考える方法はどうかということでございますが、この辺に

つきましてもお伺いを申し上げたいのであります。

当然、企業を営むものが駐車場を考慮して建築することは、今日において社会的責任であることはよく承知をいたしておりますが、既存の建物にはどうにもならず、これが対策に苦慮いたしておるものでございます。よろしくご答弁を賜りたいのであります。

次に、才三点でございます。近鉄四日市駅高架とそれに関連してであります。本件につきましては毎議会ごとに先輩諸公により質問されておりますが、私は次の二点にしばってお伺いをいたします。

その一つは、最近において近鉄側と直接お話をしていたことがあるかどうか、あったとすればその内容は。その二は自民党の交通部会で仮称ではありませうが、都市交通高架法案が検討されているやに漏れ承っておりますが、その内容がおわかりでございましたらお伺いを申し上げます。

その三は高架があふれるということであれば、それに変わる対策としてかねて議会で話のありました稲葉町・内部線の消防署前踏切における地下道の建設ということになります。地下道建設とすればどのような方法で計画され、どれだけの予算でいつごろ建設される向きがあるのかをお伺いするのであります。つけ加えて、非常の場合を考えて、消防長としての現実を見きわめた見解はいかがでございますか。また、県道四日市・土山線の明治橋踏切についての対策がございましたら、お漏らしをいただきたいと思っております。

才四点は、教育行政についてであります。

その一は小中学校における教材販売についてでありまして、義務教育における父兄負担の軽減が強い世論となり、最近、四日市市の小中学校でも施設備品の充実が、公費負担を原則としている教育委員会の考えはまことに喜ばしいことではありますが、それにもかかわらず一般家庭において、家計に支出される教育費の比重は年々高くなって、実質

的に家計を圧迫する要因になっていく事実を見のがすわけにはまいりません。

これは単純に見れば、それだけ家庭が教育熱心であり、教育水準の向上と判断されるのでありますけれども、その内容を検討いたしますと教科書の無償配給に反比例して、最近小中学校における副教材、すなわちワークブック、テキストブック、ドリル帳等の学習用品、あるいは音楽、工作、運動用品等の学校内販売が盛んとなって、これが父兄の負担増を招いているのであります。もちろん、教育効果を高めるためにはこれらの教材が不用であるとは申しませんが、学校の先生の手から渡されずと、業者の案内状はいかにも学校推薦らしい文面からしても、その子供たちに、また父兄たちにある程度、強制的、競争的購入心理を与えることは否定できません。

しかし、その購入については、学童も父兄も内容を十分に吟味する機会はほとんどなく、いわば自主的な選択権が購入者にならぬということは、むだ使いとなる場合がきわめて多いのであります。そして、そのうえ業者の販売業務を代行する教職員の手間等、学校教育に管理上好ましくない問題があるかと思っております。

そこで、教育委員会にお尋ねいたしますが、才一点は、そのような教材販売が四日市でどのように行なわれているかの実態を調査されたことがあるかどうか。才二点は、調査をされたとすればその結果、どのようなものがどだけ売られているのか。才三点は、このような傾向に対して委員会がいままで行政指導をされたことがあるかどうか。また今後、どのように対処されるか。以上三点について、教育委員会の見解をお伺い申し上げます。

その二は、教育研究所についてでありまして、この研究所は現在二教室で、約三十坪（約九九平方メートル）程度と承っておりますが、当初の重要性を考えると、これが改善に格別のご配慮が必要かと存するのであります。施設の改善と充実についてはどのようにお考えになっていらっしゃるか、また新庁舎建設の暁には、新庁舎内に収容される考

えがありますのかお伺いをいたします。

その三は、社会教育についてであります。先般の文部構想によりますと、急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について、文部大臣より社会教育審議会に対して、都市化の進行、技術革新の進展などにより急激に変化するこれらの社会において、社会教育のあり方はどのように考えるか、また、わが国の社会教育の現状の問題点は何か。さらに、今後の社会教育の振興方策は何か等の諮問がなされているように見受けましたが、社会教育が新しい政策のもとに計画されなければならない時期に来ているのではないかと思っております。

そこで、マンネリ化しつつあるといわれております公民館活動より、社会教育センターの性格を持ったサークル活動を簡単にできるような部屋をつくるとか、市民が自由に出入りをして学習をできるような施設を充実する必要があるかと思っておりますが、教育委員会としての考え方はいかがでございますか、お伺いをいたします。

また、すでに実施を見ております他都市の交換研修計画についても、先日の栃木県より商業班が十一日間の日程で当市に研究にまいっておりますが、これは県主催でありましたが、当市においてはすでに農業班は実施されましたようでありませんが、その他工業班、商業班等も逐次計画される意図ありや、お伺いを申し上げます。

次に、才五点は福祉行政の積極的推進についてであります。

福祉行政の積極的推進については、多岐にわたる市行政の他部門に比して福祉行政面のおくれは、本市のみでなく、全国的な問題として取り上げられていることは周知のとおりであります。しかし、時代の流れとともに新しい問題が流動的に起きて、それが強い社会需要となつてまいりましたこともござりますが、幸い本市においても市長はこの面に目を向けられ、着々施策を推進されようと努力されていることは、まことに喜ばしく感じておりますが、お伺いしたいことは、児童福祉の充実であります。

まず、保育園の整備、拡充であります。老朽はなほだしき保育園の改修と、保育園のない地区、たしか七カ所と申しておりますが、その地区の新築と何年間計画で推進される計画があるのか、その点についてお伺いをいたします。次に、立地条件から問題になつておる養護施設であります。希望の家並びに乳児院の対策であります。この施策はその性格から市独自で考えられるものではないかと思つていますが、県と折衝のうえ、環境のよいところに移転せしめる考え方はありましようか。その三が、老人いこの場でありまして、一例として中部会館を老人のいこの家に利用してきましよう。ご配慮がなされているもの、ある一老人が同会館に出かけたところ、テレビ一つなく、東貫通さんより借用した雑誌と、市のほうでご用意をちようだいした将棋盤、碁盤のみで、将棋、碁のできない方は利用されないのが現状でありますので、これらいいの家の備品充実にも、せめてテレビの一台でも置いてやっていただきたいと思いますが、幸い九月の十五日の敬老の日も近づいておりますので、それまでにご配慮を賜わればまことにありがたいと思つております。

また、母子寮、引き揚げ寮については本議会に陳情、請願等が出ておりますが、この陳情、請願につきましては当然採択されるものと考えております。その必要性から現状の老朽化を考慮されて、これが改善に格段のご配慮をわづらわさんご切望をする次第でございます。

次に、才六点は中小企業対策についてであります。本件は先ほど産業政策に関連した豊田議員の質問に対して、市長より詳細なご報告がありました。その一角を改めてお伺いを申し上げます。

本議会に陳情書が商工会議所から、労働力に対処してということが出ておりますが、中小企業対策はいつも問題にされながら、その具体的方法についてはなかなか打ち出されていないのが現状であります。当市においては市長も中小企業の経営経験者でもあり、意欲ある産業部長を中心に本対策にご研究をいただいております。とりわけ労務対策と

して求人のため長野県下、または商工課長は四国方面に長日数をかけてお回りいただいたように承っておりますのでその結果についてご報告をいただき、あわせて求人対策の先ほど市長のお答えの中にもありましたが、中高年齢層を使うための託児所の問題も出ておりましたけれども、その辺の具体的な問題がございましたらお伺いを申し上げます、と思うのであります。

次に、小口金融のワクの問題で、先ほど市長から県との折衝問題が出ておりましたけれども、現に委員会へ提出されてまいります申し込み書によりますと、大体ここ二年ほど前までは二十万もしくは三十万というような、五十万のワク一ぱい申し込んでくる方が少のうございましたが、最近の委員会の現状は大体、ワク一ぱいの五十万を申し込まれる方が八〇%あります。ということは、五〇万のワクでは借り入れても、足しにはなるけれども事実困るんではないかということが現実にはあらわれているのではないかといいことを拝察する次第でございます。

したがって、県との交渉ができてなくて五十万のワクで他都市との関係でしばられるとするならば、百万に満たず上積み五十万に対しては、どのように市のほうで対策をお考えいただく意思ありやということでございます。

また昨年、予算にて調査費を計上し、調査を願っております商業開発の調査についても答申が近く出るやに承っており、昨年の十二月に中間報告が出ております。これによりますと、いろいろ積極的な先生方の答申があるやに聞いておりますので、この答申の分野の中間を対象とした線で、産業部長としてどのようなお考えをお出しいただくのかお伺いをしたいのであります。

次に、才七点は、観光開発とその関連についてでありまして、四日市の観光地といえ、すぐ宮妻が浮かんでくると思います。本年も当初予算において宮妻ヒュツテの改造をお願いいたしました、あのごく自然の美こそわが四日市の誇りとすべき観光地だと考えます。

そこで、市有林になっております山林を、沿道は自然の美をいかした観光施設をつくることに制限をし、その周囲には伊勢茶の増産のために払い下げはされないものだろうか。また、山手のほうへまいりましたら養鱒のために払い下げをされてはどうか、ということでございます。で、これは、公害問題にもやや関連ではございませうが、磯津町で海魚を取っていた人が山のほうで鱒をつくってはどうかということの考え方の線でございますので、この辺につきましても、やや公害の線を考えながら意義があるのではないかといいことでございます。

次に第八点は、農業の近代化についてであります。

農業労働力の不足と、婦女子及び高齢者の労働力が占る割合は大きく、勤労青少年として労働力はわずかなパーセントしかない今日、農業の合理化は急務であると思えます。農業の近代化は一口で言えば、生産性の向上であります。その方法には、基盤の整備と機械化であります。市の施設である農業研究指導所には、栽培技術の向上をはかるための指導に重点が置かれ、営農技術の向上面にはやや力が欠けているように思いますので、これが方法等にいかがお考えでございますか。

いわば、機構の改革をはかり、その充実をはかることによって営農技術の指導に当たってはいかがかということでございます。また、機械化の一策としてコンバイン等を市が購入し、貸与することにより合理化をはかる方法に推進することも一策ではないかと考えるわけでございます。この点につきまして、お伺いを申し上げます。

次に、第九点は東洋紡あとの土地利用であります。

さきの六月議会において、生川議員よりの質問に対し市長は、谷沢公室長をして土地管理者である東洋商事と交渉していただくことにご回答を賜りましたが、その後どのような交渉をされましたか、結果のご報告を承りたいところでありませう。

お見受けするところによりますと、その一角に木材が積まれているように思いますが、それはどうなっていますか
お尋ねいたします。

次に、第十点でございます。防災計画についてでありまして、先日実施された防災訓練を見せていただきましたが
計画的にその訓練は非常にスムーズに進められておりました。これは実施にはかなりの日数をかけて準備されたもの
と思いますが、訓練だから模擬タंत्रクの五十メートル近くまでいけますが、いざ非常の場合となりますと、あの訓練
のほかに何らかの方法を講じないといけないのではないかと考えます。こういった面について、具体的な計画につい
てお示しをいただきたいと思います。

以上、お伺いをいたします。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後四時八分休憩

午後四時二十二分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ご質問にお答えいたします。

第一点の市政の見通してございますが、もしもご要望がございましたら、詳細には岩野助役からお答えをさして
いただきたいと思います。もっとも、財源の見込みでございますところの市税収入の見込みというものと、そ

れから人件費、債務負担、公債償還と、この三つのかね合いが今後の財政を大きく動かしていく要素ではないかと考
えます。しかしながら、最近の経済成長力の非常に大ききから、市税収入というのは異常な伸びをいたしております
し、簡単には推論できないわけですが、過去の成績を見ますと大体、市税収入で八割ぐらいの伸びを示しております。
債務負担並びに公債償還等は大体、四十六年度ぐらゐまで毎年四億円ぐらゐの数字が続くかと思ひます。四十六年ぐ
らゐから債務負担行為は非常に低下をいたしますが、四億円ぐらゐで推移すると。人件費は、一〇%ないし一二%
の伸びを示しております。ご承知のように、人件費というものは非常に伸びが激しいために、それらを含むところの
義務的経費が非常に大きくなって、投資的経費がいまのままの大規模債却資産、あるいは推論からいきますと投資的
経費を若干圧迫するのではないかという心配があるわけでございますが、しかし今後の大規模債却資産の限度の引き
上げの問題であるとか、あるいは今後の新設工場の進出によるところの債却資産の増加等を考えました場合には、私
は市の財政というものは健全に推移をするのではないかと考える次第でございます。

それ以外に、市政収入以外に競輪収入というものが全然除外してございますので、競輪収入というものを考えた場
合には、私はかなり行政水準の向上に資することができるのではないかと考える次第でございます。

道路行政と交通対策でございますが、私の答えさしていただかぬ点につきましては、三輪土木部長からお答えさし
ていただきたいと思います。

稲葉町・内部線の高架、ないしは地下道化の問題でございますが、四十六年に名阪国道がインターチェンジを通じ
て国道一号線、あるいは名四国道へ車が流れてくるという時点においては、何らかの形でこれを解決しなければなら
ないことは当然のことでございますが、ただいま西浦との関連の事業の進捗上、いますぐこれを簡単に発表する時期
ではないと考えますので、もう少し考慮をさしていただきたいと思います。思う次第でございます。

西浦の駅西の広場でございますが、やはり将来のバス駐車ないしは車の駐車場化ということを考えました場合には近鉄駅裏をかなり広い広場をこしらえる必要があるのではないかと考えております。また、駅裏につきましても、商業地域的な指定をしなければならぬのじゃないかと考えております。

四日市工業高校の移転につきましては、加藤助役、あるいは三輪土木部長等は三重県の教育委員会に出まして、また私も知事とお目にかかっているいろいろな折衝中でございますが、あと地の利用等につきましてまた困難な問題がございます。加うるに工業高校の移転と、江田町の一部の藤井さん等の地域の二十世帯ばかりの戦災復興によるところの住宅の処理とのかね合いで、まだまだ今後とも話し合いを進めなければならぬ問題がございます。

駐車場問題でございますが、将来の駐車場、車のふえるということを考えましたならば、どうしても駐車場というもの除外しては考えられない時期が来ると思いますが、ご指摘のように、今後ビルを建てる方には、繁華街にビルを建てられる方には当然、駐車場、自分とこの駐車場、ある程度の駐車場というものを考えてビルを建てるべきじゃないかということをおもっておる次第でございます。そういう要望は市のほうからも建設関係のビルを建てる業者には要望いたしたいと思っております。

阿瀬知川利用の有料駐車場の件でございますが、常磐排水区のポンプ場が完成したときには、もうあの近鉄の駅裏の川は要らなくなりますので、当然すっかりふたをしてもよろしゅうございますが、ああいうところに、川の上にあふたをして駐車場化をはかりたいと考えております。

諏訪公園の地階の工事でございますが、これらにつきましてはまだ地階の駐車場というものは、非常に高く金がかかりますので、民間会社でやる場合にはわれわれといたしましていろいろな協力はさせていただきたいと思っておりますが公営でやる場合につきましてはまだまだ検討を要する問題があるかと考える次第でございます。

近鉄の高架の問題でございますが、たびたび高架について近鉄当局と話し合いをしてきておりますが、ご承知のように、費用の点等につきましていろいろ難点がございまして先般の議会でも申し上げたとおりでございます。それから、高架化法案等につきましていろいろ国鉄と建設省の間でいろいろの取りきめをいたしておりますが、やはりこれらは大都市、あるいはその周辺の都市に集中しておる問題でございます。地価が坪二十万円以下のところでは非常にむずかしいというような大体の話し合いでございまして、私も詳しいことは存じておりませんのでここでは申し上げさせていただきますが、そういう高架化等の問題につきましては、今後十分研究はさせていただきます。と思います。

それから、その節につけ加えられました消防署前の稲葉町・内部線の地下道の問題でございますが、その予算、時期等につきましては先ほど申し上げましたように、もう少し時期を待ちまして、ご相談をさせていただきたいと考えます。

次に福祉行政の問題でございますが、保育園の整備、拡充を要するものが出てまいっております。あるものは非常に老朽化しておると、またあるものはほかの建物を転用いたしましたので保育園としては不適當であるというようなものもございまして、追ってこれらにつきましては年次を定めまして、今後、逐次改築あるいは新築をいたします。希望の家等につきましてもご指摘のとおりでございます。大体四十五年をめどにいたしまして県と話し合いを進めたいと考えております。

老人のいこいの家につきましては、小西部長からご報告をさせていただきます。

中小企業対策、観光開発、農業近代化等につきましては、担当のものからご報告をさせていただきます。

東洋紡あと地の利用につきましては、谷沢公室長が研究いたしますので、谷沢からご報告をさせていただきます。

十の防災計画につきましては、消防長から報告をさせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁のなかった点につきまして答弁させていただきます。

まず第一点の子西・八王子線の開通時期でございますが、ご承知のようにこの路線、国道一号線から県道四日市、楠・鈴鹿線までは市、それ以西、日永・宮妻線までは県と、こういうふうな形になっておりますが、市のほうは今回の補正にもお願いしておりますように、本年と来年で関西線の跨線橋を完了したいと。その後あと、下へ下がりました、本年、来年、さ来年、四十五年ぐらいから三浜小学校、それから前の近鉄、それからその下の塩浜の引込み線、これに対する高架の工事にかかりたい、このように思っております。

それから県の事業でございますが、県は川島・貝家線、ちょうどあの八王子の前の県通でございますが、これまでを現在もう、日永の中ノ町を除いてほぼ工事は完了いたしております。それ以西につきましては現在、用地の買収の交渉に入りつつあるような状態でございますので、全線開通はおそらく四十七年ぐらいになるのではなからうかと、このようにわれわれは思っております。

それから、日永・八郷線でございますが、日永・八郷線の特に子西から日永・八郷線の間でございますが、これはいま新天白橋、天白川にかかる橋梁でございます。これはもうすでに上部構の発注を終わっております。来年の一月ぐらいには、工事を忙しておりますが来年の一月ぐらいには日永・宮妻までは開通するだろうと、それ以西になりますと、本議会にお願いいたしております新鹿化橋、この橋台を本年度完成し、来年度上部構をやりたいと。それから、その先へまいりますして三滝橋にいま木橋がかかっております。ちょうど野田の作業場へ入るところ、狭い木橋で

ございます。これを新しい道路の五カ年計画の中へ乗せまして公共事業として、国の補助を取りながら持っていくたいと。このようなことを考えてまいりますと、やはりこれも橋梁の問題もございまして、あと四年ないし五年はかかるだろうと、このように思います。

それから、千歳町・小生でございますが、これがいま国道一号から県道四日市・楠・鈴鹿線までは舗装をもう本年度で、もう近く完了すると思っておりますが、工事中でございます。それ以西につきましては、来年度は旧国道、現在市道でございますが、旧国道、昔の東海道でございます。これまでの間の田んぼの用地の買収費を、いま現在予算の要望中でございます。あと赤堀の町の中へ入りますので相当な家屋移転等もございまして、ここでございます。何年度に開通するということは、ちょっと申し上げかねると、こういうようなことでございますのでご了承をいただきます。

それから、六地藏・中川原でございますが、これも来年度の要望事項の中で現在、予算は要望をしております。したがって、これが国のほうで認められるならば来年度、近鉄の踏切のところまで、これまでは開通すると思っておりますが、難点は近鉄の踏切の拡幅等もございまして、それが以西、西浦の土地区画整理事業と、このような関連等もございまして、とにかく来年度予算がつけば来年度完成するだろうと、こういうふうには思っております。

それから、金場・新正でございますが、これにつきましては、本年度は第二期の市単の調査を実施中でございます。まして、来年から何とか国の公共事業のワクに乗せるように、目下県を通じて、あるいは直接国のほうへ運動を展開しております。したがって、これは道路を抜くだけでなくて土地区画整理の手法を取り入れて、都市改造的なものを取り入れてまいりますので、その時期等につきましてはわれわれはできるだけ早くこの金場・新正を千歳町・

小生までは抜きたいと、これは中央緑地等の関係もございませし、いろいろ市内交通のバイパス的な役割りもございませし、何とか抜きたいというふうにおもいますが、事業費その他からして市の単独事業ではできません。したがって、国の補助を取らなければなりませんから、その関係である程度の期間は見ていただかなければいけないだろうと。しかし、議会からも過去再三強い要望もございましたので、われわれもこれにつきましては全力をあげて取り組みたいと思っております。

それから、七十メートルの西への延長でございます。確かに計画路線は入っておりますが、この時期は未定でございます。

それから、駅西の用途地域の指定でございますが、ご承知のように西浦土地区画整理事業が現在進行中でございますので、これがある程度が見通しがございましたならば、その時期には新都市計画法も施行されてまいりますので、いろんなご意見を拜聴しながら用途地域の設定をいたしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 消防長。

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） 先ほどの消防署前の近鉄の踏切の問題と、それから防災計画についてお答えを申し上げます。

消防の場合は近鉄の踏切を地下にした場合のことだと思っております。また正式には承っておりません。したがってそういう場合にはよく土木当局と連絡を密にいたしまして、消防活動に支障のないように配慮いたしたいと、かように考えております。

に考えております。

いずれ、勾配と踏切との距離との関係であろうと思っておりますが、その辺の点も十分事務的に横の連絡をとりまして万いかならないよういたしたいと考えております。

それから、防災計画につきましてはお説のとおりでございます。訓練はスムーズにいくが実際の場合はどうだと。実際の場合にはあのとおりにはまいらないと思っております。しかしながら、ああい訓練をたびたび重ねることによりまして市民を啓もうし、また私どもが関係者が、実際に起こった場合にちょっとでも行動のしよいように、十分平素において素地をつけておくという意味において効果があるのではなからうかと存じておりますので、来年度からはできることならば毎年ああいような訓練をいたしまして、目先を変え、訓練の方法を変え、場所を変えまして効果のあるような方法でご期待に沿えるようにいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

以上であります。

○議長（伊藤泰一君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 教育行政についてお答えします。

第一の質問は、小中学校の児童生徒のワークブック、あるいはテストブック、ドリルというようなもの、そういう学習関係の補助教材、さらに音楽、体育、図工というような学用品、それがかなり家計の圧迫になっているということでありまして、それらについて教育委員会はどのような調査をしているかということでありまして、

で、教育委員会におきましてはワークブック、あるいはテストブック、ドリルというような学習関係の補助教材につきましまして、毎年学年の当初においてこれを調査をいたしております。金額といたしまして大体、小学校におきま

しては一年から六年まで三百五十円前後のように記憶いたしております。中学校になりますとかななり高くなっておるようでございまして、高いほうの例を申しますと、一つの例でございまして、一年生で千三百七十五円、二年で七百五十円、三年で七百五十円と、こういうような補助教材を使っておるようでございます。

次に、学用品につきましては、これは調査をいたしております。そこで、これについてどのように考えるかという点でございますが、教育について考えますという点、これは教育内容に関する点でございます。それぞれの学校におきまして校長なり教師が、その学校の生徒なり、あるいは地域の実態から、こういうような学習指導をしたらいいであろうという、そういう見解と判断のもとで選ばれるわけであります。いわばそれは教師の自主的な判断、それによって教育というものが自由な創造性を帯びてくるものであります。そういう点につきましては教育委員会の強かなコントロールというのは、これはできがたい分野にあると考えます。

しかしながら、父兄の負担にかかわることでございますので、そういうような補助教材の選択につきましては、学校としての方針を十分父兄に話をして、そして納得してもらおうということが大事な点であるというふうに考えております。で、そういうような指示をいたしております。

同時に、そういうような学用品というものを購入する場合、先ほどご指摘がありましたように、教師がそれに対していろいろと業者との間に関係ができることはきわめてまずいので、購入については慎重にこれを取りはからい、同時にそのような共同購入をした場合は学校の販売部のような、学校の公的な機関を通してこれを売るような、そういうような指導をいたしております。したがって、現在のところそれらについて問題を起こしているように考えていないわけでありまして、

第二の問題でございますが、教育研究所の問題でございますが、教育研究所はご承知のように現在、中部西小学校に設置しております、大体百坪ぐらいになるかと思えます。二教室と廊下を使用しておりますので、それを入れますと大体百坪前後になるのではないかと考えております。で、研究所員は、所長、係長、所員七名でありまして、ほかに事務職員が二名おります。なお、嘱託研究員というのを各学校に委嘱をいたしております、それが二十名になると、こういうふうに考えております。

授業の内容といたしましては、本市の教育行政の施策のための調査研究、それから現在義務教育学校における課題のうちの緊急な今日的な課題の研究。それから、全国教育所連盟の共通の研究の分担をするというようなこと。それからもう一つは、最も大きな比重を占めるのは教職員の研修であります。これは外部から講師を委嘱して二十数回にわたる研修会と、それから長期研究員の派遣というような、そういう仕事をしております。で、そのほかに教育相談、教科書センターというものが仕事のおもな内容であります。

そこで、お尋ねの点は、教育研究所を充実し、施設を改善していくというような意図はないかということですが、これはわれわれとして当然そういうようなことに対する希望を持っているわけであります。われわれの考えておりますことは、現在の教育研究所というのは、教育研究をするのと同時にもう一つは教職員の研修という二つの面になっておりました、それが現在の教育研究所のあり方のように思います。で、もしそうだとすれば、その施設としては、職員の室とか、あるいは書庫とか、あるいは研究室とか、あるいは教職員の実技のための研修の施設というようなもの、あるいは教科書のセンター、あるいは会議室というような、そういうようなものが必要となると考えます。そうして、立地的な条件としましては、教員が集まるのにきわめて都合のいい場所であるということ。あるいは研究とか教育相談をするというためには、やはり閑静な場所が必要であろうというふうに考えます。

そういうような原則的な立場で、教育研究所はどこに移したらいいか、どのような充実をしたらいいかということ

を今後の課題として考えておりました、現在、旧庁舎を利用するというようなことは委員会としてはまだそこまで話
は進めておりません。

三番目の社会教育のことでございますが、先ほど後藤議員からもお話がございましたように、社会教育の方向、あ
り方というものがどういうふうに持っていたらいいかということ、先ほど後藤議員もおっしゃいましたように、
文部省は社会教育審議会に諮問をいたしておりました、まことにこれは今日的な課題となっているのはご指摘のと
りであります。その原因は、都市への人口の集中によるところのいわゆる都市化現象、あるいは技術革新というよう
なこと、あるいは高等教育の普及といったような点、いわば産業経済、社会文化というようなそういう面での著しい
急速な進歩に対応するために社会教育というものに対する新しい理念をつくり上げようということであろうかとい
ふふうに考えるわけがあります。したがって、そういうような立場で考えた場合、成人教育の確立とその内容の充実と
いうようなこと。これは技術革新に伴ってふだんの学習というものが要求され、また高等学校の進学率というものが
非常に高まってきているために、社会教育そのものレベルアップということが要求されているわけがあります。

で、第二の問題は消費者教育の充実ということでありまして、現在は消費文化とか、あるいは大量消費時代とい
うようなことでありまして、きわめて消費に対するところの能力というものが重要性を帯びてまいっておりますので、
そういう点について留意するということであります。

それから第三番目は、余暇の能力の涵養と申しますか、技術革新に伴ってオートメーション化し、あるいは職場生
活におけるところの組織化の浸透とか、あるいはマスコミの普及によるところの生活様式の画一化というようなこと
で、何と申しても現在の社会情勢というのは、人間疎外とか、そういうことから人間性の回復とか、そういうような
問題が起きておりますので、人間性の回復と。豊かな趣味とか能力を伸ばしていくということが必要であろうとい

ふうにいわれておるわけでありまして。

第四番目は、市民意識の涵養というようなことでありまして、これは現代の家庭生活と職場への帰属意識というの
がきわめて強いわけがありますが、家庭と職場をつなぐところのいわゆる何と申しますか、人中におけるところのい
ろいろな問題とか、あるいは地域社会におけるところの連帯意識とか、そういうものがきわめて欠けているわけであ
りまして、そういう意味におきましてやはり市民意識とか、そういうものをつくり上げることが現代の社会教
育の課題になっているわけでありまして。

で、第五番目は青少年対策と。大体そういうような理念として五つの点が指摘されているようではありますが、それ
らは実施するうえにおきまして、後藤議員がおっしゃいますように、現代の教育というものはそのように進歩してま
いっておりますし、同時に都市化現象というようなことから、やはり社会教育センターというようなそういうセンタ
ーを設けてまして、美術の展覧会をやる場所とか、あるいは文化財とか出土品の展示の会場とか、あるいは郷土の産業
とか物産を展示するような会場とか、あるいは家庭技術の学習とか、あるいはレクリエーションの会場とか、いろん
なそういうようなものができるような総合的な社会教育のセンターが必要であることは、これは申すまでもないこと
だと思っております。

ただ、これらの点も先ほどの教育研究所と同様に義務教育学校に追われておりまして、十分な建築というようなも
のがいま手おくれになっているということは実情でございますが、将来そういうような方向に教育委員会としても持
っていくような努力を続けてまいらなければならぬかと考えております。

最後に、栃木県から四日市にまいりまして、中小企業におきまして交換の青年がまいりまして研修をいたしてい
きました。これは栃木県の教育委員会と三重県の教育委員会との提携によりまして行なわれたものでありまして、国の

助成によってこの仕事が必要とされるように伺っております。で、四日市としましてご指摘のように、商業と工業におきましてそういうような必要があるかどうかということ、これはもちろん後継者対策としてそういうような意欲を持たせて、後継者としての見識を持つというようなこと。実務の練習としましてはきわめて短い期間でありますのでとにかくそういうような意欲を持たせるといふ点において効果はあると存じますので、そういう点につきまして市として必要であるとすれば、これは教育委員会だけの単独の仕事としては成しがたいことと存じますので、産業部と十分な連絡をいたしまして、向こうのほうのあっせんとか、そういうような仕事はやってまいりたいと、そういうふうにご存じます。たいへん簡単でございますが、どうぞよろしく。

○議長（伊藤泰一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 老人のいこいの家について、簡単にお答えを申し上げます。

ご承知のように、老人のいこいの家は限られた予算で社協が運営しておりますのでありますけれども、木曜日に開かれております心配ごと相談に来られる方の例も含めまして、老人福祉の面から近く購入する予定を役員会で決定しております。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 私が担当いたしますのが六、七点ございますので、できるだけ簡明にお答え申し上げます。と思います。

最初に、求人開拓のための異外活動、その状況などを説明せよとのことでございますが、この求人開拓につきましては市といたしましても非常に大きな仕事と考えて、商工課は大きな力を注いでいるわけでございますが、この七月、八月の間は四日市市、あるいはこの三重郡、北勢の先生方、職業指導の担当の先生方をほとんど四日市市に来ていただきましていろいろご説明もし、見てもいただくと、そういうことを三重県下全般にも広げまして、ほとんど一とおり完了いたしております。六月、七月にかけて市と商工会議所、職業安定所、手分けをいたしまして全国六ブロックに分けて、それぞれ職安の訪問等を行ってまいりました。その状況を簡単に申し上げますと、どこでも共通な現象として中卒の方々が年々減少をいたしてきておる。実数で減っておるのに加えて、高校への進学率が年々高まってきておる。とともに、やはり新産都市であるとか、あるいは低開発地域の開発というような形で各地に企業の進出これはむしろ人を求めて企業が進出していくというような傾向が全国的にあらわれておりまして、したがって従来の地域と雇用との流通関係といえますか、そういったものがないか、二、三年大幅にくずれてきているのが、もう現状だと思います。またそういった傾向は、今後とも進んでいくのではないだろうか。

簡単にブロックながめてみますと、東北地方は幸いこの三年ばかりの傾向を見ましても、四日市地区に変わらぬ年々人を送ってきてきておられます。北陸方面は、ほとんど半減をしております。それから中国地方、山陽、山陰こういった方面やはり工業の進出、特に瀬戸内地帯の開発に伴いまして四日市市への人はだんだん減ってきております。四国も減少、約二分の一にこの三年ばかりで減ってきておられます。九州方面では、北九州がご存じのような形で都市化、工業化がますます進んでおりますので、北九州からの人手はほとんど期待ができなくなってまいっておりますが、熊本県、大分県、宮崎、鹿児島といった南九州、こういった方面は依然としてペースを落としながらも、来年もかなりの人を確保できる状況じゃないかと思っております。

私は、長野のほうに行ってまいりました。大体同じような状況でございますが、やはり古い歴史的にこの四日市とのつながりが深く、四日市に対する認識、理解も高いわけでございまして、公害等の問題につきましても常々見ていただいている。また人が縁づいておもらった関係上か、それほど四日市の公害をおそれている空気はなかったのでございます。しかし最近、長野、特に岡谷、諏訪方面に電子工業、あるいは機械工業、工学機械、中には食料品加工業まで続々企業が進出したしております。従来の供出県から完全な輸入県というふうな傾向の中で、長野国の姿がなくなってまいります。したがって、先ほどもご指摘のとおり、中卒高卒等そういった傾向の中で、やはり中高年齢層の開拓というようなことを企業の方々にも理解をしてもらわなければならない情勢だと思っております。

次に、小口金融の問題、五十万円を百万円にワクを広げるということでございますが、すでに市長もお答え申し上げましたように、ことしの初めごろから県、あるいは保証協会と再三話し合いをしてまいりました。一昨日もそういった会合を持っておるんでございますが、四日市を除く他市の状況が五十万円のワクでもって、ワク一ばいに使われておると。これをさらに百万円までアップして利用をふやすということについては、たえられない県並びに他市の状況もございしますので、四日市として確かに五十万円をこえる需要が相当あるということは十分に月々の状況から推察できますが、一件あたりのワクを広げるということについてはもう少し、保証の問題等についていろいろ技術的な問題もあろうかと思っておりますので、今後の検討をさせていただきますと思います。

それから、商業調査の答申、これは四十二年度で行ないましたもので、すでに三月ごろに答申はいただいております。それでございますが、その後先生方再三筆を入れられることが続いております。先ほど報告書が一応完成いたしております。都合が合わずにおくれておりましたが、この二十四日の日に、議員全員をはじめ関係の方々にお集りいただいて、四先生方からご報告をいただくことにいたしております。私どももそういった報告をさらに詳細に聞きま

したうえで、市としての対策も考えていきたいと思っております。

それから、宮妻の観光開発に関連した養鱒の問題でございますが、本年夏をめどにいたしまして数件ばかり養鱒の希望が出てまいりました。たんでございますが、国定公園に七月になりました、つい一昨日新しい協会の設立総会がございました。来月には記念式典もございしますが、そういった新しい時点に立って、滋賀県、三重県との関連等もございまして、そういった中で宮妻の開発をいかに持っていくか、そういった中で養鱒をどういうふうな処理していくかというようなことを考えてみたいということで、ことしの夏は保留にいたしております。磯津の転業者との関連性などもいまだご指摘ございましたが、そのような検討はいまだしておりません。

それから、農業の近代化についてのご指摘でございますが、今日の農業の実態、あるいは他産業との関係等から見て、やはり農業の近代化、生産性の向上ということは当然の要求でございます。戦後のいわゆる農業の民主化、その後には続きました農業の増産活動、農業基本法ができてからの近代化、構造改革、そういった関連の中でこの昭和四十年代、四日市の農業も大きく近代化の道を整えなければいけないんじゃないかということで、目下担当のほうといろいろと検討を進めております。それには当然、基盤の整備というものが必要になってくるわけでございまして、これも鋭意努力をいたしております。その中で、農業研究指導所が、そういった新しい農業の方向についての援護指導といたしますか、そういったものを指導所でやるような考え方をしないかというご指摘でございますが、設立当初から現在も、個別の作物についての技術指導ということに重点を置いております。今後ともこういった態勢でいくつもりをいたしております。営農指導、そういったことは農林課のほうで、県の改良復旧事務所、農政事務所その他との連携のもとに考えていきたいと思っております。コンバイン等を指導所に備えると、そして貸し出すということについてもご指摘ございましたが、現在トラクターを持っておる。あるいは耕地課で小型ダンプを持って農業者の利用

に供しているわけですが、これらを当面大きく広げるという考え方は、まだいたしておりません。そういった必要性は、近代化の中で当然必要とは考えますが、農業協同組合等でやるべきことのように考えておきまして、そういった方向で関係機関とも十分に協議を今後進めていきたい、こう思っております。以上。

○議長（伊藤泰一君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 東洋紡あと地の土地利用についてお答えをいたします。

たびたびの議会でご質問もあり、市長もご答弁されておりますように、この土地利用につきましては第二コンビナートと市街地との遮断的な利用というのが一つの考え方に立ちまして、都市開発基金等の活用を鋭意努力してみただけでございますが、この点についてはその資金のワク、あるいは適用の範囲等についていろいろ問題もあり、最近では建設省としてもそういう先行的な土地利用のための基金として、中央開発基金制度等が鋭意研究されておりますがこれらの手法等も今後とも考えて、この土地利用についての一つの考え方を打ち出してみたいと思います。

また、一つには、東洋紡から無償で借地して児童の遊園地等にできるような企業の協力をお願いすることも考えまして、現地工場との一部折衝を進めておりますが、いずれにしてもこの問題は、現地工場のみならず本社との関係もございまして、市長の本社の社長との折衝をお願いしておいたわけですが、社長外遊のため、今日まで具体的な交渉は進んでおりませんが、近く、社長も帰られましたので社長と市長との交渉等の段階もあるかと思えます。そういうように、今後ともこの問題についてはよく東洋紡との協議を進めて、ご協力をお願いしてまいりたいと思えます。

また、現在は三重県の外材輸出組合が、この土地約二万坪のうちの四分の一に、五千坪程度に一年間の条件で借地をいたしておりますが、この外材の防虫その他のことも考えまして、現在会社といたしましては原木を排除して、製

材という条件で貸し与えておるようでございますが、当然、毒蛾事件等もあったことであり、この点については私も万遺漏なきことを会社にお願しておるわけでございます。

以上、簡単ですが、終わります。

○議長（伊藤泰一君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 五分残っておりますので、その時間を利用いたしまして、再質問をやめまして要望をしたいと思っております。

第一点の市財政の見通しについては、人件費及び関連人件費の伸び額と、市税収の伸び高との比率がアンバランスのような気がいたします。したがって、今後の見通しが税務調査によりますとそのような感じをいたしますので、今後は物価の安定がされていることもありましようし、また、不慮の災害等を考えていかなきゃなりませんし、そういった面で、健全な市財政をおたていただくように、また市税の伸びについても格段のご配慮をわずらわしたく行政水準が下がらないようにお願いを申し上げたいということでございます。

次に、第二点につきましては土木部長からお答えをちょうだいいたしました。新道と稲葉町・内部線の問題については省略をしておりますが、私的に伺いは後ほどすることにいたします。その他、駐車場の問題につきましても、私から申し上げるように、市長もご指摘をちょうだいしましたが、現在の建物に対する駐車場の問題が困っておりますので、そういう面を十分ご配慮をいただきまして、先ほども申し上げたように阿瀬知川の、国道一号線まで近鉄の踏切から国道一号線までが約三百メートルでございまして、大体八メートル幅で、工事が一メートル当たり十万円だというふうに承ります。したがって、二メートルから三メートルあればいけますので、百台から百二、三

十台は大体あそこへ駐車ができるのじゃないかと。そして、通勤人に乗せる方の駐車が駅前はかなりありますので、西浦のどぶにふたをしていただきますと、これまた道路幅五メートルでございますが、若干安くなります。そういうことになりますと、表へとめられるのが裏にとめられていて、表があいてくるのではないかとというような考え方もいたしますし、また、諏訪公園の三千五百坪の半地下の問題がやや問題があるように承りますが、オカダヤが今度建築をいたしますのについてかなり攻め込みまして、三千万の金がオカダヤが寄付するといっているわけです。そういう面から、交差等もつくられるような方法で研究されることを要望申し上げたいと思います。

その他道路については、部長のご発言をちょうどいした線よりは少しでも早くなるように、われわれとしては交通対策面においても配慮をわすらわれないと考えます。

また、消防署前の地下道について消防長にお伺いしましたのは、前の警察署長でもありますし、また現在、非常の場合に困られた事態があるのかないのかということをお伺いした次第でございますが、これも後刻またお伺いをすることにし、消防長のほうからでも地下道の建設を取りあえず急がなければならないという現実が出るならば、この辺もあわせながら市長のほうでお考えをわすらわれないと考える次第でございます。

次に教育行政の問題でございますが、教育長からいろいろご説明をちょうだいいたしまして、補助教材の問題は先ほどの教育長のご答弁のとおりであります。現在は父兄の負担になっていることはどうしても否定できないわけでございます。

そこで、これらの負担ができない家庭も児童のことも十分お考えをいただきまして、校長会等を通じましていろいろとご相談をいただき、むだとは申しませんが、できるだけ親身のある方法でご指導を賜わりたいと思う次第でございます。

次に公民館の活動の問題に関連でございますが、公民館のない地区等においては、ほとんどが小中学校を対象として使わしていただいております。そしていろんな活動が展開されておりますが、これが宿直員がいらないような方向に教育委員会の態度はなっておりますので、この地区については非常に悲しい姿ではないかとこのことでございます。したがって、こういう面についても、公民館活動の面でぜひご配慮をわすらわれないとともに、今度新庁舎ができましたら、その庁舎の中で図書館も含めた姿における、サークル活動もできるいわゆる社会教育センターというようなものの実現をぜひお願いを申し上げるべく要望をいたしましたしとどめたいと思います。

次に福祉行政の面でございますけれども、簡単に要を得て厚生部長のご答弁を賜ったばかりでございますが、この件につきましては非常に熱心な部長でございますので、そのなり行きについて私どもは期待をいたす次第でございます。

次に、中小企業対策の問題につきましても、いろいろの問題がございますが、市長の、豊田議員の質問にお答えになった中で、託児所等の設備についても十分対策をとるのではないかとというようなお考えの意に私どもは感じ取りましたので、そういう面でも十分にご配慮をいただきたい。これは担当は当然、厚生部長のほうにならうかと思っておりますが幸い前商工課長でありました小西部長でございますので、その辺につきましては両面でおわかりをいただけるものと思っております。

なお、小口金融問題については、先ほどお願い申し上げましたように県との関係で、できない場合は市独自でいわゆる上積み分五十万については研究をされるようお願いを申し上げたいと思っております。

なお、七番の観光開発と関連でございますが、市有林の払い下げと、その利用開発についての説明はやや足りないものがございしますが、十分ご研究をいただきまして、せっかく水沢が持ってきた財産をそのままほっとかないで、ひ

とつ活用を願うようなご配慮もわずらわしいというふうに考えます

八番の農業の近代化につきましては、質問の趣旨を十分ご了解をいただきまして、農政技術の向上に最善の努力を願いますように、お願いを申し上げます。

九番の東洋紡あとのあと土地利用については、橋北地区としては唯一の空地のことでもありますし、公室長のお話では、先方の社長が出ていっておらなかったから、日本中で話ができなかったと、したがって、いま帰られたようだから日本中で話をさせていただくというようないい答弁でございますので、それを期待をいたします。いわば、いい回答がありますようにお待ちを申し上げたいということでございます。

次に、防災計画につきましては地上作戦のみで行なっていく防災計画よりは、むしろあるときには空よりの作戦も必要ではなからうかというような点も考えて、消防長の熱意におまかせをして、われわれは災害の場合における災害は、非常の場合における災害をできるだけ少なくおとめいただくことをお願いを申し上げます。

たいへん時間が迫ってまいりまして、予定時間二、三分の経過でございますので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） この際、本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時十五分休憩

午後五時三十二分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党の吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 私は、公明党を代表いたしまして通告の順に従って質問させていただきます。最後でありますので、多少重複する点もあろうかと思いますが、簡単に要点のみを質問していきたいと思っておりますので、明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

第一問、都市計画について。

第一点、下水道の問題であります。下水道についてはきのう話がありましたので省きますが、ただ二つだけお聞きします。急速に発展している四日市は下水道が非常におくれております。特に橋北方面は第二期で一部行なわれるようですが、あとに残る第二期はいつ始まっていつ終わるのかお答えをお願いいたします。また、これからできます住宅団地は公営の下水道が完備されたうえで住宅が建てられることと思っておりますが、この二点をお伺いいたします。

第二点、児童公園であります。四日市は近代工業都市の著しい化学工場の発展に伴い、公害で非常に脅かされております。このような点からも考えて、樹木を植えた緑のかおる児童公園を増設すべきであり、また一方、児童における交通事故の半数以上は路上遊技によるものであります。

こうした交通事故を防止し、児童の安全確保、あるいは環境設備のうえから考え合わせて、少なくとも町内一カ所の児童公園が必要であると考えますが、この点市当局の考えをお伺いいたします。

第三点、道路増設についてであります。采女町の通学道路、これは四メートル幅であります。最近自動車の増設によって道路はでこぼこであり、非常に危険な状態であります。もし事故でも起こったらいへんだというところで地元より見るに見かねて土地を無償で提供しますから、もう少し西のほうに早急にぜひ通学路をつくってもらいたい

という要望があります。この点についてお答えをお願いします。

第二問、道路行政について。

第一点、交通公園についてであります。交通地獄はまた反面において交通事故の激増となっております。特に四日市は一号線もあり、名四国道もあり、事故の多い市でもあります。東京においては交通公園が非常に好評を呼んでおります。児童に正しい交通法規を教え、あるいは安全を守る上からも遊びながら安全を身で覚える交通公園をつくってはどうかと提案するものであります。市長の考えをお伺いいたします。

第二点、むちうち症対策についてであります。公明党として市長にむちうち症対策の要望書を提出いたしました。その後の市長の考えをお伺いします。

第三点、歩道橋及び防犯灯についてであります。まず歩道橋についてお伺いします。西橋北小学校の東側のところへ歩道橋をつけていただきたいという市民の声があります。この点についてはどのように考え、どのようにしてくのかお伺いいたします。また、昭和石油の新しくできた道路のところにも歩道橋をつけてくれという声もあります。この点についてもよろしくお伺いいたします。

次に、防犯灯であります。旧市内はある程度設備されておりますが、少し僻地になると暗いところが多いのであります。僻地対策としてどのようにお考えか。特に采女の名倉あたりは夜にもなればまっ暗であります。この点の考えをお伺いいたします。

第四点、中央遮断緑地の交通対策についてであります。体育館が使用されるようになれば当然、バスで来る人、また歩行してくる人等々が考えられます。体育館に行く場合はバスからおりてもよいとしても、帰りにはバスに乗る場合、一号線を横断しなければなりません。その場合、一号線の現在の交通量から考えても現在では危険であります。

そこで、地下道または歩道橋が早急に必要になってくると考えるわけですが、市当局のお考えをお伺いいたします。

第三問、広域行政について。

第一点、三重郡合併問題についてであります。中部圏の発展のうえからも、港湾施設から見ても、楠町、菰野町、川越町を四日市に合併することが急務になってきている現状であります。市長はこの問題については積極的に取り組んでいると思いますが、その進展状況をお聞かせ願いたいと思います。また、四日市においてはこの問題は前向きで積極的に、三町代表と市長と話し合っていくべきであると考えます。

第四問、教育行政についてであります。

第一点の高校入学準備、準備は誤りでありまして奨学金と訂正いたします。の啓蒙及び活用についてであります。次代をになうのは青年であります。青年は国の宝であります。高校へ行くのに生活が苦しいために進学を断念しているものがありますが、この点の入学奨学金に対してどのように啓蒙しておられるのか、またただの人々が活用されているのかお伺いいたします。

第五問、公害問題についてであります。公明党の大島議員からいつも話されておりますが、納得のいかない市長の答弁ばかりであるところから、もう一度質問していきたくと思います。

公害患者に対する生活の補償の問題であります。働きたくても公害でからだに衰弱して働けない。いつまた発作が起こるか分からない。そういう危険に脅かされておる人たちは当然、市として公害に対する生活の補償は考えるべきであると思えます。この点について市長はどうお考えなのかお聞きします。

また、先日厚生大臣が視察したのでありますが、その視察されたときの結果と成果はどうなっておるのか、お聞か

せ願いたいと思います。

第六問、社会福祉施設についてお伺いします。

先ほども、希望の家についてはお話がありました。もう一度話していきたくと思います。希望の家は昭和五年に建てられ、三十八年を経ており全く老朽化しておるのが現状であります。雨漏りもするし、運動場は狭いため窓ガラスは三十枚も破れております。設備にしても近代化されていない現状であります。私立の施設ならともかく四日市市公立の施設であるにもかかわらず放置されているとは、これは考えられないことでもあります。私はむしろ、恵まれない子供さんが入るところであれば、われわれの家庭より以上の施設が必要であり、環境あるいは雰囲気が必要であると思うのであります。ところが、子供さんの勉強部屋一つなく、事務所らしい事務所もなく、物置き一つないこのようなことでは、りっぱな育成も行なわれないしりっぱな青年にも育たないのじゃないでしょうか。

聞くところによりますと、子供を施設にあずける場合、施設を見ると建物が見ると建物が必要でないからやだという声が多々聞かされております。育ち盛りの子供たちがのびのびと遊び、のびのびと勉強できる設備が必要であると思います。公害もひどく環境も悪い、庭のような運動場ではどうしようもありません。このような施設では、施設の意味がなさな

いと思います。

また、乳児院も乳児は小さいために気管支が弱いと、そのうえ公害により普通の乳児より弱く、関係の医者もカルテの上からはっきりとそのことを指摘しております。医者はこのようなところにおらしてはいけないといっておるすうであります。この乳児院とともに総合的な福祉センターを泊山の丘陵地帯につくるべきであると私は思います。

また、希望の家の職員が不足のため、週二回も宿直をしております。このようなことでは、子供たちにも一つの育成もまためんどうも見られないと思います。早急に増員をすべきであると。この点と、さらに学力の低い子供さんが

多いともいわれております。たとえば中学一年生の場合、施設の子供さんは十二名おります。百八十四人中成績は十六番、六十八番二名であり、あと十名が百五十六番以下の状態であります。特にこういった面を考え合わせても、学習指導の専門の男子を当然必要であると考えます。この点もよろしく市長のお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

都市計画に関連いたしました下水道の問題でございますが、昨日もご説明申し上げましたように四十二年から始まりますところの第二次五カ年計画が四十六年で終了いたします。したがって、海蔵以北の橋北の北部、羽津、富田、富洲原につきましては四十七年以降になるのではないかと考えますが、予算を認めていただいておりますところの北部の下水道調査費が計上されておりますので、ただいま北部のマスタープラン等歩調を合わせていただいておりますが、原稿ができておる段階でございます。追って北部の下水道の点につきましては、この調査に基づきまして十分検討させていただきます。

今後できますところの住宅団地等につきましては、これも昨日申し上げましたように、公共下水道で完全に処理をするように措置をいたします。

児童公園の小公園でございますが、ご承知とは思いますが、現在小公園と申しますものは、市内に二十七カ所、一万九千坪ございます。また児童遊園地は民間のものも含めまして九十五カ所、三万五千坪ございますが、樹木も少ないし十分なものではございませんので、今後でき得る限り樹木を植えて、小公園、あるいは児童公園がふえるようにいたしたいと思います。

この遊園地につきましては、神戸市等におきましては民間の有閑地、住宅が建てられずに遊んでおるような土地をちび、この公園として積極的に借用をして、児童遊具をおいて、児童公園として利用しておる例がございますので、当市におきましても、こういうよい例がございますのででき得ましたならば、神戸市等の例を参考にさせていただきますと考えております。

道路増設の問題でございますが、私ちょっとよく聞かれなかったんでございますけれども、采女町に通学道路を寄付したいというお話だそうでございますが、そういう点につきましては土木部で十分検討させていただきます。

交通公園の問題でございますが、かねて南警察署におきましても交通公園を設置したいお話がございました、目下場所を検討中でございますので、それらの点につきましても十分市では協力をさせていただきたいと思っております。

むちうち症対策でございますが、最近非常にむちうち症がふえておりますので、市立病院等におきましてもセンターを置くというようなことはとてもむずかしいとは思いますが、市立病院の院長も出席しておりますことでございますし、ご希望がございましたら院長からご答弁させていただきたいと思っておりますが、市立病院でも十分むちうち症の対策が講じられるように、前回にもご答弁させていただいたとおりでございます。

歩道橋の問題は、西橋北小学校の北側と稲葉町・内部線と名四国道の交差点のところに設置するようにいま準備をいたしておるわけでございます。昭和石油のところ、どこか私ちょっとよくわからないんでございますが、ただいま市のほうで計画しておるのは西橋北小学校の北側と、稲葉町・内部線の名四国道の交差点のところでございます。

防犯灯等につきましては、公園等におきます、小公園等におきましては市のほうで考えさせていただいておりますが、街路灯はもちろん防犯上から、あるいは交通安全の上からも必要だとは思いますが、何ぶん数の多いことでございますので、重要度に応じて考えさせていただくつもりでおります。

中央遮断緑地の国道一号线からの進入路につきましては、われわれも非常に悩まされていろいろ検討しておる最中でございますが、入口はいまより広く拡幅をさせていただくつもりでおります。歩道橋等につきましては、今後の情勢を見まして十分検討させていただきます。

三重郡の合併問題でございますが、最近津市が三十万都市を目ざしまして周辺の町村との合併問題がいろいろ世話をにぎわしておりますが、当市といたしましては菰野町と合併してはどうかということ、内々話がされておるわけでございますが、まだここで申し上げるような段階には立ち至っておりません。今後とも積極的にそういう機会には取り組みたいと考えております。

教育行政につきましては、教育長からご報告をさせていただきます。公害問題でございますが、公害患者の生活補償につきましては、従来からお答え申し上げておるとおりでございます。公害と申しましても今後は農業公害から交通公害、あるいはいろんな公害という問題が出てくるわけでございまして、この公害の原因が産業公害に限らない広い面に及んでくる将来ということを考えた場合におきましても、公害患者の生活補償を一地方自治体で見るということにつきましては、私は無理があるのではないかと考えておる次第でございます。これらの点につきまして、生活に困られるという方につきましては生活保護法の積極的な活用をできるような面で協力をいたしたいと思えます。

この前、園田厚生大臣が四日市市に来四がありましたが、その視察の成果と結果についてでございますが、新聞で報道されておりますようなことでございまして、協議会設置の構想が実を結びかけております。県からいろいろの協議会の参加の委員の構成メンバー等を四日市市に打診をしてきておる段階でございます。

社会福祉の問題でございますが、希望の家が老朽化しておる点につきましてはご指摘のとおりでございます。

の移転の問題が話題になっておるわけでございますが、これは市単独ではまいらぬことでございまして、やはり広域行政的な措置が必要なわけで、県が措置権があるわけでございますので、四十五年をめどにいたしまして県と話し合いを進めたいと考えておるわけでございます。場所等につきましても、現在のような場所でなしに泊山等の周辺地域がよいのではないかと考えておるわけでございます。

先生が必要だというようなお話でございしますが、これらの点につきましても今後十分検討させていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 奨学制度についてお答え申し上げます。

現在、高校の生徒のための奨学資金制度は大日本育英会というのがございまして、そこで一つの奨学生を扱っております。で、本市の場合は四日市の奨学生の制度がございまして、四日市の場合を申し上げますと、高校生につきましては本年度二十七名希望者がございました。学校数につきましては十校でございまして、決定をいたしましたのは二十三名決定をいたしております。なお、ロータリークラブで二名奨学生を採用いたしておりますので、それを加えますというと二十五名の採用者になっておまして、この選に漏れたのはわずか二名というようないうことになっております。

現在までのところ、高校は三年までございまして、高校生総体で八十五名おります。四日市の場合は大学まで含まれておりますので、つけ加えて申しますというと大学は四十三年度の申し込みは十一名で、決定いたしましたのは七名ということになります。

したがって、希望者の総数が大学、高校を合わせまして三十八名、そして決定者は三十名と、こういうことになり

ます。

なお、貸与は大学生につきましては月額三千元でございまして、高校生は月額貸与が千円、そして給与が五百円とこういうことになっております。で、昭和四十三年度の奨学資金の予算額は二百四十九万三千、こういうことに相なっております。

そこで、周知とか活用という、啓もうとか活用というようなことでございますが、この方法といたしましては四日市の広報でこの奨学生の募集も告示をいたしておりますし、それからなお選抜の委員の中で、中学校長の代表なりあるいは教員の代表が入っております、校長会を通じてもそういうことの内容を差し上げておりますので、これらにつきましましては十分徹底しているものだと考えております。

ただ、十五校ございます中で十校だけ申し込みなかったもので、それらについて調査をいたしております結果は、選考に当たりまして、本市の市民であるということ、それから身体が強健であるということ、それから学業が優秀で素行がいいという、そういうような三つの条件がございまして、それに当てはまらないものがあるということで申し込みなかったというようなこと。それからもう一つは、先ほど申しました育英会のほうの奨学資金を受けるとか、あるいは、同和地区のために特別に奨学生を県で設けておりますので、そういうようなのでこのほうへ申し込んでいると、こういうようなことで五校の申し込みなかったのはそういうような理由でございまして、十分に周知されているつもりでございます。簡単にございますが――。

○議長（伊藤泰一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） ただいまの市長説明のうちの福祉の問題につきましまして、補足をさせていただきます。

職員数が少ないので週二回宿直をしているというご指摘がございましたが、この職員数につきましては児童福祉法の設置基準の最低基準で示されておりますので、簡単にご説明申し上げますと、保母と指導員は九人におおむね一人ということになっております。ご案内のように、希望の家につきましては平均大体五十四、五名でございますので、それから計算いたしますと決して少ないわけじゃございません。その点、ご了承を願いたいと思っております。

それから、ガラスが三十枚割れておるといのでえらい恐縮しておるのでございますが、そういうことがございましたらあしたでもさっそく直さします。こういうことのないように十分注意はしておりますが、あるとすれば、こういう恵まれてない子供でございますので十分に配慮をしたい、この点あわせてご報告を申し上げます。（「それほど真相はひどいということを表示しておるのやぞ」「公有地取られたらかなわぬ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 病院長。

〔市立四日市病院長（久野馨君）登壇〕

○市立四日市病院長（久野馨君） むちうち症の件につきまして、病院といたしましては現在、むちうち症のセンターあるいは相談所を設けるような計画は持っておりませんが、治療につきましては整形外科におきまして十分いたしておると思えます。将来また必要であれば、そういうものも機関も設けたいと思えます。

余分ですが、道交法が改正になりまして、明年度よりバンドをつけたり、あるいは枕をつけることが強制的に実施されるようになっておると思えます。で、こういうふうな原因のはっきりした病気というものは原因を除くようにすべてが努力していかなくちゃならないと思えます。そういう意味におきまして、会合を多くお持ちの方々には若い人の教育とか、いわゆる車間距離を十分に持てばいいはずなんですから、スピードの出し過ぎなどをしないようにひとつ教育と申しますか、指導をしていただけたら非常にけっこうじゃないかと思えます。（「議会に説教するな」と呼ぶ

者あり、笑声）

○議長（伊藤泰一君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 最初の厚生部長のお話であります。ガラスは三十枚割れてないとかいって見えましたけれども、現実には割れてるわけです。よろしく願います。

それと、先ほど増員の問題であります。特にあいうところがありますので、子供さんも二歳からいらっしやるわけです。そういった乳児または幼児の関係の夜尿症とかそういった仕事もやはり多くあるわけです。たとえば、中学生なら中学生ばかりよっておればそれに八名なら八名に一名とか、九名に一名とかそれでけっこうであると思えますが、ところが五十一名の中には、小学生が十二名いたり幼児が十数名いたりしているわけです。そういった現実の状況を考えて、特に夜勤をしたりしなければならぬ現状でありますので、増員は特によく考えていただきたい、このように思います。

もう一つお願いしたいことは、学力の低い子供さんの問題でありますけれども、こういう子供さんのためにもですね、ぜひ必要であると私は考えます。

それから、病院の院長の話であります。先ほど答えていただいたのは起こる前の話でありまして、私の質問しておるのは起こったからの話でありますので、そういった点をもう一度お願いいたします。（笑声）

○議長（伊藤泰一君） 病院長。

〔市立四日市病院長（久野馨君）登壇〕

○市立四日市病院長（久野馨君） むちうち症は非常に直りにくい、あるいは判定しにくいものです。整形外科で写

真をずいぶんとりましてもなかなか判定ができないのです。で、トラブルが起こってもこれを判定するということが非常に困難な病氣です。そして、かがってしまえばやはり治療を受けるよりしょうがないんですが、かからないように、原因がはっきりしているんだつたらそれを防ぐようにしていくのが道交法でありますし、みんなでそういう不幸な患者をつくらないようにしていくのも大事なことじゃないかと思えます。

医者の仕事というのは、治療をするばかりでなくて、予防することも一応は考えていかなくちやならないと思えますから、そういう意味におきまして皆さんにこの機会にお願いして、そういう不幸な人を出さないようにいたしたいと思うわけですが、ご了承願えますでしょうか。（「了承、了承」と呼ぶ者あり、笑声）

○議長（伊藤泰一君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろ院長先生に申し上げましたけれども、特にむちうち症とは、現在の交通地獄の最も問題になっている病状でありますので、特によく検討していただきましてそういった施設を設けていただきたい、このように要望して終わらせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

暫時、休憩いたします。

午後六時十分休憩

午後六時四十六分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 二、議案第七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二十五、議案第九十三号市道路線の一部廃止について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二、議案第七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十五、議案第九十三号市道路線の一部廃止についての二十四議案を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 八十四号の交通共済についてであります。

われわれは早くから、この交通共済については要望をしておりましたし、議会側にもこのことについておはかりをいただいております。考えられる範囲では、大綱としては非常にいい案ができたようであります。二、三の市民の集会へ行きますと、二言目には交通共済の質問が出ます。婦人会の席上でも出るところを見ますと、相当発表されて以来市民の間に興味と関心と呼んでおるのであります。九鬼市政の善政の一つになろうかと思うわけであり、その後いろいろ市民の席上でもお話が出たのであります。私どもも最近気がついてきて申しわけないんでありますけれども、県も実施をするといっておりますが、そのときに共済制度ではなくて、無拠出で見舞金制度で考えられないかと。それは県に対しては市町村が拠出をすると、負担をするということを考えてみてはどうだろう。最も大きな理由の一つとしては、後藤議員からのご心配をいただくまでもなく、私もその出身でありますから人件費の問題については真剣に考えておるのであります。十二市だけでもおそらくこの拠出制でやりますと、二十人から三十人

ぐらいの職員が必要であろうかと思えます。これは実にばく大な経費になるのでありますが、幸い県が実施する
っておられますから、その件に対していま私が申し上げたような見舞金制度で実施をするというようなことで交渉に
なるようなお考えはないかどうかということです。

私どもは一日も早くこれが実施されることを望んでおるのでありますけれども、一度発足してしまいますとそれは
簡単に変わるわけにいきませんし、先ほども申しましたように私どももあとから気がついたわけでありますが、ある
いはまた市民の間でも両者を説明すると、何としても見舞金制度がいいと。保険制度というものがまだ日本の市民の
間には普及してないので、浸透してないので、どうもバクチ性のように投機的に考えられるのでありまして、素朴な
市民感情からいうと、掛けたものも掛けないものも何とかそういう事故のときには、見舞金ということで全員がもら
うようにしたいと、こういう気持ちがあるわけでありまして。

いろいろ理由はございますが、そういうことでもう一度お考えを願えないかということをお聞きしたいと思います。
さらにもう一点、七十二号の補正予算の中で、これは豊田議員の質問に対してのお答えがどうも明確でなかったの
で、お聞きいたしたいんであります。母子寮の問題について住宅政策でもって解決すべきであるというふうに考え
ておるのであります。小家族向きの住宅をつくるのかどうか、それをお聞きしておかないと委員会での審議ができ
ませんので、この際明確にお答えをいただきたい。

雇用対策のために四日市市のいいとこばかりうつして見せるという紹介の映画も必要ではありましようけれども、
ほんとうは住みよい四日市をつくるということが大事なのではないか。そのためには住宅政策が大事だ。独身でおる
アパートから二人の新婚世帯から、そういうふうな住宅の、一貫した住宅の政策があるということが、雇用対策上に
もたいへん重要な問題になってくると思えますし、いろいろな面から見ましてこの住宅政策は、小家族向きの住宅と

いうことは必要かと思うわけでありまして、それをお聞きいたしたい。

まして、母子寮などというような時代おくれなものに補助金を出されるわけでありまして、時代おくれと申します
のは、最近では母子アパートというかっこうに進んでおるわけでありまして、重要な審議になりますので、その向き
をお答えをいただきたい。

もう一点、補助金でありますけれども、補助金につきましては、われわれは納税者の代表として責任持って審議を
いたすについて、補助金の出し方がまずいことによって行政効果を十分発揮できない例がたくさんございました。メ
リノールの問題だとか、カリタス会の聖母の家の問題とかいろいろございしましたが、たいへんささいなことではあり
ますけれども、市長の耳に入れておいたほうがいいと思えますのでお聞きするのですが、私立保育園で土曜日給食を
してない保育園があるが、ご存じですか。これはきつく、口ぎたなくいえば、詐欺、横領に思うのです。そこ
までいうのは極端だと思えますけれども、そういうよくない施設に対して補助金が組まれておりますが、その辺につ
いて担当のほうではそういう保育園が適当と思うかどうか、それをお聞きしたい。以上。

○議長（伊藤泰一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） お答えいたします。

災害共済制度につきましては、ただいまご発言のありましたように、見舞金制度を採るということも確かに一つの
形式であろうと考えるのでございます。

ただ、市としましてここまで準備してきましたかどうかと、県のほうでもそうした制度を採るといふよう
な発表がございまして、われわれの知る限りでは市の制度と大同小異の形であろうと聞いておるんでございますが、

こうした場合、訓覇議員のご意見のように、かりにこちらが提案しましたとしても、県がそのような形で同調してくるか、また市町村がこれに同調するかということもきわめて問題であろうと思いますし、そうした制度を採りました場合には、かりに採るといたしましたが、私はこれは県が二分の一、それから市町村が二分の一と、こういった負担区分の程度でなければおそらく市町村の納得を得るのはむずかしいんじゃないかというような考えがしております。また県も早くても来年の一月発足というように聞こえておられますので、市といたしましては長い間の提案でもございますので、ひとまず現在の形で発足させていただきまして、周囲の状況をよく検討したうえで、どうしたらよいかというようなことはあらためて検討すべきじゃないかと、このように思います。

それから、母子寮の補助金のことでございますが、住宅政策としての取り上げ方、これにつきましては、小家族向きの公営住宅というのは従来からつくっておりましたし、今後もこれはつくっていくような考えでおります。ご指摘のありましたように、過去において必ずしも適当でない補助金の出し方といったようなものもあつたんですが、このたびの母子寮、まあ寮ということばがお気に召さぬようでございますが、これは母子アパートでもけっこうやと思いますが、母子寮につきましては、市のほうから理事もあらためて参画させて、ある程度公的な指導の行なわれるように配慮していきたいと思えます。

私立の高等学校のように、公の支配というものが非常に及びにくい状態ではなくて、市の意図するところ、あるいは指導しようとするところ、こういったものがかなり徹底するような形に、こちらの中へ理事というような形で入り込んでいったらどうかと、このように考えております。

土曜日に給食しない保育園があると、これは募開で私もまだ聞いておりませんが、十分調査いたしましたして、警告なり指導なりを行ないまして、趣旨にそむかないようにしたいと、このように思います。（「了承」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 今回の七億八千万円の補正予算の各款について、世論に基づいてひとつ質問をしたかっただんでございますが、だいぶん時間も回っておるので、サンプルとして一つ取り上げましてそれに基づいて質問いたしますから担当の部長、市長ひとつお答えを願いたい。他の関係の方には触れませんが、それに準ずることがあつたらひとつぜひご考慮願いたいのでございます。

そこで、七億八千万円の予算中一番たくさん出ていますのが土木費でございますので、土木を例にとつてあげますから、その点ひとつあしからずご了承願いたいと思えます。

土木費が約三億円出るのでございます。このうち、昨日来市民サービスの問題を盛んに取り上げられました。市民サービスに徹する項目はどこかと調べてみたのでございますが、第二項の道路橋梁費中の第二目、道路維持費の中に市道維持修繕工事請負費というのがございますが、ここが一番市民の大多数の方に関係の深い予算でございます。今回の補正予算に六百万計上されております。たいへんけっこうでございます。

ちょっと、当初予算ここを見ますと一千万円、計千六百万円でございます。これは昨年度、四十二年度の予算にあてはめてみますと、四十二年度の当初予算でこの道路維持修繕の市内一円が九百五十万、九月の補正で七百万、計千六百五十万と、こうなつたのであります。担当の部長、これで市民の要望におこたえなさる自信があつたのかどうかおそれくもつと請求はされたのであるけれども、どうかで削られたんではないかということをおこたえを私は心配するものでございます。

今日の市の財政状態がそう逼迫してないことは、理事者もこたえておるところでございます。特に人件費、資財の

値上がりを私、しろうと並みにみなして一割、一〇%上昇しておるとみますると、昨年度に比べてどれくらいの金額を補正するのが望ましいのかということがわかります。したがって、事業量はだんだん低下していくというところを担当の部長、並びに課長、予算を査定なさる財務当局、市長もこの件についてどういうようにお考えになっておるか。今後どうやろうかというお考えがあるならば、お答えを願いたい。

その次、同じ項でございます。第三目の道路新設改良費のうち道路舗装費でございます。これも昨日来問題になっておりますが、数字的に申し上げます。今回の補正予算に一千万円計上されて、たいへんやっております。で私は当初予算は、建設におりましたときこのときに当初予算が八千万円、計九千万円になっております。昨年は当初予算が七千万円、九月の補正予算、ちょっとこう端たが出ておるので私内容的に言いかねますが、二百十九万円、合計二千九百九十四万円。合計九百二十六万、こしは九千万と、こうなるんですね。

市長はきのう、市民の要望で一番大事なのは道路問題、学校問題、それから下水、あるいは清掃であると、わけても舗装の問題については大いにやりたいという意欲を私は発表されて、非常に意を強うしておるのでございますが、市長のご発言と実際の行動、いかがでございますでしょうか。これまた資財、人件費の高騰からいいましたら、事業量は低下しておるのでございまして、市長は昨年度ですか、市の道路の舗装の状態を大体申し上げられて、今後どれくらいでやるんだという意欲もここでご答弁になったんでございますが、おそらくやきのうの市長の答弁でいきますとまだ十二月の補正もございまして、最終の三月もございまして、うんとやってくださるご意図はあると思えますが担当の部長並びに市長のひとつ自信のあるご回答をご発表なさるならば、昨日来の各会派の代表の先生方、また市民も喜ぶかと思うのでございます。

次にもう一点、これは六月の議会に私の会派の高橋議員も発言され、きのうは伊藤信一議員、あるいは六平議員の発言の中に、市民サービスの問題でございまして、小工事の進展が進まないというておる。ええとここまでつかれましたんですが、最後の一点抜けておりますから、私が申し上げます。

まず道路に例をとりますと、議員の皆さんがお話になる、地区からお話になる、そうすると係員は実地に行って事情を見て測量し、これを設計して課長のところまで出ていくのであります。だから、実際市民と接触しておるところの係員のところでは、書類ができています。これが上のほうへ回って行って、最後の調達にかかるまでに時間がかかるのではないかと。ここに判こ行政の問題があると思うのでございます。

そこで私は、この際市長にお尋ねし、かつお願いしたいのでございます。部長、課長に、これは土木だけではございませんよ、他の部門におきまして、いまま少し市長の信頼する部長、課長でございましてから、大幅に権限を与えてもらったらもっとスムーズに市民の要望にこたえられるのじゃないか。具体的に申すならば、課長段階で五十万、部長段階で百万、ここまでぐらいいはですね、やってもらうと。しかし、もし責任者が必ずや関係の上役のほうにこりや上申されると思いますが、ここらが抜けておるんじゃないか。事務の合理化という点について、ぜひひとつお考え願う、するならば市民の喜びは一段と市長に対しての信頼、理事者に対する信頼が強くなるかと思うのであります。

これは、ただいま土木だけを例にとったんですが、関係の他の款においても同様のことがあると思いますが、ひとつ総合的に市長のご答弁をお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 維持費、改良費等につきましてご満足をいただいただけ点がございましたら、今度の追加で補

正をいたします。

なお、権限の移譲等につきましても十分検討をさしていただきまして、市民の要望にこたえ得るように迅速に処理し得るように考えさせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 市長の明快な答弁を得て私は満足し、また議員の皆さんもこれでご満足を願い、市民もまた満足すると思いますが、ぜひこのおことは、市長は申すに及ばず助役、担当の部長、課長、ぜひひとつこれが現実にあられることを強く期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤信一議員。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 簡単に、体育館の問題についてお尋ねいたします。

第一点は、体育館の所管の問題でございますけれども、聞くところによりますと、土木部が担当なされるそうでございませけれども、同じ料金を取る館、市民ホールはこれは総務部が担当いたしております。それから、料金は取らないけれども使用の目的が同じであるところの松原の弓道場あるいは鶴ノ森のテニスコート、それから市内にある三カ所の市民プール、これは教育委員会が所管いたしております。

いろいろのこういう問題につきまして、一つは総務部で担当し、一つは土木部で担当し、一つは教育委員会を担当する、こういうようなやり方はですね、少しこう何かおかしいような感じがいたしますので、この問題についてどういうお考えで土木が担当をされたかお伺いいたしたいと、それが一つでございます。

それからもう一つの問題は、料金の問題でございますけれども、第七条の帰納の使用料というところで、次の各項の二つに該当するときは、その全部または一部を還付することができるというこの中にですね、一部または全部というこの問題につきまして、やはりこれは実施細則をつくっておくべきでないかと、こういうふうに考えます。

それからその次に、学校の使用料の問題でございますけれども、学校にはこの体育館を使用する予算というものを持っております。これは学校が使用する以上、教育委員会かどっかでやはりこれを予算化しておかなければなりませんので、この点についても教育委員会から予算化するかどうかお答えをいただきたい。この問題についてよろしくお願いたします。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 体育館の所管の問題についてお答えいたします。

体育館だけが市の七十周年記念の事業として建設されたものでございまして、その立地場所が中央緑地の中に入っております。中央緑地は、一応公害防止事業団の事業で、その中にはかの体育施設でございますところの陸上競技場野球場、プール等が入っております、その所管が全体として中央緑地として所管されておりますので、それが土木部の都市計画課のほうで所管することになっております。したがって、体育館もその中央緑地の中にあるという意味において土木課で所管することにいたしております。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ちょっと失礼でございますが、七条のご質問でございますけれども、帰納の使用料は

還付しない、ただし次の各号の一に該当するときは、その全部または一部を還付することができる、こうなっておるんですが、これに対してのご質問の内容がちょっと聞き取りにくかったんでございますけれども、おそれ入ります。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤君。

○伊藤信一君 一部または全部というふうに、この主観によって一部返していいか、あるいは全部返していいかわからないんですから、どういふ場合には一部を返してどういふ場合には半分返して、全部返すということの細則をつくっておかなければ、主観的に判断してせられておっては困るんです。で、その細則をつくっておくべきではないかと思っております。

○土木部長（三輪喜代司君）（続） わかりました。それにつきましてはよくわかりました。十三条で、この条例の施行に必要事項は市長が別に定めると、こういうことでございますので、現在この条例が制定されましたならば、施行規則の中においてできる限り合理的に、かつまた将来紛争を起さないような規定をつくるように準備中でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） アマチュアスポーツのことで、学校が使用する場合、教育委員会が予算を計上するかどうかという、そういうご質問のように思いますが、学校にはそれぞれ体育館がございますので、おそらく学校単独で使用するというケースはちょっといま考えられておりません。ただ、中体連とかそういう総合体育大会の場合に使用するのではないかと。そういうふうに考えますので、現在学校にこれができましたときは十分照会をいたしまして、は

たして使用する学校があるかどうかという、そういう現実的な問題を学校に問い合わせて処理していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤泰一君） 喜多野君。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 簡単に質問します。

議案の第七十号の四日市の病院会計の決算でございますが、これちょっと赤字が出ておるわけなんです、幸いにして病院も来ていることであるし、病院側の意見もちょっと聞かしてほしいと思うんですが、病院で赤字が出ようが何しようが市民の人たちがほんとうに喜び、住民がほんとうに喜ばば私ほけっこうだと思っておりますが、今後のやり方というのが、どういふような方向を示唆していくのかという点についてお聞きしたいわけでございます。

それからもう一つ、この七十八号の病院会計の補正予算の項で、三千万円ばかりの一般会計からの導入が行なわれておるわけですが、本件については担当の財政助役のほうか、事務長になるかわかりませんが、公営企業法の三章の十八条ですか、この項にうたわれておる条項を使われて一般会計から導入されるということなのか、その点についてそうだといいことであればそれでけっこうですし、そうでない、ほかのことがあるということであればそれでけっこうですので、その点につきましてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（天野正春君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（天野正春君） ただいまの喜多野議員の病院の四十二年度におきます決算の認定について

のご質問にお答えいたします。

病院の経営の管理が円滑に行なわれることにより、人的あるいは物的資財が効果的に運用されるならば、一段とよい医療が適用されて地区民の福祉に貢献することが多いということは言は待たないわけでございますけれども、不幸な本年につきましては健全なる運営をやるべきでありましたが、ご承知のようにお手元にありますように、九百何がしの赤字を出しましたことについては、企業出納員といたしましてたいへん申しわけなく思っておる次第でございます。経営は、ご承知のように人であるというのではございますけれども、一般企業と病院事業とはある面におきましても違いますし、またわれわれ病院経営者が、あるいは医師が一致団結すれば、あるいは病院の運営が皆さまのご期待に沿えるような健全な運営になるという確信は持っておりますけれども、監査委員のご説明にもございますように、本年につきましては医師の補充の問題、あるいは第三病棟の新築によります第一病棟、第二病棟との格差の是正のため、一般入院患者におきまして抑制をいたしました関係上、非常にその点につきましては収入が減ったということは、これは事実でございます。

医師の確保につきましてはいろいろ問題がございまして、現在の大学の医局のあり方といたしましては、二年ないし三年で医局から引き上げるといふような状態になっておることは、現在の大学病院のあり方としてはやむを得ない事情だろうと、私は考えております。けれども、新しいお医者さんが新しい知識を得て、新しい技術を持って新しく地方の病院へ来ていただくということについては、私は非常にそういう点は感謝をいたしておるわけでございます。市立病院があるからこそ医者が来て、また地元新しく医師が開業されて四日市市に病院を、あるいは医院を開業されるならば、四日市の病院の数もふえあるいは医師の数がふえるということは、四日市の医療水準が私は上がるという観念を持っております。

そういう意味合いにおきましても、今後は医師の確保については全力を注ぎまして病院運営に全力を注いでいきたい、こういうように実は考えておるわけでございます。今回の赤字の問題につきましては、当初予算に組んでありますように補正の関係から申し上げます、現在の医療の問題につき急に患者、あるいは外来の患者の数につきましては、新年度に入りましてからはご心配になっておられますように了承をいたしておりますので、この赤字解消につきましては本年度内においてそういうふうな解決いたす所存でございますので、その点につきましてはでき得る限りの努力をいたしていきたいと思っております。ご心配になっておりました小児科の医師等につきましても、八月三十一日付でまいっておりますし、内科の医者につきましても一名ふやしておりますし、また十月一日付につきましても、内科の心臓の権威の医者を獲得いたしておりますので、診療面についてはでき得る限りに市民の方々にご迷惑をかけるないように、万全を期していきたいと思っております。

で、第七十号のご質問についてはそういうようなかつこうで赤字を出したことについては、衷心よりおわびを申し上げたいと思っておりますけれども、今後なお一その努力をいたしましてこういう結果の起こらないように院長を主体といたしまして病院に勤務するもの一丸となって、黒字に邁進いたしていきたいと、こういうふうな考えております。

第七十八条によります三千万円の一般会計からの繰り入れというお話でございましたけれども、これは本年三月の当初予算の中におきましてご説明申し上げましたように、市長もご説明申し上げておりますように、三十六年に建ちました病院の診療面につきまして非常に市民の方々に狭隘でご心配をかけておりますので、三千万円を一般市中銀行からでも借りまして、そして内科あるいは外科、皮膚科、各診療種目を一応整備いたしましたして患者の便利をはかっていきたいと、こういうような考え方から三千万円の借り入れをお願いいたしておるわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 簡単に質問したいと思います。（「やれやれ」と呼ぶ者あり）

議案七十二号第八款土木費の關係であります。その中で、六月議会に私たちは強く要望いたしましたいわゆる道路舗装のプラント建設について予算化されておるわけです。プラント自体に三百万、付帯する工事二百万ということとされておりますので、非常に早い機会に実現に向かうということと内心喜んでおるわけですが、このプラントの建設に伴って、これを活用する態勢についてどういふふうにお考えなのか。たとえば、こういうプラントをつくりますと現在の作業場の態勢では、この施設を使いこなせない、こういう状態になろうと思うのです。しいていえば作業員の働く条件といえますか、労働強化が相当に強くなっていくということが懸念をされるわけです。したがってたとえばいま作業班二班あるわけですが、このプラント建設によって将来は、いわゆる次の機会には、この作業班の増設といえますか、拡充が予定をされておるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまのご質問でございますが、このプラントの機能は大体、一分間に三百キロぐらいのアスファルト舗装の材料を製造することができるわけでございます。で、トラック一台に積みますのに大体五分間で一台ぐらいのものを積みます。ということは一トン半ぐらいでございますので。

それと、この議会でご承認をいただきまして、直ちに発注をいたしまして、大体このプラントが動き出すのが来年の一月ぐらいになるんじゃないかならうか。ということは、機械もこれは特別注文といえますか、受注生産でございます。

それと、それに付帯しまして上屋、あるいは骨材等の上へ上げる、ベルトコンベアで上げるんですが、そういう付帯施設等の工事も関連してまいります。したがって、来年の一月ぐらいから稼動をされると。

そういたしますと、そこでまあ一月という時期に稼動をして、次の議会といえますと次の議会は十二月でございますので、これもわれわれといたしましてはちょっと無理があるんじゃないかならうかと。したがって、稼動をしたあとを見まして増強をお願いするのなら当初になるんじゃないかならうか。

それで、とりあえず現在これをやりまして、効率的に運営はできるわけでございますが、問題は運搬でございます。運搬がトラックでございますので、この車両の増強ということはお願いしていかなきやならない。

それから、人員等の問題につきましてはいま現在、検討はいたしております。どういう形ですか、これにつきましては検討はさしていただきたい。

それと、効率でございますが、たとえば中央通りなら中央通りが非常に穴がたくさんあいておると、これを一挙にやるというなら非常に効率上がるんでございますけれども、市内の道路は各所に点在いたしておりますので、その運搬に要する時間等をはかってまいりますと、現在のやっております時間から効率からいたしまして一・五倍から二倍程度の増強だろう、このように踏んでおります。これは場所等の関係で、距離、輸送時間、こんなものを非常に考えております。

それと、労働強化の問題でございますが、いま現在こういう人夫の人をお願いしておるわけでございますけれどもこれは手でこねておるわけでございます。これが全然もうこねなくてもいいと、大体このプラントですと、二人ぐらいで動かせるわけでございます。そういう点では、スコップで原始的なといわれましたですが、そのとおりでございます。そういうものがなくなりますのでその意味では労働強化やなしに、逆に労働条件はよくなるんじゃないだろ

うか。と同時に、その人を今度は舗装修理のほうへ回しますので、こういう点では同じような状態で使われていくというふうにわれわれは見ております。

○議長（伊藤泰一君） 大谷議員。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 議案第七十一号の水道事業会計の決算の認定について、監査委員長にせっかくご出席願っておりますので、ちょっとお尋ねします。

決算審査の意見書の総括の項目の中で、下のほうから三行目に、財政運営には抜本的な対策を充実してと、こういうことの表現で意見が述べられております。この抜本的という意味は、監査委員の職権におかれてはその内容が、たとえば料金の値上げによろうとも、あるいはその他の方法であろうとも、責任はなかろうと思えますが、もしこの抜本的という表現で意見をお出しだったとすれば、その方法が何か具体的に腹案としておありなのか、監査委員長としてもし権限外のことであれば、該当する方々からその解釈についてのご説明をいただきたいものです。

○議長（伊藤泰一君） 監査委員。

〔代表監査委員（森新八君）登壇〕

○代表監査委員（森新八君） 大谷議員に一言前もってちょっとおことわり申し上げたいと思います。

私の監査委員としての関係は、いわゆるご承知のように意見でございますので、答弁でもございませんし、私らのいわゆる独任性を持つ監査委員としての意見であるということにひとつご承願しておきたいと思えます。（大谷議員「けっこうです」と呼ぶ）

ただいまお尋ねになりました、この財政運営には抜本的な対策を樹立してと、こう申し上げておりますことは、いわゆる、ご承知でもございましたが、ちょうどまだこの四十三年度においては、二百五十万円余りの翌年度への繰越金を持っております。で、来年度にまいますと、本年度のような実情で進みますれば、当然赤字が出てまいるといっておそれを持つのでございまして、ここにそれがために毎月例月検査を執行しておりますが、そのつど管理者に対してこれが赤字の出ないような運営をやるべきであることを申しておるわけでございますが、四十四年度で大体もうバランスの関係はゼロになるんじゃないか、よほど上手に運営いたしましてバランスはゼロになるんじゃないかと。そうしますと、当然四十五年度においては、いわゆるこの事務関係の費用の起債、といったような関係の償還が出てまいりますので、その部分だけが赤字が出ると。これは当然もう料金を上げなければ、一般会計のいわゆる借入金をやらなければ運営ができませんというような状態になってくるんじゃないかと、こういうようなおそれがございしますがために、本年度のこの総括の欄におきまして、この際経費の節減、人事関係の経費節減というものを十分思い切ってやるのとともに、あらゆる面においてひとつこの際、合理化をはからなければいかぬと、こう申し上げたのでございます。どうぞ。（「なかなか含みのあることばや」「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 他にご質疑はありませんか。
大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 二点お尋ねいたします。

一つは、議案の七十号でございますが、決算報告の中には若干その基準が出ておりませんので、内容に今回触れるべきものかあるいは委員会で作るべきものか判断に迷いますが、お尋ねをしておきたいと思えます。

それは、薬品購入の入札の基準、あるいはその他の購入に関する入札の問題について、どのようになさっていらっ

しゃるかお伺いをしておきたいと、このように思います。それが一点。

次に、七十二号の土木の街路事業費の中で最もきのうきょうにわたって、都市計画あるいは西浦の区画整理の問題が出ておりますが、その洋々と発展をすべき段階にある今日、この予算書におきましては西浦土地区画整理事業の減額が千八百万計上されております。この点についてお伺いをしておきたいと、このように思います。

以上二点、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 街路事業費の負担金補助及び交付金の千八百万の減額でございますが、当初、われわれ三千万をこれに計上いたしました。これは西浦土地区画整理事業に対して、道路管理者である市長から事業の施工者である市長あてに出す金でございます。

で、これについては三分の二の国庫補助が見込まれておったのでございますが、補助の決定が総事業費千二百万とこういうふうに決定されてまいりましたので、したがって千八百万を減額さしていただいた。これにつきまして、われわれも当初補助金が多額にもらえるものだということを過信というとおられますが、そういうふうな形で見込み違いだったということだけ、おわびいたしておきます。そういう意味で減額をさしてもらった。

したがって、事業費そのものにつきましては、他の一般会計からの繰り入れでまかなわさしておっていただきますので、事業に対しては支障はないわけです。

○議長（伊藤泰一君） 病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（天野正春君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（天野正春君） 大島議員の薬品の購入に対して基準があるかというお問いでございますけれども、市立四日市病院の薬品の購入につきましては、予算でご承知のように、予算の大体約三六％が薬品の購入費になっております。これを大体四半期に割って入札をやっておるわけでございますけれども、薬品の数といたしますか、薬の数といえますか、これは大体現在厚生省へ登録されておりますのが大体、七千百種類ぐらいあるわけでございます。本市の病院で使用いたしておる薬品につきましては、そのうち約千百種類を使っております。千百種類のうち、大半を使う薬につきましてはのみ競争入札を行っております。それは約二百五十点から三百点の薬品名を入札を行っておるわけでございまして、業者の選定につきましては資産表をとったり、あるいは決算書をとったり、あるいは地元業者の育成という意味合いにおきまして、そういう卸業者を選定いたしております。現在十社で入札を行っておるわけでございまして、現在のところ一年に四回入札を行っておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いまお答え願ひしましたが、まず土木のほうにおきましては見込み違いということでありましたが、これをどうか確保して、一般財源のほうの圧迫にならないように努力をしていただきたい。このことは常任委員会ですくお答えを願ひしたいと、このように思います。

それから次に、薬品購入の問題でございますので、たくさんありますし、またいまお答えを願ひしたけれども、入札におきましても一般土木関係の工事の入札とか、あるいはこういう薬品の購入の入札とかいう基本的な考え方、いろいろあると思いますが、この場合、薬品の場合においては値段の安いものところへ落札させるのか、その点はわかりませんが、委員会ですまたいろいろ話が出ると思いますので、そのところでよく説明をしていただきたい。以上

でございます。

○議長（伊藤泰一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 農業基盤事業についてご質問いたします。

喋々と申すまでもなく、現在の農業を改善していくためには当然、こういったような経費が、補助が必要だとは思いますが、市としてこの農業基盤整備をすることによって、生産がどれだけ上がり、そして所得がどの程度上がり、人員がどの程度下がっていくだろう、そういったようなことを考えてこういったものをおこなうのか、単なる何%と、そういったような基準でやっているのか、その点についてご質問いたします。（「あとがつかえておるよ」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） ちょっとご質問の趣旨が、私よくわからないんですが、農業基盤整備事業としていろいろな事業をやっております。農道を整備する、あるいは圃場整備をやる、あるいは用排水路の整備、その他農業土木関係の事業をやっておりますが、関係農家、農業者の要請によってその事業を計画するわけでございまして、当然そういった関係農家の所有する農地等によって受益面積、あるいはその受益の効果等がすべて算出されて、計画を立てて、実施に移っております。

そういうことで、お答えになるのかどうか、（笑声）すべて計画の中には、受益面積、効果等は算出してあります。

○議長（伊藤泰一君） 他にご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第七十号、ないし議案第九十三号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によってご了承を願います。

付 託 議 案 一 覧 表

（昭和四十三年九月定例会）

○総務衛生委員会

議案第七〇号 昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第 一款 議会費

第 二款 総務費

第 四款 衛生費

第 九款 消防費

第一二款 公債費

第一三款 諸支出金

第二条ないし第三条

議案第七三号 昭和四十三年度四日市市基金金特別会計補正予算（第一号）

- 議案第七七号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第七八号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 議案第八一号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 議案第八二号 四日市市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 議案第八三号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第八四号 四日市市交通災害共済条例の制定について
- 議案第八六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第八七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第八九号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について
- 議案第九〇号 字の区域の変更について
- 議案第九一号 工事請負契約の締結について
- 議案第九二号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

- 議案第七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
- 第一条 歳入歳出予算中
- 歳出第 三款 民生費
- 第一〇款 教育費

- 第一款 災害復旧費中
- 第一款 厚生労働施設災害復旧費

○産業水道委員会

- 議案第七一号 昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定について
- 議案第七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第二号）
- 第一条 歳入歳出予算中
- 歳出第 六款 農林水産業費
- 第七款 商工費
- 第一款 災害復旧費中
- 第二項 農林水産施設災害復旧費
- 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
- 昭和四十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

- 議案第七五号 昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 議案第七六号 昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第七八号 四日市市中央緑地運動施設使用条例の制定について
- 議案第七九号 土地の取得について
- 議案第八八号 市道路線の一部廃止について

○議長(伊藤泰一君) 次に、本日までには受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ一覧表記載の関係常任委員会に付託いたします。

受理番号	件名	付託委員会
請願第四号	追分寮(引揚寮)の改築について	教育民生
請願第五号	市立南中学校の校舎改築について	"
請願第六号	市立ひまわり保育園改築について	"
請願第七号	市立朝明中学校校舎改築について	"

受理番号	件名	付託委員会
陳情第二四号	市立富洲原中学校通学路舗装について	建設
陳情第二五号	十七軒町内道路舗装について	"
陳情第二六号	公道新設等について	"
陳情第二七号	労働力確保について	産業水道
陳情第二八号	塩浜地内小浜町及び御園町の排水施設について	建設
陳情第二九号	霞ヶ浦海岸の貸ボート等の営業について	産業水道
陳情第三〇号	メリノール女子学院体育館兼講堂建設補助金について	教育民生
陳情第三一号	市立大池中学校改築について	"
陳情第三二号	日永地内道路拡幅改良について	建設
陳情第三三号	前田町地内市道開設について	"
陳情第三四号	市立短期大学(三部制)の設置について	教育民生
陳情第三五号	市立山手中学校の増改築について	"
陳情第三六号	市立羽津小学校校舎改築促進について	"
陳情第三七号	塩浜火葬場の復旧について	総務衛生

○議長(伊藤泰一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる二十日午前十時に会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後七時四十六分散会

三

昭和四十三年九月二十日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

昭和四十三年九月四日 四日市市議会定例会会議録 第四号

米田好兼速記

昭和四十三年九月二十日（金曜日）

○議事日程 才四号

昭和四十三年九月二十日（金）午前十時開議

才一 議案才七〇号 昭和四十二年度四日市市立四日市

病院事業決算認定について……………委員長報告、質疑、討論、議決

才二 議案才七一号 昭和四十二年度四日市市水道事業

会計利益剰余金処分並びに決算認

定について……………

才三 議案才七二号 昭和四十三年度四日市市一般会計

補正予算（第二号）……………

才四 議案才七三号 昭和四十三年度四日市市基金特別

会計補正予算（才一号）……………

才五 議案才七四号 昭和四十三年度四日市市と畜場食

才二一	議案才九〇号	字の区域の変更について……………	委員長報告：質疑、討論、議決
才二二	議案才九一号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二三	議案才九二号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二四	議案才九三号	市道路線の一部廃止について……………	〃
才二五	議案才九四号	公平委員会委員の選任について……………	議案説明：〃、〃、〃
才二六	議案才九五号	教育委員会委員の任命について……………	〃
才二七	議案才九六号	人権擁護委員の推薦について……………	〃
才二八	発議才 四号	公有水面埋立の追認についての意見について……………	〃
才二九	発議才 五号	公有水面埋立についての意見について……………	〃
才三〇	発議才 六号	公有水面埋立についての意見について……………	〃
才三一	委員会報告才 八号	陳情書審査結果報告……………	〃
才三二	委員会報告才 九号	請願書等審査結果報告……………	〃
才三三	委員会報告才一〇号	陳情書審査結果報告……………	〃
才三四	委員会報告才一一号	陳情書審査結果報告……………	〃

○本日の会議に付した事件

才一	議案才七〇号	昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
才二	議案才七一号	昭和四十二年四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定について
才三	議案才七二号	昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算(才二号)
才四	議案才七三号	昭和四十三年度四日市市基金特別会計補正予算(才一号)
才五	議案才七四号	昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(才一号)
才六	議案才七五号	昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一号)
才七	議案才七六号	昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(才一号)
才八	議案才七七号	昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算
才九	議案才七八号	昭和四十三年度四日市市立四日市市病院事業会計才一回補正予算
才一〇	議案才七九号	昭和四十三年度四日市市水道事業会計才一回補正予算
才一一	議案才八〇号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
才一二	議案才八一号	四日市市役所設置条例の一部改正について
才一三	議案才八二号	四日市市議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償に関する条例の一部改正について
才一四	議案才八三号	四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について
才一五	議案才八四号	四日市市交通災害共済条例の制定について

- 才一六 議案才八五号 四日市中央緑地運動施設使用条例の制定について
- 才一七 議案才八六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 才一八 議案才八七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 才一九 議案才八八号 土地の取得について
- 才二〇 議案才八九号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について
- 才二一 議案才九〇号 字の区域の変更について
- 才二二 議案才九一号 工事請負契約の締結について
- 才二三 議案才九二号 工事請負契約の締結について
- 才二四 議案才九三号 市道路線の一部廃止について
- 才二五 議案才九四号 公平委員会委員の選任について
- 才二六 議案才九五号 教育委員会委員の任命について
- 才二七 議案才九六号 人権擁護委員の推薦について
- 才二八 発議才 四号 公有水面埋立の追認についての意見について
- 才二九 発議才 五号 公有水面埋立についての意見について
- 才三〇 発議才 六号 公有水面埋立についての意見について
- 才三一 委員会報告才 八号 陳情書審査結果報告
- 才三二 委員会報告才三九号 請願書等審査結果報告
- 才三三 委員会報告才一〇号 陳情書審査結果報告

才三四 委員会報告才一一号 陳情書審査結果報告
 日程追加 緊急質問 公害防止対策協議会について

○出席議員(四十二名)

喜	川	加	笠	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天	味
多	村	藤	田	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春	岡
野		定	七	喜	武	久	信	太	泰	金	武	文	一
	等	深	男	衛	正	雄	一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議案説明のため出席した者

助 市
長 長
岩 九
野 鬼
見 喜
齊 久
君 男
君 君

坪 谷
井 口
妙 専
子 九
君 君

○欠席議員（二名）

吉 山 山 山 矢 安 六 宮 松 増
垣 本 中 口 田 垣 平 田 島 山
照 忠 信 繁 豊 良 英
男 勝 一 生 郎 勇 司 勇 一 一
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

前 藤 日 日 早 服 長 野 生 豊 辻 高 志 坂 後 小 小 訓
川 井 比 沖 川 部 川 崎 川 田 橋 積 上 藤 林 林 覇
辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也
男 治 平 男 夫 弘 元 芳 蔵 稔 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○市議会事務局

主事	主事	主事	議事係長	次長	事務局長
板崎	佐藤	柴田	小坂	森	菊地
大之丞	正俊	静良	靖	正太郎	英也
君	君	君	君	君	君

午前十時四分開議

○議長（伊藤泰一君）
 ただいまから本日の会議を開きます。
 本日の出席議員数は、三十七名であります。

代表	消	技	次	水
監査委員	防	術	道	道
森	長	部	事業	事業
	富	長	管理者	管理者
	山	加	城	城
	光	藤	野	井
	三		正	義
	八	弘	和	夫
君	君	君	君	君

病	次	教	教	副	建	土	衛	厚	産	税	総	市	収	助
院立	育	育	育	収	設	木	生	生	業	務	務	長	入	
事四	長	長	長	役	部	部	部	部	部	部	部	公	役	長
務日	滝	栗	杉	村	長	長	長	長	長	長	長	室	長	
長市		林	浦	園	長	長	長	長	長	長	長	長	長	
天		武	西	木	三	中	小	阿	伊	平	谷	庄	加	
野		男	郎	浦	輪	山	西	南	藤	井	沢	司	藤	
正	伝	之	酉	喜	喜	英	忠	輝	涼	清	文	良	寛	
春	之	助	太	代	代	臣	彦	一	一	三	男	一	嗣	
君	助	君	郎	次	己	君	君	君	君	君	君	君	君	

本日の議事につきましては、議事日程才四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

日程才一 議案才七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程才二 議案才七十一号昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定について

○議長（伊藤泰一君） 日程才一、議案才七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程才二、議案才七十一号昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定についての二議案を一括議題といたします。

本件に関する各委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） 総務衛生委員会に付託になりました議案才七十号昭和四十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、その審査と結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査に当たりましては、理事者の詳細な説明を求め慎重な審査をいたしましたのでありますが、監査委員のご意見にもありましたように、決算書及び付属書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、この計数は正確であり、本年度の財政状態と経営成績とを適正に表示されております。

本委員会におきましては、当年度純損失金九百八十八万六千四百十八円について種々論議されたのでありますが、これについて、理事者より本年度は皮膚泌尿器科医師の退職欠員と、才三病棟の完成に伴い旧病棟との格差是正のための改良工事中、入院患者を抑制したことが原因して欠損金が生じている、しかし今後とも近代的総合病院としての

使命に徹するためには、新鋭医療機械設備の充実と施設の改善など医療サービスの向上に努力するとともに、医師の確保安定につとめるとの説明があったのでございます。

また、今後とも病院の運営については、公共医療機関としての使命に基づき市民の健康増進と、地域社会の医療内容の向上につとめられるよう要望いたしまして、本案を認定いたしました。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

安垣君。

〔産業水道委員長（安垣勇君）登壇〕

○産業水道委員長（安垣勇君） 産業水道委員会に付託になりました議案才七十一号昭和四十二年度四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本決算の審査に当たりましては、理事者に詳細にわたって説明を求め、慎重審査いたしましたのでありますが、監査委員各位のご意見にもありましたように、決算書及び付属書類は関係法令に準拠して作成され、当年度の財政状態と経営成績を適正に表示されておりますし、当年度の純利益は企業償還金の財源として使用されており、別段、指摘する事項もなく、原案どおり承認すべきものと決定いたしましたのであります。

しかし、当年度につきましては、有収率の向上等もあり、事業は順調に進展しておりますが、給水量の増加に対処するため、毎年、拡張事業を継続して行なわなければならない状況にあり、財政面への影響について特に理事者に説明を求めたところ、現在実施中の才二期拡張事業は昭和四十四年度で終了するので、引き続き才三期拡張事業を実施する必要があり、その計画を立案中であるが、約十四億円の事業を必要とするため、近い将来、起債償還費等の増高

により給水原価はさらに上昇して、供給単価を大きく上回り、いわゆる赤字財政となることは必至であり、経営の合理化につとめることはもちろんであるが、事業の円滑な推進のためにはやむを得ず、近い将来、料金改定を行なわなければならない状況である旨答弁があり、本委員会といたしましては、市民にとって日常生活上不可欠な上水道給水の確保に万全を期すとともに、料金改定についてはその時期をできる限り延伸するため、公営企業としての特殊性を十分發揮して経営の合理化をはかり、経費の節減と収入の確保におな一その努力をされるよう強く要望いたした次第でございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

両委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら二件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。

これより議案才七十号及び議案才七十一号の二議案を一括して採決いたします。

これら二件は、両委員長の報告どおり認定いたしましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、議案才七十号昭和四十二年四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案才七十一号昭和四十二年四日市市水道事業会計利益剰余金処分並びに決算認定については、委員長の報告どおり認定することに決しました。

暫時、休憩いたします。

午前十時十五分休憩

午前十一時十八分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程才 三 議案才七十二号昭和四十三年四日市市一般会計補正予算（才二号）、ないし

日程才二十四 議案才九十三号市道路線の一部廃止について

○議長（伊藤泰一君） 日程才三、議案才七十二号昭和四十三年四日市市一般会計補正予算（才二号）、ないし日程才二十四、議案才九十三号市道路線の一部廃止についての二十二議案を一括議題といたします。

本件に関する各委員長の報告を求めます。
まず、建設委員長にお願いいたします。

増山君。

〔建設委員長（増山英一君）登壇〕

○建設委員長（増山英一君） 建設委員会に付託になりました関係議案について、その審査の経過と結果をご報告い

たします。

まず、議案才七十二号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算(才二号)中、才八款土木費中、土木管理費は霞ヶ浦競輪場の改修工事に伴う設計管理の委託事務費が計上されたものであり、道路橋梁費においては、市内一円にわたる道路及び橋梁の維持修繕費等の補正がなされたもので、また、道路新設改良費並びに橋梁新設改良費の追加は、国庫補助の決定をみた踏切構造改良事業及び新山分橋事業費、走下り橋、新鹿化橋の本年度分工事と市内一円にわたる道路改良、舗装促進のための市単独事業の増額であります。

次に、河川費でございますが、維持修繕工事費が計上されております。

都市計画費におきましては、プライオリティー調査負担金、西浦土地区画整理事業特別会計への繰出金を、街路事業費においては、子西・八王子線立体交差による跨線橋架設工事、千才町・小生線、稲葉町・内部線街路舗装工事が計上されたものであります。

次に、公園費は、大協和石油化学株式会社指定寄付金による霞ヶ浦海没地埋め立て復元工事費等の追加であり、中央緑地費は、体育館の完成による式典費、管理運営費及び公認競技施設として必要な競技用備品購入費が計上されております。

都市下水道費におきましては、市内一円にわたる排水路維持修繕費、改良工事費と磯津ポンプ場の新設計画による本年度事業として基礎・上屋工事費等が計上されたものであり、それぞれ必要な措置がなされたもので、別段、異議はなかつたのであります。土木行政全般にわたります道路、橋梁及び下水排水の整備改良は、都市づくりの基礎をなすものであり、市民の最も要望するところでありますので、理事者はその施策に最大の努力を払われ、土木関係事業の緊急なる工事促進をはかるうえにも、四日市市専務専決規程に定められている部課長の専決金額を増額されるよう

う要望いたしました次才であります。

次に、議案才七十五号昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一号)は、日永、泊山処理区等の諸施設の維持修繕工事費、常磐ポンプ場築造工事及び西浦地区の管渠布設工事費等の補正がなされたものであり、また議案才七十六号昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(才一号)は、家屋移転事業が急速に伸び、当初計画をはるかに上回りましたので、それに伴う移転補償費の増額措置がなされたもので、いずれも原案どおり承認いたしました。

次に、議案才八十五号四日市市中央緑地運動施設使用条例の制定については、体育館の貸館的使用を基本方針として使用料を専用、個人使用とに分けて定めようとするものであります。アマチュア・スポーツの場としての使用料については、何を基準に設定されたのか、また、運営費及び維持管理費については、どのように考えているのかと理事者にただしたところ、館の運営、維持管理費は一日約六万九千円を必要とし、他都市の実情等十分検討のうえ設定した、という説明をやむを得ないものと認め、原案どおり承認いたしました。

次に、議案才八十八号土地の取得については、市営住宅建設用地を四日市市開発公社より取得するものであります。同敷地内にある貝野遺跡は、現在調査作業中であり、文化財保護の観点から、その関係はどうかとたてましたところ、貝野遺跡より約百メートル以上離れた場所であり、住宅建設に当たってこれに支障はない、との説明を了とし、原案どおり承認いたしました。

次に、議案才九十三号市道路線の一部廃止については、別段、異議はありませんでした。

最後に、当委員会の審査を通じ、今回の補正予算におきまして、従来に比し一段の配慮が加えられていることは認められるのであります。本会議においてご指摘のありましたように、土木行政を推進することに対する市民の要請

はまことに熾烈であり、今後、予算の充足に一段の配慮をなされるとともに、総合的な計画書を樹立のうえ都市環境整備に一その努力を払われるよう要望いたしました次才であります。

どうかよろしくご審議を賜わり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。建設委員会のご報告を終わります。

○議長（伊藤泰一君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

安垣君。

〔産業水道委員長（安垣勇君）登壇〕

○産業水道委員長（安垣勇君） 産業水道委員会に付託になりました関係議案について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案才七十二号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（才二号）中、関係部分について申し上げます。才六款農林水産業費、才七款商工費、才十一款災害復旧費中才二項農林水産施設災害復旧費であります。審査に当たっては理事者に詳細な説明を求め、慎重に審査を重ね、いずれもやむを得ないものと認め原案どおり承認いたしましたのでありますが、農林水産業費における貝家町地内の農業改善事業につきましては十分検討のうえ、他の地域に影響を及ぼさぬよう配慮されることはもちろんであるが、将来そこを来たさないよう特に考慮されたい。また、農地関係事業の緊急なる工事促進をはかるため、四日市市事務専決規程に定められている部課長の専決金額を増額されるよう強く要望いたしました次才であります。

なお、商工費における労働力確保のための本市紹介映画作製に当たっては、その内容と実体に食い違いのないよう配慮し、求人開拓を強力に推進するためその役割を十分発揮できうるものにされるよう強く理事者に要望いたしました次才であります。

次に、議案才七十四号昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場会計補正予算（才一号）は、汚水処理施設の整備をはかるための補正であり、事業運営上必要な措置であり、やむを得ないものと認め原案どおり承認いたしました。

議案才七十九号昭和四十三年度四日市市水道事業会計才一回補正予算は、四日市港才二埠頭給水工事の受託工事収入及び支出と、給水円滑化のための市内配水管布設工事収入及び支出の追加を計上したものでありまして、それぞれ必要な措置と認め別段異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

次に、議案才八十号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案は、新しく県知事の告示がなされた富双一丁目と同二丁目をそれぞれ才一選挙区に加えようとするもので、異議なく原案どおり承認いたしました。

以上、簡単でございますが、産業水道委員会のご報告を終わります。

どうかよろしくご審議賜わりますようお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂上君。

〔教育民生委員長（坂上長十郎君）登壇〕

○教育民生委員長（坂上長十郎君） 教育民生委員会に付託になりました議案才七十二号四日市市一般会計補正予算才二号中、関係部分に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る十三日委員会を開会、関係議案について理事者の詳細にわたる説明を聴取し、慎重なる審査を行ったのであります。いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認をいたしました次才であります。

以下、その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

歳出才三款民生費の補正は、社会福祉費における小牧西児童遊園設置工事費、児童福祉費における厚生会母子寮及び保育園改築費補助金並びにあさけが丘保育園新築工事費等が主なるものでありまして、特に論議の中心となりましたのは、厚生会の母子寮改築に対する助成についてであります。

本件は、すでに各位ご承知のとおり社会福祉法人厚生会が児童福祉法の才二十三条の条文の中に「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者のかん護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、その保護者及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならない」という社会福祉事業法の内、才一種事業の精神に基づいて運営しているものであります。

本母子寮は、旧海軍才二燃料廠工員宿舎を転用、去る昭和三十五年二月その一棟が火災にかかり、新寮二棟二十室が建築せられ、残りの寮舎ははなはだしく老朽化しており、かつ設備の関係上、母子が寮生活をなすには不便であるため、厚生会が国・県から建築資金の一千五百八十六万一千円の助成を得て、今回二十室の改築計画を立案し、設置者の厚生省が負担すべき建築資金全額を市が助成することとし、本年度は四百三万円、明年度から二十九年にわたり九百三十二万八千円を助成しようとするものであります。

論議の焦点となりましたことは、社会福祉の見地から現在厚生会が母子寮を運営することは是認するが、一、今日の社会情勢下における母子寮のあり方、二、収容人数の問題、三、その運営における生活指導の方法、四、あるいは住宅政策としての母子福祉対策等についてであります。

これに対し理事者から、現在母子寮には三十四世帯が入寮しており、なお将来入寮希望者がある本市の現状からみて、厚生会が計画している母子寮四十室は適正であり、その運営については市から役員を派遣して指導の万全を期す

るとともに、今後公営住宅政策と児童福祉法の精神に基づく健全なる母子福祉対策との調和をはかっていきたいとの意欲的な説明を了としながらも、なお長時間にわたり討議を重ねました結果、本市が昭和四十二年策定の四日市市福祉総合計画の構想の趣旨を十分尊重せられたいとの意見もあり、本件は社会福祉行政の一環であるとして原案を承認いたしました。

次に、才十款教育費の補正は、教育総務費におきます職員退職手当、小中学校費における宿日直代行制度の実施に伴う備人料、小学校簡易プール施設費、幼稚園費における高花平幼稚園仮園舎建設費等が主なるものであります。私立幼稚園に対する補助金については、ただ建物だけに補助する形にとどまらず、教育行政の立場から十分な行政指導を行なうことについての強い意見がありました。

次に、宿日直代行制度については、学校の管理並びにその運営について、また校舎が社会教育活動の場としてごを来たさないように万全を期されるよう強く要望いたしました。

また、小学校の補修並びに備品購入に関し、義務教育の立場から市財政上できうる限り父兄負担を軽減すること、学校施設の格差を少なくすること等、種々意見がありました。特に昨年度から需用費が相当増額されていることについて、理事者の努力はまことに多とありますが、その結果がPTAの予算上に明確になっていないという点がありますので、将来、単位PTAの予算編成においてその項目の統一、あるいはPTAの経理事務は各学校に配置されている事務職員によって適切に処理することができるよう適正な配置、権限等の強化について論議され、将来これらを是正することに努力されるよう要望いたしました。

また、簡易プールにつきましては、建設された小学校において非常に好評を得ておりますので、来年度においても市の財政の許す限りなるべく多くの小学校に建設されるよう強く要望いたしました。

そのほか朝明テニスコートの名称「朝明」について考慮を要すること及び近く中央緑地に完成する体育館並びにその他の運動施設の運営について、保健体育行政の立場から遺憾なきを期せられるよう要望して、教育費を原案のとおり承認いたしました。

次に、才十一款災害復旧費中、厚生労働施設災害復旧費の補正は、あがた保育園にかかる財源内訳の補正でありまして、別段、異議なく議案才七十二号中、関係部分を原案のとおり承認いたしました。

以上、教育民生委員会に付託になりました関係議案に対する審査の結果報告といたします。
よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 次に、総務衛生委員長にお願いたします。
野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） 総務衛生委員会に付託になりました議案才七十二号昭和四十三年度四日市一般会計補正予算（才二号）中、関係部分ほか十三議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします
まず、議案才七十二号昭和四十三年度四日市一般会計補正予算（才二号）中、才一款議会費は、議員報酬の改正に伴う所要額と備品購入費が計上されているのであります。

備品購入費二百四十五万円は、三、〇〇〇〇の大型乗用自動車を購入しようとするものであります。市政の発展に伴い該会活動も活発化している現状に鑑みまして、議会用自動車二台の必要性を認め、高級車一台とすることなく予算の範囲内で二台購入することとし、予算の効率的な運用と議会みずから姿勢を正すことが適当であるという結論に達しました。

次に、総務費は、本年度希望退職者に対する退職手当金、都市提携記念碑建設費等が計上されており、才四款衛生費におきましては、じんかい収集処理に要する臨時人夫賃及びブルドーザー使用料等の不足分が計上されておりますが、特に焼却場の抜本的な将来計画と具体的な基本構想を練り、これが早急に解決せられるよう強く要望いたしました。承認いたしました。

才九款消防費につきましては、去る八月三十日の総合防災訓練に要した諸経費等が計上されており、才十二款公債費、才十三款諸支出金とともに別段異議はございませんでした。

次に、歳入につきましては、歳出各款に関連した特定財源及び一般財源として市税、前年度繰越金、自動車取得税交付金、地方交付税が計上され、収支の均衡がはかられていたのであり、別段異議なく、才二条債務負担行為の補正及び才三条地方債の補正についても、原案のとおり承認いたしました。

最後に、当委員会の審査を通じて特に理事者に強く要望いたしました諸点は、才一に当初予算に組まれる性質のものは、できうる限り当初予算に計上されること、才二、工事請負費は、十分な審査のできるよう資料を提供すること、以上二点を強く要望いたしましたのであります。

次に、議案才七十三号、議案才七十七号につきましては、別段異議なく承認いたしました。
議案才七十八号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算は、旧厨房室の改造工事が完成し、ここに事務室を移転させることになり、かねての整備計画に基づき外来棟、才一病棟の一部の改良工事費及び器械備品の購入費が計上されているのでありまして、別段、異議なく原案のとおり承認いたしました。

議案才八十一号ないし議案才八十三号の三議案についても、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。
議案才八十四号四日市市交通災害共済条例の制定については、本年十月一日から交通災害共済制度を市の事業とし

て実施するための条例を制定しようとするものであり、これについては本来広域的に行なうことにより、その目的を達するものであって、将来そのような情勢に対しては努力するという理事者の答弁がなされたのであります。当委員会は特に事務量の増大が出張所職員の労働過重になり、そのことが行政効果を低下させることのないよう強く要望いたしましたして、原案どおり承認いたしました。

議案才八十六号、議案才八十七号、議案才八十九号、議案才九十号の四議案につきましては、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才九十一号、議案才九十二号工事請負契約の締結については、特に岩野、加藤両助役の出席を求め入札の結果について詳細な説明を受けたのであります。

当委員会といたしましては、この制度について再検討を加え善処せられるよう強く理事者に要望いたしまして、本案を承認いたしました。

以上、当委員会の審査結果のご報告といたします。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言願います。——ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら二十二件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。

これより議案才七十二号ないし議案才九十三号の二十二議案を、一括して採決いたします。

本件に関する委員長の報告は可決であります。これら二十二件各委員長の報告どおり決することに異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、議案才七十二号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（才二号）ないし議案才九十三号市道路線の一部廃止についての二十二議案は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後四時十八分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程才二十五 議案才九十四号公平委員会委員の選任について

○議長（伊藤泰一君） 日程才二十五、議案才九十四号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十四号は、本市公平委員会委員龍池清真氏がこのほど辞職されましたので、後任の委員として芝田敬太郎氏を選任申し上げたく、ここにご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元に配布申し上げたとおりであります。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第九十四号については、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第九十四号公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程才二十六 議案第九十五号教育委員会委員の任命について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程才二十六、議案第九十五号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（九鬼喜久男君）登壇）

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十五号は、本市教育委員会委員杉浦西太郎氏の任期が、来たる九月三十日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として任命申し上げたく、また、このほど同委員岡田卓也氏が辞職されましたので、その後任の委員として龍池清真氏を任命申し上げたく、ここにご提案申し上げるものであります。

なお、両氏のご経歴につきましては、お手元に配布申し上げたとおりであります。よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がまいっておりますので、順次、発言を許します。

伊藤信二君。

（伊藤信一君登壇）

○伊藤信一君 簡単に次の反対理由の四項目を申し上げて、皆さんのご賛同を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

理由の一つ。教育委員の任期は、原則といたしまして二期八年でっこうと存じます。それ以上は権力の座を持つ

だけに、いろいろの弊害が生ずることを恐れるのでございます。これは、教育界のためにも本人のためにもよい期間だと私は判断をいたしております。

理由の二。四日市の教育委員会を教育長中心の正常な姿に一日も早く戻すためにも、この提案に反対をいたします。才三の理由。四日市教育委員の老化を防ぎ近代化へと脱皮するために、学歴、肩書よりも若さと近代的センスに富んだ良識をまず才一の前提条件として人選すべきではなからうかと考えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

理由の四。動評によるとげとげしい教師と教育委員会との対立感情もようやくぬぐいさられまして、一応対話のできる段階に入ったと私は判断をいたしております。この機会に、動評によって失われました教育委員会の信頼を、校長から、教員から取り戻し、教育委員会を学校との教育の場とし、教師との対話の場とするためにも、この提案には反対せざるを得ないのでございます。

反対の理由四つを述べまして、終わります。

○議長（伊藤泰一君）：山口君。

「山口信生君登壇」（「がんばれ」「大きな声を出して言えよ」と呼ぶ者あり）

○山口信生君 ただいま同僚議員の伊藤信一さんが、杉浦君の任命を四項目にわたって反対の討論を行なわれましたが、その反対の討論に対して私がそれをくつがえすというようなことは、まことに伊藤さんに対して相すまぬこととでございまして、また伊藤さんが何で怒ってみえるちゆうことは四項目以外にあると私はにらんでおります。（拍手、「ありがとう」と呼ぶ者あり）その心中を察するとき、山口は壇上でこれを反駁するちゆうことは忍びないこととでございまして、けれども、私は杉浦君の人格ちうものに尊敬を払っている一員でございます。と申しますのは、私は二十二年に議席を置いて今日まで約二十年間、その間に公職選挙法による委員の選挙あつての任命もあり、また、最近

には市長の任命によりまた議会がこれを承認するという行き方に変わってまいりましたが、その間、たくさんな教育委員が選ばれ、またりっぱな方々がなられたことと私は信じております。

その中に一段と飛び抜けてりっぱな方というと、私はいまだに思っておりますのは杉浦君をおいて他にないと、私は思っております。

理由といたしましては、私の議長当時に相当教育委員会はゆれたものでございます。そのために、前学務課長なんか不正事件まで起こしております。私が議長をやめて、次に一年半たつてから今の杉浦君が委員に選任を受けたものと思ひますが、それより徐々にその教育委員会も軌道に乗つたと私はいま思っております。最近、波静かになつたのもひとり杉浦君の努力にあずかつたものと私は確信しております。

そういう意味合いから、先ほど四項目にわたつて伊藤さんがるる述べられましたけれども、若さにかえる、動評との座を持つ、権力の座はとおしやるけれども、これは一応通り一べん美麗字句でございまして、りっぱな方ならば何年やっていただけでも市のためになると、私は確信します。それが証拠には、田中知事が四選になつたります。この方も三選阻止でさわがれ、また四選になつても堂々と出て行かれることは、取りも直さずこの方の人格、識見、清潔これを買われたもので、何度でも出てきます。五選になつても出ると、私は思います。そういう意味から、長くおるで権力の座についた、若い者とかえなければいかんとは、どうのこうのと言うことは、これは理屈でございましてほんとうの市政を憂えるという心から出たものと違ふと、私は思います。

もう一つには、先ほど協議会でも聞いておりますと、一部の革新の方から反対意見も出ております。革新の方から反対意見が出るということは、取りも直さずこれは杉浦君の力あるという証拠と私は思います。（笑声）革新がほめたら、委員会は骨抜きのだじようみたいなものになると私は思います。革新がほめたちう点で、一段と私は賛成演

説をやる気持ちになつたことを皆さんにお訴えいたしましたして、市長提案に全幅の私は賛成の意を表します。(拍手)

○議長(伊藤泰一君) 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ただいま市長提案のうち、再任される、再任を要求しております杉浦さんにつきまして、私は反対の立場で申し上げたいと思います。

ただいま山口さんから、革新の反対の理由を申されましたが、これはいささか見当違いではないかと思ひます。そういうように本人の人格とか、あるいは思想等につきまして申し上げますと、とかくその泥試合になるのではないかと思ひます。もう少し山口さんは冷静に考えてご批判をいただきたいと思ふんですが、と申しますことは、幸いにいたしました私どもは杉浦さんの業績につきましては、評価することができるところです。しかし、私はここで杉浦さんの人格とか識見についてとかく申すつもりはございません。ただ、具体的な過去の事実につきまして申し上げたいと思ひます。

それはなぜかと申しますというと、私どもが地方自治法九十九条で召集しておりますこの議会における杉浦さんの出席率、このものを見ておりますというと、たとえば四十三年度の三月定例議会並びに六月定例議会、これが通算しまして八日開かれております。このうち満足にご出席になったのは、半分の四日でございます。つまり五〇%ということですから。このことは何かと申しますというと、教育委員にいたしましたも、あるいは議員にいたしましたもりっぱな市民から託された公務をやっておるわけです。この公務を、欠席しなければならぬというほど彼は業務が多忙ではないかと思ひます。このことは、議会がはじまるごとに議長から公務中につきと、こういう理由がつけられておりますが、公務というのはむしろ市民から託されたこの議会であつて、裁判は、これはご自分の営業問題だと思ふ

んです。そうすればですね、営業上忙しいからやめられた岡田さんと杉浦さんとは同じ状態ではないかと、私は考えるわけです。

そういうお忙しい方に、今後の大切な教育委員を託されるということは、私は不適當だと思ひまして、そういう点で反対をするわけです。

どうか皆さん、感情を抜きにしまして、私の提案に対してご賛成をいただきたいと思ひます。以上です。(「わかった」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤泰一君) 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私は自由クラブを代表いたしましたして、議案九十五号教育委員の任命についての議案につきまして、賛成するものであります。

わが自由クラブにおきましては、今朝来、各般の事情をよく検討し、慎重に審議を重ねてまいつたんでございますが、いろいろな事情を総合いたしましたして、私の会派におきましては、理事者の申し出を妥當なものと認めまして、ここに賛成をするものであります。(「もっと詳しく言えんか」「内容がないぞ、内容が」と呼ぶ者あり。その他発言する者あり)

○議長(伊藤泰一君) 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案九十五号を採決いたします。

まず、杉浦西太郎氏について無記名投票をもって行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤泰一君） ただいまの出席議員は、四十名であります。投票用紙を配布いたさせます。

〔投票用紙配布〕

○議長（伊藤泰一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。——配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（伊藤泰一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。杉浦氏を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、順次投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則才六十八条才二項の規定により否と看做します。

投票願います。（「立合人どうしたの」と呼ぶ者あり）投票願います。

〔各員投票〕

○議長（伊藤泰一君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票を終りましたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤泰一君） 開票を願います。

会議規則才二十九条才二項の規定により、立合人に大谷君及び吉垣君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

〔立合人立ち合い〕

〔投票点検〕

○議長（伊藤泰一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 四十票

賛成 二十三票

反対 十七票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本問題はこれに同意することに決しました。

次に、龍池清真氏について無記名投票をもって行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤泰一君） ただいまの出席議員は、四十人であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（伊藤泰一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。——配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（伊藤泰一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。龍池氏を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、順次投票をお願いします。重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則才六十八条才二項の規定により否と看做します。

投票をお願いします。

〔各員投票〕

○議長（伊藤泰一君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤泰一君） 開票を行ないます。

会議規則才二十九条才二項の規定により、立合人に志積君及び野崎君を指名いたします。よって、両君の立ち合いをお願いします。

〔立合人立ち合い〕

〔投票点検〕

○議長（伊藤泰一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 四十票

有効投票 三十八票

無効投票 二票

有効投票中

賛成 二十六票

反対 十二票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本問題はこれに同意することに決しました。

日程才二十七 議案才九十六号人権擁護委員の推薦について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程才二十七、議案才九十六号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案才九十六号は、人権擁護委員のうち、このほど河野治四郎氏ほか六氏の任期が満了となりましたことと、現在欠員となっております同委員について、ここに一見みきゑ氏、小林けい子氏、坂倉タマ氏、杉浦敬氏、竹内宜演氏、浜田彌平氏、広瀬茂氏、藤沢実辰氏を委員にご推薦申し上げたく、ここに提案申し上げます。

なお、各氏のご経歴につきましては、お手元に配布申し上げたとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）
ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第九十六号については、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第九十六号人權擁護委員の推薦については、これに同意することに決しました。

日程二十八 発議才四号公有水面埋立の追認についての意見について、ないし

日程才三十 発議才六号公有水面埋立についての意見について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程才二十八、発議才四号公有水面埋立の追認についての意見について、ないし日程才三十、発議才六号公有水面埋立についての意見についての三議案を一括議題といたします。

発議才四号は、四日市港才二埠頭の埋め立てに関する追認について、発議才五号は四日市港才三埠頭の工事に関する公有水面の埋め立てについて、発議才六号は霞ヶ浦背後土地の実現に関する公有水面の埋め立てについて、それぞれ

れ四日市港湾管理者の長から意見を求めてまいりましたので、本案のとおり通知しようとするものであります。

工事の内容その他については、議案添付の申請書のとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております三件につきましては、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。

これより発議才四号公有水面埋立の追認についての意見について、ないし発議才六号公有水面埋立についての意見についての三議案を一括して採決いたします。

これら三件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、発議才四号公有水面埋立の追認についての意見について、ないし発議才六号公有水面埋立についての意見についての三議案は、原案のとおり可決されました。

日程才三十一 委員会報告才八号、ないし

日程才三十四 委員会報告才十一号

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程才三十一、委員会報告才八号、ないし日程才三十四、委員会報告才十一号の四件

を一括議題といたします。

ご質疑ご意見がありましたら、発言を願います。(「なし」と呼ぶ者あり)

別段、ご質疑ご意見ありませんので、本件を各委員長の報告どおり決定いたしましたしてご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(伊藤泰一君) ご異議なしと認めます。よって、委員会報告才八号ないし委員会報告才十一号は、各委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果
九	陳情才七号	松阪市管競輪場外車券売場の曙、新正町方面への移転反対について	衛総生務	採
	陳情才八号	松阪市管競輪場外車券売場の新正町への移転反対について		採
	陳情才三七号	塩浜火葬場の復旧について	民教生育	採
	請願才四号	追分寮(引揚寮)の改築について		採
	請願才五号	市立南中学校の校舎改築について		採
請願才六号	市立ひまわり保育園改築について	採		
請願才七号	市立朝明中学校校舎改築について	採		
陳情才三一号	市立大池中学校改築について	採		

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果
九	陳情才三五号	市立山手中学校の増改築について	民教生育	採
	陳情才三六号	市立羽津小学校校舎改築促進について		採
	陳情才二七号	有線放送事業補助金の増額について		採
一〇	陳情才二七号	労働力確保について	水産道業	採
	陳情才二二号	近鉄塩浜駅西口設置並びに北楠才七号踏切について		採
	陳情才二四号	市立富洲原中学校通学路舗装について	建設	採
	陳情才二五号	十七軒町内道路舗装について		採
	陳情才二八号	塩浜地内小浜町及び御蘭町の排水施設について		採
一一	陳情才三二号	日永地内道路拡幅改良について	建設	採
	陳情才三三号	前田町地内市道開設について		採

○議長(伊藤泰一君) なお、教育民生、産業水道、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしましたして、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情才三〇号 メリノール女子学院体育館兼講堂建設補助金について

陳情才三四号 市立短期大学（三部制）の設置について

二、理由

調査研究のため

昭和四十三年九月二十日

教育民生委員会

委員長 坂上 長十郎

四日市市議会議長 伊藤 泰一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情才一六号 万古陳列ケース製作費助成について

陳情才二九号 霞ヶ浦海岸の貸ポート等の営業について

二、理由

調査研究のため

昭和四十三年九月二十日

産業水道委員会

委員長 安垣 勇

四日市市議会議長 伊藤 泰一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願才一五号 近鉄電車の高花平乗り入れについて

陳情才 三号

海蔵地区全域に対する区画整理事業の推進について

陳情才一五号

国道一号線以西の中央道両側にパーキング・メーター設置について

陳情才二六号

公道新設等について

二、理由

調査研究のため

昭和四十三年九月二十日

建設委員会

委員長

増山英一

四日市市議会議長

伊藤泰一殿

○議長（伊藤泰一君） 次に、監査委員より現金出納検査の結果報告について、報告才二十号ないし報告才二十八号の九件がまいてっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによってご了承を願います。

日程追加 緊急質問公害防止対策協議会について

○議長（伊藤泰一君） この際、おはかりいたします。公害防止対策協議会について、前川君から緊急質問の通告があります。

前川君の緊急質問に同意のうえ、この際、日程に追加し発言を許すことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、前川君の緊急質問に同意のうえ、この際、日程に追加し発言を許すことに決しました。

前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 時間経過した中で、緊急質問についてご同意をいただきましたありがとうございます。

先日、園田厚生大臣が四日市を訪問しまして、その結果、四日市の公害問題に対して見解を出しております。また具体的にはその中からいわゆる四日市の公害の一つの問題といたしまして、発生源と被害者の間のどうも対話が足りないのではないかと、こういうふうな考え方から、たいへん前向きな姿勢を出して、いわゆる四日市公害防止対策協議会の原案が出されたわけです。

これに基づきまして、三重県知事が先日新聞で発表しております委員の人選でございますが、私どもはこれを見ましていきさか納得しかねるところがあるわけです。

その中で、私どもの聞き及んでおりますところによりますと、四日市市内の代表者は市長に依頼をしたということ聞いておるわけです。

そこで、市長にお伺いするわけですが、まず私どもの見ますところ、発生源である企業十三社、まずこれにつきましては一応横に置きまして、少なくとも厚生大臣が考えておる正確な対話が必要であるとすれば、あそこに選ばれた人たちの中で個人々々について私どもはとかくは申しませんが、はたしてその対話をやりうるにふさわしい団体なり

組織なりの代表者かどうかと疑いを持たざるを得ないような人たちがいるわけです。人としては申し上げませんが、たとえば婦人代表とか、あるいは自治会代表とかいう形で出ておりますが、これが被害者の側ではっきりものを言っておるのかどうかというところは、何によって判定をされたかということです。きわめて事務的に平板的に、形式的に推薦をされてるのではないかという点につきまして、はなはだ遺憾に考えるわけです。少なくとも四日市の公害に對しまして、いろいろ個人的な見解はあるでしょうけれども、はっきりと反対を表明し、これをなくするというふうな動きを示しておるものもあるわけです。そういうところがなぜ選ばれなかったのか、その点と、それからもう一つは、この厚生大臣の見解が発表されたときに、市長は屋上屋を重ねるということで、はなはだ悲観的な、批判的な言辭が新聞で出ておりました。

したがって、基本的にこの対策協議会に対する市長の考え方と、それからもう一つ、市長が委嘱をされたと聞いております人選に對して市長の見解をただしたいと思えます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先般、園田厚生大臣が来市をされましたときに、四日市地域の公害防止対策の協議会を設置することとを言明されました。それにつきましては、まずオ一番に、公害紛争並びにそういう仲裁の役をするような委員会をぜひともつくりたいと。そうしてその委員会の人選については、知事並びに市長に相談をするということとを、私は三回伺いました。その後いろいろ時間が経過いたしましたして、大臣の発言につきましては変化もございましたし、私自身の考え方といったしましては、そのような協議会がどういう基準に基づいてそういう公害紛争であるとか、救済をする権限があ

るのか、そういう法的権限があるのかということについて疑問を持っておりまして、したがって私は民間の任意団体であるものが、そういうような法的な判断をするということも不可能でございますし、いわんや県に知事の諮問機関として公害防止審議会がございますので、そこでやれば十分ではないかと。そこへそういうような組織を吸収してやればよいのではないかという意見を申し上げたわけでございますが、大臣のほうでは、厚生省のほうではもっと国の機関も入ってさらに広い見地からそれをやりたいんだと。ですから、そういう審議会とは別個にこれを設けるという強い決意を示されました。

したがって、その人選につきましても、一応県が事務局でございますし、県から一応の人選案を持ってきて、衛生部あるいは私のところでいろいろ意見を聴かれました、そのときに私も衛生部長もいろいろわれわれの意見を県に申し上げ、県がさらにそれを厚生省と折衝して人選を選ばれたということでございます。

そうして、その費用の負担につきましても厚生省は費用の負担をせず、一応県市で折半してその費用を出すというようなことになっておると伺っております。

したがって、その人選につきましても、われわれは決定的な断を下したわけではございませんので、適当だと思ふ人を申し上げまして、そうしてただいま申し上げましたような公害紛争になっておるようなものにつきましては、ただいま公害患者の救済基金制度並びに紛争仲裁等につきましての法案が提出されようといましてありますが、そういう判定につきましては、中央公害審議会等があって、そういう判定をするわけでございますが、ただいま市で公害紛争の裁判がございますが、そういうような被害者の、裁判になっておる立場の方々を入れたいほうが私はよいのではないかと。

また、いろいろな政治的な立場のある動きにつきましても、そういう政治的な動きがないほうがよいのではないかと。

ということを考えたわけでございます。

したがって、公害防止基本法に住民の健康と並びにあわせて経済の調和のある判断をして公害防止をやりたいという趣旨でございますが、私はこの公害防止対策協議会が住民の健康、福利の増進と同時に経済の調和をはかっていくというような、融和のある協議会の運営というものが望まれるわけであって、けんけんがくがくここでかどを立ててやってみても、私は効果がないのではないかと。むしろ思うところをフランクに、お互いに意見を發表してやったほうがいいのではないかと。したがって、こういうような四日市の地域の総合的な公害防止についての協議会がございせんので、これを機会に国並びに県・市・企業、住民等がここで一堂に会して五十数名という人数は非常に多いと思いますが、こういうことが初めてでございますので、これを踏み台としてお互いの思う意見を出して、公害行政というものがさらに深く認識され、理解されればよいのではないかと考えております。

したがって、一企業が出してある公害であるとか、あるいはまた不特定多数の公害であるとか、多数の特定の企業の公害であるとか、そういうような公害の判断によらずに広く公害というものが、公害の社会悪として、また公害の経済悪としてこういうような立場から広く追及され、産業公害の是正、あるいは除去に役立つのではないかと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私、この協議会に大きな期待をかけているものではありませんけれども、いまの市長の発言では非常にも足りないといえますか、問題がたくさんあるように考えるわけです。したがって、ご注意申し上げておきたいと思えます。

と申しますのは、法的根拠の問題ですが、新しく発生した近代産業の中から出てくるこの公害というものに対して法律というものがあとからそれを追っかけるような、あるいはまだ間に合わないような状態の中でいろいろな問題が起っておるわけです。したがって、法律にあるないの問題ではなくして、やはり積極的にあらゆる手段を取って国民の健康を守る、市民の健康を守ることがまず市長の立場として必要ではないかと。

したがって、経済との調和ということは、企業においては考えられると思いますが、少なくとも市民の福祉を守り健康を守り、安全を保障する市長においてはですね、まずそこから出発しなければならぬということをはっきり銘記していただきたいと思えます。

そういう立場に立つてものを考えていった場合に、はたしてこれがいま市長の説明するようなことで足りるかどうだかということになると、全くまあ極論すればごまかしではないかと、こういうふうに考えるわけです。被害者と加害者をお互いに話し合わせて、その中で解決をしていくという努力は、そこで解決できるとはなかなか考えられないと思えますけれども、そういう努力が必要である。そうしたらはっきり被害者の立場を明示しておるものの中に加えさして、そしてそれに対してさらに学識経験者なり、あるいは地方自治体の関係者等を入れるわけですから、十分話し合いの場所としては適当なものができるんじゃないかと、ふうに考えますが、すでに市長はいまの発言の中でもうそういうものを入れておる、非常に形式的なものに最初からなっておるということについて、はなはだ残念に思うわけです。

もっと真剣に公害問題に取り組んでいただきたいことを要望しまして、終わります。

○議長（伊藤泰一君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十三年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたってご熱心にご審議をいただきました。まことに苦勞さんでございました。

午後五時十二分閉会

右、地方自治法第百二十三条第ニ項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	伊藤泰一
署名議員	川村潔
署名議員	前川辰男

昭和四十三年 四月 市市議会定例会議録正誤表

頁	行	誤	正
二二三	一五	議員退職手当	職員退職手当
三三三	一一	先かして	生かして
四二	一	三重県などど	三重県などと
五三	一〇	用を	よう
一五六	一〇	お隣の	お隣の
一七三	一七	派遣	派遣
一七六	一三	半日間	半時間
一八七	五	い〇〇〇〇り	いるやに承り
〃	六	お〇〇〇いたし	お伺いをいたし
二二八	一	実施する〇〇	実施するとい
二四六	一二	農業〇〇〇〇備事業	農業基盤整備事業
〃	一三	用排水路〇〇〇	用排水路の整備
〃	一四	で〇〇〇まして	でございまして
〃	一五	算出〇〇〇	算出されて
〃	一七	効果等〇〇〇して	効果等は算定して